

令和 8 年 旭 市 議 会 第 1 回 定 例 会 議 録 目 次

第 1 号 (2月20日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開 会	3
議長報告事項	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案上程	4
議案第 1 号 令和 8 年度旭市一般会計予算の議決について	
議案第 2 号 令和 8 年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について	
議案第 3 号 令和 8 年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について	
議案第 4 号 令和 8 年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について	
議案第 5 号 令和 8 年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について	
議案第 6 号 令和 8 年度旭市水道事業会計予算の議決について	
議案第 7 号 令和 8 年度旭市公共下水道事業会計予算の議決について	
議案第 8 号 令和 8 年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決について	
議案第 9 号 令和 7 年度旭市一般会計補正予算の議決について	
議案第 10 号 令和 7 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について	
議案第 11 号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 12 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 13 号 旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 14 号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	

議案第15号 旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第16号 旭市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第17号 旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第18号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第19号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第20号 旭市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定について	
議案第21号 旭市過疎地域持続的発展計画の策定について	
議案第22号 指定管理者の指定について（飯岡福祉センター）	
議案第23号 市道路線の認定について	
議案第24号 旭市監査委員の選任につき同意を求めることについて	
議案第25号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	
議案第26号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	
議案第27号 専決処分の承認について（令和7年度旭市一般会計補正予算）	
施政方針並びに提案理由の説明	5
議案の補足説明	18
散 会	70

第 2 号 （2月27日）

議事日程	71
本日の会議に付した事件	71
出席議員	71
欠席議員	72
説明のため出席した者	72
事務局職員出席者	72
開 議	73
議案質疑	73
会議時間の延長	160
議案第24号～議案第26号直接審議（先議）	161
予算審査特別委員会設置	162
予算審査特別委員会委員の選任	162

予算審査特別委員会議案付託	1 6 3
常任委員会議案付託	1 6 3
常任委員会陳情付託	1 6 3
散 会	1 6 4

第 3 号 (3月2日)

議事日程	1 6 5
本日の会議に付した事件	1 6 5
出席議員	1 6 5
欠席議員	1 6 5
説明のため出席した者	1 6 5
事務局職員出席者	1 6 6
開 議	1 6 7
一般質問	1 6 7
1 1 番 島 田 恒	1 6 7
4 番 常世田 正 樹	1 8 2
8 番 崎 山 華 英	2 0 0
3 番 戸 村 ひとみ	2 1 8
1 7 番 伊 藤 房 代	2 3 2
散 会	2 3 9

第 4 号 (3月4日)

議事日程	2 4 1
本日の会議に付した事件	2 4 1
出席議員	2 4 1
欠席議員	2 4 1
説明のため出席した者	2 4 1
事務局職員出席者	2 4 2
開 議	2 4 3
一般質問	2 4 3

9番 永井孝佳	243
1番 金澤雅哉	264
5番 伊藤春美	269
2番 高橋美千子	279
19番 松木源太郎	292
6番 伊場哲也	307
散会	330

第5号 (3月19日)

議事日程	331
本日の会議に付した事件	331
出席議員	331
欠席議員	332
説明のため出席した者	332
事務局職員出席者	332
開議	334
予算審査特別委員長報告	334
質疑、討論、採決	337
常任委員長報告	343
質疑、討論、採決	347
常任委員長陳情報告	352
質疑、討論、採決	353
発議案上程	354
発議第1号 保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書の提出 について	
提案理由の説明	355
質疑、討論、採決	356
事務報告	360
閉会	361

令和8年旭市議会第1回定例会会議録

議事日程（第1号）

令和8年2月20日（金曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 議長報告事項
 - 第 3 会議録署名議員の指名
 - 第 4 会期の決定
 - 第 5 議案上程
 - 第 6 施政方針並びに提案理由の説明
 - 第 7 議案の補足説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 議長報告事項
 - 日程第 3 会議録署名議員の指名
 - 日程第 4 会期の決定
 - 日程第 5 議案上程
 - 日程第 6 施政方針並びに提案理由の説明
 - 日程第 7 議案の補足説明
-

出席議員（19名）

- | | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 金 澤 雅 哉 | 2 番 | 高 橋 美千子 |
| 3 番 | 戸 村 ひとみ | 4 番 | 常世田 正 樹 |
| 5 番 | 伊 藤 春 美 | 6 番 | 伊 場 哲 也 |
| 7 番 | 平 山 清 海 | 8 番 | 崎 山 華 英 |
| 9 番 | 永 井 孝 佳 | 10 番 | 井 田 孝 |
| 11 番 | 島 田 恒 | 12 番 | 片 桐 文 夫 |
| 13 番 | 遠 藤 保 明 | 14 番 | 宮 内 保 |

15番 飯嶋正利

17番 伊藤房代

19番 松木源太郎

16番 宮澤芳雄

18番 木内欽市

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	米本 弥一郎	副市長	柴 栄 男
教育長	向後 依 明	秘書広報課長	寺 嶋 和 志
行政改革推進課長	椎 名 実	総務課長	向後 稔
企画政策課長	榎澤 茂	財政課長	池田 勝 紀
税務課長	多田 仁	市民生活課長	齋藤 邦 博
環境課長	大八木 利 武	保険年金課長	大網 久 子
健康づくり課長	黒柳 雅 弘	社会福祉課長	向後 利 胤
子育て支援課長	八馬 祥 子	こども家庭課長	石橋 康 司
高齢者福祉課長	椎 名 隆	商工観光課長	金杉 高 春
農水産課長	伊藤 弘 行	建設課長	齊藤 孝 一
都市整備課長	飯島 和 則	会計管理者	戸葉 正 和
消防長	常世田 昌 也	上下水道課長	向後 哲 浩
教育総務課長	飯島 正 寛	生涯学習課長	江波戸 政 和
スポーツ振興課長	林 甲 明	監査委員局長	杉本 芳 正
農業委員会事務局長	金谷 健 二		

事務局職員出席者

事務局長 穴澤 昭 和

開会 午前10時 0分

○議長（宮内 保） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本会議場の写真撮影を行いますので、ご了解のほどお願いしたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（宮内 保） ただいまの出席議員は19名、議会は成立しました。

これより令和8年旭市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議長報告事項

○議長（宮内 保） 日程第2、議長報告事項は、報告一覧によりご了解願います。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（宮内 保） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

3番、戸村ひとみ議員、4番、常世田正樹議員、以上の2名を指名いたします。

◎日程第4 会期の決定

○議長（宮内 保） 日程第4、これより会期についておはかりいたします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの28日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮内 保) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から3月19日までの28日間と決しました。

なお、日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長(宮内 保) 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第27号までの27議案であります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(宮内 保) 配付漏れないものと認めます。

議案の説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第5 議案上程

○議長(宮内 保) 日程第5、議案第1号から議案第27号までの27議案を一括上程いたします。

議案第 1号 令和8年度旭市一般会計予算の議決について

議案第 2号 令和8年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について

議案第 3号 令和8年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について

議案第 4号 令和8年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について

議案第 5号 令和8年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について

議案第 6号 令和8年度旭市水道事業会計予算の議決について

議案第 7号 令和8年度旭市公共下水道事業会計予算の議決について

議案第 8号 令和8年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決について

議案第 9号 令和7年度旭市一般会計補正予算の議決について

- 議案第10号 令和7年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第11号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 旭市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 旭市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定について
- 議案第21号 旭市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 議案第22号 指定管理者の指定について（飯岡福祉センター）
- 議案第23号 市道路線の認定について
- 議案第24号 旭市監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第25号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第26号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第27号 専決処分の承認について（令和7年度旭市一般会計補正予算）

◎日程第6 施政方針並びに提案理由の説明

○議長（宮内 保） 日程第6、施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 本日、ここに令和8年旭市議会第1回定例会を招集し、令和8年度一般会計、特別会計及び企業会計予算のほか、条例の制定等の案件についてご審議を願うことといたしました。

開会に当たり、旭市20周年事業及び新年度における市政運営について所信の一端を申し上げます。

本年度は、旭市20周年記念として、4月の袋公園桜まつりに始まり、8月の大相撲旭場所、2月1日に開催された旭市飯岡しおさいマラソンなど様々な事業を開催し、さらには、11月9日を「いい旭の日」として記念日に制定いたしました。また、11月には記念式典を挙行し、市内外から多くの方々に参列をいただきました。関係団体の皆様には多大なるご支援とご尽力をいただき、この場をお借りして改めて感謝を申し上げますとともに、心より御礼申し上げます。

この20年という節目の年を新たなスタートとして、次の10年、20年先の次世代へ豊かな旭をつないでいくために、今後とも市民の皆様や事業者の皆様と共に、全力を尽くしてまいります。

次に、新年度における市政運営について申し上げます。

初めに、総合戦略について申し上げます。

総合戦略については、まち・ひと・しごと創生法に基づき、急激な人口減少に歯止めをかけ、地域の活性化を図り、持続可能な社会の実現を目指すものであります。

第3期総合戦略は、国土強靱化地域計画と行政改革アクションプランとを一体化させた本市のまちづくりの指針であり、4月からは2年目に入ります。SDGsの推進やデジタル技術を効果的に活用しながら、将来都市像である「みんなで創る未来 ず〜っと大好きなまち旭 ～健康で心豊かな暮らし“ウェルビーイング”の向上～」が実現し、市民一人ひとりが健やかで幸せに満足した暮らしを送ることができるよう、全力で取り組んでまいります。

次に、重点プロジェクトのうち、令和8年度に取り組む重点施策を四つのプロジェクトに沿って申し上げます。

一つ目は、「旭ブランド創出プロジェクト」であります。

初めに、海業の推進について申し上げます。

海業については、旭市海業推進事業計画を本年3月に策定し、令和8年度には、千葉県が事業内容や区域等を決定する漁港施設等活用推進計画を策定いたします。県の推進計画策定後、事業者を公募する予定となっており、市といたしましては、引き続き参加意欲のある事業者を対象とした市場調査を行うとともに、海業の一つとして、釣り大会や直売などを試験的に開催し、市民や来訪者への事業周知に努めてまいります。

次に、園芸生産強化支援事業について申し上げます。

生産施設の整備や省力化機械の導入、A Iなどを活用したスマート農業の取組に対する千葉県補助事業に市として上乗せして補助を行い、産地力の強化や農業の高収益化に取り組んでまいります。

次に、新規就農総合支援事業について申し上げます。

国の補助制度に加え、市単独による補助事業を実施し、親元での就農者への支援や、市外からの新規就農者を積極的に受け入れるなど、農業者の確保と担い手の育成に取り組んでまいります。

次に、観光資源創出プロモーション事業について申し上げます。

本市の魅力を広く全国に発信するため、インスタグラムやユーチューブなどのSNSを活用した積極的な情報発信に加え、マスコミや旅行関連企業と連携し、景勝地や地元産品などを最大限に活用した観光資源の創出、さらには商談会等を通じて、本市を訪れることを目的とする旅行商品化にも取り組んでまいります。

次に、観光イベント事業について申し上げます。

本市では、四季折々のイベントが開催され、市内外から多くの観光客にお越しいただいております。旭の夏の風物詩である旭市七夕市民まつりや、大輪の花火が秋の夜空を彩るいいおかYOU・遊フェスティバルなど、地域の特性を生かしたイベントを中心に、元気な旭市をPRしてまいります。

次に、若者・女性の仕事づくりと雇用創出の強化、企業誘致等支援について申し上げます。

事業者のデジタル化支援事業については、専門家による伴走型の支援を通じて、業務効率化や働き方改革に直結するデジタルツールの導入を推進し、経営理念に基づいた持続的な成長を遂げられるよう支援していくとともに、引き続き多くの事業者に活用していただけるよう、事業の周知を徹底してまいります。

女性のデジタル人材育成については、本年度から実施した事業に対する受講者アンケートの意見を基に、今後はA Iの活用やウェブデザインなど、より実践的なスキルの習得を支援することで、自営型テレワーカーとしての自立と女性のデジタル分野への進出を後押ししてまいります。

企業誘致等支援事業については、市内において事業所の新設または増設などの一定の基準を満たす設備投資を行った企業に対して、税制面での優遇や雇用に対する奨励措置を講じることで、新規企業の誘致だけでなく、既存企業の事業規模拡大や市民の雇用確保についても、引き続き支援してまいります。

二つ目は、「こども・子育て応援プロジェクト」であります。

初めに、地域医療体制整備事業について申し上げます。

市民が安心して子育てできる環境づくりを推進するため、市内に小児科を開設、または診療科目として小児科を追加する医療機関に対し開業費用の一部助成を行い、引き続き小児科の誘致に取り組んでまいります。

なお、小児科・産科の医師、助産師によるオンライン医療相談については、登録者も順調に増えており、利用者から好評をいただいているところです。今後もより多くの皆様にご利用していただけるよう周知を図ってまいります。

次に、出産・育児支援について申し上げます。

こども家庭センターについては、母子保健と家庭児童分野の相談・支援を一体的に行うことにより、切れ目のない支援を目指し、子育て家庭の不安の解消に努めてまいります。

次に、特定不妊治療費助成事業について申し上げます。

不妊に悩む夫婦に対し、医療保険の対象とならない先進医療に係る費用の一部を助成し、治療に伴う経済的負担を軽減してまいります。

次に、放課後児童クラブ運営事業について申し上げます。

放課後児童クラブについては、専門的な知識と豊富な経験を持つ民間事業者を活用することで、より充実したサービスを提供し、児童・保護者が安全で安心して利用できる運営を推進してまいります。

三つ目は、「つながる地域づくりプロジェクト」であります。

初めに、移住・定住の促進について申し上げます。

本市に住みたい、住み続けたいと思う「旭のファン」を増やすため、市の魅力が伝わる情報発信とあわせて、定住促進奨励金の交付や移住に特化したウェブサイトの構築、民間企業のノウハウを活用した移住サポートセンターの運営などに取り組んでまいります。

次に、シティプロモーション推進事業について申し上げます。

本年1月に、中村雅俊監督の映画「五十年目の俺たちの旅」とタイアップしたロケツーリズム事業を実施し、市内外の多くの方に本市の魅力を効果的にアピールすることができました。今後も、公民連携による積極的なロケ誘致・支援に取り組み、撮影された作品を活用しながら、魅力的な情報を発信することでシティプロモーションを推進してまいります。

次に、ふるさと応援寄附推進事業について申し上げます。

令和7年度から、地元根差した商品開発と効果的なPRを得意とする中間事業者と契約

し、本事業を積極的に推進しております。今後は、今まで以上に特色ある返礼品の開発を進め、本市の魅力を全国に発信してまいります。

四つ目は、「“健やかで幸せな”暮らしを守るプロジェクト」であります。

初めに、保健・医療の充実について申し上げます。

がん検診事業については、がんの早期発見・早期治療につなげるため、受診しやすい検診体制の整備と、精密検査が必要となった方への確実な受診勧奨に取り組んでまいります。また、がん治療に伴う外見の変化により患者が抱える心理的及び経済的負担の軽減を図るため、がん患者アピアランスケア支援事業を新たに開始し、医療用補整具の購入等に対する助成を行うことで、社会生活の維持・向上を支援してまいります。

特定健康診査等事業については、国の制度である40歳から74歳に加え、本市独自の取組として、国民健康保険に加入している35歳から39歳の方を対象に含めた健康診断を実施しているところですが、4月からは対象年齢を19歳まで引き下げ、若年層の生活習慣病予防対策の充実を図ってまいります。

感染症予防対策事業については、乳幼児におけるRSウイルス感染症予防を目的とした、妊婦への母子免疫ワクチン接種が本年4月から定期接種となることから、本市においても円滑な接種につながるよう周知啓発に努めてまいります。

次に、震災復興・津波避難道路整備事業について申し上げます。

飯岡地域の横根三川線については、県道飯岡片貝線から国道126号までの区間で供用を開始しておりますが、残りの区間についても早期の完成を目指し、引き続き事業を進めてまいります。

次に、2050ゼロカーボンシティの推進について申し上げます。

令和7年6月2日に「ゼロカーボンシティあさひ」を宣言し、ホームページ等で啓発を行い、脱炭素社会の実現に向けて意識の醸成を図っているところです。引き続き、環境との共生とカーボンニュートラルに向けた取組を推進してまいります。

次に、令和8年度の基本施策の概要を、総合戦略に掲げた四つの基本目標に沿って申し上げます。

一つ目は、「魅力ある雇用を創出し、安心して働けるまちづくり」であります。

初めに、農水産業の振興について申し上げます。

全国豊かな海づくり大会については、令和9年に開催される第46回大会に向けて各種準備を進めていくほか、大会推進委員会や千葉県、関係機関と連携し、機運の醸成や情報発信に

努めてまいります。

水田農業構造改革推進事業については、国際情勢に左右されない飼料用米等への転換を図り、地域の畜産農家と結びついた耕畜連携の取組を推進しております。主食用米の価格上昇の影響により、飼料用米等の取組面積が減少しているところではありますが、飼料用米を中心とした戦略作物の定着を支援し、再生産可能な米価の維持と水田農業の経営安定を図ってまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

商店街活性化推進事業については、市内の空き店舗活用や後継者の育成、各商店街が実施するイベントなどの商業活性化に向けた取組を支援してまいります。また、実店舗での開業を目指す者に対し、大規模小売店舗内での試験的な短期出店費用の助成を新たに開始し、新規出店の支援を拡充いたします。

二つ目は、「結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが生きがいを持てるまちづくり」であります。

初めに、スポーツの振興について申し上げます。

あさひスポーツフェスティバルは、10月に市内複数のスポーツ施設で開催いたします。家族や友人と一緒に、子どもから高齢者まで幅広い世代を対象とした体験型スポーツを実施し、一体感の醸成を図り、市民の健康保持・増進につなげてまいります。

また、本年から防災フェアを同時開催し、防災とスポーツを組み合わせ、防災を身近に感じながら、いざというときに役に立つ知識と技術を学ぶことができる防災スポーツなどを通じて、誰もが楽しく実感を持って防災に触れられる機会を提供します。同時開催することで、スポーツと防災を気軽に楽しみ、市民の健康増進と防災意識向上の相乗効果を期待し、健康で災害に強いまちづくりを推進してまいります。

パラ卓球ナショナルチームの合宿については継続して受入れを予定しており、世界トップクラスの選手からの技術指導や交流試合などを通して、共生社会への理解を促進してまいります。

次に、子育て支援の充実について申し上げます。

乳幼児健康診査事業については、子どもの発達上の課題を早期に発見し、就学への円滑な準備につなげるため、これまでの乳幼児健康診査に加え、5歳児健康診査を新たに開始いたします。これにより、子どもと保護者が安心して就学を迎えられるよう、関係機関と連携を図りながら支援を一層手厚くしてまいります。

保育所統合整備事業については、日の出保育所・とみうら保育所の統合に伴う日の出保育所の改修工事は、本日工事が完了いたします。今後、完成検査を行い、4月1日からの保育が実施できるよう準備を進めてまいります。

ゆたか保育所の解体撤去工事については、3月中旬に完了予定であり、順調に進捗しております。また、まんざい保育所については、昨年11月に園舎の屋根が一部落下したことにより、現在、古城保育所で合同保育を行っているところです。4月1日から古城保育所と統合する予定であり、関連議案を本定例会に提案し、審議をお願いしております。

次に、学校教育の充実について申し上げます。

ひかた椿小学校については、令和9年4月の開校に向けて、学校運営などの具体的な協議や校舎などの施設改修を進めてまいります。海上地域小学校については、統合校となる嚶鳴小学校の改修工事に向けた実施設計業務やプールの解体工事を予定しております。

北統合中学校については、本年1月に代表者会議を設置し、今後は学校再編の可否のほか、統合校の位置、開校時期、名称について調査審議を進めていただきます。

また、新たに矢指小学校と富浦小学校を対象とした旭地域南小学校の再編について、各小学校に地域検討会議を設置し、協議を進めていく予定です。

今後も、将来を展望した適正規模・適正配置を考慮するとともに、保護者や地域の皆様と合意形成を図りながら学校再編を進めてまいります。

次に、芸術文化の振興・伝統文化の保存について申し上げます。

国指定文化財の大原幽学遺跡史跡公園については、整備基本計画に基づき、雨水排水対策として排水整備や急傾斜地の保全工事、公園北側駐車場等の整備を進めてまいります。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

地域の文化・スポーツ団体等が行う中学校休日部活動の地域移行の推進については、本年9月のスタートに向けて準備を進めているところです。地域移行に当たっては、これまで学校の部活動が担ってきた教育的意義と役割を継承しつつ、子どもたちの多様な活動体験の機会の確保と、将来にわたり継続できる環境の整備に努めてまいります。

三つ目は、「ひとの定着・還流・移住の流れをつくり、人々が集いつながるまちづくり」であります。

初めに、交流の促進について申し上げます。

幽学の里で米づくり交流事業については、大原幽学先生ゆかりの水田を活用し、市民と都市住民が米作り体験などを通じて農業の魅力を感じていただくとともに、本市の豊富な農畜

水産物のPRを図ってまいります。

スポーツ交流については、世界ユース卓球選手権大会日本代表選手選考会やぼるぼろ、旭市飯岡しおさいマラソン大会などを通じて、本市の知名度アップと都市住民等との交流を深めてまいります。

次に、旭市イメージアップキャラクター活用事業について申し上げます。

本市のイメージアップキャラクターである「あさピー」は幅広い年齢層に人気があり、イベントへの参加やSNSを通して観光情報などのPRに活躍しております。1月には、私もあさピーと一緒に職員募集動画をInstagramに投稿し、閲覧数が12万回を超える反響を集めたところであり、今後も、あさピーを活用した本市の情報発信に取り組んでまいります。

次に、安全で快適な道路の整備について申し上げます。

南堀之内バイパス整備事業については、3月中旬の全線供用開始を予定しております。谷丁場遊正線整備事業については、銚子連絡道路インターチェンジに接続する都市計画道路谷丁場遊正線の延伸整備に向けて、測量及び設計を行っているところです。引き続き、関係機関と協議を図りながら事業を進めてまいります。

次に、安全・安心な水の供給について申し上げます。

水道事業については、旭市水道事業ビジョンに基づき、基幹管路及び基幹施設の耐震化を進め、安全・安心な水道水を供給してまいります。

次に、居住環境の充実について申し上げます。

都市計画については、将来にわたり安全で秩序ある良好なまちづくりを推進するため、市全域を都市計画区域とする見直しを進めているところであり、千葉県との協議も順調に進んでおります。最終的な決定の時期は、千葉県の都市計画の見直し時期と重なったことから本年夏頃となる予定で、千葉県都市計画審議会等を経て決定される見込みとなっております。

公共下水道及び農業集落排水については、経営戦略に基づき、適正な施設の維持管理を続け、暮らしやすい居住環境の確保に努めてまいります。

冠水対策排水整備事業については、旭地域イ地区の排水整備が本年度末で事業完了となる予定です。また、旭地域ハ地区及び海上地域後草地区の2地区についても、浸水被害の解消や緩和を図るため計画的に事業を進めてまいります。

四つ目は、「将来にわたって元気な地域をつくり、安全・安心で暮らしやすいまちづくり」であります。

初めに、保健・医療の充実について申し上げます。

滝郷診療所については、今後の常勤の医師が招聘できたことから、現在、4月からの診療体制について調整を図っているところです。今後も充実した地域医療を提供し、市民の健康維持・増進に貢献するとともに、健全な運営に努めてまいります。

次に、地域包括ケアシステムの推進について申し上げます。

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援サービスを切れ目なく提供するための地域包括ケアシステムの充実を図るとともに、高齢化により増加する認知症の人や、その家族への早期支援を行ってまいります。

次に、障害者福祉の充実について申し上げます。

障害のある人が住み慣れた地域で自立し、安心して暮らしていけるよう、引き続き必要な方が必要なサービスを受けられる体制を確保するとともに、それぞれに合った在宅生活や日中活動、地域生活サービスなどの障害者福祉施策を推進してまいります。

次に、消防・防災力の強化について申し上げます。

消防施設整備事業については、新町地先にある老朽化した防火水槽を解体し、地上型耐震性貯水槽を設置することで、火災発生時の迅速な消火体制を確保いたします。

消防車両整備事業については、老朽化し機能低下した消防署配備の指揮車を更新し、消防・防災力の強化に取り組んでまいります。

次に、消費者の保護について申し上げます。

消費者保護対策については、成年年齢の引下げや悪質な詐欺商法など、多様化する消費者トラブル等に対応するため、消費生活相談員のスキルアップに向けた各種研修の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化し、消費生活センターにおける相談体制のさらなる充実に努めてまいります。

次に、廃棄物の減量化と資源の有効活用について申し上げます。

ごみの減量化推進事業については、廃棄物の発生を抑制し、限りある資源を有効的に活用する循環型社会の実現に向け、今後も市民や事業者の皆様によるごみの減量化や3Rの取組を支援してまいります。

次に、自然環境の保全について申し上げます。

洋上風力発電の推進については、自然エネルギーの有効活用を推進するため、令和7年10月に「準備区域」として整理された旭市沖の海域について、早期の「促進区域」としての指定に向けて、関係機関と協力して取り組んでまいります。

次に、飼い主のいない猫の対策について申し上げます。

これまで本市では、望まない繁殖の防止や遺棄防止のため、飼い犬や飼い猫の不妊・去勢手術費用の一部を助成してまいりましたが、飼い主のいない猫による生活環境被害を防止するため、新たに対象を拡充し、飼い主のいない猫についても手術費用の助成を行い、市民の良好な生活環境の保全とともに、動物愛護思想の普及に努めてまいります。

次に、行政改革の推進について申し上げます。

行政改革の推進については、第5次旭市行政改革アクションプランを指針として、将来にわたって持続可能な行財政運営基盤の確立が図れるよう、事業の必要性と効果を検証するなど、職員一丸となり取り組んでまいります。

自主財源の安定的な確保については、税を中心とした債権の回収を積極的に取り組んでまいります。市民負担の公平性を確保するため、債権所管課相互の連携を図りながら、徹底した収納業務に努めてまいります。

自治体DXについては、国の自治体DX推進計画の方針を踏まえ、第3期総合戦略をはじめとした各種計画等を下支えする分野横断的な市の取組方針として、旭市DX推進計画を策定いたしました。少子高齢化や人口減少という厳しい状況の中でも、自治体としての機能を維持し、持続可能な市民サービスを提供していくために、市民・産業・行政の三つの視点から、本市のDXを推進してまいります。

公共施設については、旭市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、類似施設の統廃合等により最適な配置を進めていくとともに、機能停止等の未然防止や更新費用の平準化を図るため、予防保全と長寿命化に取り組んでまいります。

また、未利用市有財産については、売却処分または民間事業者による活用を進め、管理経費の節減と財源の確保を図ってまいります。

次に、国の地方創生臨時交付金を活用した支援策について申し上げます。

「強い経済を実現する総合経済対策」を踏まえ、本市独自の支援策として、全市民に1人当たり1万1,500円の給付とプレミアム率20%付商品券の発行、さらには水道基本料金2か月分の減免の3事業を予定しております。

次に、令和8年度予算編成方針について申し上げます。

本市の財政状況は、令和7年度も引き続き健全な財政状況を維持しておりますが、物価高騰の継続や、人事院勧告に基づく人件費の増などに伴い、経常的経費が増加しており、財政調整基金の繰入れも増加傾向にあることから、財政状況は年々厳しさを増している状況であ

ります。

令和8年度の歳入は、雇用・所得環境の改善や、景気が緩やかながら回復基調にあることから、市税の増収が期待できるものの、物価上昇の継続や米国の通商政策などの世界情勢が景気を下押しする可能性もあることから、先の見通しは不透明であり、依然として予断を許さない状況であります。

一方、歳出においては、少子高齢化に伴う社会保障関係費の増加や老朽化が進むインフラ、公共施設等の維持更新にかかる支出の増加、物価高騰の継続による経常的経費の増加などが引き続き想定されることから、以前にも増して財政負担が避けられない状況であります。

このような状況を踏まえ、令和8年度の予算編成に当たっては、社会情勢や国の動向、市民ニーズを的確に捉えながら、必要な事業を見極め、最も効果的・効率的な手法を選択し、事業の総量の最適化を進め、「チーム旭でまちづくり」の理念の下、市民一人ひとりが健やかで幸せに満足した暮らしを送ることができ、ずっと住み続けたいと思ってもらえるまちづくりを持続的に行い、将来世代に責任を持って引き継いでいくための予算編成方針としたところです。

この予算編成方針に基づき、将来都市像である「みんなで創る未来 ず〜っと大好きなまち旭 ～健康で心豊かな暮らし“ウェルビーイング”の向上～」の実現を目指して、一般会計の予算を328億2,000万円としたものであります。

特別会計は、病院事業債管理、国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護保険事業で192億2,000万円、企業会計は、水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業で39億7,824万8,000円となり、市全体の当初予算の規模を560億1,824万8,000円としたところであります。

続いて、本議会に提案いたしました各議案の提案理由について申し上げます。

議案第1号は、令和8年度旭市一般会計予算の議決についてでありまして、予算の規模は、歳入歳出それぞれ328億2,000万円とするものであります。

歳入の主なものは、1款市税に82億2,247万7,000円、10款地方交付税に96億7,000万円、14款国庫支出金に43億1,680万円、15款県支出金に23億6,459万3,000円、21款市債に16億2,900万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものは、2款総務費に41億5,905万1,000円、3款民生費に117億725万8,000円、4款衛生費に43億7,527万6,000円、6款農林水産業費に10億5,421万2,000円、8款土木費に21億175万1,000円、9款消防費に12億8,950万7,000円、10款教育費に37億3,989万1,000円、12款公債費に35億4,516万3,000円を計上したところであります。

議案第2号は、令和8年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決についてでありまして、予算規模を歳入歳出それぞれ38億4,500万円とするものです。

議案第3号は、令和8年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を歳入歳出それぞれ事業勘定で80億3,400万円、施設勘定で8,100万円とするものであります。

議案第4号は、令和8年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を歳入歳出それぞれ10億7,200万円とするものであります。

議案第5号は、令和8年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を歳入歳出それぞれ61億8,800万円とするものであります。

議案第6号は、令和8年度旭市水道事業会計予算の議決についてでありまして、事業収益を17億1,096万2,000円と予定いたしました。

議案第7号は、令和8年度旭市公共下水道事業会計予算の議決についてでありまして、事業収益を5億8,099万2,000円と予定いたしました。

議案第8号は、令和8年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決についてでありまして、事業収益を9,305万円と予定いたしました。

議案第9号は、令和7年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ18億9,800万円を追加し、予算の総額を376億3,500万円とするものであります。

議案第10号は、令和7年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出それぞれ1億5,100万円を追加し、予算の総額を61億4,200万円とするものであります。

議案第11号は、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、猟友会及び地元住民による「旭市鳥獣被害対策実施隊」を設置するに当たり、所要の改正を行うものであります。

議案第12号は、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号は、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づく地域手当の支給率の改定などに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第14号は、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、子ども・子育て支援金制度が創設され、令和8年4月1日に地方税法の一部改正が施行されること等に伴い所要の改正を行うものです。

議案第15号は、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、保育所の統合に伴い所要の改正を行うものであります。

議案第16号は、旭市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、長寿祝金の受給資格者及び祝金の額の見直しに当たり、所要の改正を行うものであります。

議案第17号は、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、妊産婦付加金制度を廃止するため所要の改正を行うものであります。

議案第18号は、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、老朽化した双葉団地の一部を用途廃止することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第19号は、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第20号は、旭市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定についてでありまして、根拠法令である地方青少年問題協議会法の要件が緩和され、当協議会の役割の機能重複等により条例を廃止するものです。

議案第21号は、旭市過疎地域持続的発展計画の策定についてでありまして、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づき策定した現計画が、令和8年3月末をもって計画期間が終了するため、次期市町村計画を新たに策定するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

議案第22号は、指定管理者の指定についてでありまして、飯岡福祉センターの指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

議案第23号は、市道路線の認定についてでありまして、開発行為による2路線を認定するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

議案第24号は、旭市監査委員の選任につき同意を求めることについてでありまして、現委員のうち識見を有する委員として選任した委員1名の任期が本年3月31日をもって満了となるため、後任の委員を選任するに当たり議会の同意を求めるものであります。

私は、宮内敏之氏が適任であると考え、提案するものであります。

議案第25号及び議案第26号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち、令和8年6月30日をもって任期満了となる委員の後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

私は、金杉光信氏及び平山保幸氏が適任であると考え、提案するものであります。

議案第27号は、専決処分の承認についてでありまして、令和7年度旭市一般会計補正予算（第5号）について、衆議院の解散に伴う選挙執行経費について専決処分を行ったため、その承認を求めるものであります。

以上、新年度を迎えるに当たり市政運営に対する基本的な考え方をお示しし、重点的に取り組む施策の概要とともに、今回提案いたしました各議案の趣旨をご説明いたしました。

詳しくは事務担当者から説明し、またご質疑に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮内 保） 施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

会議は途中ですが、ここで11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時 0分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7 議案の補足説明

○議長（宮内 保） 日程第7、議案の補足説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 池田勝紀 登壇）

○財政課長（池田勝紀） 議案第1号、令和8年度旭市一般会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

1ページ目をお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を328億2,000万円と定めるもので、対前年度13億8,000万円、4.0%の減となりました。

第2条の債務負担行為、第3条の地方債につきましては、後ほど説明いたします。

第4条は、一時借入金の限度額を20億円と定めるものです。

第5条は、歳出予算中、各項の間で流用できる経費を、給料、職員手当等及び共済費と定めるものです。

9ページをお願いします。

第2表、債務負担行為です。

表の一番上、農業近代化資金利子補給から一番下のスクールバス運行業務委託料まで11項目ございまして、それぞれ記載のとおり、期間と限度額を設定するものです。

10ページをお願いいたします。

第3表、地方債です。

起債の目的と限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものです。

一番下の計になります。総額として16億2,900万円を計上しております。

11ページをお願いいたします。

ここからは一般会計予算に関する説明書に沿って説明いたします。

15ページをお願いします。

歳入になります。予算の内容について、前年度と比較しながら主なものを説明いたします。

1款市税のうち、1項1目個人市民税は34億8,306万円、対前年度比7.9%の増を見込みました。

2目法人市民税は3億4,907万3,000円、対前年度比2.1%の減を見込みました。

2項1目固定資産税は32億9,594万5,000円、対前年度比2.3%の増を見込みました。

16ページをお願いいたします。

中段になります。3項軽自動車税のうち、1目環境性能割は296万2,000円、対前年度比80.9%の減を見込みました。減の要因は、環境性能割が廃止となることによるものです。

2目種別割は2億5,422万円、対前年度比2.3%の増を見込みました。

4項1目市たばこ税は5億5,545万9,000円、対前年度比0.9%の増を見込みました。

17ページをお願いします。

下のほうになります。2款地方譲与税です。この2款地方譲与税から11款交通安全対策特別交付金までは、国の地方財政計画や県の推計などを考慮して予算額を見込んでおります。

主なものを申し上げます。

2款1項1目地方揮発油譲与税は5,500万円、対前年度比27.6%の減を見込みました。減の要因は、当分の間税率、いわゆる暫定税率が廃止となることによるものです。なお、廃止による減収分につきましては、後ほど説明いたします地方特例交付金で補填されます。

一番下になります。2項1目自動車重量譲与税は2億6,900万円、対前年度比6.7%の増を見込みました。

18ページをお願いいたします。

中段やや下になります。3款1項1目利子割交付金は3,300万円、対前年度比450.0%の増を見込みました。増の要因は、県の推計に基づくものになりますが、預貯金の金利の上昇を見込んだことによるものです。

一番下になります。4款1項1目配当割交付金は8,300万円、対前年度比50.9%の増を見込みました。増の要因は、県の推計に基づくものになりますが、株式等の配当の増を見込んだことによるものです。

19ページをお願いいたします。

中段やや下になります。7款1項1目地方消費税交付金は18億8,600万円、対前年度比5.5%の増を見込みました。

一番下になります。8款1項1目環境性能割交付金は1,000円、対前年度比99.9%の減を見込みました。減の要因は、環境性能割が廃止となることによるものです。なお、廃止による減収分につきましては、次に説明いたします地方特例交付金で補填されます。

20ページをお願いします。

一番上、9款1項1目地方特例交付金は1億2,600万円、対前年度比152.0%の増を見込みました。増の要因は、先ほど説明いたしました地方揮発油譲与税と環境性能割の減収補填分によるものです。

10款1項1目地方交付税は96億7,000万円、対前年度比3.4%の増を見込みました。内訳については、説明欄1、普通交付税は地方財政計画の伸びなどから、85億2,000万円、対前年度2億5,000万円の増を見込み、説明欄2、特別交付税は11億5,000万円、対前年度7,000万円の増を見込みました。

続いて一番下、12款分担金及び負担金です。

21ページをお願いします。

上のほうになります。1項2目衛生費負担金は5,630万7,000円で、対前年度比26.8%の増となっております。増の主な要因は、一番右、説明欄2、廃棄物収集運搬費用負担金の増によるものです。

続いて、13款使用料及び手数料です。

1項3目衛生使用料は1,913万9,000円で、対前年度比44.3%の増となっております。

一番下、4目農林水産業使用料は91万7,000円で、対前年度比78.8%の増となっております。

22ページをお願いいたします。

一番上、5目商工使用料は1,646万6,000円で、対前年度比22.5%の増となっております。

7目教育使用料は724万6,000円で、対前年度比20.7%の増となっております。使用料の増の主な要因は、使用料の改定に伴うものになります。

23ページをお願いします。

一番下になります。14款国庫支出金です。

1項1目民生費国庫負担金は28億6,048万6,000円で、対前年度比2.6%の減となっております。

次のページになります。

中段の左右、中ほどになります。減の主な要因は、3節児童福祉費国庫負担金の右、説明欄2、児童手当負担金の減などによるものです。

下のほうになります。2項1目総務費国庫補助金は1億3,366万2,000円で、対前年度比66.3%の減となっております。減の主な要因は、右側説明欄4、デジタル基盤改革支援補助金において、前年度にありました自治体情報システムの標準化に係る部分がなくなったことによる減などです。

一番下、2目民生費国庫補助金は9億914万4,000円で、対前年度比10.2%の増となっております。

次のページをお願いします。

増の要因は、左右中ほど2節児童福祉費国庫補助金の右側、説明欄3、子どものための教育・保育給付交付金の増などによるものです。

下のほうになります。5目土木費国庫補助金は1億3,918万4,000円で、対前年度比26.3%の減となっております。

26ページをお願いいたします。

一番上、7目教育費国庫補助金は2億23万5,000円で、対前年度比3.3%の減となっております。

27ページをお願いします。

続きまして、15款県支出金です。

一番下、2項2目民生費県補助金は3億5,306万1,000円で、対前年度比34.6%の減となっ

ております。

次のページになります。減の主な要因は、左右中ほど、2節老人福祉費県補助金の右側、説明欄4、介護施設等整備事業交付金の減などによるものです。

一番下、4目農林水産業費県補助金は3億7,319万8,000円で、対前年度比11.3%の増となっております。

次のページをお願いします。

増の主な要因は、一番右、説明欄の11、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費補助金の増などによるものです。

7目消防費県補助金は80万7,000円で、対前年度比87.7%の減となっております。減の主な要因は、一番右、説明欄の2、千葉県地域防災力充実・強化補助金の減などによるものです。

一番下、8目教育費県補助金は1億6,879万1,000円で、対前年度比9.8%の減となっております。減の主な要因は、前年度にありました児童・生徒のタブレット端末購入に係る補助金がなくなったことによる減です。

30ページをお願いします。中段やや上になります。

3項1目総務費委託金は1億2,028万8,000円で、対前年度比34.2%の減となっております。減の主な要因は、左右中ほど、4節選挙費委託金で、前年度にありました参議院議員選挙費委託金がなくなったことや、その次の5節統計調査費委託金で、前年度にありました国勢調査費委託金がなくなったことによる減です。

33ページをお願いします。

続いて、16款財産収入です。

一番上、2項1目不動産売払収入は42万9,000円で、対前年度比96.1%の減となっております。これは、一番上、説明欄1、土地売払収入の減によるものです。

続いて、中段の17款寄附金です。

1項1目総務費寄附金は3億6,200万円で、対前年度比28.3%の減となっております。これは、説明欄1、ふるさと応援寄附金の見込みの減によるものです。

34ページをお願いします。

続いて、18款繰入金です。

基金からの繰入金について主なものを申し上げます。

一番上、2項1目財政調整基金繰入金は5億800万円、前年度比62.4%の減となっております。

ます。

2目減債基金繰入金は5億円で計上しております。公債費負担の平準化を図るため、令和8年度初めて繰入れを行うものになります。

6目ふるさと応援基金繰入金は3億7,000万円、対前年度54.2%の増となっております。

7目道の駅整備基金繰入金は886万円で計上しております。道の駅季楽里あさひの改修工事のため、令和8年度初めて繰入れを行うものになります。

35ページをお願いします。

19款1項1目繰越金は4億円で、対前年度比20.0%の減となっております。

38ページをお願いいたします。

中段になります。21款市債です。

1項2目民生債は8,070万円で、対前年度比57.0%の減となっております。これは、一番右、説明欄1、児童福祉施設改修事業債において、前年度にありました、とみうら保育所と日の出保育所の統合に伴う、日の出保育所の改修に係る分がなくなったことによる減です。

39ページをお願いいたします。

5目土木債は3億5,940万円で、対前年度比61.3%の減となっております。減の主な要因は、令和7年度で合併特例債の発行が終了したことに伴う冠水対策排水整備事業債の減や、前年度にありました蛇園南地区排水路整備事業債や、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業債がなくなったことによる減です。

6目消防債は4,900万円で、対前年度比94.9%の減となっております。減の主な要因は、前年度にありました救助工作車の更新に係る分や防災行政無線の整備に係る分がなくなったことによる減です。

7目教育債は8億6,030万円で、対前年度比193.9%の増となっております。これは左右中ほど、2節小学校債の説明欄1、小学校大規模改造事業債におけるひかた椿小学校の大規模改造工事分の増などによるものです。

市債の合計は16億2,900万円で、対前年度10億8,620万円、40.0%の減となっております。

以上で歳入の説明を終わります。

42ページをお願いいたします。

歳出について、前年度と比較しながら主なものを説明いたします。

1款1項1目議会費は2億2,503万8,000円で、対前年度比1.8%の増となっております。

飛びまして、58ページをお願いいたします。

2款総務費です。

一番下になります。1項6目財産管理費は3億606万2,000円で、対前年度比337.6%の増となっております。

60ページをお願いします。

増の主な要因は、一番右、説明欄の3、減債基金積立金において令和8年度の普通交付税の算定費目に新設されました臨時財政対策債償還基金費の分を積立てすることによるものです。

7目企画費は7億2,886万9,000円で、対前年度比22.5%の減となっております。

次のページをお願いします。

一番右下になります。減の主な要因は、説明欄4、ふるさと応援寄附推進事業と、63ページをお願いします。一番右下になります説明欄7、ふるさと応援基金積立金がふるさと応援寄附の見込みの減により、減となったことなどによるものです。

続いて、64ページをお願いいたします。

8目電子計算費は3億9,224万1,000円で、対前年度比35.4%の減となっております。減の主な要因は、右側、説明欄2、電算システム運用事業において、前年度にありました自治体情報システムの標準化に係る費用がなくなったことによるものです。

また少し飛びまして、70ページをお願いします。

11目諸費は3,148万9,000円で、対前年度比35.5%の減となっております。減の主な要因は、前年度にありました旭市20周年記念事業がなくなったことによる減です。

また飛びまして、82ページをお願いします。

中段やや下になります。5項2目委託統計調査費は399万2,000円で、対前年度比89.3%の減となっております。減の主な要因は、前年度にありました5年に一度の国勢調査がなくなったことによる減です。

また飛びまして、91ページをお願いします。

3款民生費です。

1項2目障害者福祉費は20億2,884万6,000円で、対前年度比7.2%の増となっております。

またすみません飛びまして、101ページ、2項3目生活支援費は4,141万8,000円で、対前年度比83.6%の減となっております。減の主な要因は、前年度にありました地域密着型サービス拠点等整備事業がなくなったことによる減です。

104ページをお願いします。

3項1目児童福祉総務費は16億3,772万2,000円で、対前年度比10.5%の増となっております。増の主な要因は、107ページをお願いします。

右上になります。説明欄10、新規事業の乳児等通園支援事業や、また飛んで111ページ、中段になります。説明欄19、新規事業の民間教育・保育施設改築等事業の増などによるものです。

114ページをお願いします。

3目児童措置費は11億3,629万円で、対前年度比12.4%の減となっております。減の要因は、右側、説明欄1、児童手当給付事業で子どもの数が減少したことによる減です。

115ページをお願いします。

5目障害児福祉費は3億7,167万9,000円で、対前年度比23.8%の増となっております。増の主な要因は、右側、説明欄1、障害児通所支援事業の増によるものです。

一番下、6目保育所費は23億1,240万8,000円で、対前年度比1.6%の増となっております。飛びまして、126ページをお願いします。

4款衛生費です。

1項1目保健衛生総務費は26億4,173万1,000円で、対前年度比2.6%の増となっております。

131ページをお願いいたします。中段の右側になります。増の主な要因は説明欄12、旭中央病院負担金の増などによるものです。

2目予防費は3億3,738万8,000円で、対前年度比8.4%の減となっております。

135ページをお願いします。

減の主な要因は、説明欄7、感染症予防対策事業の減によるものです。

少し飛びまして、141ページをお願いいたします。

4目環境衛生費は10億1,617万3,000円で、対前年度比5.5%の減となっております。

145ページになります。

減の主な要因は、中段やや下の右側、説明欄9、火葬場運営事業において、前年度にありました空調設備の更新などの改修工事がなくなったことなどによるものです。

続いて152ページをお願いします。

5款労働費です。

1項1目労働諸費は699万2,000円で、対前年度比4.0%の増となっております。

157ページをお願いします。

6款農林水産業費です。下になります。

1項2目農業総務費は2億2,818万2,000円で、対前年度比11.4%の増となっております。

159ページをお願いします。増の主な要因は、右側、説明欄4、道の駅季楽里あさひ管理費で改修工事があることによる増などです。

一番下、3目農業振興費は2億6,847万4,000円で、対前年度比30.7%の減となっております。

161ページをお願いします。

中段やや下になります。減の主な要因は、説明欄4、水田農業構造改革推進事業の減や、次のページをお願いします。説明欄7、園芸生産強化支援事業の減などによるものです。

164ページをお願いします。

中段やや下、4目畜産振興費は1億237万5,000円で、対前年度比67.5%の増となっております。

次のページをお願いします。

増の主な要因は、中段の右側、説明欄4、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業の増などによるものです。

168ページをお願いします。

2項1目林業総務費は3,659万4,000円で、対前年度比28.5%の増となっております。

次のページをお願いします。

右下になります。増の主な要因は、説明欄4、有害鳥獣駆除事業の増などによるものです。

170ページをお願いします。

下になります。3項1目水産業総務費は6,557万8,000円で、対前年度比48.4%の減となっております。

172ページをお願いします。中段やや下になります。

減の主な要因は、説明欄7、漁業振興基金積立金において、洋上風力発電事業撤退に伴い、出捐金がなくなったことによる減などです。

177ページをお願いします。

7款商工費です。

1項2目商工振興費は1億6,170万7,000円で、対前年度比4.7%の減となっております。

次のページをお願いします。

減の主な要因は、上のほう、説明欄5、商業活性化推進事業の減などによるものです。

180ページをお願いします。

3目観光費は1億3,129万1,000円で、対前年度比6.1%の減となっております。

183ページをお願いします。

右下になります。減の主な要因は、説明欄4、観光イベント事業で、前年度にありました七夕市民まつりやYOU・遊フェスティバルへの補助金の、20周年記念分の上乗せがなくなったことなどによるものです。

少し飛びまして、190ページをお願いします。

8款土木費です。一番下になります。2項3目道路新設改良費は5億6,954万3,000円で、対前年度比50.7%の減となっております。

次のページになります。

中段やや上になります。減の主な要因は、説明欄2、道路新設改良事業の減や、下に行きまして、説明欄3、冠水対策排水整備事業の減、前年度までありました蛇園南地区排水路整備事業や、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業がなくなったことによる減などです。

続いて192ページをお願いします。

一番下になります。4目橋梁維持費は1億1,951万5,000円で、対前年度比98.2%の増となっております。増の要因は、右側、説明欄1、橋梁長寿命化修繕事業における駒込橋の改修工事などに伴う増によるものです。

次のページ、193ページをお願いします。

3項1目都市計画総務費は1億558万5,000円で、対前年度比47.1%の減となっております。減の主な要因は、右側、説明欄2、都市計画総務事務費において、前年度までありました都市計画見直し業務がなくなったことによる減などです。

また少し飛びまして、204ページをお願いします。

9款消防費です。

1項1日常備消防費は11億8,173万2,000円で、対前年度比19.5%の減となっております。

206ページをお願いします。

中段右側になります。減の主な要因は、説明欄4、消防車両整備事業において、前年度にありました救助工作車の更新がなくなったことや、その下、説明欄5、消防広域化・共同化基盤整備事業の減などによるものです。

2目非常備消防費は6,789万4,000円で、対前年度比28.7%の減となっております。減の主な要因は、前年度にありました消防団車両整備事業がなくなったことによる減です。

209ページをお願いします。

3目災害対策費は3,988万1,000円で、対前年度比93.1%の減となっております。

211ページをお願いします。

減の主な要因は、説明欄3、防災行政無線等整備事業において、前年度で防災無線の改修工事が完了したことによる減です。

214ページをお願いします。

10款教育費です。下になります。1項2目事務局費は4億2,643万2,000円で、対前年度比39.8%の減となっております。

少し飛びまして、220ページをお願いします。

中段になります。減の主な要因は、説明欄11、教育の情報化推進事業において、前年度にありました小・中学校の児童・生徒のタブレット端末の更新がなくなったことによる減です。

222ページをお願いします。

下になります。2項小学校費の1目学校管理費は12億1,382万2,000円で、対前年度比67.4%の増となっております。

225ページをお願いします。

一番右下になります。増の主な要因は、説明欄4、小学校統合整備事業によるもので、ひかた椿小学校の大規模改造工事や、(仮称)海上地域小学校の大規模改造工事の実施設計などによる増です。

また少し飛びます。236ページになります。

下になります。4項1目社会教育総務費は2億3,222万3,000円で、対前年度比11.6%の増となっております。

241ページをお願いします。

増の主な要因は、右側、説明欄9、部活動地域クラブ運営事業の民間委託に伴う増などによるものです。

またちょっと飛びまして、248ページをお願いします。

下のほうになります。6目公民館費は1億582万7,000円で、対前年度比33.4%の減となっております。減の主な要因は、右側、説明欄2、海上公民館管理費において、前年度にありましたホールの空調設備の更新工事がなくなったことなどによるものです。

少し飛びまして、255ページをお願いします。

一番下になります。9目大原幽学記念館費は1億8,184万9,000円で、対前年度比69.7%の

増となっております。

259ページをお願いいたします。

中段、右側になります。増の主な要因は、説明欄5、大原幽学遺跡史跡公園整備事業における排水・斜面保全等整備工事や、記念館駐車場整備工事などに伴う増によるものです。

また飛びます、274ページをお願いします。

12款公債費です。

1項1目元金は33億5,162万4,000円で、対前年度比5.7%の増、2目利子は1億9,353万9,000円で、対前年度比41.9%の増となっております。

276ページをお願いします。

13款諸支出金です。中段になります。2項1目水道事業公営企業費は1億6,238万円で、対前年度比17.2%の増となっております。増の要因は、右側、説明欄1、水道事業会計繰出金において、水道事業会計の管路等の耐震化工事の増に伴い、出資金が増となったことによるものです。

278ページをお願いします。

14款の予備費です。予備費は前年度と同額の5,000万円を計上しております。

以上で歳出についての説明を終わります。

279ページをお願いします。ここからは給与費明細書となっております。

1、特別職の表は、長等、議員、その他の特別職について本年度と前年度を比較したものです。一番下の比較の欄になります。左側、職員数は前年度と比べて、その他の特別職が432人の減となり、合計金額は右側599万8,000円の減となっております。

280ページをお願いします。

続いて、2、一般職のうち(1)の総括は、一般職の職員数、給与費、共済費について前年度と比較したものです。

次の281ページをお願いします。

上の表になります。こちらは、一般職のうちア、会計年度任用職員以外の職員の表になります。会計年度任用職員以外の本年度の給与費等の合計は、右側になります49億5,474万円で、前年度との比較では、右下の1億7,965万3,000円の増となっております。

282ページをお願いします。

上の表になります。こちらは、イ、会計年度任用職員の表となっております。左側、職員数は会計年度任用職員の数で、会計年度任用職員の本年度の給与費等の合計は、右側になり

ます9億8,368万6,000円で、前年度との比較では、右下になります2億2,613万6,000円の減となっております。

次の、283ページの(2)給料及び職員手当の増減額の明細以降、その他の内容については記載のとおりでございます。

287ページをお願いします。

ここからは債務負担行為に関する調書で、前年度までに設定したのもも含め令和8年度以降の支出予定額等を記載したものです。

290ページをお願いします。

この表は、地方債の令和8年度末における現在高の見込みに関する調書です。

一番下の計の欄をご覧ください。

左から順に、令和6年度末の現在高が275億8,817万4,000円、その右が令和7年度末の現在高見込額で279億4,601万5,000円、その右が令和8年度中の起債見込額で、こちらは市債の予算額となりまして16億2,900万円、その右が令和8年度中の元金償還見込額で、こちらは公債費の元金償還の予算額となりまして、33億5,162万4,000円、一番右が令和8年度末の現在高見込額で262億2,339万1,000円となっております。

続きまして、当初予算の概要について説明いたしますので、タブレットの当初予算の概要のファイルをお開きください。

こちらは、令和8年度当初予算に係る補足資料になります。

まず、予算編成方針と予算の規模としまして、2ページをお願いします。

こちらが予算編成方針になります。

続いて4ページをお願いいたします。

こちらが予算の規模で、市全体の会計の前年度との比較の表となっております。

5ページをお願いいたします。

ここからは一般会計の当初予算の概要になります。

6ページになります。

まず、歳入になります。

ページ左側が、主な歳入科目の予算の対前年増減などをまとめたもの、ページの右側が款ごとの前年度予算額との比較表となっております。

7ページをお願いします。

歳出になります。

こちらは目的別になります。歳入と同じく、ページ左側が主な目的別の予算の対前年増減などをまとめたもの、ページの右側が目的別ごとの前年度予算額との比較表になっております。

8ページをお願いします。

こちらは歳出の性質別になります。ページ左側が主な性質別の予算の対前年増減などをまとめたもの、ページの右側が性質別ごとの前年度予算額との比較表になっております。

9ページになります。

ここからは、令和8年度一般会計予算の主要事業になります。

こちらは主要事業の一覧となっております。

表の部分ですが、左から、本資料における掲載ページ、主要事業の通し番号、事業名、総合戦略の基本目標の位置づけ、一番右が担当課となっております。右側の一番下、学校給食費の完全無償化を含む、全部で36事業を主要事業として本資料に掲載しております。

10ページをお願いします。

ここからは主要事業の個表になります。

一つのページに、原則上下で2事業を掲載しております。一つの事業につき、上から主要事業の通し番号、事業名、予算書のページ番号、科目、担当課、SDGsのアイコン、予算額として事業費と財源内訳。その下、事業の概要と本年度の事業内容という構成となっております。

飛びまして、21ページをご覧ください。

事業によりましては、こちらのページのように上段に個表、下段や、次のページに図面などの参考資料を添付しているものがございます。

29ページをお願いいたします。

下段に学校給食費の完全無償化がございます。こちらは事業ではなく歳入の負担金の減であることから、個表の色を他の事業とは違う色にしておりまして、予算額の欄は事業費や財源内訳ではなく、負担軽減額を表示しております。

当初予算の概要については以上になります。

以上で議案第1号の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 榎澤 茂 登壇）

○企画政策課長（榎澤 茂） 議案第2号、令和8年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

タブレットの1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億4,500万円と定めるものです。

少し飛びまして、9ページをお願いいたします。

歳入になります。

1款諸収入として、貸付金元利収入22億9,500万円を計上いたしました。これは、病院事業債の元利償還金分として旭中央病院からのものとなります。

2款市債として病院債15億5,000万円を計上いたしました。これは、旭中央病院が施設設備や医療機器などを整備するために貸し付ける長期貸付金の財源として借り入れるものです。

10ページをお願いいたします。

歳出になります。

1款事業費ですが、貸付金として15億5,000万円を計上いたしました。これは、歳入で計上しました病院債をそのまま旭中央病院に貸し付けるものです。

2款公債費は、1目元金19億3,693万7,000円及び2目利子3億5,806万3,000円、合わせて22億9,500万円を計上いたしました。これは、歳入で計上しました貸付金元利収入をそのまま償還するものです。

11ページをお願いいたします。

ただいま説明申し上げました歳入歳出の結果、令和8年度末の病院事業債現在高見込額は、表の一番右側になりますが、198億2,434万円と見込んでおります。

以上で議案第2号の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第3号、議案第4号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 大網久子 登壇）

○保険年金課長（大網久子） 議案第3号、令和8年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ事業勘定80億3,400万円、施設勘定8,100万円と定めるものです。

第2条は、一時借入金の限度額を事業勘定1億円、施設勘定1,000万円と定めるものです。

第3条は、歳出予算中、款内において流用できる経費を保険給付費と定めるものです。

2ページから12ページまでは、歳入歳出予算の款項ごとの予算及び事項別明細書の総括でありますので、説明を省略させていただきます。詳細につきましては、13ページ以降でご説明いたします。

初めに、事業勘定の歳入についてご説明いたします。

歳入ですが、社会保険の適用拡大等により被保険者数は減少する見込みであるものの、課税限度額の引上げ及び収納率の向上、また、新たに創設される子ども・子育て支援金分により、税収増を見込みました。なお不足する財源については、財政調整基金繰入金を充てて予算編成しました。

13ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税は、計の欄で17億3,171万6,000円、前年度と比較して12.0%の増を見込みました。増の要因は、先ほどの説明と重複しますが、税制改正による課税限度額の引上げ及び収納率の向上を見込んだことと、新たに子ども・子育て支援金分の徴収を開始することによるものです。

14ページをお願いいたします。

下段、5款県支出金は56億2,746万1,000円、0.6%の減を見込みました。内訳は、説明欄1、保険給付費等普通交付金54億5,362万7,000円及び説明欄2、保険給付費等特別交付金1億7,383万4,000円となります。減の要因は、被保険者数の減少による保険給付費の減に伴い、普通交付金の減少を見込んだことや、旭中央病院の施設整備等に対する特別交付金が減少したことによるものです。

15ページをお願いいたします。

上段、6款財産収入は263万1,000円、114.6%の増を見込みました。増の要因は、財政調整基金の運用に係る利率の増によるものです。

7款1項1目一般会計繰入金は、1節から5節までは法定の繰入金で、6節は県補助金分でありまして、計の欄4億4,855万3,000円、3.9%の減を見込みました。減の要因は、令和8年度から出産育児一時金に対する国の地方財政措置が廃止されるため、当該繰入れ分が減額となったことによるものです。

また、6節健康増進事業費繰入金は、生活習慣病予防のための検査に対する県補助金を一般会計から繰り入れるものです。

16ページをお願いいたします。

2項1目財政調整基金繰入金は、不足する財源を補填するため2億200万円を見込みました。

次に、歳出についてご説明いたします。

歳出では、医療の高度化や被保険者の高齢者割合の高さから、1人当たりの医療費が年々増加傾向であること、国保事業費納付金に子ども・子育て支援金分が追加されたことなどにより、予算総額で対前年度比0.3%の増を見込みました。

なお、令和8年度の平均被保険者数を、対前年度から466人減の1万4,596人、1人当たりの医療費を対前年度から6,854円増の31万6,277円と見込んでいます。

18ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は4,569万2,000円を見込みました。

20ページをお願いいたします。

中段の1款総務費、運営協議会費は、1項1目一般管理費へ移行したため廃目となります。

下段の2款1項療養諸費は、21ページに移りまして、計の欄で46億7,579万5,000円、1.1%の減を見込みました。減の要因は、医療の高度化や被保険者の高齢者割合の高さから1人当たりの医療費は増加傾向であるものの、被保険者数の減少により総額では減となったものです。

計の上の傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行した日までに感染または感染の疑いにより療養のため労務できない期間の傷病手当金を支給するものですが、近年の申請実績及び時効期間を考慮し、廃目といたしました。

その下、2項高額療養費は、計の欄で7億7,855万3,000円、4.0%の増を見込みました。増の要因は、1人当たりの医療費の増加に伴い、支給額も増加傾向であることから増を見込んだものです。

22ページをお願いいたします。

中段、4項1目出産育児一時金は2,000万9,000円、16.7%の減を見込みました。減の要因は、支給対象者の減少によるものです。

23ページをお願いいたします。

3款保険事業費納付金は、計の欄で23億1,014万6,000円、3.4%の増を見込みました。この納付金は、歳入の県支出金、保険給付費等普通交付金の原資として県に納付するものです。新たに4目、子ども・子育て支援金分を追加したことから増となっております。

24ページをお願いいたします。

4款1項1目保健事業費は9,733万円、9.9%の増を見込みました。主なものは、説明欄1、特定健康診査等事業6,059万9,000円及び25ページの説明欄3、短期人間ドック事業2,713万円です。増の主な要因は、特定健康診査及び特定保健指導の対象年齢を、35歳以上から19歳以上に拡大したことによるものです。

26ページをお願いいたします。

下段、5款1項1目財政調整基金積立金は263万1,000円、114.6%の増を見込みました。増の要因は、財政調整基金の運用に係る利率の増加によるものです。

28ページをお願いいたします。

上段、7款3項1目直営診療施設補助金は5,980万円、30.7%の減を見込みました。この補助金は、旭中央病院の運営や各種事業に対し県から交付され、支出するものです。減の要因は、旭中央病院の施設整備に係る補助金の減によるものです。

4項1目施設勘定繰出金は30万円、前年度と同額を見込みました。この繰出金は、滝郷診療所の運営に対し県から交付され、支出するものです。

下段、8款予備費は2,000万円、33.3%の減を見込みました。減の要因は、県内他市の予算額や本市における近年の決算額を考慮し、減としたものです。

29ページから30ページは給与費明細書となります。

続きまして、施設勘定の歳入についてご説明いたします。

歳入ですが、予約診療の定着などに伴い、患者数の減少による診療収入の減少を見込みました。なお、不足する財源は財政調整基金繰入金を充てて予算編成しました。

35ページをお願いいたします。

1款1項外来収入は計の欄で3,740万3,000円、前年度と比較して13.3%の減を見込みました。減の要因は、予約診療の定着などに伴い、患者数の減少を見込んだことによるものです。

下段、2項その他の診療収入は、各種健診や予防接種などで483万7,000円、20.2%の減を見込みました。減の主な要因は、インフルエンザワクチンの予防接種の件数の減によるものです。

36ページをお願いいたします。

下段、3款1項1目利子及び配当金は20万2,000円、前年度と比較して124.4%の増を見込みました。増の要因は、財政調整基金の運用に係る利率の増によるものです。

37ページをお願いいたします。

4款1項1目他会計繰入金は740万円、前年度と同額を見込みました。

2項基金繰入金は、診療収入の不足分を補填するため2,700万円を見込みました。

次に、歳出についてご説明いたします。

歳出では、患者数の減に伴い、医薬品衛生材料費等の減少を見込みました。なお、令和8年度の患者数を対前年度から879人減の4,237人、1人当たりの診療収入を対前年度から352円増の9,969円と見込んでいます。

39ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は5,557万8,000円、前年度と比較して7.3%の増を見込みました。増の要因は、説明欄1、診療所関係職員給与費や説明欄2、診療所総務事務費に計上した人件費の増加によるものです。

少し飛びまして、42ページをお願いいたします。

中段、2款1項医業費は、43ページに移りまして、計の欄で2,302万1,000円、20.4%の減を見込みました。医業費については、主に医薬品やワクチンなどの医薬品衛生材料費で、そのほかに医療用の機械器具費等を見込んでいるものです。減の要因は、患者数の減少に伴い、医薬品衛生材料費も減を見込んだことによるものです。

44ページをお願いいたします。

6款予備費は200万円、前年度と同額を見込みました。

45ページから51ページまでは給与費明細書となります。

以上で議案第3号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第4号、令和8年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億7,200万円と定めるものです。

2ページから8ページまでは、歳入歳出予算の款項ごとの予算及び事項別明細書の総括でありますので、説明を省略させていただきます。詳細につきましては9ページ以降でご説明いたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。

歳入ですが、医療分保険料率の改定と、新たに制度が創設される子ども・子育て支援金分保険料の増を見込んで予算編成しました。

9ページをお願いいたします。

1款1項1目後期高齢者医療保険料は8億2,436万1,000円、前年度と比較して27.5%の増

を見込みました。増の要因は、先ほどの説明と重複しますが、医療分保険料率の改定と、新たに制度が創設される子ども・子育て支援金分保険料の増によるものです。

なお、保険料率は、医療分の均等割額が5万1,000円、所得割率が9.40%、賦課限度額は85万円となります。また、新設される子ども・子育て支援金分の保険料率については、均等割額が1,310円、所得割率が0.25%、賦課限度額は2万1,000円となります。

2款1項1目子ども・子育て支援事業費補助金は365万円を見込みました。この補助金は、子ども・子育て支援金制度の導入に向けたシステム改修費用への補助金になります。

3款1項1目一般会計繰入金は2億3,536万5,000円、前年度と比較して3.5%の増を見込みました。内訳は、1節事務費繰入金1,476万5,000円と2節保険基盤安定繰入金2億2,060万円となります。この保険基盤安定繰入金につきましては、千葉県後期高齢者医療広域連合へ拠出する保険料軽減のための保険基盤安定分で、全額広域連合へ納付するものです。

10ページをお願いいたします。

上段、4款繰越金は、前年度と同額の500万円を見込みました。

下段、5款2項1目保険料還付金は169万3,000円を見込みました。

11ページをお願いいたします。

上段、5款3項1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入は192万8,000円、前年度と比較して1.9%の増を見込みました。増の要因は、標準システムに対応する印刷物の経費が増加したことに伴う受託事業費の増によるものです。

次に、歳出についてご説明いたします。

歳出では、保険料等の増に伴う広域連合納付金の増額などにより、予算総額で対前年度比21.4%増を見込みました。なお、令和8年度の平均被保険者数は、対前年度から28人減の1万956人を見込みました。

12ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は1,556万3,000円、前年度と比較して26.6%の減を見込みました。減の要因は、説明欄1、後期高齢者医療一般事務費のうち、13節使用料及び賃借料でクラウドサービス使用料の減によるものです。

13ページをお願いいたします。

2項1目徴収費は478万円、前年度と比較して6.5%の増を見込みました。増の要因は、説明欄1、後期高齢者保険料徴収事務費のうち10節需用費で、標準システム対応による印刷製本費の増額によるものです。

2款1項1目広域連合納付金は10億4,496万1,000円、前年度と比較して22.9%の増を見込みました。この納付金は、被保険者からの保険料と保険料軽減分に対する保険基盤安定繰入金をあわせて、千葉県後期高齢者医療広域連合へ納付するものです。増の要因は、医療分保険料率の改定と、新たに制度が創設される子ども・子育て支援金分保険料の増額によるものです。

14ページをお願いいたします。

上段、3款1項1目保険料還付金は、169万6,000円を見込みました。

下段、4款予備費は前年度と同額の500万円を見込みました。

以上で議案第4号の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、午後1時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時12分

再開 午後 1時15分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

続いて、議案第5号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 椎名 隆 登壇）

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 議案第5号、令和8年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を61億8,800万円と定めるものであります。

第2条は、歳出予算中、各項の間で流用できる経費を定めるものです。

次の2ページから5ページは歳入歳出予算の款項ごとの金額であり、9ページと10ページは事項別明細書の総括となっておりますので、説明を省略させていただきまして、11ページの歳入から、予算の内容について主なものをご説明いたします。

それでは、11ページをお願いいたします。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料は13億1,981万7,000円で、保険料基準額は年

額6万6,000円、納付義務者数を2万382人と見込み、対前年度比1.3%の増で計上いたしました。内訳は、現年度分調定見込額の90.2%に当たる1節現年度分特別徴収保険料は、収納率100%で11億9,677万3,000円を見込み、2節現年度分普通徴収保険料は1億1,776万4,000円、3節の過年度分普通徴収保険料は528万円を見込みました。

2款国庫支出金、1項国庫負担金は10億4,533万8,000円、対前年度比3.9%の増、2項国庫補助金、1目調整交付金は2億4,244万2,000円、対前年度比20.6%の増で、2目地域支援事業交付金は6,755万2,000円、対前年度比2.2%の減で、それぞれ計上いたしました。

12ページをお願いいたします。

中段の3款支払基金交付金の計は15億9,965万3,000円、対前年度比3.4%の増で計上いたしました。

その下の4款県支出金、1項県負担金は8億6,582万5,000円、対前年度比3.2%の増で計上いたしました。

13ページをお願いいたします。

同じく2項県補助金は3,377万6,000円、対前年度比2.2%の減で計上いたしました。

6款繰入金、1項一般会計繰入金ですが、14ページをお願いいたします。計になりますが、9億1,884万3,000円で対前年度比2.6%の増で計上いたしました。

同じく2項基金繰入金は、前年度と同額の7,000万円で計上いたしました。

8款諸収入ですが、15ページをお願いいたします。

2項雑入は880万2,000円を計上いたしました。主なものは配食サービス事業利用収入となります。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、16ページをお願いいたします。

歳出の主なものについてご説明いたします。

まず1款総務費、1項1目一般管理費は3,162万3,000円、対前年度比7.8%の増で計上いたしました。増となった主な要因は、介護保険事業計画の策定支援業務委託料の増によるものであります。

17ページをお願いいたします。

下段の3項1目介護認定審査会費は2,238万5,000円、対前年度比14.3%の減で計上いたしました。減となった主な要因は、審査会を効率化したことによる委員報酬の減によるものです。

20ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費は16億2,734万2,000円、対前年度比2.5%の増で計上いたしました。増となった主な要因は、居宅サービスの利用増を見込んだことによるものです。

2目地域密着型介護サービス給付費は11億181万5,000円、対前年度比9.5%の増で計上いたしました。増となった主な要因は、第9期介護保険事業計画に基づき地域密着型介護サービス事業所の開設が見込まれることによる給付費の増と、利用増を見込んだことによるものです。

3目施設介護サービス給付費は23億7,578万6,000円、前年度とほぼ同額で計上いたしました。

27ページをお願いいたします。

下段の5款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は3,655万5,000円、対前年度比10.4%の減で計上いたしました。

少し飛びまして、37ページをお願いいたします。

6款諸支出金となりますが、221万円を計上いたしました。主なものは、第1号被保険者保険料還付金となります。

7款の予備費は、前年度同様1,000万円を計上いたしました。

38ページから45ページまでは給与費明細書となっております。

以上で議案第5号の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第6号から議案第8号までについて、上下水道課長、登壇してください。

（上下水道課長 向後哲浩 登壇）

○上下水道課長（向後哲浩） 議案第6号から議案第8号までの補足説明を申し上げます。

議案第6号、令和8年度旭市水道事業会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条は総則となります。

第2条は業務の予定量で、（1）給水件数を2万1,865件、（2）年間給水量を622万7,995立方メートルとし、（3）1日平均給水量を1万7,063立方メートルと予定しました。

（4）主要な建設改良事業は、旭配水場ポンプ施設更新工事9億1,839万円及び旭地域及び飯岡地域の基幹管路の耐震化工事を含む配水管布設替工事3億4,418万円を予定いたしました。

た。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ記載額のとおり定めました。

2ページをお願いいたします。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額をそれぞれ記載額のとおり定めました。なお、資本的収支の不足額10億590万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

続いて、3ページをお願いいたします。

第5条は、継続費の総額と年割額を定めるものでございます。対象事業は、旭・飯岡地域基幹管路耐震化事業及び旭配水場ポンプ施設更新事業でございまして、総額、年割額は表のとおりでございます。

続いて、4ページをお願いいたします。

第6条は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものものでございます。

第7条は、一時借入金の限度額を8,000万円と定めるものでございます。

第8条は、予定支出の各項で流用ができる場合を定めるものでございます。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものであります。

第10条は、他会計からの補助金について、一般会計から水道事業会計への補助金として8,000万円を、高料金対策に係るものとして受けることを記載したものでございます。

第11条は、たな卸資産の購入限度額を235万8,000円と定めるもので、これは量水器などの購入費を予定したものとなります。

次のページからは、水道事業会計予算に関する説明書となっております。

6ページをお願いいたします。

令和8年度旭市水道事業会計予算実施計画となります。

初めに、表の上段、収入でございますが、1款水道事業収益を対前年度比2.6%の増で、17億1,096万2,000円を見込んでおります。

1項の営業収益は14億1,147万4,000円で、このうち主なものは1目給水収益の14億273万4,000円で、水道料金収入でございます。

2項の営業外収益は2億9,948万8,000円で、主なものは1目他会計補助金8,000万円で、高料金対策に要する経費として一般会計からの補助金でございます。

2目補助金6,961万円は、同じく高料金対策に要する経費として、千葉県市町村水道総合

対策事業補助金を見込んでおります。

5目消費税及び地方消費税還付金9,923万円は、資本的支出予算の建設改良費の増により、仕入れに係る消費税が売上げに係る消費税を上回ることから、消費税の還付を見込んだものです。

次に、支出について説明申し上げます。

表の中段から、1款水道事業費用は対前年度比1.1%の減で、14億7,451万1,000円を予定しました。

1項の営業費用は14億3,332万円で、このうち主なものは、1目原水及び浄水費8億5,398万4,000円は東総広域水道企業団からの受水費です。

2目配水及び給水費2億7,909万1,000円は、配水及び給水施設等の維持管理に要する費用でございます。

次の7ページは、資本的収入及び支出となります。

まず、表上段の収入について説明申し上げます。

1款資本的収入は、対前年度比50.1%の増で4億4,430万1,000円を見込んでおります。主な内訳としまして、1項1目企業債の2億7,380万円は施設更新工事等に関するものでございます。旭配水場ポンプ施設更新工事に伴い増額となりました。

2項1目出資金の8,130万円は、水道管路の耐震化等に係る出資金を見込んでおります。

3項1目補助金の1,903万円は、基幹管路及び重要給水管路の耐震化に係る国庫補助金を見込んでおります。

4項1目負担金の4,422万8,000円は、消火栓の設置や配水管の切り回し工事に係る一般会計からの負担金を見込んでおります。

次に、表中段の支出につきましてご説明申し上げます。

1款資本的支出は対前年度比116.4%の増で、14億5,020万1,000円を予定いたしました。旭配水場ポンプ施設更新工事に伴い増額となるものです。

主な内訳としまして、1項建設改良費13億9,967万3,000円のうち、1目拡張工事費は、仕切り弁の設置工事や個人が配水管を布設する場合の費用補助等で1,877万8,000円、2目改良工事費は、基幹管路更新事業及び重要給水管路更新事業等で6億1,797万円、3目固定資産取得費は、旭配水場ポンプ施設の建築及び設備の工事等で7億6,292万5,000円。

続きまして、8ページは、令和8年度旭市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書となります。

9ページから11ページまでは、職員給与関係の明細となっております。

12ページは、継続費に関する調書となっております。

13ページ、14ページは、令和8年度末の予定貸借対照表となっております。

15ページから17ページにつきましては、令和7年度の予定損益計算書及び令和7年度末の予定貸借対照表となります。

次の18ページ、19ページは注記で、会計処理の基準及び手続を表示したものととなります。

各内容につきましては記載のとおりでございますので、よろしくお願いたします。

以上で議案第6号、令和8年度旭市水道事業会計予算の議決についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第7号、令和8年度旭市公共下水道事業会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

予算書1ページをお願いいたします。

第1条は総則となります。

第2条は業務の予定量で、(1) 接続件数を2,266件、(2) 年間有収水量を66万5,967立方メートルとし、(3) 1日平均有収水量を1,825立方メートルと予定いたしました。

(4) の主要な建設改良事業に、処理場設備更新工事8,851万7,000円を予定いたしました。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ記載額のとおり定めました。

2ページをお願いいたします。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額をそれぞれ記載額のとおり定めました。なお、資本的収支の不足額9,510万6,000円につきましては、減債積立金等で補填いたします。

第5条は、継続費の総額と年割額を定めるものでございます。対象事業は水処理施設送風機設備更新事業でございまして、総額、年割額は表のとおりでございます。

第6条は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

続いて、3ページをお願いいたします。

第7条は、一時借入金の限度額を1億円と定めるものでございます。

第8条は、予定支出の各項で流用ができる場合を定めるものでございます。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものであります。

第10条は、他会計からの補助金について、一般会計から公共下水道事業会計へ、運営のための補助金として2億4,380万1,000円を受けることを記載したものでございます。

次のページからは、旭市公共下水道事業会計予算に関する説明書となっております。

5 ページをお願いいたします。

令和 8 年度旭市公共下水道事業会計予算実施計画となります。

初めに、表上段の収入でございますが、1 款下水道事業収益を、対前年度比1.8%の減で5億8,099万2,000円と見込んでおります。

1 項の営業収益は1億2,665万円で、このうち主なものは1目下水道使用料で1億2,615万8,000円を見込んでおります。

2 項の営業外収益は4億5,434万2,000円で、主なものは1目他会計負担金1億1,123万6,000円で、高資本費対策経費など、総務省の定めた基準にのっとり一般会計から繰入れするものでございます。

3 目他会計補助金1億5,596万1,000円で、減価償却費や支払利息など、総務省の定めた基準のほか一般会計から繰入れするものでございます。

次に、表中段、支出についてご説明申し上げます。

1 款下水道事業費用は、対前年度比1.3%の減で5億4,853万7,000円を予定いたしました。

1 項の営業費用は5億690万1,000円で、このうち主なものは、2目処理場費の1億9,871万5,000円を予定いたしました。

3 目総係費の委託料に、経営戦略に基づいた令和9年度の使用料改定に向け、料金適正化支援業務について計上いたしました。

2 項の営業外費用は3,862万7,000円で、このうち主なものは、1目支払利息及び企業債取扱諸費の2,859万7,000円を予定いたしました。

次の6 ページは、資本的収入及び支出となります。

まず、表上段の収入について説明申し上げます。

1 款資本的収入は、対前年度比29.1%の増で、3億142万3,000円を見込んでおります。主な内訳としまして、1 項1目企業債の1億3,530万円は、資本費の平準化や設備更新のために借り入れるものでございます。

2 項1目他会計負担金の4,496万3,000円は、総務省の定めた基準にのっとり一般会計からの繰入金でございます。

3 項1目他会計補助金の8,784万円は、総務省の定めた基準以外で一般会計から繰り入れるものでございます。

5 項1目工事負担金の3,300万円は、建設課にて予定している冠水対策に伴う下水道管切

り回し工事に対する一般会計からの負担金となります。

次に、表中段、支出についてご説明申し上げます。

1款資本的支出は、対前年度比13.2%の増で、3億9,652万9,000円を予定いたしました。主な内容としまして、1項建設改良費1億2,715万8,000円のうち、2目改良工事費は、先ほど説明いたしました建設課にて予定している冠水対策に伴う下水道管切り回し工事費で、3,300万円を予定しております。

3目固定資産取得費は、旭市浄化センターの水処理施設送風機設備インバーター等の更新で8,851万7,000円を予定しております。

次の7ページは、令和8年度旭市公共下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書となります。

8ページから10ページまでは、職員給与関係の明細となっております。

11ページは、継続費に関する調書となっております。

12ページから13ページにつきましては、令和8年度末の予定貸借対照表となっております。

14ページから16ページにつきましては、令和7年度の予定損益計算書及び令和7年度末の予定貸借対照表となります。

続きまして、17ページから18ページは注記で、会計処理の基準及び手続を表示したものととなります。

各内容につきましては記載のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

以上で議案第7号、令和8年度旭市公共下水道事業会計予算の議決についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第8号、令和8年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

こちら1ページをお願いいたします。

第1条は総則となります。

第2条は業務の予定量で、(1)接続件数を430件、(2)年間有収水量を12万8,130立方メートルとし、(3)1日平均有収水量を351立方メートルと予定いたしました。(4)主要な建設改良事業は、ポンプ場設備更新工事770万円を予定いたしました。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ記載額のとおり定めました。

2ページをお願いいたします。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額をそれぞれ記載額のとおり定めました。なお、

資本的収支の不足額1,147万9,000円につきましては、減債積立金で補填いたします。

第5条は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

続いて、3ページをお願いいたします。

第6条は、一時借入金の限度額を1,000万円と定めるものでございます。

第7条は、予定支出の各項で流用ができる場合を定めるものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものであります。

第9条は、他会計からの補助金について、一般会計から農業集落排水事業会計へ、運営のための補助金として3,144万3,000円を受けることを記載したものでございます。

次のページからは、旭市農業集落排水事業会計予算に関する説明書となっております。

続いて5ページをお願いいたします。

令和8年度旭市農業集落排水事業会計予算実施計画となります。

初めに、表上段、収入でございますが、1款下水道事業収益を、対前年度比2.4%の増で、9,305万円を見込んでおります。

1項の営業収益は1,748万8,000円で、全て下水道使用料でございます。

2項の営業外収益は7,556万2,000円で、主なものは、1目他会計負担金1,283万6,000円で、総務省の定めた基準にのっとり一般会計から繰入れするものと、2目他会計補助金3,131万9,000円で、総務省の定めた基準のほかに一般会計から繰入れするものでございます。

次に、支出について説明申し上げます。

表中段やや上、1款下水道事業費用は、対前年度比0.5%の増で、7,872万6,000円を予定いたしました。

1項の営業費用は7,517万3,000円で、このうち主なものは、2目処理場費の2,097万7,000円を予定いたしました。

3目総係費の委託料に、経営戦略に基づいた令和9年度の使用料改定に向け、料金適正化支援業務について計上いたしました。

2項の営業外費用は305万3,000円で、このうち主なものは、1目支払利息及び企業債取扱諸費の190万8,000円を予定いたしました。

次の6ページは、資本的収入及び支出となります。

まず、表上段の収入についてご説明申し上げます。

1款資本的収入は、対前年度比23%の減で、1,826万5,000円を見込んでおります。主な内

訳としまして、1項1目企業債の700万円は設備更新のために借り入れるものでございます。

2項1目他会計負担金の1,072万1,000円は、総務省の定めた基準にのっとり一般会計からの繰入金でございます。

3項1目他会計補助金の12万4,000円は、総務省の定めた基準以外で一般会計から繰入れするものでございます。

次に、表中段の支出についてご説明申し上げます。

1款資本的支出は、対前年度比33.1%の減で、2,974万4,000円を予定いたしました。主な内訳としまして、1項建設改良費770万円は、琴田地区のマンホールポンプ場制御盤更新を予定しております。

続きまして7ページは、令和8年度旭市農業集落排水事業会計予定キャッシュ・フロー計算書となります。

8ページから10ページまでは、職員給与関係の明細となっております。

続く11ページから12ページにつきまして、令和8年度末の予定貸借対照表となっております。

13ページから15ページまでにつきましては、令和7年度の予定損益計算書及び令和7年度末の予定貸借対照表となります。

続く16ページは注記で、会計処理の基準及び手続を表示したものととなります。

各内容につきましては記載のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

以上で、議案第8号、令和8年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決についての補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 上下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第9号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 池田勝紀 登壇）

○財政課長（池田勝紀） 議案第9号、令和7年度旭市一般会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ18億9,800万円を追加し、予算の総額を376億3,500万円とするものです。

第2条は繰越明許費の追加を行うもので、第3条は地方債の追加及び変更を行うものです。

6ページをお願いします。

第2表、繰越明許費補正です。

今回の補正は、31事業について繰越明許費の追加を行うものです。

事業ごとに内容を申し上げます。

2款1項総務管理費の総務事務費143万2,000円です。PCB廃棄物の処分に当たり、運搬業者の確保に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めないことから次年度へ繰越すものになります。

次の事業、普通財産管理費264万3,000円です。東町都市下水路浄化施設撤去設計業務につきまして、入札不調により年度内契約が困難となったため、次年度へ繰越すものになります。

次の事業、電算システム運用事業1億5,521万3,000円です。繰越し事由が二つございます。一つは、住民情報系システムの標準化につきまして、本市の採用しているシステム、アクロシティの標準化が令和8年度以降に延期されたため、システム改修費用を次年度へ繰り越すものになります。もう一つは、今回補正計上しております戸籍の附票に、旧氏と旧氏の振り仮名を記載するための住民記録システムの改修費用35万8,000円につきまして、事業実施は令和8年度であります。国の補助金が令和7年度で措置されることから、令和7年度に予算計上し、次年度へ繰越すものになります。

次の事業、物価高騰対策臨時特別給付金給付事業7億4,226万9,000円は、今回補正計上している事業です。地方創生臨時交付金を活用して、物価高騰対策の給付金を給付する事業になります。給付金の給付スケジュールにつきまして、年度内の完了が困難であることから、次年度へ繰越すものになります。

次の事業、2項徴税費の税務総務事務費110万円は、先ほどの電算システム運用事業と同じく、住民情報系システムの標準化が令和8年度以降に延期されたため、システム改修費用を次年度へ繰り越すものになります。

次の事業、調査賦課事務費475万2,000円も、住民情報系システムの標準化が令和8年度以降に延期されたため、システム改修費用を次年度へ繰り越すものになります。

次の事業、3項戸籍住民基本台帳費の住民基本台帳事務費2,018万5,000円です。繰越し事由が二つございます。一つは、住民情報系システムの標準化が令和8年度以降に延期されたため、システム改修費用を次年度へ繰り越すものになります。もう一つは、今回補正計上しております戸籍の附票に旧氏と旧氏の振り仮名を記載するための戸籍附票システムと、コンビニ証明発行システムの改修費用292万6,000円につきまして、事業実施は8年度であります。

が、国の補助金が令和7年度で措置されることから、令和7年度に予算計上し、次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、3款2項老人福祉費、地域包括支援センター運営事業105万6,000円は、住民情報系システムの標準化が令和8年度以降に延期されたため、システム改修費用を次年度へ繰り越すものになります。

次の事業、地域密着型サービス拠点等整備事業1,100万円は、補助採択事業者の建築確認の許可手続に不測の時間を要したため工期の確保ができず、年度内の完了が困難となったことから次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、3項児童福祉費の児童家庭相談事業257万4,000円は、住民情報系システムの標準化が令和8年度以降に延期されたため、システム改修費用を次年度へ繰り越すものになります。

次の事業、公立保育所運営費354万円は、いいおか保育所の給排気ファン交換工事につきまして、製品の納品が見込みより時間を要することが判明し、年度内の完了が見込めないことから次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、6款1項農業費の農業振興事務費2,490万7,000円は、今回補正計上している事業です。地域農業構造転換支援事業補助金と担い手確保・経営強化支援事業補助金につきまして、国の補正予算による追加要望に対応するため令和7年度予算に計上しますが、年度内の事業完了が困難であるため次年度へ繰り越すものになります。

次の事業、園芸生産強化支援事業1,857万1,000円は、補助採択された出荷場の建設に当たり、県における建築確認の許可に時間を要したため、年度内の完了が困難となったことから、次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、農業基盤整備事業252万1,000円は、飯岡西部の経営体育成基盤整備事業の負担金につきまして、事業主体の千葉県が繰越しすることから、次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、7款1項商工費の商業活性化推進事業5,690万円は、今回補正計上している事業です。地方創生臨時交付金を活用して、プレミアム商品券の発行事業を補助する事業になります。事業開始が令和8年度となることから、次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、8款2項道路橋梁費の急傾斜地崩壊対策事業507万8,000円は、見広地区の緊急急傾斜地崩壊対策工事の負担金につきまして、事業主体の千葉県が繰越しすることから次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、道路新設改良事業1億181万4,000円は、三川地区の道路改良工事やニ地区の道路排水工事において、電柱の移設等に不測の日数を要したことや、岩井地区の道路改良工事において、風車を撤去する隣接工事との調整に不測の日数を要したことなどにより、年度内の完了が見込めないことから次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、冠水対策排水整備事業3億7,141万1,000円は、繰越し事由が二つございます。一つは、ハ地区の排水路整備工事において、地権者との交渉や上下水道工事との工程調整に不測の日数を要したことにより、年度内の完了が見込めないことから、次年度へ繰越しするものになります。もう一つは、今回補正計上している1億2,663万5,000円につきまして、今年度で発行期限が終了する有利な起債、合併特例債を発行可能額まで有効に活用できるよう令和7年度に予算計上しますが、年度内の完了は困難であることから、次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、蛇園南地区排水路整備事業3,758万4,000円は、排水路整備工事において区域内に不明管が確認され、調査対応に不測の時間を要したことや、設計違算により適正な工期が確保できなくなったことなどから、年度内の完了が見込めないため、次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業1億17万6,000円は、用排水路整備工事において工事区間内に不明管が確認され、調査対応に不測の時間を要したことや、JR用地に係る測量を行うための協議に不測の日数を要したことなどから、年度内の完了が見込めないため、次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、震災復興・津波避難道路整備事業748万7,000円は、道路用地購入や補償につきまして地権者との交渉に不測の日数を要していることから、年度内の完了が見込めないため、次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、橋梁長寿命化修繕事業3,938万8,000円は、令和7年度の国の道路メンテナンス事業費補助金の対象となるため、令和8年度実施予定の橋梁点検を前倒しで執行するものですが、年度内の完了が見込めないため、次年度へ繰越しするものになります。

7ページをお願いします。

次の事業、9款1項消防費の常備消防事務費1億213万5,000円は、今回補正計上している事業で、消防本部の空調設備の改修工事になります。合併特例債を有効に活用できるよう令和7年度に予算計上しますが、年度内の完了は困難であることから、次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、消防車両整備事業1億9,376万3,000円は、救助工作車の更新につきまして、メーカーによるシャシー供給の遅れにより年度内の納車が困難となったことから、次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、防災体制強化事業89万1,000円は、住民情報系システムの標準化が令和8年度以降に延期されたため、システム改修費用を次年度へ繰り越すものになります。

次の事業、10款1項教育総務費の教育の情報化推進事業2,651万8,000円は、今回補正計上している事業で、中央小学校と古城小学校の校内ネットワーク設備改修工事になります。国の交付金が令和7年度で前倒し採択される可能性があるため、令和7年度に予算計上しますが、年度内に適正な工期を確保することが困難であることから、次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、2項小学校費の小学校施設改修事業935万円は、今回補正計上している事業で、豊畑小学校の特別教室棟の屋上防水改修工事になります。合併特例債を有効に活用できるよう、令和7年度に予算計上しますが、年度内に適正な工期を確保することが困難であることから、次年度へ繰り越すものになります。

次の事業、3項中学校費の中学校施設改修事業4億8,795万7,000円は、今回補正計上している事業で、全中学校の屋内運動場に空調を設置する工事になります。国の交付金が令和7年度で前倒し採択される可能性があるため、令和7年度で予算計上しますが、年度内に適正な工期を確保することが困難であることから、次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、4項社会教育費の海上公民館管理費390万5,000円は、海上公民館の変圧器の更新につきまして新規格の製品の納品に不測の日数を要することから、年度内の完了が見込めないため、次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、大原幽学遺跡史跡公園整備事業213万9,000円は、駐車場整備に係る土地購入につきまして、地権者との交渉に不測の日数を要したため年度内の完了が困難となったことから、次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、13款2項公営企業費の水道事業会計繰出金1,844万8,000円は、繰越し事由が二つございます。一つは水道事業会計において、一般会計からの出資対象となる水道管路耐震化事業を有利な財源を活用するために繰り越すことから、出資金も次年度へ繰越しするものになります。もう一つは、今回補正計上しております地方創生臨時交付金を活用して実施する水道料金の減免に対する一般会計からの繰り出し1,014万8,000円になります。こちらは、事業開始が4月以降となることから次年度へ繰越しするものになります。

8ページをお願いします。

第3表、地方債補正です。

今回の補正は追加と変更です。

まず、追加の公立学校情報機器整備事業は、教育の情報化推進事業における中央小学校と古城小学校の校内ネットワーク設備改修工事に係る起債を追加するもので、限度額は2,010万円でございます。

続きまして、変更は4事業ございまして、一つ目の排水整備事業は、冠水対策排水整備事業に係る起債で、限度額を4億4,930万円から1億2,030万円増額し、5億6,960万円とするものです。

二つ目の消防施設整備事業は、常備消防事務費の消防本部の空調設備改修工事に係る起債で、限度額を2億4,130万円から9,700万円増額し、3億3,830万円とするものです。

三つ目の小学校施設改修事業は、豊畑小学校の特別教室棟屋上防水改修工事に係る起債で、限度額を6,220万円から880万円増額し、7,100万円とするものです。

最後の四つ目の中学校施設改修事業は、中学校の屋内運動場への空調設備設置工事に係る起債で、限度額を1,830万円から2億7,780万円増額し、2億9,610万円とするものです。

13ページをお願いします。

歳入について説明いたします。

事業内容につきましては、歳出のところで説明させていただきます。

表の左から3列目、補正額の欄になります。

10款1項1目地方交付税3億8,630万9,000円の増は、一番右、説明欄1、普通交付税によるものです。普通交付税につきまして追加交付がございましたので、その分を今回計上するものです。

14款2項1目総務費国庫補助金7億5,888万6,000円の増は、説明欄1、社会保障・税番号制度システム整備費補助金328万4,000円と、説明欄2、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金7億5,560万2,000円によるものです。社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、電算システム運用事業と住民基本台帳事務費に係る国の補助金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、物価高騰対策臨時特別給付金給付事業、商業活性化推進事業、水道事業会計繰出金に係る国の交付金となります。

2目民生費国庫補助金644万4,000円の増は、説明欄1、子どものための教育・保育給付交付金によるもので、認定こども園等施設型給付事業に係る国の交付金となります。

6目教育費国庫補助金2億1,649万7,000円の増は、1節教育総務費国庫補助金の説明欄1、学校施設環境改善交付金636万4,000円と、3節中学校費国庫補助金の説明欄1、学校施設環境改善交付金2億1,013万3,000円によるもので、教育の情報化推進事業と中学校施設改修事業に係る国の交付金になります。

15款1項1目民生費県負担金259万7,000円の増は、説明欄1、子どものための教育・保育給付費負担金によるもので、認定こども園等施設型給付事業に係る県の負担金になります。

14ページをお願いします。

2項2目民生費県補助金150万6,000円の増は、説明欄1、保育士配置改善事業費補助金によるもので、保育士配置改善事業に係る県の補助金になります。

4目農林水産業費県補助金2,490万7,000円の増は、説明欄1、地域農業構造転換支援事業費補助金1,500万円と、説明欄2、担い手確保・経営強化支援事業費補助金990万7,000円によるもので、いずれも農業振興事務費に係る県の補助金になります。

16款1項2目利子及び配当金56万7,000円の増は、2節減債基金利子43万3,000円と3節公共施設等整備基金利子5,000円、11節育英基金利子12万9,000円によるものです。

2項1目不動産売払収入156万円の増は、説明欄1、土地売払収入によるものです。6月補正にて予算計上しました仁玉スポーツ広場跡地の土地売却につきまして、予算での見込みより高い金額で売却ができましたので、6月補正予算における予算額との差額分を計上するものです。

15ページをお願いします。

17款1項7目教育費寄附金20万円の増は、育英基金への寄附があったことから計上するものです。

18款1項1目介護保険事業特別会計繰入金1,413万1,000円の増は、令和6年度の一般会計からの介護会計への繰出金につきまして、令和6年度分の精算により返還となったことから繰入れするものです。

2項1目財政調整基金繰入金1億4,250万8,000円の減は、普通交付税の追加交付などにより一般財源の歳入が多くあることから、財政調整基金からの繰入れを減額するものです。

19款1項1目繰越金8,496万1,000円の増は、説明欄の1、前年度繰越金を今回の補正財源として計上するものです。

16ページをお願いします。

20款5項4目旭中央病院共済費1,794万3,000円の増は、説明欄の1、千葉県市町村職員共

済組合負担金（旭中央病院分）によるもので、一部事務組合負担金に係る旭中央病院の負担分になります。

21款市債につきましては、先ほど第3表の地方債補正で説明したとおりでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

17ページをお願いします。

続いて、歳出について説明いたします。

歳入と同じく表の左から3列目、補正額の欄になります。

2款1項1目一般管理費477万5,000円の増は、一番右、説明欄1、庁舎管理費321万円と、説明欄2、公共施設等整備基金積立金156万5,000円によるもので、庁舎管理費は、NHKとの受信契約の締結漏れによる受信料を補正するもので、公共施設等整備基金積立金は、基金の運用利子の増加分と、歳入で説明いたしました土地売却収入の差額増加分を基金に積み立てるものです。

2目人事管理費1,794万3,000円の増は、説明欄1、一部事務組合等負担金によるもので、千葉県市町村職員共済組合への負担金につきまして、旭中央病院分の基礎年金拠出金が当初の見込みより増加するため、補正するものです。歳入で説明いたしました千葉県市町村職員共済組合負担金（旭中央病院分）と同額となっております。

6目財産管理費5,983万2,000円の増は、説明欄1、減債基金積立金によるものです。こちらは、普通交付税の追加交付のうち臨時財政対策債償還基金費として交付された分を積み立てるものです。

8目電子計算費35万8,000円の増は、説明欄1、電算システム運用事業によるものです。戸籍の附票に旧氏と旧氏の振り仮名を記載するための住民記録システムの改修に係る費用になります。

11目諸費7億4,226万9,000円の増は、説明欄1、物価高騰対策臨時特別給付金給付事業によるもので、国の地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー枠を活用し、物価高騰の影響を受けた市民への支援を行うため、市民1人当たり1万1,500円の物価高騰対策臨時特別給付金を給付するものです。

18ページをお願いします。下のほうになります。

3項1目戸籍住民基本台帳費292万6,000円の増は、説明欄1、住民基本台帳事務費によるもので、戸籍の附票に旧氏と旧氏の振り仮名を記載するための戸籍の附票システムと、コンビニ証明発行システムの改修に係る費用になります。

19ページをお願いします。

3款3項1目児童福祉総務費1,699万7,000円の増は、説明欄1、認定こども園等施設型給付事業によるもので、給付費の算定基準となる国の公定価格が増額改定となったことから給付費の増額を行うものです。

6目保育所費367万円の増は、説明欄の1、保育士配置改善事業によるもので、補助金算定の基となる県の定める基準額が増額改定となったことから、補助金の増額を行うものです。

4款1項1目保健衛生総務費1億8,293万8,000円の増は、説明欄1、旭中央病院負担金によるもので、地方交付税のうち旭中央病院として算定される項目で増額があったため、旭中央病院への負担金について増額するものです。

6款1項3目農業振興費2,490万7,000円の増は、説明欄1、農業振興事務費によるもので、県事業の地域農業構造転換支援事業補助金と、20ページをお願いします。担い手確保・経営強化支援事業補助金につきまして、国の補正予算による追加募集に対し実施の要望があったことから、補助金を計上するものです。

7款1項2目商工振興費5,690万円の増は、説明欄の1、商業活性化推進事業によるもので、国の地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー枠を活用し、プレミアム付き共通商品券の発行事業に対して補助するものになります。

8款2項3目道路新設改良費1億2,663万5,000円の増は、説明欄1、冠水対策排水整備事業によるもので、合併特例債を活用して実施するハ地区の排水整備になります。

21ページをお願いします。

9款1項1目常備消防費1億213万5,000円の増は、説明欄1、常備消防事務費によるもので、合併特例債を活用して実施する消防本部の空調設備の改修工事になります。

10款1項2目事務局費2,684万7,000円の増は、説明欄1、教育の情報化推進事業2,651万8,000円と、説明欄2、育英基金積立金32万9,000円によるものです。教育の情報化推進事業は、国の交付金を活用して中央小学校と古城小学校の校内ネットワーク設備を改修するもので、育英基金積立金は、基金の運用利子の増加分と寄附金を積み立てるものになります。

22ページをお願いします。中段になります。

2項小学校費の1目学校管理費935万円の増は、説明欄1、小学校施設改修事業によるもので、合併特例債を活用して実施する豊畑小学校の特別教室棟屋上防水改修工事になります。

3項中学校費の1目学校管理費4億8,795万7,000円の増は、説明欄1、中学校施設改修事業によるもので、国の交付金を活用して実施する中学校の屋内運動場空調設置工事になりま

す。

23ページをお願いします。

5項3目学校給食費2,141万3,000円の増は、説明欄1、第一学校給食センター運営費1,260万3,000円と、説明欄2の第二学校給食センター運営費881万円によるもので、食材費の値上がりに伴い不足する賄材料費を増額するものです。

13款2項1目水道事業公営企業費1,014万8,000円の増は、説明欄1、水道事業会計繰出金によるもので、国の地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー枠を活用し、水道料金の減免を実施する水道事業会計に対し補助金を繰り出すものになります。

歳出の説明は以上となります。

24ページをお願いします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。

表の一番下、計の欄になります。右から2列目、7年度末現在高見込額の補正額の列をご覧ください。補正額は5億2,400万円の増で、内容につきましては、先ほど第3表、地方債補正で説明したとおりでございます。

表の一番右下、今回の補正額を含めた令和7年度末の現在高見込額は284億7,001万5,000円となります。

以上で議案第9号の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、午後2時35分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時35分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

続いて、議案第10号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 椎名 隆 登壇）

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 議案第10号、令和7年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億4,200万円とするものです。

2ページと3ページは歳入歳出予算の款項の補正額であり、7ページと8ページは事項別明細書の総括となっております。詳しい内容につきましては、9ページ以降でご説明いたします。

それでは、9ページをお願いいたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

5款財産収入、1項1目介護保険給付費準備基金利子81万9,000円は、基金積立金の利率の変更により増額となったため計上するものであります。

その下の7款繰越金ですが、今回の補正財源として1億4,832万3,000円を計上するものであります。

8款の諸収入ですが、2項1目第三者納付金には、第三者行為に係る損害賠償金185万8,000円を計上するものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

10ページをお願いいたします。

4款1項1目介護保険給付費準備基金積立金には、1億2,556万4,000円を追加し1億2,650万8,000円といたしました。これは基金運用利息と剰余金を積み立てるものであります。

6款1項2目償還金は、2,543万6,000円を追加し2,944万円とするもので、令和6年度の介護給付費負担金等の確定による国・県及び市の精算分を返還するものであります。

以上で議案第10号の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第11号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 伊藤弘行 登壇）

○農水産課長（伊藤弘行） 議案第11号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

イノシシの生息範囲の拡大に伴い農業被害の増大が懸念される中、猟友会会員の高齢化により担い手の確保が困難となっていることから、持続可能な対策を実施していくため、猟友会と地元住民による旭市鳥獣被害対策実施隊を設置することといたしました。

実施隊員については、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関

する法律」により、非常勤の職員と定められていることから、本条例の一部を改正するものであります。

それでは、新旧対照表の2ページをお願いいたします。

別表第1中の「企業誘致審議会委員」の項の次に、「鳥獣被害対策実施隊員」を加えるもので、近隣自治体の状況を勘案し、年額2,000円とするものであります。

施行日は令和8年4月1日からとするものです。

なお、本実施隊員の日当につきましては、旭市鳥獣被害防止対策協議会の予算の中から支払う予定としております。

以上で議案第11号の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第12号、議案第13号、議案第24号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 向後 稔 登壇）

○総務課長（向後 稔） 議案第12号、議案第13号及び議案第24号の補足説明を申し上げます。

議案第12号及び議案第13号は、人事院勧告の趣旨に基づく地域手当の支給率及び通勤手当の月額表の改定でありまして、関連しておりますので一括して補足説明いたします。

まず、議案第12号、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

新旧対照表の3ページをお願いします。

第12条は、地域手当の改正でありまして、現行の「100分の2」から「100分の4」に引き上げるものです。

第14条は、通勤手当を改正するもので、これまで自転車、原動機付自転車、普通自動車の三つの区分に分かれていたものを、制度の簡素化及び業務の効率化の観点から、普通自動車等使用者に係る通勤手当の月額表に統合するものです。

続きまして、議案第13号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

新旧対照表の5ページをお願いいたします。

こちらは、一般職の常勤職員との均衡を図る観点から、会計年度任用職員の地域手当につきましても同様の改定を行うものです。会計年度任用職員における通勤手当の支給については、一般職の条例を準用しておりますので、本条例における改正はありません。

なお、施行期日については、令和8年4月1日から施行するものです。

続きまして、議案第24号について補足説明を申し上げます。

議案第24号は、旭市監査委員の選任につき同意を求めることについてでありまして、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

委員に選任したい方は、旭市ニにお住まいの宮内敏之氏、昭和36年生まれの方です。

宮内氏は、昭和56年9月1日に飯岡町職員として奉職し、合併後は旭市職員として勤務され、農水産課長、行政改革推進課長、総務課長と市の要職を歴任し、40年にわたる豊富な知識と経験を有しておりますので、監査委員として適任の方です。

なお、宮内氏は、地方自治法に規定する欠格事項、兼職の禁止及び兼業の禁止について、いずれも該当しないことを申し添えます。

以上で議案第12号、議案第13号及び議案第24号の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 総務課長の補足説明は終わりました。

続いて、議案第14号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 多田 仁 登壇）

○税務課長（多田 仁） 議案第14号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、子ども・子育て支援金制度が創設され、令和8年4月1日に地方税法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、国民健康保険税の課税額に子ども・子育て支援納付金課税額が追加されることから、本条例に所要の改正を行うものです。

また、昨年3月の税制改正で地方税法施行令が改正され、国民健康保険税の基礎課税分及び後期高齢者支援金分の課税限度額が引き上げられたことから、1年遅れで併せて改正を行うものです。

それでは、新旧対照表によりご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

第2条は、課税額について定めるもので、第1項第1号は子ども・子育て支援納付金の規定を追加するもの、第4号は子ども・子育て支援納付金課税額の条文を新たに整備するものです。

第2項は、基礎課税額の課税限度額を現行の「65万円」から「66万円」に、第3項は、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を、現行の「24万円」から「26万円」にそれぞれ改めるものです。

第5項は、子ども・子育て支援納付金課税額の算定方法の条文を新たに整備するものです。

第9条の2は、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額の条文を新たに整備するもので、税率を「100分の0.25」と定めるものです。

第9条の3は、子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額の条文を新たに整備するもので、税率を1人1,800円と定めるものです。

第9条の4は、子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額の条文を新たに整備するもので、税率を1人100円と定めるものです。

第23条は、国民健康保険税の減額について定めるもので、第1項は、低所得者の減額後の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を、それぞれ第2条と同様に改めるものです。

7ページをお願いいたします。

第1号から第3号は、低所得者世帯の減額の規定に、子ども・子育て支援納付金課税額についての条文を追加し、それぞれ減額する税額を定めるものです。

第2項は、未就学児の被保険者の減額の規定に、子ども・子育て支援納付金課税額についての条文を追加し、減額する税額を定めるものです。

8ページをお願いいたします。

第3項は、出産被保険者の減額の規定に、子ども・子育て支援納付金課税額についての条文を追加し、減額する税額を定めるものです。

第4項は、子ども・子育て支援納付金課税額の18歳未満被保険者の均等割額の減額の条文を新たに整備するもので、全額を減額することを定めるものです。

附則第5項から10ページの附則第15項までは、国民健康保険税の課税の特例について定めるもので、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額の条項を追加するものです。

なお、この条例の施行日は令和8年4月1日とするものです。

以上で議案第14号の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 税務課長の補足説明は終わりました。

続いて、議案第15号について、子育て支援課長、登壇してください。

（子育て支援課長 八馬祥子 登壇）

○子育て支援課長（八馬祥子） それでは、議案第15号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

市が進める公立保育所の再編計画では、古城保育所とまんざい保育所を令和12年度に統合する予定となっておりますが、まんざい保育所の園舎の老朽化や今後の児童の減少傾向を踏

まえ、計画を前倒して令和8年4月1日から古城保育所と統合することとし、まんざい保育所を廃止するため、旭市立保育所条例について所要の改正を行うものです。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により説明させていただきます。

11ページをお願いいたします。

第2条、別表中、「旭市立まんざい保育所」の項を削るものです。

施行日は令和8年4月1日からとなります。

以上で議案第15号の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 子育て支援課長の補足説明は終わりました。

続いて、議案第16号、議案第22号について、社会福祉課長、登壇してください。

（社会福祉課長 向後利胤 登壇）

○社会福祉課長（向後利胤） 議案第16号について補足説明を申し上げます。

長寿祝い金については、高齢者の方に祝い金を支給することにより敬老の意を表し、併せて長寿を祝福するために実施しているところです。これまでに、平成22年と平成30年の2度にわたり見直しを行ってきたところですが、前回の見直しから8年が経過する中、高齢化の進展や平均寿命の延伸など社会情勢の変化に対応するため、受給資格や支給額を見直すものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表の12ページをお願いいたします。

第2条の受給資格者について、「引き続き1年以上」を加え、「記載されている」を「記録されている」に改めるとともに、満80歳及び満101歳以上に達する者の区分を廃止し、現行の5区分から3区分に再整理するものです。

また、第3条の祝金の額について、同様に3区分に再整理を行うとともに、現在99歳の方に1万円としているところを2万円に改めるものです。

以上で議案第16号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第22号について補足説明を申し上げます。

飯岡福祉センターの指定管理者の指定につきましては、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例、第5条、公募によらない指定管理者の候補者の選定等の規定を適用し、現在、同施設の指定管理者であります社会福祉法人旭市社会福祉協議会から提出された申請書類等について、旭市指定管理者候補者選定委員会で審議を行いました。

審議の結果、社会福祉法人旭市社会福祉協議会が適当な指定管理者候補者として選定されたことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上で議案第22号の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 社会福祉課長の補足説明は終わりました。

続いて、議案第17号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 大網久子 登壇）

○保険年金課長（大網久子） 議案第17号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本議案は、旭市国民健康保険の被保険者である妊産婦の医療費のうち、一部負担金を助成する妊産婦付加金について、令和7年度から国の施策として市民全体を対象とした妊婦のための支援給付制度が新たに開始されたことから、令和7年度末をもって廃止することとしたため、所要の改正を行うものです。

新旧対照表の13ページをお願いいたします。

当該記載部分である旭市国民健康保険条例、第7条を削除するものであります。

条例の施行期日は令和8年4月1日となります。

経過措置は、未申請者等への支給に備えるものであります。

以上で議案第17号の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

続いて、議案第18号について、都市整備課長、登壇してください。

（都市整備課長 飯島和則 登壇）

○都市整備課長（飯島和則） 議案第18号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

老朽化による用途廃止に伴い、双葉団地の戸数を38戸から36戸に改めるものです。

双葉団地は、昭和30年代後半から40年代にかけ建築され、築後50年以上が経過し耐用年数を超過していることから老朽化が著しく、住環境や防災などの管理面でも支障を来している状況です。このような状況を受け、新規募集を停止し、空き家になった住宅から順次用途廃止を行っており、今回2戸の住宅について用途廃止を行うものです。

なお、本条例の施行期日は令和8年4月1日です。

以上で議案第18号の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 都市整備課長の補足説明は終わりました。

続いて、議案第19号について、消防長、登壇してください。

（消防長 常世田昌也 登壇）

○消防長（常世田昌也） 議案第19号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

改正の趣旨としましては、簡易的なサウナ設備に関する規制緩和及び感震ブレーカーの設置促進のため、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

では、主な改正内容をご説明いたします。

新旧対照表の15ページをご覧ください。

まず、簡易サウナ設備について、第7条の2につきましては、テント型サウナまたはバレル型サウナを簡易サウナ設備として新たに追加するものであります。

第1項第1号につきましては、火災予防上安全な距離に関すること、第1項第2号につきましては、温度が異常に上昇した場合の措置に関すること、第2項につきましては、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理についての規定を新たに追加するものであります。

続きまして、一般サウナ設備について。

第7条の3につきましては、簡易サウナ設備以外のサウナ設備について、一般サウナ設備として新たに規定するものであります。

第1項第2号につきましては、「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改めるものであります。

続きまして、住宅における火災予防の推進について。

第29条の7につきましては、「感震ブレーカー」を新たに追加するものであります。

続きまして、火を使用する設備等の届出について。

第44条第6号の2につきましては、簡易サウナ設備も届出の対象となることから、新たに追加するものであります。

第7号につきましては、「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改めるものでございます。

施行日につきましては、令和8年3月31日からとなります。

以上で議案第19号の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 消防長の補足説明は終わりました。

続いて、議案第20号について、生涯学習課長、登壇してください。

（生涯学習課長 江波戸政和 登壇）

○生涯学習課長（江波戸政和） 議案第20号、旭市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例

の制定について補足説明を申し上げます。

旭市青少年問題協議会は、青少年の指導、育成等に関する諸問題を調査審議し、また関係機関との連絡調整を図ることなどを目的に設置していました。現在では、その役割は社会教育委員、青少年相談員及び青少年育成市民会議、青少年センター等に引き継がれており、目的は十分に果たされていることから条例を廃止するものです。

なお、条例廃止に伴い、旭市青少年問題協議会の報酬を規定している条例から、当該委員の規定を削除するため、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものです。

以上で議案第20号の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 生涯学習課長の補足説明は終わりました。

続いて、議案第21号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 榎澤 茂 登壇）

○企画政策課長（榎澤 茂） 議案第21号、旭市過疎地域持続的発展計画の策定について補足説明を申し上げます。

本計画は、干潟地域の持続的発展を図るため、総合的かつ計画的な対策を実施するに当たり、過疎対策事業債など国からの支援制度の活用が可能となることから、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法や千葉県過疎地域持続的発展方針に基づく新たな計画を策定し、議会の議決を求めるものです。

恐れ入りますが、初めに目次のファイルをご覧いただきたいと思いますので、別ファイルになりますが、議案第21号（鑑・表紙・目次）となりますファイルをお開きいただきたいと思います。議案とちょっと別のファイルになります。

この計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第2項の規定に基づき、1の基本的な事項に始まり、2の移住・定住、地域間交流の促進、人材育成から、次のページになります。12の再生可能エネルギーの利用の推進まで、この項目は国や県の方針に掲げる分野ごとに作成をしております。

それでは、計画の内容についてご説明いたしますので、議案第21号、旭市過疎地域持続的発展計画のファイルのほうをお願いいたします。

1 ページになります。

1、基本的な事項においては、（1）市の概況としまして、過疎の状況等を記載しております。

2ページをお願いいたします。

(2) 人口及び産業の推移と動向について記載しております。

3ページは、干潟地域及び市全体の人口の推移について。

4ページは、市の人口ビジョンと産業別の就業者数の推移について記載しております。

5ページをお願いいたします。

(3) は、行財政の状況について記載しており、6ページと7ページは、これまでの決算状況と、主要公共施設等の状況を記載しております。

8ページをお願いいたします。

(4) の地域の持続的発展の基本方針を定めております。基本的方向として、第3期旭市総合戦略に掲げる各種施策について、国からの財政支援措置などを最大限に生かして実施し、本市の持続的発展を図るものとしております。

次に、(5) の基本目標につきましては、本計画全体の目標値として人口に関する目標を二つ設定しております。一つ目は、令和12年時点で人口を6万人、二つ目は、社会増減の増加を目指すとしており、いずれも第3期総合戦略の指標と統一しております。

(6) の計画の達成状況の評価につきましては、旭市総合戦略推進委員会の中で意見を伺うものとしております。

9ページをお願いいたします。

(7) 計画期間を令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間としております。

次に、(8) 公共施設等総合管理計画との整合について、10ページにかけて記載しております。ここまでが基本的な事項となります。

11ページをお願いいたします。

ここからは、国や千葉県の方針に掲げる11の分野別に、総務省の作成要領に示された項目に沿って記載をしております。この11の分野につきましては現在の計画と変更はございません。項目は、(1) 現状と問題点、(2) その対策、(3) 事業計画となっており、事業計画は旭市総合戦略や市の分野別計画に掲載している事業などを記載しております。

それでは、分野ごとにご説明いたします。

初めに、2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成です。

現況と問題点であります。移住・定住・地域間交流の促進の必要性や人材育成の必要性としております。(2) はその対策を、12ページをお願いいたします。(3) 事業計画を記載しております。

ここで、（3）事業計画の表の構成についてご説明いたします。

この表の一番左の持続的発展施策区分や、その隣の事業名の欄の見出し番号については、総務省から示された項目ごとの付番体系に基づき記載しておりますので、連番にはなっておりません。

また、掲載事業については、過疎対策事業債の活用の見込みにかかわらず、今後5年間で干潟地域において想定される主な事業を記載しております。なお、事業名欄の過疎地域持続的発展特別事業は、過疎対策事業債のソフト事業となりまして、以降、各分野とも同様の記載となっております。

13ページをお願いいたします。

3、産業の振興の現況と問題点ですが、農業及び商工業の振興の必要性や起業の促進、情報通信産業の育成、15ページに移りまして、観光又はレクリエーション振興の必要性としております。

少し飛びまして、なお、19ページの最後の（4）です。産業振興促進事項につきましては、干潟地域における企業等の固定資産税の課税免除に対する減収分の特例措置の適用を受けるために必要な記述となっております。

これ以降、4の地域におけるDXの推進から、12、再生可能エネルギーの利用の推進までの各分野に関する記載も同様となりますので、分野ごとの現況と問題点及び本計画から追加した新規事業について、順にご説明いたします。

20ページをお願いいたします。

4、地域におけるDXの推進の現況と問題点ですが、デジタル技術を活用した新たな情報関連技術の必要性としております。なお、（3）の事業計画に記載の被災者支援システム整備、自治体DX推進事業は新規の追加事業となります。

21ページをお願いいたします。

5、交通施設の整備、交通手段の確保の現況と問題点ですが、道路の整備や公共交通の維持・確保の必要性としております。

なお、22ページの（3）事業計画に記載の、一番上の道路改良工事及び次の23ページの一番上になりますが、排水路整備事業が新規追加事業になります。

24ページをお願いいたします。

6、生活環境の整備の現況と問題点ですが、上水道の整備や汚水処理、廃棄物処理施設、消防施設や車両、公営住宅の整備、防災・防犯対策の必要性としております。

27ページの（３）事業計画に記載の一番上のグリーンパーク水処理施設補修工事、次の28ページ、（８）その他、溜池改修事業が新規追加事業になります。

29ページをお願いいたします。

7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の現況と問題点ですが、児童福祉や高齢者福祉、障害者福祉、健康づくり、その他の福祉増進の必要性としております。

32ページの（３）事業計画に記載の、上から３番目の施設改修費補助金は、新規追加事業になります。

33ページをお願いいたします。

8、医療の確保の現況と問題点ですが、看護師の確保の必要性としております。

34ページをお願いいたします。

9、教育の振興の現況と問題点ですが、学校教育施設の適正配置や生涯学習、生涯スポーツ施設整備の必要性としております。

なお、36ページの（３）事業計画に記載の、上から６番目の水泳プール解体事業、表の下の３事業、小中学校再編に係る会議や式典、民間プール活用事業などは、新規追加事業になります。

37ページをお願いいたします。

10、集落の整備の現況と問題点ですが、地区集会施設の整備や空き家対策の必要性としております。なお、（３）事業計画に記載の、一番下の空き家対策推進事業、空き家の除却、活用支援は新規追加事業になります。

39ページをお願いいたします。

11、地域文化の振興等の現況と問題点ですが、大原幽学遺跡や記念館整備の必要性としております。

40ページの（３）事業計画に記載の一番下、文化財施設の整備は新規追加事業になります。

41ページをお願いいたします。

12、再生可能エネルギーの利用の推進の現況と問題点ですが、再生可能エネルギー導入促進の必要性としております。

ここまでが分野別の説明となります。

なお、本計画の掲載事業数ですが、現計画の76事業から事業が完了した４事業を削除し、新たに13事業を追加しましたので、合計85事業を予定しております。

42ページ以降は、過疎対策事業債のソフト事業分の再掲であります。

以上が計画の概要となります。

最後になりますが、本計画を策定することにより、引き続き国から財政面での特別な支援を受け、特に過疎対策事業債を有効活用することにより、既存事業の拡大や学校・保育所再編等の事業を進めてまいります。

以上で議案第21号の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

続いて、議案第23号について、建設課長、登壇してください。

（建設課長 齊藤孝一 登壇）

○建設課長（齊藤孝一） 議案第23号、市道路線の認定について補足説明を申し上げます。

議案の2ページになります。

認定路線は、認定路線調書の2路線です。認定箇所については、3ページ、4ページに記載のとおりです。2路線とも宅地造成に伴い帰属及び寄附された路線を認定するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第23号の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 建設課長の補足説明は終わりました。

続いて、議案第25号、議案第26号について、市民生活課長、登壇してください。

（市民生活課長 齋藤邦博 登壇）

○市民生活課長（齋藤邦博） 議案第25号及び議案第26号について補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものです。

本市の人権擁護委員の定数は10名ですが、このうち2名が令和8年6月30日に任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものです。

議案第25号で推薦したい方は、旭市萬力にお住まいの金杉光信氏、昭和40年生まれの方です。金杉光信氏は、令和2年から人権擁護委員として積極的に活動されており、誠実な人柄で、地域における信望が大変厚く委員として適任の方ですので、引き続きお願いしたいと考え推薦するものです。

次に、議案第26号で推薦したい方は、旭市ニにお住まいの平山保幸氏、昭和39年生まれの方です。平山保幸氏は、土地家屋調査士としてご活躍されるとともに、生活介護事業所を運

営され、地域福祉の増進に貢献されている方であり、誠実な人柄で責任感が大変強く、委員として適任の方ですので、新たに推薦するものです。

また、お二人とも、人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する事項はありません。

なお、委員の任期は令和8年7月1日から令和11年6月30日までの3年間となります。

以上で議案第25号及び議案第26号の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 市民生活課長の補足説明は終わりました。

続いて、議案第27号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 池田勝紀 登壇）

○財政課長（池田勝紀） 議案第27号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

令和7年度旭市一般会計補正予算（第5号）です。

この補正予算は、去る1月23日に衆議院が解散されたことに伴い、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費について1月23日に専決処分しましたので、議会の承認を求めるものでございます。

なお、財源につきましては全額県支出金としたところです。

1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ2,800万円を追加し、予算の総額を357億3,700万円としたものであります。

少し飛びまして、9ページをお願いします。

歳入です。

15款3項1目総務費委託金として、2,800万円を計上いたしました。

10ページをお願いします。

歳出です。

2款4項5目衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査費は、目を新規に設定し、2,800万円を計上したものであります。

主な内容は、投票管理者等への報酬、投・開票事務従事者等への職員手当、入場券等の通信運搬費、ポスター掲示場設置撤去委託料などです。

以上で議案第27号の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 財政課長の補足説明は終わりました。

以上で議案の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は2月27日定刻より会議を開きます。

これにて本日の会議を散会します。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時25分

令和8年旭市議会第1回定例会会議録

議事日程（第2号）

令和8年2月27日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 議案質疑
 - 第 2 予算審査特別委員会設置
 - 第 3 予算審査特別委員会委員の選任
 - 第 4 予算審査特別委員会議案付託
 - 第 5 常任委員会議案付託
 - 第 6 常任委員会陳情付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案質疑
 - 追加日程 議案第24号～議案第26号直接審議（先議）
 - 日程第 2 予算審査特別委員会設置
 - 日程第 3 予算審査特別委員会委員の選任
 - 日程第 4 予算審査特別委員会議案付託
 - 日程第 5 常任委員会議案付託
 - 日程第 6 常任委員会陳情付託
-

出席議員（18名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 金澤雅哉 | 2番 | 高橋美千子 |
| 3番 | 戸村ひとみ | 4番 | 常世田正樹 |
| 5番 | 伊藤春美 | 6番 | 伊場哲也 |
| 7番 | 平山清海 | 8番 | 崎山華英 |
| 9番 | 永井孝佳 | 10番 | 井田孝 |
| 11番 | 島田恒 | 12番 | 片桐文夫 |
| 13番 | 遠藤保明 | 14番 | 宮内保 |
| 15番 | 飯嶋正利 | 17番 | 伊藤房代 |

18番 木内 欽市

19番 松木 源太郎

欠席議員（1名）

16番 宮澤 芳雄

説明のため出席した者

市長	米本 弥一郎	副市長	柴 栄 男
教育長	向後 依 明	秘書広報課長	寺 嶋 和 志
行政改革推進課長	椎 名 実	総務課長	向 後 稔
企画政策課長	榎 澤 茂	財政課長	池 田 勝 紀
税務課長	多 田 仁	市民生活課長	齋 藤 邦 博
環境課長	大八木 利 武	保険年金課長	大 網 久 子
健康づくり課長	黒 柳 雅 弘	社会福祉課長	向 後 利 胤
子育て支援課長	八 馬 祥 子	こども家庭課長	石 橋 康 司
高齢者福祉課長	椎 名 隆	商工観光課長	金 杉 高 春
農水産課長	伊 藤 弘 行	建設課長	齊 藤 孝 一
都市整備課長	飯 島 和 則	会計管理者	戸 葉 正 和
消防長	常世田 昌 也	上下水道課長	向 後 哲 浩
教育総務課長	飯 島 正 寛	生涯学習課長	江波戸 政 和
スポーツ振興課長	林 甲 明	監査委員局長	杉 本 芳 正
農業委員会事務局	金 谷 健 二		

事務局職員出席者

事務局長 穴澤 昭和

開議 午前10時 0分

○議長（宮内 保） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（宮内 保） 日程第1、議案質疑。

議案第1号から議案第27号までの27議案を一括議題といたします。

それでは、質疑に入ります。

通告順により、崎山華英議員、質問席に移動を願います。

それでは、議案第1号について、準備が整い次第始めてください。

○8番（崎山華英） では、通告に基づいて、議案質疑のほうさせていただきます。

議案第1号、令和8年度旭市一般会計予算の議決についてです。

（1）今回の予算編成方針について伺います。

このたびの当初予算の概要資料によれば、本市の財政状況について、経常収支比率の上昇や財政調整基金の繰入れが増加傾向にあることなどから、厳しさを増している状況にあるとの認識が示されています。そのような前提の下、今回の予算編成に当たっては、社会情勢や市民ニーズを的確に捉えながら真に必要な事業を見極め、事業の総量の最適化を進めていくとされています。

私のほうからは、昨年9月定例会において令和6年度決算に関する質疑の中で、近年の経常収支比率の上昇や実質単年度収支がマイナスとなる年度が増えてきていることを指摘し、事業一つ一つの効果検証と持続可能な財政運営に向けた工夫をこれまで以上に行っていただきたいとの要望をいたしました。

その点について、今回の予算編成方針には、そういった課題意識も踏まえた市としての姿勢が表れているものと受け止めております。しかしながら、本当にこの予算にそれらの姿勢が示されているのか検証するため、こちらで伺いたいと思います。

具体的にどのような事業を真に必要な事業として見極め、今回の予算に反映されたのか、お聞かせください。

(2) についてです。公立小学校学校給食費無償化支援事業費補助金についてです。予算書30ページ、公立小学校学校給食費無償化支援事業費補助金1億4,700万4,000円の算定基準の内容及び本市における算定の内訳について、詳細を伺います。

以上です。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員の質疑に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 私からは、議案第1号に対する質疑のうち、どのような事業を真に必要な事業として見極め、今回の予算に反映されたのかにお答え申し上げます。

施政方針でも申し上げましたが、物価高騰の継続による経常的経費の増加など、財政状況は年々厳しさを増している中においても、第3期総合戦略に基づいた、ずっと住み続けたいと思ってもらえるまちづくりを持続的にいき、これからの10年、20年先、将来世代に責任を持って引き継いでいく必要があると考えております。

令和8年度の予算編成方針は、厳しい財政状況の中で持続的にまちづくりを推進していくためには、社会情勢や国の動向、市民ニーズを的確に捉えながら、必要な事業を見極め、最も効果的・効率的な手法を選択し、事業の総量の最適化を進めていくことが不可欠であるとの考えの下、策定したものでございます。

そうした予算編成方針を踏まえて調製した結果が令和8年度予算でございます。

新規のものとしたしましては、成田空港機能強化に伴うまちづくり方針の基礎調査や、保育所DX推進事業、5歳児健康診査、被災者支援システム運用事業への負担金などがございまして、民間委託で予算計上いたしました放課後児童クラブ運営事業や部活動地域クラブ運営事業、地域医療体制整備事業や、オンライン医療相談、海業推進事業、小学校統合整備事業、学校給食の完全無償化などの継続事業につきましても、最適化の考えの下、見直しを行った上で予算に反映しております。

このようなことから、令和8年度予算に計上した事業は全て真に必要な事業でございます。

○議長（宮内 保） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） それでは、私のほうからは30ページの公立小学校学校給食費無償化支援事業費補助金の算定基準等について回答申し上げます。

こちらの1億4,700万4,000円に関しましては、基準額5,200円に、小学校の児童数2,570人、

こちらに11か月分を乗じて算定をしております。

なお、補助金を申請する際は、5月1日現在の小学校在籍児童数から要保護児童数を除いた人数となりまして、他市町から本市へ通学する児童や非喫食児童も含まれている状況です。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 崎山議員。

○8番（崎山華英） ありがとうございます。市長からも答弁いただきましてありがとうございます。ありがとうございました。

真に必要な事業についてということだったんですけれども、今お聞きする中で、特に次世代のための政治に力を入れているんだなということを感じられたところで、将来に種をまくような事業を進めていくということが感じられました。ありがとうございます。

再質疑になります。（1）のほうですね。真に必要な事業を見極める中で、どうしても事業の見直しも行ったと思うんですけれども、見直しの実態について、再質疑をいたします。

今回の予算編成において事業の総量の最適化を進める中で、一方で縮減や廃止を行った事業について、例年と比較して多かったのかどうか。見直しを行った事業数と具体的な数字があればお尋ねいたします。

（2）の給食費の補助金のほうです。令和5年から継続して行われている千葉県独自の給食費補助支援として、第3子以降が対象の千葉県公立学校給食費無償化支援事業費補助金と、今回新たに補助が始まる公立小学校学校給食費無償化支援事業費補助金の関係について伺います。

両補助金の対象が重複する場合、本市としては両方の補助金を受けられるのか、それとも重複部分についてどちらか一方の適用になるのか、こちらの補助金の取扱いについて伺います。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員の再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） それでは、回答いたします。

事業の総量の最適化は、必ずしも縮減・廃止の方法だけではないということや、細かい事務改善などの見直しなどもございますので、事業数としては特には把握していないところでございます。

予算編成方針で事業の総量の最適化を進めると示されたことから、全庁的に予算見積りの段階から、必要な事業の見極めや、効果的・効率的な手法の選択、事業の見直しや事務改善

による効率化・合理化の検討などは、その都度都度行われたものと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 県の第3子以降の無償化の補助金であります千葉県公立学校給食費無償化支援事業費補助金は、議員申し上げました国の公立小学校学校給食費無償化支援事業費補助金、こちらの開始に伴いまして、令和8年度からは、中学校の第3子以降の生徒が対象となりますので、補助金が重複することはありません。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） 分かりました。

（1）のほうですけれども、必ずしも事業縮減ということではなくて、効果的、効率化を図る中の積み重ねでという答弁がありました。

そこで再々質疑なんですけれども、そういった効果的、効率化といった中で、どういった基準や指標を基にこの事業の見直しを判断したのかを確認させていただきたいと思います。

昨年9月定例会、令和6年度決算に関する議案質疑では、行政改革推進課長からの答弁でもありましたアウトカム指標などによる事業の検証を行っていくといった内容もあったとおり、EBPM、いわゆるデータや成果に基づく政策の効果検証と事業の効率化、こちらをどのように行ってきたのか、効果的、効率化を図る内容について詳しく答弁をお願いいたします。

○議長（宮内 保） 崎山議員……

○8番（崎山華英） （2）ですね、失礼しました。

学校給食費補助金のほうですね。本補助制度創設に当たり、令和7年12月19日に国から発出された通知において、給食費無償化を含む教育無償化の制度運用に関する指針が示されています。その中に、学校給食費無償化における非喫食者の取扱いについては学校設置者の判断に委ねると記載がされております。本市においては、今回、補助制度の創設により財政負担が大きく軽減されることになるとは思いますが、それによって給食を利用していない児童・生徒、いわゆる非喫食者への支援対応、今後個別に考えられるのかお尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 予算編成の全庁的な説明会におきまして、事業の見直しに当たって

は、六つの観点から検討するよう指示しております。財政課におきましても、この六つの観点を踏まえて予算を調製したところになります。

一つ目、必要性。社会情勢の変化により事業開始時の意義や必要性が薄れていないか。

二つ目として有効性。費用対効果の観点から事業の成果を検証し、目的を達成しているか、また、一定水準の目的を達しているが、さらなる伸びが見込めるか。

それから、三つ目として、妥当性。市独自の判断により国・県基準に上乘せしている事業や、他団体などと比較してサービス水準が高い事業については、その上乘せ等が妥当であるか。また、特別な事情がなく、予算と決算の間で乖離が生じている場合などは、予算見積りにおける積算が妥当であるか。

四つ目として、効率性になります。デジタル技術の導入や活用、民営化の推進などあらゆる手法により、最少の経費で最大の効果が得られるよう見直しができないか。

五つ目として、類似性です。類似事業を複数の部署で実施している場合は共同で事業効果を検証し、横断的な視点から事業の統廃合ができないか。

最後、六つ目として、関与性。国・県、市民などの役割分担や市の関与の在り方及び支援の範囲、程度について、将来の方向性や協働の観点を踏まえ、適正であるかなどです。

また、そのほか事務事業評価についても参考としているところです。

以上です。

○議長（宮内 保） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 学校給食費の無償化における非喫食者への個々の支援等につきましては、今後、国からの支援の対象となり得る非喫食者の範囲に関する考え方等が示されることとなっておりますので、こちら国の動向を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号について質疑を始めてください。

崎山議員。

○8番（崎山華英） 令和7年度旭市一般会計補正予算の議決について、質疑いたします。

こちら（1）と（2）に分かれます。

予算書13ページ、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金7億5,560万2,000円について、どのような事業に配分されているのか、議案説明にもありましたが、改めて詳細を伺います。

(2) です。予算書23ページ、水道事業会計繰出金1,014万8,000円の内容について、こちらは、先ほど言いました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金から成る水道基本料金の2か月分の減免についての繰り出し分になろうかと思いますが、この減免に際し対象となる世帯数など、内容の詳細を伺います。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 私のほうからは、(1)のほうについて回答申し上げます。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、こちらの充当事業は全部で三つございます。

一つ目が、補正予算書17ページの2款1項11目諸費の説明欄1、物価高騰対策臨時特別給付金給付事業7億4,226万9,000円で、市民1人当たり1万1,500円の給付金の支給を行う事業です。

二つ目が、同じ補正予算書の20ページ、7款1項2目商工振興費の説明欄1、商業活性化推進事業5,690万円で、プレミアム率20%のプレミアム付共通商品券の発行を行う事業となります。

三つ目です。補正予算書23ページ、13款2項1目水道事業公営企業費の説明欄1、水道事業会計繰出金1,014万8,000円で、水道基本料金2か月分の減免を行う事業に対し補助金を繰り出すものとなります。

以上です。

○議長（宮内 保） 上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） 内容について、対象となる世帯数、減免の詳細ということで、本市では、水需要の多い夏季に水道基本料金2か月分の減免を予定しております。1件当たりの減免額は2か月で4,620円（税込み）となり、対象件数は、官公署を除いた約2万1,500件で、うち家庭用で使用されている方はおおむね2万件となります。

以上です。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） 再質疑いたします。

(1)のほうです。昨年3月定例会の総務常任委員会における質疑の際に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用について、水道の基本料金の減免を検討されなかったのか質疑をいたしました。その当時の企画政策課長からの答弁では、水道を引いていない世帯もある中、公平性を考えた上で当時は実施しないとされたとの内容であったと記憶しており

ますし、議事録でも確認をいたしました。

今回については、現金給付とプレミアム商品券に加えて、水道基本料金減免も含めた支援策を実施するとした理由をどのように整理しているのか伺います。

すみません。(2)ですね。水道基本料金減免に係る事務負担や事務費、こちらは減免する際に発生するのか伺います。

○議長(宮内 保) 崎山華英議員の再質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長(向後哲浩) 今回の水道基本料金の減免につきましては、千葉県が県民へ水道料金の支援を行うといった趣旨にのっとりまして実施するものでございます。

千葉県が物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して行います県営水道の料金の減免、一般家庭における水道基本料金及び従量料金の4か月分、約20%と同等額が千葉県より市町村等の水道事業体に対して交付される予定でございます。

本市では、自家水等の利用により市営水道に加入していない方もおりますので、公平性に鑑みまして、千葉県からの交付金で減免に関わる費用の約9割を賄える上、効果的に市民の皆様へ支援が行える2か月分の水道基本料金の減免を行うことといたしました。

以上です。

○議長(宮内 保) (2)……。

上下水道課長。

○上下水道課長(向後哲浩) 失礼しました。

(2)事務費を負担するののかということで、水道基本料金の減免につきましては、基本料金の一部の減免や使用した水量に応じて減免を行うことに比較しまして、大幅な事務作業の発生は想定されず、システム改修も軽微であるため、効果的に市民の皆様へ支援が行える事業と捉えております。

この事業に係ります事務経費としまして、令和8年度水道事業会計予算システム改修費66万円及び周知費10万円を計上しており、その費用についても千葉県の交付金の対象となっております。

以上です。

○議長(宮内 保) 崎山華英議員。いいですか。

議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第15号について質疑を始めてください。

崎山華英議員。

○8番（崎山華英） それでは、議案第15号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（1）です。保育所の統合に伴う改正ということですが、実質的にまんざい保育所の廃止ということで認識しております。これについては、昨年11月7日に判明したまんざい保育所園舎屋根の一部落下が発端であり、その後、全議員に向けて、11月27日に開催の全員協議会において、当時、対応について担当課から説明をいただいたところでした。

当時の説明では、緊急避難措置として、まんざい保育所在籍児童を古城保育所にて受け入れ、建設設計業者による園舎の確認を実施、12月下旬に再度保護者説明会の開催を行い、今後統合するかについては、業者の見積りを踏まえて協議するという報告であったと記憶しております。その後は、市議会議員の改選が行われたこともありますが、その11月の説明を最後に議会への継続的な報告がないまま、今回、廃止に関する議案が提出されたものと受け止めております。

そこで、ここに至るまでの検討経緯や判断基準がどのようなものであったのかご説明ください。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） ご質疑の中にもございましたが、まんざい保育所は、昨年の11月7日に園舎屋根の一部が剝離、落下していることを確認したため、児童の安全を最優先に考え、緊急避難措置として全児童を古城保育所に移動し、合同保育を実施しております。

このことにつきましては、議会へは11月13日に文書での配信、11月27日の全員協議会においてご説明したところです。その後、建築業者から正式な見積書の提出がありましたので、12月上旬、庁内で協議を行い、市の方針を決定いたしました。この時期に決定したのには、次年度の入所の手続が大きく関係しております。保育所の入所手続は、通常11月から新規受付を開始し、同時に在園児には継続の希望調査を行い、12月中には各園との調整がおおむね終了しております。仮に閉所の判断をする場合は、保護者に改めて転園先の調査をし、調整を行わなければなりませんので、早急に市の方針を決定し、保護者に説明する必要がございました。

閉所と判断した理由としましては、現在、市では保育所の再編を進めており、計画の中では、令和12年度にまんざい保育所と古城保育所の統合を予定していること。建築業者の見積

りによると、修繕に係る費用は約1,100万円、工期は約6か月とのことで、園舎は老朽化も進んでおり、今後もほかの部分で修繕費がかかること、児童数も減少傾向であることなどから、計画を前倒しし統合して、まんざい保育所を閉所とする判断に至りました。

以上です。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） ありがとうございます。再質疑いたします。

今、答弁にもありましたとおり、当初の計画では、まんざい保育所と古城保育所は令和12年に統合する予定で、本来であれば今年、令和8年度から保護者等への説明が行われる段階であったと認識しております。

今回、短期間での廃止に当たり、在園児、保護者のほか、来年度、まんざい保育所入所予定だった方々に対して、どのような説明、支援、移行措置を行ったのか、詳細をお尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員の再質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 保護者説明会は、昨年12月19日に開催いたしました。説明会では、保育所園舎の耐用年数や修繕する場合の費用について、また、保育所再編計画や児童数の推移などから総合的に判断した結果、年度末をもってまんざい保育所を閉所し、古城保育所に統合する方針であることを説明いたしました。

その上で、近隣保育所の情報を提供し、転園先を検討していただくようお願いいたしました。転園に当たっては、保護者の希望に沿えるよう対応し、さらには、制服の購入など保護者の方に金銭的な負担をかけないよう調整を行いました。

以上です。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） 再々質疑です。

保育所の立地としては、まんざい保育所と古城保育所、同じ旧干潟町町内ではありますが、東西に距離があり、もともとまんざい保育所に通っていた方からすると、通園や通勤に不便を感じている声もあると、利用する保護者から伺いました。

そこで、再々質疑としますが、緊急避難措置として、一旦は古城保育所での通所を行っていた園児のうち、新年度も継続して古城保育所に在籍する人数及び割合を在籍児童の年齢ごとに教えてください。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 転園についての意向調査の結果、まんざい保育所の児童21名のうち、新年度も継続して古城保育所に在籍する人数は14名で、割合は67%です。

年齢別の内訳は、新年度の年齢で申し上げますと、5歳児は2名で、割合は40%です。4歳児7名と2歳児2名は全員継続。3歳児は3名で、割合は60%です。1歳児で継続を希望する児童はおりませんでした。

なお、全員希望どおりに調整ができております。

以上です。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員の質疑を終わります。

崎山華英議員は自席へお戻りください。

続いて、永井孝佳議員、質問席に移動願います。

それでは、議案第9号について、準備が整い次第始めてください。

永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） では、議案第9号、補正予算について質疑いたします。質疑は2点です。

17ページ、庁舎管理費の放送受信料321万円についてなんですけれども、これはNHKの受信料の未払い分と承知しているところなんですけれども、こちらの詳細をお伺いいたします。テレビなのか、カーナビなのか。あとは、車であれば公用車、消防車とかも入るのか。あとは台数、あとは年数、どのぐらい遡って支払うのか、その辺の詳細をお伺いいたします。

(2)は、20ページ、商業活性化推進事業、その中の商店街振興事業補助金、こちら先ほど崎山議員の中でプレミアム商品券20%ということなんですけれども、そのほかの販売方法と販売時期など、詳細をお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員の質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） それでは、今回、NHKの受信料についてお答え申し上げます。

他の自治体におきましても数多く見られておりますNHK放送の視聴が可能なカーナビや、庁舎内で議会中継の視聴等のためにモニターとして設置しているテレビ、庁舎や公共施設において衛星放送に対応していたことを承知していなかったテレビについて、契約締結の必要がないという認識であったことから、今回こういったことが起きたものでございます。

内訳につきましては、カーナビが17件ございます。うち、消防車が11台、一般の公用車が6台です。議会中継等のモニターの目的として設置していたテレビ、これが4件です。これは親子傍聴席の一つ、あとは議会のロビーの一つ、あとフレンドあさひ、あとはハニカムに設置してございます。それと、衛星放送が受信できる状況にあるが、地上波のみの契約となっていたテレビが13件ございます。これは各階各課にあるんですが、こちらも主には議会中継を視聴するために使用しております。

期間につきましては、カーナビは長いもので平成20年からとなっており、そのほかは車両の購入時期により様々な年数となっております。テレビは、長いもので平成26年からとなっているものが1台あります。そのほかは、新庁舎の建設時、令和3年に設置したもの、それ以降に設置したものとなっております。

以上です。

○議長（宮内 保） 商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） 商工観光課からは、プレミアム付共通商品券発行事業5,690万円になります。こちらの詳細について回答いたします。

まず、本事業は、旭市商業振興連合会が実施する事業になります。商品券のプレミアム率は20%で、1セット1万2,000円分を1万円で販売いたします。発行予定数は2万2,000セット、1世帯5セットまで購入可能で、購入対象者は旭市在住の方に限ります。商品券の使用期間は、7月1日から12月31日の6か月を予定しています。

現在予定しているスケジュールです。こちらは、5月1日から新聞折り込み、それから広報あさひ、それからLINE、市及び商工会のホームページなどで事業の周知を開始すると同時に、往復はがきによる申込受付を開始いたします。

申込締切りは5月15日で、申込み多数で発行セット数を上回った場合は抽せんを行い、6月下旬までに当せん・落せんのはがきがお手元に届くように通知をいたします。当せんされた方は、7月1日から10日の10日間の中で、申込時に希望された郵便局で商品券を購入していただく流れとなります。

なお、今回からちょっと販売方法を変更しております。窓口を分散すること、それから特定窓口への集中を防ぐため、それから待ち時間の短縮など利便性の向上を図るため、販売場所は、これまで商工会の1か所であったんですけども、市内に12か所ある郵便局に変更する予定でございます。あわせて、各種の問合せに対応する専門のコールセンターを新設して、きめ細かなサポート体制を整備する予定でございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） では、再質疑いたします。

NHKの受信料のほう、よく分かりました。そんなに遡って、見てもいないテレビやカーナビから取るというのはちょっとひどいなと思うところでありまして、こちら側に別にそんな瑕疵があるとは思わないんですけれども、再質疑としましては、私の認識だと5年を超えるものというのは時効が表明できるのかなという認識があるんですけれども、旭市は今回、長いものだと平成20年からということで、もう18年とかですか、そんな前から遡って支払うのかなと、その辺がちょっと疑問なんですけれども、その辺の説明をよろしく願いいたします。

(2)のほう、プレミアム商品券なんですけれども、よく分かりました。

こちらのほうの再質疑としましては、何年か前までやっていたのが30%のプレミアム付商品券というのをやっていたと思うんですけれども、今回20%ということで、20%でもありがたいんですけれども、この下がった理由というのとは何かあるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員の再質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） それでは、お答えいたします。

今回の事案は、NHKの放送を受信できる設備を設置した者は契約を締結しなければならないという契約締結義務の不履行ということになります。契約自体を締結していないため、契約がある場合とは状況が異なります。

時効に関しては、契約が成立した後、NHKによる請求権が発生し、時効に向けてのカウントが始まります。つまり、未契約でございますので、今回の事案については時効のカウントが始まっておらず、テレビ等を設置した日まで遡って請求されることとなり、時効を主張できないこととなりますので、5年以上前の受信料も支払うこととなります。

以上です。

○議長（宮内 保） 商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） 確かに割増し率減っているんですけれども、買おうとした人だけが受けられる特典です。買わない人、中には買えない方もいらっしゃると思います。そんな中で、これまで令和5年度やっていたんですけれども、2万セットでずっと続けて販売し

てきたものを、商業振興連合会の方に頑張ってくださいまして2万2,000セット、2,000セット増やしております。これにより、少しでも多くの方に渡る、購入できるようにしたいと。それから、抽せんで外れる方もいらっしゃいます。そういった方を、セット数を増やすことでできるだけ減らしていきたいと、そういう考えでこのような事業にしました。よろしくお願ひします。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 契約前だから時効ができないということで、ちょっと納得できないんですけれども、そういう法律なんでしょうね。放送法があるから、見ていない受信装置があっても払わなくてはいけないということなんですけれども、NHK、赤字が増えたから、こういうふうに取りやすいところから取っているのかなと勘ぐりたくなくなってしまいますけれども、仕方ないと思います。

岐阜県なんかだと、話し合ってから支払いをするみたいな話も聞いていますけれども、小さな自治体ですのでちょっと難しいと思うので、しょうがないと思いました。文句は言いながらも、ちょっとここでは自分の考えは言えないということで。

では、再々質疑になりますけれども、消防車や公用車でテレビを見ることのあるのかを再々質疑でお伺ひしたいと思います。見ていないのに取るというのは本当にひどいなと思うので、その辺、ちょっとちくちくと議会の場からも言いたいと思います。あれですよ、行政に対してではなくて、NHKのほうにです。N国党の回し者ではございません。

では、（2）のほうです。プレミアム商品券、こちらはとてもいい制度で、制服を買う保護者なんかもこれを当てにして買っているところもあるので、継続してぜひお願ひしたいなと思っておるところなんですけれども、再々質疑としましては、ほかのメニューではなく、この事業にした理由があればお伺ひいたします。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） それでは、お答えいたします。

カーナビを設置しておればテレビが見られる状態とはなってしまいますが、消防車も一般の公用車も、通常業務においてテレビを見るということはございません。

以上です。

○議長（宮内 保） 商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） こちらの商品券なんですけれども、実質1万2,000円が2万

2,000セットということで、発行総額は2億6,400万円になります。

こちら、エネルギーや食料品の価格等の物価高騰の影響を受ける市民や事業者を支援し、旭市商業振興連合会の加盟店での利用を通じて、加盟店は444店舗加盟しております。この加盟店での利用を通じて、市内における消費喚起及び経済の活性化を図ることを目的としております。

また、商業振興連合会からも、毎年やりたいという要望を受けておりました。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員の質疑を終わります。

永井孝佳議員は自席へお戻りください。

続いて、戸村ひとみ議員、質問席に移動をお願いいたします。

それでは、議案第1号について、準備が整い次第始めてください。

○3番（戸村ひとみ） お願いいたします。

議案第1号、令和8年度一般会計予算なんですが、先日の本会議で、市長のほうから予算編成に当たっての熱き思いを語っていただきましたので、私は市長の思いの籠もった予算編成に対しての質疑をしていきたいと思います。委員会には市長はお見えになりませんので、細かいところは委員会のほうでお聞きして、本日は本会議場では市長にご答弁をお願いしたいと思います。

まず、この予算編成に当たって、市長のほうから、健康で豊かな暮らし、ウェルビーイングの向上、ちょっとこれ読みますね。

「みんなで創る未来 ず〜っと大好きなまち旭〜健康で心豊かな暮らし “ウェルビーイング” の向上〜」が実現し云々で、その後で、将来世代に責任を持って引き継いでいくための予算編成をいたしましたというのがあります。

ここでお聞きしたいんですが、市長、ウェルビーイングって何ですか。実は、世界中でSDGsをさんざん使っていて、だんだん今度10年前ぐらいからウェルビーイングを使うところが多くなってきて、SDGsと逆転してきたという、そういう検索結果みたいなものが出ていまして、市長のほうでは、第3期総合戦略のはじめ、去年からですか、ウェルビーイングという言葉が使われ始めたのが。

ちょっと分かりづらいんです。英語圏の方だと分かるんでしょうけれども、ウェルビーイングって一体何ですか。ウェルビーイングの向上、この実現を目指して予算立てをしていらっしゃるわけですから、市民の方から聞かれるんですよ、ウェルビーイングって何だと。な

ので、そここのところをお願いします。

それと、将来世代に責任を持って引き継いでいくための予算編成、これも一体何ですか。例えば具体的なことを聞きたいんですけども、例えば貯金を残しておく、財調をどれぐらい残しておくとか、そういう具体的なことですか。責任を持って引き継ぐという、この……

○議長（宮内 保） 戸村議員、もう少し簡潔にですね……

○3番（戸村ひとみ） すっごい簡潔だと思いますよ。

○議長（宮内 保） 簡潔ではないです。もう少し簡潔をお願いします。

○3番（戸村ひとみ） 分かりました。

では、328億2,000万円、今回のこの予算の中でウェルビーイングのための予算額、それと将来世代に責任を持って引き継いでいくための予算額、これをお願いします。

（2）です。すっごい分かりやすいと思うんだけど、質疑は。

○議長（宮内 保） 戸村議員、この328億2,000万円とした根拠ということで、（1）はいいですよ。

○3番（戸村ひとみ） そうですね。その根拠の聞き方ですよ。私は、委員会……

○議長（宮内 保） だから、そこを簡潔をお願いします。

○3番（戸村ひとみ） 委員会では市長のご答弁はいただけないので、出ていらっしゃらないので。ですから、この予算は市長が立てられているわけですからね。市長がどういう気持ちで「ウェルビーイング」を使って、将来世代に責任を持ってと、こここのところを市長から聞きたいんです。

○議長（宮内 保） 戸村議員、（2）のほうをお願いします。

○3番（戸村ひとみ） 不動産売払収入です。これ、行政改革アクションプランの中で——33ページなんですけれども、42万8,000円なんです。ただ、この施政方針の中では、「売却処分又は民間事業者による活用を進め、管理経費の削減と財源の確保を図ってまいります。」というふうにあるんですよ。

もう随分前から行革のほうで、できたら売りたいなというような土地とか、結構リストで上げていらっしゃいますよね。それで、毎年まあまあ収入が上がっていると思うんですけども、今回の予算で42万8,000円、一体どこの未利用地を売って、どれだけの管理経費を削減するんだというのがこの数字からは見えてこないんですよ。

今までの計画と、令和8年度にどこを売って、令和8年度で売ったところの残りですね、行革として売りたいところがどれぐらい残るのか、どれぐらい残っているのか。お願いします

す。

(3) です。分析調査委託料です。これ新規事業で、先ほども前者のほうからもございました。成田空港機能強化に伴うまちづくり方針基礎調査委託。これ、恐らく千葉県のように千葉県全体を国際戦略特区に指定したので、旭市としても成田空港を活用して商売ができないかと言ったらあれなんですけれども、旭市を売り出すことができないかという、それに対する調査だと思うんですけれども、この内容を教えてください。金額と内容。

あと、(4) です。ふるさと応援寄附推進事業、こちらですが、今年度、令和7年度から、地元根差した商品開発と効果的なPRを得意とする中間事業者と契約したということで、この事業者のことは私もさんざん聞きましたからよく分かっているんですが、それで、本事業を積極的に令和8年度では推進してまいりますということで、こここのところで、金額が1億9,747万5,000円ですよね。そのうちの委託料が1億5,100万3,000円を計上してあるわけです。これって、私の感覚ですけれども、令和7年度とどれぐらいの差があつて、得意とする中間事業者を採用したことで、令和8年度にはどれだけのものを見込んでいるかという、そここのところの説明をお願いします。令和7年度の実績の上に令和8年度積算されているんでしょうから、そここのところをお願いいたします。

(5) です。移住・定住促進事業です。ここの施政方針の中で、「市の魅力が伝わる情報発信と合わせて、定住促進奨励金の交付や移住に特化したウェブサイトの構築、」ここからです。「民間企業のノウハウを活用した移住サポートセンターの運営などに取り組んでまいります。」ということで180万円を計上されていますが、これは市内の民間企業に委託するというふうにあります。ここの具体的なところをお願いします。どういうふうはこの民間企業を決めていくのかとか、あとこの金額、180万円の積算根拠をお願いします。

6番です。放課後児童クラブ運営事業です。「専門的な知識と豊富な経験を持つ民間事業者を活用」、これは「専門的な知識と豊富な経験」というこここのところ、どういうことなのか、具体的に説明をお願いします。どういう条件で民間事業者を選ばれているのかということですね。その民間事業者のほうも、分かれば教えてください。

それから、学校の統廃合が進んでいきますが、そのときに放課後児童クラブの運営というのはどういう形になっていくんでしょうか。そのところもお願いいたします。どういう計画を令和8年度で立てるかということですね。お願いします。

7番です。妊婦・乳幼児健康診査事業です。乳幼児健康診査事業については、「子どもの発達上の課題を早期に発見し、就学への円滑な準備につなげるため、これまでの乳幼児健康診

査に加え、5歳児健康診査を新たに開始いたします。これにより、子どもと保護者が安心して就学を迎えられるよう」ということなんですけれども、これは5歳児の健康診査、結構ほかのところではもう随分前からやっています。それで発達障害のお子さんを早くに見つけて、就学前にいろんな手当てをすればいいんですけども、そういうことをもう10年以上前から始めているところもままあります。どういう理由でというか、なぜこのタイミングで、令和8年度でこれを始められることになったのか、それをお願いいたします。

あと、8番です。畜犬等適正管理指導事業です。飼い主のいない猫の対策についてなんですけど、「新たに対象を拡充し、飼い主のいない猫についても手術費用の助成を行い」ということで、これ30万円ですか、計上してあるんですけども、この具体的な内容をお願いいたします。

具体的な内容に加えて、この30万円の積算根拠ですね。例えば飼い主のいない猫が結構市内で、道路でひかれていたのを、私なんかも環境課に電話したりして、ちょっと引き取ってくださいというふうに結構な頻度で連絡しています。市内では一体どれぐらいの飼い主のいない猫がいて、それがどれぐらい処分というんじゃないな、焼却に回されていると思うんですけども、その数字を教えてください。

それから、9番です。ごみの減量化推進事業です。廃棄物の減量化と資源の有効活用についてです。

これは毎回、もう本当に毎回、これは施政方針の中で出てくるところなんですけれども、これはSDGsにはやっぱり一番大切なところだと思ひまして、令和8年度では新たな取組としてどういうことをされるのか、お願いします。

10番です。こちらも地球温暖化対策推進事業についてなんですけれども、2050ゼロカーボンシティの推進ということで、令和7年、去年6月2日にゼロカーボンシティあさひ、これ市長、宣言されましたよね。これの市民への周知、これはどのように令和8年度はされますか。令和7年度はホームページで啓発を行いということなんですけれども、なかなかこれね、ホームページだけではちょっと難しいところがあると思います。環境との共生とカーボンニュートラルに向けた取組の周知ということで、何にしても目標値を掲げないと、だらだらやっているという、ここで終わりになると思うんですよ。目標値を教えてください。

それから、11番です。商業活性化推進事業です。新規出店の支援の拡充です。これは実店舗での開業を目指す者に対し云々とあるんですが、試験的な短期出店費用の助成、これは新規事業で上がっている主要事業のsmallビジネス支援補助金だと思うんですけども、こ

の50万円、これの積算根拠をお願いいたします。

12番です。冠水対策排水整備事業についてです。これ、令和7年度末で事業完了となるというところと、それから、今度は令和8年度に旭地域ハ地区及び海上地域後草地区、この2地区についても計画的に事業を進めてまいりますというふうにあるんですが、これは全体でどれぐらいの割合が令和8年度に冠水対策ができるのか、それを教えてください。具体的に残っているところ、それも教えてください。

それから、13です。防災体制強化事業。これ物すごく大切な事業だと思うんですが、これがスポーツフェスティバルと防災フェアの同時開催をということで、令和8年度から、そういう方針に変えるということがありまして、ちょっと具体的にイメージがしづらいので、本会議場で市民の方に向けてという感じで事業内容を説明していただけたらと思います。

それから、防災スポーツという言葉が出ていますけれども、防災スポーツとは何かということもちょっと説明をお願いいたします。

14番です。部活動地域クラブ運営事業についてです。これは全国的な懸案事項だと思われませんが、これに向けて予算が令和8年度で2,598万5,000円を計上してあるんですが、これによって、もう9月からのスタートということに——書いてありますので、そのこのところでのこの予算でどういうふうなことを9月までにできるのかということをお教えください。

○議長（宮内 保） 戸村議員、1号議案、これで終わり。

議案の質疑は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） それでは1項目め、（1）のほうから回答したいと思います。

まず、ウェルビーイングとは何かということです。インターネットで調べると出てくるんですけども、私のほうから、これは誰でも分かる話なんですけれども、一応、ウェルビーイングというのは、身体的、精神的、社会的に全てが満たされた良好な状態を指す言葉です。

単なる健康や病気でない状態を超えて、心身の調和や他者との良好な関係性、経済的な満足度など広範囲な意味での幸福感というものを指す言葉だそうです。これはWHO——世界保健機関ですか、そこの健康というところの定義の中で、肉体的にも精神的にもそして社会的にも全てがよい状態であることというのを定義したと、そういったところからキャッチーな言葉ということで、皆さんがだんだん周知するようになってきたというところだと思います。

本題の質疑、一般会計の予算額328億2,000万円とした根拠というところなんですけれども、そういった考え方を踏まえ、また予算編成方針に基づきながら必要な事業、経費等を積み上げた結果が328億2,000万円という予算となったものでございます。

○議長（宮内 保） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） それでは、私のほうからは33ページの不動産売払収入についてご回答申し上げます。

まず、この土地につきまして、令和8年度において売却を予定している土地でございますが、場所は飯岡字大崎町2555番地2、地目は宅地、面積は登記簿面積で57.91平方メートルでございます。土地の単価については、予算要求のため固定資産評価額を参考に算出しました。なお、売却方法については、官公庁オークションでの入札を予定しております。

また、全体的なお話をしますと、所有している未利用地、これが全て即売却ができるわけではございません。調整ができて予算化できたものからこういったふうに進めておりますので、今回計上したこの42万8,000円というものは、整備ができたものということになります。以上です。

○議長（宮内 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 私からは、3番目、予算書61ページの分析調査委託料の内容についてご回答申し上げます。

分析調査委託料ですけれども、議員おっしゃるとおり、成田空港の機能強化に伴いますまちづくり方針の基礎調査委託料として450万円を計上しているものでございます。このほかに、旭市と千葉工業大学との域学連携事業として160万円を予定しております。このまちづくり方針基礎調査は、成田空港の機能強化による本市への波及効果等について分析をするものでございます。

もう一方の域学連携事業につきましては、包括連携協定を提携しております千葉工業大学と連携し、地域の課題解決を目指す公民連携の取組となります。

続きまして、4点目の予算書61ページのふるさと応援寄附推進事業についてです。議員おっしゃってありました委託料1億5,100万3,000円のほうの内容でございますけれども、こちらにつきましては、ふるさと寄附を受け入れるための経費の一部でございます。寄附受入れ業務の各種手続を行います代行の専門業者への委託料となりますが、これらは返礼品等の値段も入っておりますので、完全に業者の利益分で1億円ということではありません。寄附に対して3割程度、必ず返礼品がありますので、それらの費用も含めた金額での委託料というふうになっております。

それから、今年度から中間事業者を入れてというところでお話がありましたので、どのぐらいその差が出ているのかというお話でした。

ちょっと実績ベースでお答えさせていただきますが、令和6年度の寄附受入額としては約1億9,500万円でした。令和7年度につきましては、今のところ見込額でございますけれども、3億1,000万円程度はいくのかなというふうに見ております。

ですので、6年度と比較すれば1億1,000万円から2,000万円ぐらいはプラス。さらに、令和8年度の予算でございますが、3億6,000万円ほどの寄附見込額を今予定しているところでございます。

それから5点目、予算書68ページの移住・定住促進事業の移住サポートセンターの委託料の内容でございます。こちらは180万円を予定しておりますが、こちらにつきましては、移住相談、移住の相談受付、それから移住相談会というものを都内ですとか複数の箇所ですと移住相談会等もやっておりますので、そちらへの対応ですね、出展していただいて通年を通してそういった移住相談のイベントに参加する費用として180万円を予定しております。

それから、民間企業にということでは地元企業ではないのかということですが、今回、その委託を予定しているところでございますが、先ほど、ふるさと納税の中間事業者のお話をさせていただきましたが、このふるさと応援寄附の中間事業者に、今回委託を予定しております。といいますのは、この事業者は、現在駅前に事務所を構えていらっしゃいます。それから、その社員の大半が移住者で、自身の経験を生かした移住相談会等の対応が可能なこと。加えまして、ふるさと応援寄附の事務も行っておりますので、旭市に興味を持っていた方への効果的なアプローチが期待できるということなどから、本事業者を今のところ予定しているところでございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 私のほうからは、予算書の111ページの放課後児童クラブの運営事業について回答を申し上げます。

専門的な知識ということの活用というところ、あと事業者を選ぶ場合の条件ですとかというところでございますが、まず民間事業者の専門的な知識や経験ということを生かすということで、行政ではなかなか対応がし切れない部分、そういったところを事業者ならではの提案で児童の遊びの場、学びの場、そちらの充実ですとか保護者のニーズに対応した支援を行うというものでございます。

条件としまして、今申し上げましたような事業を事業者のほうから提案していただきます。その上で、これまでの実績ですとか、この事業に係る予算等を勘案しまして、事業者のほうを選定しております。

事業者のほうにつきましては、株式会社アンフィニという事業者でございまして、茨城県のかみらい市に本社がある会社でございます。

もう一つ、統合後の放課後児童クラブということでございますけれども、統合後の放課後児童クラブにつきましては、統合しました学校のほうで運営を行いますので、今回、干潟の地域につきましては新しくできるひかた椿小学校のほうで統合して、放課後児童クラブのほうを運営していくということになっております。

以上です。

○議長（宮内 保） こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司） 私からは、予算書137ページ、妊婦・乳幼児健康診査事業の中の5歳児健康診査事業、議員のほうからもなぜこの時期に始めることになったのかということでお答えいたします。

全国的に小児科医師が不足しており、5歳児健康診査が実施できない状況にあります。しかしながら、市では市内小児科医師や旭中央病院小児科医師の協力を得ることができたため、来年度から実施する運びとなりました。

以上です。

○議長（宮内 保） 環境課長。

○環境課長（大八木利武） 環境課からは、（8）から（10）までの3点についてお答え申し上げます。

まず初めに、（8）の畜犬等適正管理指導事業の飼い主のいない猫の拡充の手術の補助金についての根拠ということで、お答えを申し上げます。

飼い主のいない猫の不妊及び去勢手術の補助金として、1頭当たり3,000円で、令和8年度は100頭分で30万円を計上しております。

また、猫の数というご質問ございました。猫の数については、申し訳ございません、把握のほうはしてございませんが、死体回収をした動物の数ということで、これは令和6年度の結果ということでお答え申し上げますと、合計で279頭、うち猫が151頭でございました。

続いて、(9)のごみの減量化推進事業ということで、令和8年度の新たな取組はというご質問でございましたが、減量化に際しまして、民間事業者との連携というところで、これはもう令和8年度を待たず我々のほうで進めておりまして、民間のリユース・リサイクル業者と連携しまして、再利用・再資源化を推進ということで、まずその民間業者との連携費用は全て無料でありまして、市のホームページやパンフレット作成などで普及啓発して皆様にお知らせして、ご利用いただいてごみの減量化につなげていただくということを考えております。

今現在は、3団体ということで、リユース団体が1団体とリサイクル団体2団体と提携しております。具体的な活動というのはこれからになりますけれども、提携というところまでいっているのが既に3団体ございます。8年度につきましても、リユース業者をもう1団体程度提携できないかというところで、今、検討しているところでございます。

(10)の地球温暖化対策推進事業というところで、市民の周知、「ゼロカーボンシティあさひ」を宣言しての市民への周知ということですがけれども、これについては、ありきたりな話になりますけれども、ホームページやSNS、広報紙または回覧板等を活用しながら、一般的なゼロカーボンの広報も当然なんですけれども、それ以外に、今、(9)で申し上げたようなそういうごみの減量化に際しての様々な連携している体制であったり、またごみの減量化推進事業の中でも助成制度等ございます。資源の、地域の皆さんで集団回収したごみの量に応じて奨励金をお支払いしているような制度であるとか、生ごみの処理機の補助金であるとか、また、この(10)の温暖化対策推進事業の中でもあります住宅用の施設の補助金、省エネルギー設備設置補助金、こういったもののPRをしながら、ゼロカーボンシティ実現に向けての啓発を続けて行ってまいりたいというふうに考えております。

目標値というお話がございましたけれども、これについては宣言書に書いてあるとおり、2050年にゼロカーボンを目指すというところと、あとは2030年度において温室効果ガスを2013年度から46%削減するという目標、これも全国レベルで出している目標ですけれども、それに向けて努力していくというところでございます。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） 私からは、（11）、178ページの商業活性化推進事業、18節の
スモールビジネス支援補助金50万円の事業内容と積算根拠について回答いたします。

この補助金は、市内で新規に店舗を開業しようとする者に対して、大規模小売店舗での短期出店料の一部を補助し、本格的な出店の前にチャレンジ、市場調査を促すことで新規出店時の成功につながるよう支援するものです。なお、既に実店舗をお持ちの方は対象外となります。

この補助金を活用した短期出店による市場調査をきっかけに市内での新規開業が増加することで、市内の空き店舗であったり大規模小売店舗の空きテナントへの出店につながり、市全体の商業の活性化を図るものです。

補助内容としましては、出店料の3分の2以内で上限5万円としています。根拠として、この5万円の10件で50万円となります。対象の業種は、飲食業、食料品販売業、小売業、サービス業などです。

また、最初の出店日から60日間までにかかった出店料を補助対象とし、この間の5日以上の出店を要件としたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 建設課からは、予算書191ページ、冠水対策排水整備事業について回答いたします。

事業の進捗を申し上げます。冠水対策排水整備事業は、イ地区、ハ地区、後草地区、3か所で現在行っております。

イ地区については、令和7年度末、本体工事を完了する予定でございます。ハ地区におきましては、令和7年度末で工事延長812メートルのところを、512メートル完了する予定でございます。全体の完了期日は令和10年を目指しております。続きまして、後草地区です。後草地区の工事延長は約260メートルでございます。令和7年度末の予定としては60メートル、工事完了予定は令和10年度になります。

以上になります。

○議長（宮内 保） 総務課長。

○総務課長（向後 稔） それでは総務課からは、（13）防災フェアについてお答えいたしま

す。

令和8年度は、このスポーツフェスティバルと防災フェアの二つの事業を同時開催することで、スポーツと防災を気軽に楽しみ、市民の健康増進と防災意識向上の相乗効果を期待して、健康で災害に強いまちづくりを推進したいと考えております。

このあさひ防災フェアのほうは、楽しく気軽に実感を持って防災に触れる機会を提供することを目的としております。従前の総合防災訓練では参加者が少なかった子育て世帯をメインターゲットにして、子どもと保護者が一緒に楽しみながら防災を学べる催しなどを実施する予定であります。

予定している防災フェアの内容としましては、親子で参加する防災スポーツ、そのほかに緊急車両などの展示や災害協定先などによる防災製品や活動紹介などを予定しております。

それと、防災スポーツとは何かということでしたが、こちら災害時に役立つ様々な防災知識と技を、競技を通して体験しながら楽しく学ぶことができるというもので、予定している種目は3種類ございます。一つは、キャタピラエスケープというもので、災害時の煙を想定して姿勢を低くして進む速さを競うというものと、あとはレスキュータイムアタック、毛布を担架代わりにして負傷者を安全に運ぶタイムレース、それとキャットサイクルレース、一輪車を使った障害物レースというようなものを予定しております。

以上です。

○議長（宮内 保） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） それでは生涯学習課から、（14）の部活動地域クラブ運営事業について回答させていただきます。

部活動地域移行ですが、令和8年9月から休日部活動の地域移行を実施する。ただし、受皿条件が整わない場合は部活動継続も可とするということを市の方針としまして、実施に向けて準備を進めているところであります。児童・生徒及び保護者、教職員に対しまして説明会を行い、理解を求めているところです。パンフレットの作成、広報あさひ、ホームページへの掲載なども行い、広く周知を行っていきます。

地域クラブの指導者については、地域の団体へ協力を呼びかけるほか、今後広く一般公募するとともに指導を希望している教職員に再度確認のアンケートなどを行い、人数の確保に努めます。

また、運営業務の一部を業者委託し、安定した運営体制を構築するために事務を進めているところであります。

以上です。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ご答弁ありがとうございます。

私、ウェルビーイングは、市長にどういうふうなお考えでウェルビーイングという言葉がこの予算編成に使っていらっしゃるのかなというのを聞いたかったんですよ。市民の方がそのように私に聞かれました。ウェルビーイングって一体何だと。

課長、私も自分でパソコンで検索できますよ、ウェルビーイング。ですから、今、答弁でいただいたようなことは読めば分かります。ただ覚えられないです。それが一体この予算編成にどんなふうにかかっているかという、その市長のお気持ちなんか、検索した中では酌み取れませんよ。ですから、私は市長の答弁が欲しかったわけです。ウェルビーイングをどういうふうに、英語をわざわざ使っていらっしゃる。

私のはっきり言って、旭市、少子高齢化、超高齢化社会になっていると思うんですけども、そんな中で328億2,000万円も予算計上した中で、じゃ、何を目標しているんだってお年寄りとかに聞かれたときに、ウェルビーイングなんですよと言って答えて分かりますか。ごめんなさい、これ以上は言いません。なので、市長のそのお考えを聞いたかったんです。もっと分かりやすく、健康で心豊かな暮らしだけでよかったんじゃないかなという、そこです。世の中の風潮に乗っかっちゃってというか、SDGsでも本当に分かりにくかったですよ。それでちょっと市長の予算編成のときのお考えを聞いたかったということです。

将来世代に責任を持って引き継いでいくというところのご答弁、いただけていません。どうということがそういう将来世代に責任を持って引き継いでいくというその予算立てになるのかということです。具体的なことをお願いいたします。

それから、(2)です。行革のアクションプランの、これは前から、私もう何年も前から、売れるところから売っていくんですよみたいな話は聞いているんですよ。じゃ、全体として、どれぐらいそういうところがあって、令和8年で今までこれだけ売りさばいてきて、令和8年にはこれだけのものを売っていかうという財源確保のためにと書いてあるじゃないですか。

これだけのものを売っていかうという、それが分からない数字だったから聞いたんです、42万8,000円って。そしたら場所を教えてくださいました。57.91平米。令和8年でここを売るだけですか。これが行革アクションプランですか。目標を立てていませんか。売れるところから売るといふその中で、令和8年で本当に財源確保をしたいという、市長の施政方針の中にもありましたけれども、財政が厳しくなっているという中で財源確保のために令和8

年でこの金額というのがちょっと疑問だったので聞いたわけです。

どれぐらいの、売りたいなみたいな、どれぐらいのものが残っていますか。お答えください。絶対計画ありますよね。私、お聞きしましたもの、以前。

それから、3番です。成田空港。これ全体として六百十何万円ですか、かけるということで、令和8年は調査を委託したところでやっていただいて、成果物っていつ出来上がりますか。令和8年度中にできますか。それともこれは何年か調査しなければいけない、成果物が出てこないということなんですかね。成田空港を利用というか、戦略特区に乗っかって成田空港からそれぞれの地方自治体が恩恵を被るようなことをどれだけあるかというのを、それぞれが調べていると思うんですよ。やはり早くそこに着手しないとと思うんですが、成果物っていつできますか。

それから、4番です。ふるさと応援寄附推進事業。以前、この寄附額のことをお聞きしたときに、前年度掛ける1.幾つでしたっけ、というお答えを以前いただいたんですよ。積算根拠としてね。

でも、令和6年で1億9,500万円、令和7年で3億1,000万円、令和8年で3億6,000万円とあって、令和6年から令和7年にがんと上がったわけですよ。そのときに、いわゆる積算根拠の1.何倍というのをぐっと大幅に上がったわけですけども、それで今度令和8年でまた、少しは前の積算根拠よりは多めに見てあるのかなという気がするんですが……積算根拠を聞いてもあれかな。私は本当にこちらの事業者に期待してまして、次の移住・定住促進事業のほうもこちらの事業者が受けてくださるということですので、本当に期待しています。今回の、一応聞いておきます。令和8年の積算根拠ですね。数式で出せたらお願いいたします。

それから、移住・定住促進事業、こちら分かりました。いろんな事業を手がけていらっしゃる場所ですので、旭市にもあれだけの事務所を構えてくださっているの、これは期待しています。

(6)です。放課後児童クラブ運営事業です。株式会社アンフィニということで、統廃合するということは、遅くまでいる子どもや遠くの子どももいるということになるので、送迎の関係とかはどういう感じに見込まれていますか。この事業者が受けてくださるのかとか、そういう、令和8年度で何かそのところまで話の進展みたいなものがございましたらお願いいたします。進展があるというよりも、進展させるかどうかということですね。

(7)です。5歳児健康診査、小児科のほうがやっとうちがということだったんですけれ

ども、非常に、やっというのが拭い切れない部分があるんですけども、そうしたら実際に、健康診査をしました。その後の手当というかサポートというか、そのあたりはどういうふうに考えていらっしゃるでしょう。

健康診査しましたよと、発達障害がありますよ、お子さんみたいな、そこで切ってしまうことではないと思うんですね。実態が分かった上で、じゃ、それをどのように予防して、実際には発達障害のお子さんをどういうふうにサポートしていくかというところ、そのところをお願いいたします。そういう体制がちゃんとできているか、つくろうとされているのかどうかというところです。

8番です。畜犬等、猫の、新たに対象を拡充しというところで、猫100頭を見ていらっしゃるという積算根拠なんですけれども、先ほど課長のほうが言ってくださった、ひかれてしまった猫ですよ。これは市道、あるいは県道そこしか回収していただきませんか。ちょっとでも民地に入っていたら、それって対象外になるじゃないですか。

だから、市道、県道でひかれてそれで焼却された猫が令和6年度だけで151匹いるということですよ。ですから、それは死んでしまった猫ちゃんです。だからそれを考えると、一体どれだけ飼われていない猫ちゃんがいるんだという、飼い主がいない猫ちゃんがいるんだということになるんですけども、この100頭というのはどういう数字なんですかね。この根拠をお願いいたします。100頭にしたいというところですね。

9番です。ごみの減量化推進事業、これ先ほどから課長のご答弁の中で、リユースのほうの業者も令和8年度では1者増やそうと思うというようなことがあったんですが、これちょっと何年間か遡っていただきたいです。成果って現れていますか。数字でちょっと聞かせてください。それで、令和8年度はそれをどのように目標とされていますか。

10番です。これ全国レベルでの目標ということで、2050年にゼロカーボンシティにするぞという、それは分かっているんですけども、じゃ、実際にごみの再資源化やら何やらで令和8年の目標ってどう立てていますか。

2050年にはゼロにしようという、でもそこに行くまでにちゃんと目標を立てないと、やっいて、はい2050年ゼロになりましたみたいなことは絶対にあり得ませんので、令和8年、この目標をお願いします。

11番です。商業活性化推進事業、これ60日間を借りる権利があるというか出店する権利があって、その中で少なくとも5日間出店すればという条件なんです。それって、すみません、お店をやろうとしている人で、2か月間でそういうので結果が出るのかなという非常に

不思議な、ここの積算根拠もお願いいたします。

例えば、ほかでこういうふうに行っていると、私も以前、一般質問でスモールビジネスのことは言ったことがあるんですけども、よその形態とはちょっと違った形態になっているので、これどういうふうに行われているのかなというのを伺います。数字は分かりました。根拠です。

12番です。冠水対策、これ令和7年度と令和8年度で終わるというのは分かったんですけども、先ほども伺いましたが、ほかにもあると、市民の方からも上がっているところもあるし、市のほうでも把握しているところがあると思うんですが、それは令和8年度の中では計画が立たなかったということで、今後どういうふうな計画になっていきますか。お願いいたします。

それから、13番です。防災スポーツ、とても面白そうなスポーツが分かりました。ありがとうございました。

14番です。部活動地域クラブ、ご答弁では9月スタートと言っているけれども、諸条件整わない場合は9月スタートということもないよという、そういうことだったと思うんですけども、令和8年9月スタートにこぎ着けられないということとなる、もしそういうこととなるとしたら、どういう問題があってどういうハードルがあるのかを教えてください。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 将来世代に責任を持っていくという部分というところ、なかなか難しいんですけども、基本的には将来にわたってまずは財源の確保をしっかり取っていくと。これは先ほど質疑があった、小っちゃいですけども、未利用地なんかの売買なんかも地道に続けていくとか、それからふるさと応援寄附金、徐々には上がってきていますが、そういった部分で財源のほうを確保していく。

税収のほうは、今年度の予算でも多少上振れで予算措置していますが、それに引き換え、それもそうなんですけども、税収の上振れとかそういった歳入の上振れにまた輪をかけてというか、それ以上に歳出というところで、物件費だとか義務的経費というのは上がっているというところで、先の見通しというのは難しいところなんですけども、いろんな方策を取りながら、例えば人口減少対策だとか商業活性化の対策だとか、いろんな、幅広にいろんな施策を常々考えていきながら、将来に引き継いでいくように皆さんがチームあさひで努力していくというところで、地道にやっていくというところでしかない。

なかなか、これをやればというところはないんですけれども、そういった観点で日々業務を進めているというところで、ご理解いただければと思います。

○議長（宮内 保） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 未利用地の関係についてお答えいたします。

どれぐらい売りたいのか、そういう計画があるのかというようなお話でした。先ほどもお話ししましたが、未利用地だからといって即に売れる状況ではありません。実際には売却困難な土地があちこちに点在しているというようなのが実際の状況でございます。

これまで、令和2年度から6年度までの5年間で約1万5,000平方メートルを売却し、金額にして約1億1,700万円を自主財源として確保したという事実がございます。このように、この間、神西住宅やら仁玉のスポーツ広場、こういった大きなまとまった土地があれば数字的なものもある程度大きなものが出るかと思われま。ただ、毎年そういったものが整理できて即売れるという状況にはなりませんので、今回、42万8,000円というのが整理ができた土地ということでもあります。

今、実際にそのアクセス道の残地とか、あとは実際にお貸ししていた住宅跡地が更になりまして、そちらのほうをまた売却が可能なのかとか、そういったような土地は多少はございます。

ですから、これについても全て、境界等の調整等、そういったものができなければ売るといふまでの話にはなりませんので、継続してそういったものは進めてはおります。

以上です。

○議長（宮内 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 予算書61ページの分析調査、成果物ですけれども、これは令和8年度末を予定しております。

それから、次のふるさと応援寄附の積算根拠が、令和8年度予算3億6,000万円とした根拠ですけれども、こちらは令和7年度の見込額、先ほど3億1,000万円ほどというふうに申し上げました。こちらに、総務省、国が公表しておりますふるさと納税のその受入額の過去3年間の平均の伸び率というものがありますので、そちらが大体平均ですと14.82%ですので、こちらをかけますと大体3億5,600万円になるんですが、こちらを少し上目に見まして3億6,000万円としたところでございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 私のほうからは、予算書の111ページの放課後児童クラブの関係でございますが、送迎はというお話でございました。

こちらの送迎ですけれども、現在、放課後児童クラブにつきましては市内の小学校全てに設置しておりまして、同じ敷地内にございますので、こちらのほうの送迎は考えておりません。

以上でございます。

○議長（宮内 保） こども家庭課長。

○こども家庭課長（石橋康司） こども家庭課からは、5歳児健康診査終了後のフォローアップ体制についてですが、この健診はあくまでもお子様の健康状況や発達面での気づきを得て、必要な支援につなげるための入り口であると位置づけております。そのため、健診結果につきましては健診当日、面談の中で保護者の方に丁寧に説明をさせていただきます。その際に、保護者の不安に寄り添い、過度な不安を招かないよう徹底してまいります。

その上で、より専門的な判断が必要とされた場合には、旭中央病院での精密検査受診票を発行するなど、医療機関と円滑に連携できる体制を整えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 環境課長。

○環境課長（大八木利武） お答え申し上げます。

まず、（8）の猫の関係ですけれども、その100頭の根拠。正直申し上げて、100頭という明確な根拠はないんですけれども、先ほど申し上げた道路でひかれたかわいそうな、いわゆるロード・キルと言われている猫の数、151頭ありました。年間的に、平均的にそれぐらいの回収量があるというふうに鑑みたときに、当然潜在的にはもっといるはずなんですけれども、取りあえずはそこに近い線というところで、100頭というのを設定させていただいたところ です。

ただ、現在その事業と並行して、予算には出ておりませんが、公益財団法人動物基金の行政枠の登録を進めております。これに登録すれば、動物基金の手術用の無料チケットを利用することができますので、そういったこともできますので、補助的には100頭分なんですけれども、動物基金のほうも併用することで、より多くの飼い主のいない猫の救護対策にも充てられるのかなというところもございます。

ですので、明確な基準はございませんが、こういったものを併用した中での100頭というところでご了解いただければと思います。

(9)のほうのリユースの関係になります。今までの成果としてどのようにというところなんですけれども、今現在、3団体というふうに申し上げたんですけれども、実働は今のところまだ、リサイクル団体の1団体のみです。これからいく形になります。既に動いているところにつきましては、パソコンや小型家電の無料引取りの業者になります。

これについては、大体年間十数件、今のところは十数件の利用ということになっておりまして、これももうちょっと利用率が上がるように、やはりPRしたほうがいいかなというふうに内部では思っておりますので、よりその辺は新規の部分も含めて周知を努めたいというふうに思っております。

次に、地球温暖化の関係ですね。カーボンニュートラルの目標値でございますけれども、これにつきましては具体的にやはり8年度の具体的な数値というところではございません。今は取りあえず2050年の目標を掲げて、官民一体となって取り組む決意というところを、ゼロカーボンシティ宣言というところで内外に表明したところでございますので、質疑にある目標値につきましては、まず市民の皆様や事業者の皆様への周知啓発、まずそこに重点を置きたいというふうに思っております。

その機運を高めた中で、その過程の中で数値の設定というところを行っていったらというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮内 保） 商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） 私からは、(11)のスマールビジネス支援補助金50万円の期間の関係であったり、その改めて積算根拠というご質疑でした。

ちょっとこれは分かりにくくてすみません。こちら、新規事業をうちのほうで考える中で、新しく開業したい人ができるだけ提案というか、そこに申し込めるような制度を考えております。

例えば、今開業を考えている人は、今、会社勤めであったり飲食店で勤めている方だと思います。そういった方が出店するとなると、やはり週末であったり週1日休みのときを使って出店することになるであろうと。そういった想定の中で、実際期間は長くなるけれども、毎週週末に1回出るとすると、1か月程度ですけれども出られない日もあるだろうということで60日間、ある程度それは期間を決めた中で集中してやっていただきたいということで、その60日間の中で出店それからチャレンジ、市場調査をしてもらいたいという考えでこの制度を考えております。

また、あくまでも市場調査、短期チャレンジ出店という支援であるため、この期間を設け

ていますけれども、もちろんもっとやりたい、長くやってもいいと思っています。ただ、上限はあくまでも5万円となります。ということで、現在、期間もあるんですけれども、そのように制度を考えているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（宮内 保） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） （12）冠水対策排水整備事業の今後の計画ということで回答させていただきます。

ほかの場所でも冠水が発生していることは承知しております。その対策は一時的、局所的なものを含め、多数あることも承知しております。現在進めている事業の進捗を見極めつつ、ほかの場所についても冠水への対策を進めてまいりたいと考えております。

なお、部分的な改修で可能な場合には、その都度対応しております。

以上です。

○議長（宮内 保） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） （14）の部活動地域クラブの関係です。条件が整わない場合という話でありました。

現在、部活動に参加している生徒が継続して活動できるようにということで、おおむね20クラブの受皿とする地域クラブの設定を想定しております。クラブでは、一番の課題が指導者の人材の確保ということになるかと思えます。その人材の確保を20クラブで60名程度予定しております。

60名程度の募集については、今現在作業を進めておりまして、できる限り20クラブの設置を目標としていますが、その人材の確保ができなければ地域クラブとして設立ができませんので、その間は部活動もカットするというような形で基本方針を定めさせていただいております。

以上です。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ありがとうございます。

課長おっしゃるとおり、財源の確保、これが一番だと思うんですよ。将来世代に責任を持って、だからそのことを実は市長に聞いたかったわけで、ウェルビーイング、健康で心豊かな暮らしを市民の方にしてもらうためには絶対財源が必要じゃないですか。だから、財源の確保をどういうふうにするんだという視点でずっと質疑を全部、（14）までやってきたんですけれども、行革、この未利用地のことなんですけれども……

○議長（宮内 保） 戸村議員、（１）は。（２）ですか、今度。

○３番（戸村ひとみ） （２）にいきます。市長からのそのウェルビーイングの話はいただけなかったので、（２）にいきます。

この未利用地、これが令和８年度で42万8,000円という、この予算の金額が、財源確保するためにと市長のほうでは施政方針に書いてあるのに、未利用地、売れるところから売るので、令和８年度は42万幾らしか売らないのという、そのこのところを聞いたかったんですよ。

つまり、課長のほうからもありましたけれども、つまり売る努力をしないといけないというようなことを言われたでしょう。だから、令和８年度の中で、例えばその境界がしっかりしていないところを、境界をちゃんと定めるとか、そういうのに予算を使うとか、売れる状況にするというような、そういうことの予算立てをなぜされなかったのかなという。財源の確保が一番大事だと思うと書いてあるのに、そのこの持っている土地、未利用地、それがもしかして何かのやり方によっては売れるチャンスがあるかもしれないという、そのこのところのトライを令和８年度で考えられなかったのかというところをお聞きします。

それから、成果物分かりました。（３）分かりました。期待しています。

ふるさと応援寄附、これは従来の積算のやり方と令和８年度の予定額、これの積算のやり方が変わったんだなということによろしいですね。前年掛け1.幾らというのが、今度は平均伸び率を採用するということになったということで、そこを確認します。それから、私は目標は高ければ高いほどいいと思っていまして、人はそこに向かって努力をするのではないかなと思っていまして、まあいいです、私の考えは。

あとは、（７）です。５歳児の、これはもう分かりました。中央病院のほうでサポート体制をお願いするということで。

（８）です。畜犬ですが、3,000円、さっきお聞きするのを忘れてしまったんですけども、3,000円掛ける100頭ということで、これ１頭に一体幾らかかりますか、この手術費用。一体幾ら手術費用がかかると調査されていますか。それで１頭3,000円のこの根拠もお願いいたします。

以上でございます。あとは委員会のほうで詳細にわたりましてお聞きしたいと思しますので、お願いいたします。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） それでは、令和８年度中でそういった大きな財源の確保、

そういったようなものができなかったのかというような、そういう土地がというようなお話だったかと思います。

実際、学校再編や保育所の再編、そういったことによって土地が空いて、その土地について行政内部で使用するか、あとは地域によって使用する。そういったような条件が全くなくて売却ができるというような話になれば、そういったご期待に沿えるような大きな数字というものが出てくるのかもしれませんが。

ただ、今ある未利用地について、最大限そんなに大きいところは今ありません、実際には。そういったものでも整理をつけて、あとは要望等もあります。隣接していて、自分のところで使いたいとかそういった需要もあった上で、売るかどうかという判断も出てきますので、もしこっちから積極的にもう売れるという状況なものであれば、とにかく全てそれはやっています。ですので、今回は42万8,000円という少額ではありますが、これも貴重な財源というふうに思っております。

以上です。

○議長（宮内 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 令和8年度のふるさと応援寄附の受入額の積算根拠につきまして先ほど申し上げたとおりでございます。よろしく願いいたします。

○議長（宮内 保） 環境課長。

○環境課長（大八木利武） 私のほうから、3,000円の根拠ということでございますが、今現在飼い主のいる犬、猫の去勢・避妊手術の補助金の額が3,000円ということで一応それに合わせさせていただきました。

また、獣医師のほうでの手術の参考ということでご承知いただきたいんですけども、雌で約3万円前後、雄で約1万9,000円、2万円前後というふうになっているようでございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 議案第1号の質疑は終わります。

議案の質疑は途中ですが、午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 4分

再開 午後 1時10分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の質疑を行います。

続いて、議案第7号について質疑を始めてください。

戸村議員。

○3番（戸村ひとみ） それでは、お願いいたします。

議案第7号、令和8年度旭市公共下水道事業会計予算です。

事業収益を5億8,099万2,000円ということで予定してあるんですが、ここに至った積算根拠、恐らく過去の売上げプラスあとは人口減少、世帯減少とかというのを加味してあると思いますので、お願いいたします。

それと、適正な施設の維持管理を続けるというふうに経営戦略の中にあるんですが、確かにここに書かれているとおり、暮らしやすい居住環境のためには、これ切っても切り離せない事業ですので、この施設の長寿命化、これに関してはどのような計画があるのかをお聞かせください。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） それでは、まず事業収益5億8,099万2,000円、こちらの内容ということでご説明いたします。

既に予算書のほうを配付させていただいておりますが、この中でまず下水道使用料ということで1億2,615万8,000円、その他の収益ということで、こちらは手数料等の収入を見込んでおります。

営業外収益としまして、トータル4億5,400万円、この中で他会計負担金、こちら一般会計からの基準内の繰入れ、補助金としまして700万円、他会計補助金としまして、こちら一般会計からの基準外の繰入れ、これを1億5,596万1,000円ほど。そのほかに長期前受金の戻入ということで1億8,014万4,000円、雑収益1,000円として、5億8,099万2,000円を見込んでございます。

そのほか、経営戦略に関する内容でございますけれども、少々お待ちください。

この中で、ストックマネジメント計画ということでございますが、こちらは施設の長寿命化ということでストックマネジメントを既に計画してございます。この中で、もう既に浄化施設等の耐用年数を迎えているものの修繕、それと、全体的なその施設の長寿命化を図る意

味で各施設ごとに計画を立てまして、事業を実施していくという、長寿命化を図るということで、今、実施してございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ありがとうございます。

この公共下水道に関しましては、昨日、25日の読売新聞にも大々的に、中の7面、8面と、あとトップ1面を大々的に、想定外の速さで下水管の浸食が始まっているという、進んでいるということが記事にございましてね、市民の方も大変不安な気持ちになっていらっしゃると思いますよ。

旭市に関しましては、まだ45年もたっているわけではありませんで、ただ、想定外というのが何にしても起こり得ることですので、そのところで下水道の、市内ではどれぐらい前に始まって、どの時点でどういう計画を立てて長寿命化を図ろうとしているのかということと、あとは本日の新聞には出生数が70万人ということで、これも人口問題研究所の17年、推計よりも17年早くに少子化ということになって、進んでいるということがありまして、その辺と、旭市も当然のことながら漏れなくそうだと思うんですけども、その人口減との、その推計と絡めてこういう施設の更新、そういうものを考えていかなければいけないんだと思うんです。

下水道を、もう下水道をやめると、伊豆のほうではやめてしまう、浄化槽に替えるというふうな方針を出したところもあります。だから、そういう方針決定をするのに、これはもう市長マターだと思うんですけども、どういう段階でその下水道の方向性というのを決められるのか。これ本当、日本国中の大問題、もっと言えば世界中の問題になっていると思うんですけどもね。

そこで八潮市のほうではもう亡くなった方もいらっしゃるし、ついこの前もどこか陥没した、トラックが通って陥没したと出して出していました。それがみんなもう、どこも国民全体が不安を抱えて、よそに行ったときにここの道路の下は大丈夫かみたいな、そんなことを思いながら通らなければいけないような時代になってしまったのかなと思うんですけども、どの段階でこういう判断というんですか、を下されるものなのかという、市長もしお考えがあったらお願いします。これ一番だと思うんですよ、市民の安全を守るという。このウェルビーイングでは本当に切り離せないところだと思いますので、お願いいたします。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） それでは、お答えします。

まず、下水道の経緯でございます。下水道につきましては、平成12年3月から供用開始して今に至る、26年が経過してございます。そのご心配の想定外の劣化の早さということで、耐用年数自体は50年を基準としておりますが、おおむね損傷の激しい時期というのは30年という目安が一応示されてございます。

その上で、今、現在ストックマネジメント計画ということで、施設のほうを重点的に作業を進めてございます。

そのほかに、それと同時に今年度から耐震計画というものも策定せよということで、管路を含め施設全般的な耐震計画を今策定中でございます。これによって詳細な順位、方向性を決めた上で、まず耐震を図る、耐震実施を図るということで30年を経過するまでに事業化するということをまず目指しております。

先ほど申した長寿命化に関してはもう時期ごとに計画変更を重ねながら、今、実施しております。

そして、その将来的なやめる、やめないというような、先ほど先行事例の話がございました。やはりこれは、今、全国的なお話の中では出ておりますが、旭市としましては現在経営戦略の策定上、中期計画の中で、まず使用料で賄えている状態でないということが一つ挙げられますので、来年度以降使用料の改定というのを、今見込んで作業をしております。やめるという時期に関しては、いろいろな国の状況ですとか、地域の状況、そういうものを加味して、今後計画の中で策定していく時期についても状況判断していかなければならないことと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） いいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（宮内 保） 議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号について質疑を始めてください。

戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） 補正予算です。令和7年度の補正予算ですが、歳入歳出で18億9,800万円。前者のほうの質疑で大体というか、物価高騰対策、その金額等を上げていただきまして、特別給付金のほうで7億4,200万円、水道補助金のほうで1,014万円、プレミアム商品

券のほうで5,690万円、これ合計しまして8億1,000万円ぐらいですか。となると、残りの11億円ぐらいのこの補正予算、いってもかなり額が多いので、補正金額の多いほうからお答えください。事業ですね、事業というか、かかった経費というんですか、お願いいたします。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 戸村議員、9号議案の補正予算なんですけれども、会議の初日なんですけど、私のほうから全てその内容についてはご説明申し上げたんですが、それでは理解できなかった、全部の項目を一応説明したんですけれども。

（「金額の多いほうから」の声あり）

○財政課長（池田勝紀） 金額の多いほうから。予算書を見れば金額の部分は分かるんですけれども。

（「質疑ってそういうものだと思いますか」の声あり）

○財政課長（池田勝紀） 聞かなくてもいいことを聞くのも質疑なんですかね。

（発言する人あり）

○財政課長（池田勝紀） 大きいのは歳出でいきますと、大きいといえば一部事務組合の負担金、これはかなり大きかったです、1,794万3,000円。一番大きいのは積立金というところになります。減債基金のほうに積み立てる5億9,832万円。それから、物価高騰対策特別給付金の給付事業、これは7億4,226万9,000円。そのほか大きいのは、衛生費として旭中央病院ですね。交付税の算定の上振れがあったことについて、その増加分に対して支出するところと、1億8,293万8,000円と。大きいところという、歳出のほうではそういったところと。

それから、土木費ですね。土木費のほうでも冠水対策排水整備事業でも1億2,663万5,000円。それから消防費、常備消防事務費でも1億213万5,000円。それから教育費でいうと、教育の情報化推進事業。これで2,651万8,000円。それから、大きいのでいうと、中学校施設改修事業、これが4億8,795万7,000円と。主に歳出で大きいものはそういったものになります。以上です。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） 議長に申し上げます。

私は一議員として質疑をする権利を持っております。この議場で私は、この議案に対しての質疑を今しているところなんですけれども、当局側の答弁される側で、聞かなくてもいい

ことを聞くって、これどういうことなんですかね。

○議長（宮内 保） 聞かなくてもいい……暫時休憩します。

休憩 午後 1時24分

再開 午後 1時27分

○議長（宮内 保） それでは再開します。

戸村ひとみ議員。再質疑。

○3番（戸村ひとみ） それでは、一つ一つを、ちょっと根拠をお聞きしようと思いましたが、もう1回言っただろうみたいなことを言われましたので、ただ、私は本会議場で質疑の時間にきちんと議事録に残したいということがありまして、説明を、タブレットで聞きながらメモはしていますよ。すごい殴り書きでメモしていますよ。

○議長（宮内 保） 戸村議員、その話は分かりましたから。

○3番（戸村ひとみ） 分かりましたか。

○議長（宮内 保） 続けてください。

○3番（戸村ひとみ） はい。では、大きなところで積立金の5億円、このところの、もう説明しましたと言われるかも分からないですけども、もっと深く説明してください。お願いします。補正ですか。

○議長（宮内 保） 財政課長。

○財政課長（池田勝紀） ごめんなさい、減債基金積立金のところでいいですか。

（発言する人あり）

○財政課長（池田勝紀） 申し訳ありません、1桁間違っていました。5,900万円。

減債基金の、要は利息だとかそういったものの積立てということになります。

すみません、それから、今回、普通交付税、追加交付がありましたので、その中で減債基金分の追加交付がありましたので、その分を積み立てしているところです。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） 分かりました。

池田課長、さっき5億幾らと言われたんですよ。なので、私はその金額の多いほうから聞いたときに5億と言われたから、これはまたそれを聞かなければいけないなと思って、何か

違っているのかなと思って聞いたわけですよ。五千幾らと桁間違えていたと言われましたけれども、それでまた追加で説明してくださいませでしょう。減債基金の積立て、この金額になった根拠を知りたかったわけですよ。そうしたらその出どころがあったからということでしたということで、そういうことを聞きたいわけですよ。

ですから、あのとき言ったじゃないですかみたいな、そういう答弁は私は違うと思います。分かりました。

○議長（宮内 保） いいですか。

○3番（戸村ひとみ） はい。

○議長（宮内 保） 第9号はいいですか、これで。

○3番（戸村ひとみ） 今、第9号ですよ。大丈夫です。

○議長（宮内 保） 議案第9号の質疑は終わりました。

続いて、議案第10号について質疑を始めてください。

戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） 介護保険です。これは歳入歳出それぞれ1億5,100万円を追加して、総額が61億4,200万円となりました。

介護保険事業に関しましては、日本全国でやはり高齢化が進んでいますので、とても大切なところだと思ひまして、この補正の根拠と、もう一つは総額ですね。総額が今後どのように推移していくと見ていらっしゃるかというところですね。そこのところをお願いいたします。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 介護保険の補正予算の総額に至った理由と根拠ということで、まずお答えいたします。

理由ですけれども、今回、令和6年度、前年度の保険給付費や地域支援事業費などの確定に伴ひまして、令和6年度に概算交付を受けていた国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金
の清算を行うための補正予算となります。

根拠としましては、歳入として予算書の9ページをご覧になっていただきたいんですが、5款1項1目の財産収入81万9,000円の増額補正は、介護保険給付費準備基金運用利子の増で、定期預金運用金額の利率の変更があったため計上するものです。

次の7款1項1目の説明欄1の前年度繰越金の1億4,832万3,000円、これは令和6年度の

決算剰余金を今回の補正予算の財源にするため計上するものです。

繰越金となる6年度の介護保険特別会計決算の歳入歳出差引き額は、当初1億5,232万4,000円でありましたけれども、9月の補正予算で支払基金交付金の額の確定の清算のため400万円を計上していたため、それを差し引いた額が今回の補正の繰越金の額となっております。

次に、歳出でありますけれども、予算書10ページをご覧くださいなのですが、4款1項1目、説明欄1の介護保険給付費準備基金積立金の1億2,556万4,000円の増額補正は、前年度の決算剰余金と基金運用利子を、介護保険給付費準備基金を積み立てるため計上するものになります。

もう1個、6款1項2目、説明欄1の償還金2,543万6,000円、これは令和6年度の保険給付費や地域支援事業費などの確定に伴い、令和6年度に概算交付を受けた国・県・市一般会計繰入金の清算を行うための返還金となります。

あと、介護給付費の推移、今後ということであります。

給付費は年々僅かながら右肩上がりが増えております。

第1号被保険者、65歳以上のうち75歳以上の方が約半分を占めております。そういった方が増えていると、介護認定を受けている方が年を重ねれば重くなるというのが必然的になりますので、給付費のほうは上がっていくと、増えていくというのが想定されます。

以上です。

○議長（宮内 保） 戸村議員。

○3番（戸村ひとみ） 説明ありがとうございました。

概算と実際の乖離というんですか、そういうものというのは、ちょっと私は素人なのでよく分からないんですけども、大体これぐらいの乖離があるということなんですかね。

これは普通、一般的にこういうものなんだということでもいいんですかね。補正をすることで調整するということでの概算の出し方というんですか、そのところは。概算だからしよがないと思うんですよ、補正するの。その金額は大体一般的にこういう乖離があるものなのかどうかということと、あと、右肩上がりに給付費が上がっているということなんですけれども、なぜこれをこういうふうに聞くかといいますと、やはり40歳以上の方が皆さん、介護保険料とか、それを絶対支払わなければいけないということになっている中で、いかにして保険料を上げないでいくかというのが市としても命題というか、そういうことなんだと思うわけです、私としては。

ですから、そのところで、どんなことをしてでも、どうしてもやっぱり右肩上がりになってしまうというような、そのところの認識が、それでも、もっと何かできることがあるのではないかとというようなことを、令和8年度の中で何かトライしてみられるようなことが考えられているかどうか、そのところをお願いいたします。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 概算交付の仕組みですけれども、予算で国・県・市のほうにこのくらいかかりますということで交付金の申請をします。それはあくまでも予算規模でありますので、その中で国が25、県12.5、市12.5、ルールがありますので、それで計算した内容でまず交付金として歳入されます。

実際は、給付、支出のほうは実際の実績でありますので、そのとおりあくまでも予算ベースでお願いしていますので、実際の実績が決算で出たときのそれでルール分で計算しますと乖離というか差が出ますので、その分の返還、多く頂いたものがあれば返還するという、そういうルールになっています。

今後の右肩上がりの給付で、それ以外の何か方策はという話だと思うんですけれども、戸村議員が言われるように右肩上がりということで、高齢になってくれば要介護というのも上がりますので、増えていきます。介護だけではなくて医療も必要な方も増えますので、そういった方々には医療、介護、関係機関と連携した支援が必要であろうと。それは今行っています。

それと一方、高齢者が自分の好きなことに取り組んだりとか、地域の人と関係を通じて自分の役割を持って活躍できるような、そういった場面もつくらなければいけません。そのために介護予防とか、あとは民間の方々のご協力をいただいて通いの場とか、そういった集まれるような場所、そういったところにも力を入れておりますので、今後もそのような形で推進していくことになるかと思えます。

以上です。

○議長（宮内 保） いいですか。

戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ありがとうございます。

私は9号にしても10号にしても、やっぱり補正というところにこだわりたいわけですが。説明したじゃないかという、そういうのではなくてですね、何で補正しなければいけなかった

かという、ここなんです。最初から適正な予算を立てていれば、補正とかというのは極力少なくなるはず。ですから、そういった意味でどうして補正になったのかということ、ちゃんとこういう本会議の場できちんと議事録に残したいというのがあって質疑をしているわけです。答弁しなくても分かるじゃないか、見れば分かるじゃないかなんていうようなことだと、じゃ、もう何もこんな場必要ないですよ。全部予算書を見れば分かりますもの。

なので、10号に対しては丁寧なご答弁ありがとうございました。

○議長（宮内 保） 議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について質疑を始めてください。

○3番（戸村ひとみ） 国民健康保険税の一部を改正する条例の制定です。これも説明はありましたが、市民の方に分かりやすく子ども・子育て支援金制度が創設されたことによる影響というんですか、そういうもの。これが条例改正の議案ではありますけれども、その影響、メリット、デメリット等お願いいたします。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（大網久子） 子ども・子育て支援金制度は、現在少子化、人口減少が危機的な状況にある中、政府が策定したこども未来戦略、こちらは令和5年12月22日閣議決定されておりますが、こども未来戦略において児童手当の抜本的拡充など、給付の拡充を通じて子どもや子育て世帯を社会全体で応援する制度です。

この支援金は、全世代・全経済が協力して、全ての公的医療保険料とあわせて所得に応じて8年度から拠出していただき、子育て支援を支える財源の一部となります。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ちまたでは独身税ではないかみたいなことなんかも言われているので、あえてちょっとここで質疑して、市民の皆様、そういうものではないと、やっぱりこども未来戦略の中で、国民全体で支えていかなければいけない部分だからというのを、市民の皆様にご理解を深めるためにも、ここであえて質疑をさせていただきました。ありがとうございます。

○議長（宮内 保） 議案第14号の……

（発言する人あり）

○議長（宮内 保） 再質疑ですか。いいですか。

議案第14号の質疑を終わります。

続いて、議案第16号について質疑を始めてください。

○3番（戸村ひとみ） 旭市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定です。

受給資格者及び祝い金の額の見直しが行われました。これの根拠ですね。何で見直しをされなければいけなかったかというところをもうちょっと詳しく、結構お年寄りの方は関心があるところがございますので、お願いいたします。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） それでは、私のほうから（1）長寿祝い金の受給資格者及び祝い金の額の見直しの根拠について、現在の状況や考え方を含めて回答いたします。

現行制度につきましては、基準日の9月1日現在、本市の住民基本台帳に記載があり、当該年度中に対象年齢に達する方に支給しており、対象年齢は5区分、満80歳に5,000円、満88歳、満99歳、満101歳以上に1万円、満100歳に3万円となっております。

高齢化それから長寿命化により、本市における平均寿命が男女ともに満80歳を上回る中、今後支給対象者の一層の増加が見込まれております。

そうした中、県内他市の状況を見ますと、本市における現在の支給対象区分の5区分は県内で最多となっております。また、支給対象年齢につきましても、1自治体が満77歳以上に2,000円分の商品券を配付しているという例を除きますと、満80歳に支給しているのは本市だけでございます。

今回、対象年齢の見直しに当たり、ご長寿を祝うという趣旨から平均寿命を下回る年齢である満80歳の区分の廃止を含め、改めまして節目の年齢の3区分に再整理をさせていただこうとするものですが、それにより満101歳以上の方が対象外となることを踏まえ、満99歳の方の額を増額したものでございます。

また、受給資格に、引き続き1年以上という要件を追加した根拠につきましては、他市における同様の祝い金における支給要件、それから本市における祝い金であります出産祝い金の例などを参考にしながら追加したものでございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） 予算額がどのように変わってくるのかということと、これからの後の、今後の推移、推移といいたいまいしょうか、どうなりますかね。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） それでは、制度を改正いたしまして、改正後の制度と、それと現行制度とで比較しました影響額の差ということでお答えしたいと思います。

新年度予算編成時の対象見込みの人数を用いて試算した祝い金の額で説明させていただきます。

影響額といたしましては、現行の制度で算定した見込額は1,045万円となるのに対しまして、改正後の制度で策定した見込額は593万円で、差引き452万円の減額となります。

ちなみに、令和8年度の対象見込み人数は、年齢区分別で満80歳が882人、満88歳が364人、満99歳が50人、満100歳が43人、満101歳以上が61人です。そのうち減額に影響するのは満80歳と満101歳以上の区分で、また一方、増額に影響する、単価を上げておるところですが、増額に影響するのは満99歳の区分でございます。

今後の影響につきましては、やはりここで改正をさせていただかないと、かなりの多い金額になってきておるといところも正直なところでございますので、どうぞご理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（宮内 保） 戸村議員。

○3番（戸村ひとみ） ありがとうございます。

○議長（宮内 保） いいですか。

議案第16号の質疑を終わります。

続いて、議案第17号について質疑を始めてください。

○3番（戸村ひとみ） 国民健康保険条例の一部を改正する条例。

妊産婦付加金制度の廃止、これに対するの市民への影響、またメリット、デメリット、そのあたりをお願いいたします。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（大網久子） 今回、廃止ということで上程させていただきましたが、令和8年度から、先ほども説明いたしました子ども・子育て支援金制度、こちらは国を挙げた少子化対策ということで推進しております。その取組の一つである妊婦のための支援給付金、こちらが令和7年度から開始されておまして、こちら国保条例の妊産婦付加金と目的が類似していること、あと給付額が妊婦のための支援給付金のほうは一律妊娠時5万円、出産した後、お子様1人につき5万円出るということで、あとは国民健康保険の被保険者に限定して

いないこと、あと給付金は全て国が負担することとありまして、全てにおいて利点があるものと考えまして、今回廃止いたしたく上程したものです。

メリットとデメリットということですが、メリットとしては、今申し上げました妊娠時5万円、出産の子ども1人につき5万円ですので、多胎児であればその分増えるということで、デメリットといたしましては、年間国保での支給額は1人当たり5万円ほどはっていないので、デメリットと申しますと、医療費、妊婦の方がお医者さんにかかったとき、国保のほうからその一部負担金を今までは給付していましたが、それがなくなるということです。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ありがとうございます。ご丁寧に説明いただきましてありがとうございます。

○議長（宮内 保） 議案第17号の質疑を終わります。

続いて、議案第27号について質疑を始めてください。

○3番（戸村ひとみ） 専決処分です。これ、衆議院の解散に伴う選挙執行経費についての専決処分のことなんですけれども、衆議院解散ということになったときに、県のほうでは熊谷知事が即座にXのほうで意見を表明されていまして。地方自治体としては、総選挙に伴う経費、経費というかマンパワーのほうだったと思うんですけれども、非常に負担があるということで、翻って旭市、これは私は以前も選挙経費のことについてはお聞きしているんですけれども、負担は一切市のほうではない、金額的なものは一切ないということのご答弁をいただいております。

今回もこの衆議院選に関しての経費というものは全て国負担で行われたんだと思うんですが、その確認と、あとは選挙の執行に当たっての経費だけではなくて、その他もろもろのところ結構市の負担というものがあつたんだろうと思うんですが、そのところをちょっと確認させてください。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 選挙執行に係る費用が全て国負担かということでございますが、原則国の負担となりまして、県を通じて委託金として支払われます。予算書のほうでも歳出と同じ金額が県委託金として予算計上してございます。

選挙執行に係る経費は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の基準額が定め

られておりますので、その基準額の範囲内で支払われるものとなります。

あとは、原則的には国の負担なのですが、例えば備品購入、今回はありませんが、例えば備品で投票の記載台とか、投票用紙交付機とか、次の選挙でもまた使えるというようなものにつきましては、市の単独の選挙でも使えますので、そういったものについては補助率が9分の4とか、そういったふうになっております。

あとはもろもろの職員の負担というか、そういったものはあったのかというご質疑でございますが、当然今回の選挙につきましては解散から投票までが戦後最短というふうにされておりまして、1月23日に解散して1月27日公示、2月8日選挙ということで、準備期間が非常に短い選挙でありました。1月10日ぐらいに報道で始まったわけですが、それを受けまして、県の選管からも準備を進めるようにという通知がありまして、市のほうでは例えば各種スケジュールですね、投開票所の確保とか、あるいは投票事務従事者の確保、あるいは業者との調整、入場整理券の印刷とか、あるいはポスター掲示場の、そういった手配もありますので、そういったできるところから準備を進めたというところでございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ご丁寧にご答弁ありがとうございました。また、選挙執行に当たりましては大変なご苦勞があったかと思えます。お疲れさまでございました。

どうもありがとうございました。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

議案質疑は途中ですが、午後2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時10分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の質疑を行います。

続いて、松木源太郎議員、質問席に移動願います。

それでは、議案第1号について、準備が整い次第始めてください。

松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） それでは、議案の質疑を行います。

まず、1号議案からでありますけれども、最初に101ページの3款2項3目地域包括支援センター運営事業について、地域包括ケアシステムの推進内容を伺うということであります。

これについては、私はちょっと、なぜそんなことを出てきたかという、市長の施政方針並びに提案理由、予算委員会がかなり時間を取って開かれるので、この席では市長に、令和8年度の予算をつかった市長の考え方を聞きたいということで通告したんですが、ちょっと予算にないものということいろいろありまして、省かれましたので、予算に関わっているものを8項目だけ聞くことにいたしました。

それはどういうことかという、この施政方針並びに提案理由というのは、これから1年間の旭市の事業執行について大まかに職員の方々が議論して決めて、市長がそれを承認して発言が出てきたわけですね。ですから、ここで書かれていることについて私自身が気になることを聞くのは当然だったんですが、予算を伴わないものも一部ありましたから、それは除いて聞くようにしました。そういう経過がちょっとありましたので、そこら辺のところはご了承いただきたいと思います。

それで、1番目の問題というのは、地域包括ケアシステムというのは、包括支援センターということで、今運営が非常によく行われているのではないかと考えていますので、その内容についてお聞かせいただきたいと思っております。

それから、次の2項めの111ページ、3款3項1目放課後児童クラブ運営事業についてでありますけれども、これの内容をお聞かせいただきたいと思います。これは、8億円ほどの議決をもうしていますから、恐らく3年ぐらいの事業分を既決したのではないかと考えていますけれども、その内容をお聞きしたいと思います。落札した企業がどういう企業かも含めてお聞きしたいと思います。

3番目が127ページにあります4款1項1目がん患者アピアランスケア支援事業であります。その内容についてお聞かせいただきたいと思います。

4番目は、145ページの4款1項4目ごみの減量化推進事業について、内容を伺います。これは先ほどもお聞きされた方もありますけれども、現在の市のごみの収集状態と対比してお聞きすることにしました。

5番目は、178ページの7款1項2目商業活性化推進事業についてでありますけれども、これも先ほどから他の議員が聞いておりますけれども、実店舗での開業を目指す者に対し行

うものであると。それも、大規模小売店舗はどこなのかということも含めて、試験的な短期出店で5万円を出すそうですけれども、新しくお店を開く方についての事業だそうですけれども、この内容をお聞かせいただきたいと思います。

6点目は、179ページの7款1項2目の企業誘致等支援事業についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、7番目は、193ページ、8款3項1目都市計画総務事務費について、都市計画の見直しの内容について令和8年度の事業をお聞かせいただきたいと思います。

8番目が241ページ、10款4項1目の部活動地域クラブ運営事業について、中学校部活動地域移行の本年9月スタートに向けての内容でありますけれども、その今の準備状況をお聞かせいただきたいです。これも他の議員が聞いておりますから、簡単でも結構ですから、お聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） まず（1）、予算書でいいますと101ページになります。地域包括支援センター運営事業についてということで、その内容と地域ケアシステムの推進内容ということでお答えいたします。

まず、予算のこの本事業の171万9,000円につきましては、高齢者福祉課内にある基幹型地域包括支援センター向けシステムの電算機器保守委託料や事務機器賃借料となります。地域包括ケアシステムの推進内容についてということでお答えしますと、この地域包括ケアシステムについては、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活が続けられるよう、介護、福祉、保健、医療など様々な面で支援を行うもので、地域包括支援センターが中心となって各種支援の窓口となっております。

本市では、地域包括支援センターの担当地域を旭市内で3分割し、令和3年度より旭市全域に中央地域、東部地域、北部地域の三つの委託型センターを配置しております。そのほか高齢者福祉課内に委託包括間の総合調整や後方支援を行う基幹型地域包括支援センターの計四つの地域包括支援センターがございます。

運営状況ということでお答えいたしますが、令和7年度から最近、直近までとして、訪問、面接、電話相談や関係機関との連携連絡として、委託包括は1万2,000件を超える件数、高齢者福祉課内の基幹型包括は1,300件を超える件数を取り扱っております。

以上です。

○議長（宮内 保） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 私からは、予算書の111ページ、放課後児童クラブ運営事業についての事業内容について初めに回答をいたします。

本事業は、下校後、保護者が就労等により家庭にいない児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的とした事業でございます。令和8年度から事業の一部を民間事業者へ委託しまして、民間事業者の有する専門的かつ高度な知識・経験を活用し、質の高い支援とサービスの提供、また、保護者の利便性の向上を図り、効率的な運営を実施してまいりる事業でございます。

委託する事業者でございますけれども、委託事業者のほうは株式会社アンフィニでございまして、公募型のプロポーザル方式により決定をいたしております。令和7年12月11日に委託契約を締結いたしました。委託の期間は、令和8年4月から令和11年3月までの3年間となります。3年間の事業費につきましては、8億4,747万6,000円でございます。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘） 私からは、（3）がん患者アピアランスケア支援事業の内容についてお答えいたします。

本事業は、がん治療に伴う外見の変化による患者の心理的・経済的負担を軽減するとともに、治療と社会参加の両立を支援するため、医療用補整具等の購入またはレンタル費用を助成するものです。助成の対象者は、がんと診断され、治療中または過去に治療を受けたことがある方で、外見の変化を補うために医療用補整具等を購入またはレンタルした方になります。助成内容は、医療用ウィッグが上限額3万円、胸部補整具エピテーゼが上限額2万円で、それぞれの助成回数は1人1回となっております。

以上です。

○議長（宮内 保） 環境課長。

○環境課長（大八木利武） 環境課からは、（4）ごみの減量化推進事業の内容についてお答え申し上げます。

この事業は、ごみの減量化や廃棄物を正しく分別し、再利用・再資源化を推進するための啓発であったり、助成事業を実施するものでございます。予算書にございます助成事業でございますが、一つ目が資源ごみ集団回収奨励金ということで、資源ごみを町内であったり、

子ども会であったり、集団で回収した団体に対して1キログラム当たり5円の奨励金を交付しているものでございます。令和8年度につきましては約8トン分の40万円を計上したところでございます。

もう一つが生ごみ処理機の購入補助ということで、こちらは家庭から排出される生ごみを乾燥・減量化するための生ごみ処理機やコンポストを購入した方へ補助金を交付するものでございます。8年度につきましては、電動分10基、コンポスト分19基、合計で25万7,000円の助成金を計上してございます。

また、議員のほうから、ごみの排出量の推移についてのお話がありました。これにつきましては、令和2年度からの過去5年間の経緯を見ますと、令和6年度が2万2,805トンでございました。これは令和2年度と比較しますと約7,000トン減っているような状況でございます。ただ、年度で凸凹はございますが、総じて右肩に下がっているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） 私からは、（5）の178ページ、商業活性化推進事業、こちらのスモールビジネス支援補助金50万円の、改めてその内容と大規模店舗はどこなのかという件について回答いたします。

この補助金は、市内で新規に店舗を開業しようとする者に対して、大規模小売店舗での短期出店料の一部を補助し、本格的な出店の前にチャレンジ、市場調査を促すことで新規出店時の成功につながるよう支援するものです。なお、既に実店舗をお持ちの方は対象外となります。

この補助金を活用した短期出店による市場調査をきっかけに、市内での新規開業が増加することで、市内の空き店舗であったり、大規模小売店舗の空きテナントへの出店につながり、市内の商業の活性化を図るものでございます。

補助内容としましては、出店料の3分の2以内で上限5万円、こちら10件を見ていまして、補助金として50万円ということになります。対象業種は飲食業、食料品販売業、小売業、サービス業などです。こちら期間については、例えば、週末だけの出店もあると思います。それを含めて5日以上出店していただきたい。それがスタートから終わりまで60日間の中なるべく短期間のうちにやっていただきたいというものでございます。

最後に、大規模店舗ということでございました。その対象店舗は、大規模小売店舗立地法

に基づく販売スペースが1,000平米以上の店舗となりますけれども、実質は、市内にある百貨店2か所ございます。それであったり、その他空きテナントがある……

(発言する人あり)

○商工観光課長(金杉高春) 百貨店ですね。それ以外の大規模店舗で空きテナントがある、きちっと区画した空きテナントということになります。

以上です。

○議長(宮内 保) 課長、(6)。

○商工観光課長(金杉高春) 失礼しました。

続いて(6)です。179ページ、企業誘致等支援事業についてです。こちら事業費が133万9,000円の内容です。当事業は、市内への新規企業の進出や既存企業の事業規模拡大等を推進するため、企業誘致奨励措置を実施するものです。1節の報酬2万4,000円は、奨励措置適用の可否について審議いただく、旭市企業誘致審議会委員、5人いるんですけれども、そのうちの4名分の報酬となります。

10節の需用費11万5,000円は、企業誘致事務用消耗品となります。

18節負担金補助及び交付金の企業誘致奨励措置助成金120万円は、過去の実績により雇用奨励金4人分を見込んでいます。この奨励措置を受けるためには、一つ目として、製造業などの業種、いろいろあるんですけれども、この対象業種に該当すること、続いて、二つ目が正社員5人以上の従業員がいること、三つ目が投下する固定資産額が新設の場合は5,000万円以上、増設の場合は3,000万円以上のこの三つを満たす必要がございます。

支援内容は、土地、家屋及び償却資産の事業用資産に係る固定資産税を5年間課税免除するものです。こちらについては税金が免除となるものでございます。

雇用奨励金の要件としては、固定資産税の課税免除を受けた企業において、社員総数が増えていることが条件となります。また、採用から申請時まで引き続き旭市に住所を有し、申請時に1年以上継続雇用している場合に、1人につき30万円を交付するものです。

以上です。

○議長(宮内 保) 都市整備課長。

○都市整備課長(飯島和則) それでは、(7)の都市計画総務事務費、都市計画の見直しの令和8年度の事業内容についてご説明いたします。

まずその前に、令和4年度から4年間かけてやっている都市計画の見直し支援業務、建築基準法第42条に基づく位置指定道路調査、これ作業量が一番多いんですが、これも本年度末

でほぼ完了し……

(発言する人あり)

○都市整備課長(飯島和則) 7年度末で。本年度末ですね。で完了し、業務のほうは完了の予定となっております。

令和8年度についてなんですが、県から、同時に千葉県のほうで行っている県の都市計画の見直し、こちらと合わせるようにという指示がございまして、そちらが令和8年の夏頃ということで県から示されております。ですから、その時期が決定の時期かなというところで今、それで調整しているところでございます。

令和8年度の事業といたしましては、先ほど申しましたとおり、現在残りの業務はございませんが、決定までの時間が数か月ございますので、その間に、例えば家が新築されるとか、家を建てられた場合にそこも当然調査しなければなりませんので、その分として若干予算のほうは計上させてもらっております。それは193ページの一番下です。そちらのほうに予算のほうは計上……

(「276万円」の声あり)

○都市整備課長(飯島和則) そうですね、はい。これは数の見込みがちょっと立たないもので、おおむねということで計上したものでございます。これは新しく新築された家で、必要があれば調査するというものでございます。

その後、法手続の後、最終的には県決定になりますので、県の決定告示にはなるんですが、それまでに住民周知なり、法手続なり、そういった作業をしていく予定でございます。

以上です。

○議長(宮内 保) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(江波戸政和) 生涯学習課から、(8)部活動地域クラブの関係です。9月の休日部活動の移行に向けてというところで、先ほどの戸村議員への答弁と重複しますが、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、児童・生徒、保護者、教職員への説明、それと広報、SNS等での周知、これを図ります。また、地域クラブの設立、先ほど受皿という言葉も使わせていただきました。それに対しての指導者の募集・確保、これらを進めております。これらによりまして、運営事務の業務委託に向けて現在準備を進めているところであります。

以上です。

○議長(宮内 保) 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） 大変ありがとうございます。

まず1番から、ちょっと再質疑させていただきます。

この予算を見まして、前からそういうのを気にしていたんですけれども、いわゆる包括支援センター、3支所とそれから市役所が中心的な部分と四つあって、そこに行けばいろんなことでお手伝いというか相談ができるようになっておりますね。

それで、この事業についての予算はいいんですけれども、実際の担当して動いている方は、この予算に基づいて動いている方というのはどこのどなたなんですか。つまり、この中に人件費がないということは、つまり生活支援費というところですよ。包括支援センター運営事業、これで動いている方というのは、どこのどなたが職員としてやっているのか、それとも、そのところ前からちょっと気になっていたのも、そのことをちょっと聞きたいなということここでここを当てたわけですが、それについてお聞かせいただきたいと思います。

次に、放課後児童クラブですが、私が調べたら、アンフィニ、令和7年11月28日金曜日にプロポーザル結果が発表になって、A社が辞退したと。だから、株式会社アンフィニが180点中135.7点で合格して契約したと。これどういう点数計算をしてこれをやったんでしょうか。

それで、アンフィニのホームページを見て、いろいろ調べてみましたが、ちょっとやっていることがこの中ではよく分からないんですよ。ですから、アンフィニというところの名前も知らなかったけれども、どんなところかと思って、保育所をやったりしていますけれども、そういう方がどのぐらいのいわゆる放課後児童クラブの経験があるのか。それを全部やるのではなくて、一定のところでもってやるわけですか。それとも全部を、3億円もかけるから全部だと私は思っているんですけれども、アンフィニにお願いしてしまうんですか。施設は市の施設を使うわけでしょう。例えば、干潟町でしたら、昔の役場の1階にかなり大きいスペースでもって施設をつくってありますよね。そういうところを指定管理者としてお貸しするわけですが、どういう形になるかと大変不安なんです。一部には、民間に任したほうが専門家が来ていいんだということですが、じゃ、今まで働いていた方々は、どういう形でもって、解雇してしまうわけですか。その人の使い方はどうなっているか、そのところをちょっとお聞きしたいと思っています。

それから、3番目のがん患者の、この病気でどうしてこういう支援が必要なのかとちょっと私分らないものから、もう少し詳しく、ここで言えないことがあれば結構ですが、特殊ながんの患者だということですが、私ちょっと無知で知らないものですか

ら、ぜひ詳しく教えていただきたいと思います。

4番目のごみの問題ですけれども、ごみの問題については、ここでもっておっしゃっていることはよく分かるんですけれども、そうすると、今、私は大変気にしていることがあるんです。というのは、今度、東総広域市町村圏組合の議員にさせてもらいましたから、そちらでもまた聞いてきますけれども、今収集しているのは、前の、つまり今のクリーンセンターができる前の旭市の焼却炉がありましたね。あの焼却炉は、私は1市3町の時代に大分関わっていて、それでもって、いいもの、なるべくダイオキシンが出ないようにって、大変県内のあちこちを視察して、ダイオキシンが出ない、つまり温度が下がったらば出てしまうわけですから、800度以上どうするかということをもっているんな勉強をさせてもらって、事務局の方とも相談して、何とか当時かなり金がかかったけれども、やったんですけれども、ですから、新しいクリーンセンターができたときには、旭市はちゃんと動いていた。ただ、他の2自治体がかなり炉がおかしくなっていたということがあった。今回のような炉ができたので、大変私はびっくりしているんですけれども、そこで聞きたいんですが、分別があれだけ細かく1市3町の時代で、また合併してからもやっていたものが、何でも燃やす方向にいったしまったわけです。これは本当に私残念だと思っているんです。

そういうことから見ると、この資源ごみの回収だとか生ごみ処理とかという問題、特に資源ごみの回収なんていうのは、これ旭市は、これでは伸びていかないなど、旭市はね。ほかの市や町は知りませんよ。どういうことを考えて、これを伸ばすためには、じゃ、どういうものを今の旭市が加わった焼却炉でやらなければならないのかって大変私は苦悩があるんです、私自身に。そこのところでもって、本当にここに多少のお金をかけて、ごみの減量化、減量化と言いますけれども、今何でも持っていけば、入れれば燃えるから、溶鉱炉みたいに900度もあるわけでしょう。それこそ、この間通知が来ましたけれども、鶏まで燃やしてしまうわけですからね。そういうような形でもって、中にいながらこの事業というのは、大変矛盾しているんですよ。

ですから、私もうちのごみを持っていきますけれども、持ってきたごみを見ると、何でも入っています、燃えるものだったら。これをある程度市民の方々にどういうふうにしてか教育するといったら語弊がありますけれども、よく知ってもらって、再生できるごみは燃やさないで再生する。そういうようなことをやらなければ、お金をかけなければできない問題だと思っているんですけれども、それは市当局としてどう考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

5番目の商業活性化のところですか。これ分かりました。試しにやっていただくということなんですけれども、この新しい事業で出てきたんですけれども、じゃ、ここに書いてあるのは大変私は面白いと思った。大規模小店舗内で試験的にやる。これは、旭市内の大店舗なんですか。それとも、ほかで経験してこちらに来てもらうということなのか。私の中で大店舗というと、イオンとサンモールしかないですね、旭市の場合。もっとあるんですか。そういうところに、個人の事業や、初めてやるんだからお金はかけたくないだろうけれども、そういう方たちに援助するといっても50万円ではちょっとどうなのかなというふうに私は考えているんですけれども、どうなんでしょうか。

6番目です。企業誘致ですね。企業誘致条例。よく分かります。ただ、これは昔から旭市は市が開拓した工業団地があったり、県があったからやってきましたけれども、残念ながら最近はこの地域に進出する企業というのはかなり少ないんですよ。じゃ、どうしたらそういう方たちが来るかというそのところについては、市当局はどう考えているんですか。そのことはちょっと21のところでも聞きたいと思っているんですけれども、それについてお聞かせいただきたいと思います。

次に、都市計画総務費ですけれども、これは、最近千葉県が今年中に都市計画区域を広げるための宣伝をやっていますよね。それで、それに乗っていくと同時に、調査がほぼ7年度で終わって、そうすると次に起こってくるのは、8年度以降に県がオーケーしたらば、都市計画区域としていいですよということになったときに、その後なんです。前から聞いていますけれども、固定資産税はどうするんですか。いわゆる都市計画税ですね。例えば、過疎地域の溝原の上に県がつくった工業団地があって、あそこはもう完全に工専地域ですよ。今回都市計画が調ったから償却資産について税金を取るか取らないか、取れば今と同じぐらい収入があるだろうという見込みがあります。どうするのかという問題について、ここ一、二年でもって市は決めなければいけないんですけれども、それにはどうするんですかということをお聞きしたいです。

それから、最後の8番目ですけれども、これのスタートについては今年の後半からというんですけれども、そういう指導者が見つからなかった場合には、もう中学校を中心ですけれども、土曜日とか日曜日とか休日とかに部活動のあれをやるということはなくなってしまいうわけですか。できなくなるのはいつ頃なんですか。そのところをちょっと教えてください。

以上です。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 地域包括支援センター、3か所の委託の委託費用はどちらになるかということなんですけれども、すみません、私のほうも言葉が足りませんでした。こちらの地域包括支援センターの委託費用については、介護保険事業特別会計のほうで計上しております……

（発言する人あり）

○高齢者福祉課長（椎名 隆） はい。包括的・継続的マネジメント事業というので、地域包括支援センターの業務委託料というのを計上しております。参考までに申し上げますと、今3か所の委託先ということでありましたので申し上げますと、中央地域が社会福祉法人ロザリオの聖母会、東部地域が社会福祉法人旭市社会福祉協議会、北部地域……

（発言する人あり）

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 社協ですね。北部地域が社会福祉法人旭福祉会、やすらぎ園とかの事業所になりますね。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） それでは私のほうから、放課後児童クラブの関係について回答を申し上げます。

初めに、放課後児童クラブのほうの選定の方法ですね、点数化というところではございました。評価の項目につきましては、経営状況、業務実績、運営方針、危機管理体制、そして企画する事業の内容、管理運営、そして、金額というところではそれらを点数化して、プロポーザルということで、選定委員会の中で点数化して決定をしたものでございます。

二つ目に、どこまで委託をするのかというところではございました。こちらにつきましては、放課後児童クラブにおける児童の育成支援、児童クラブの職員の雇用、労務管理等運営に関する業務を委託いたします。入所の児童の決定や受託料の徴収等の業務については市のほうで引き続き行うということで、こちらのほうは委託業務でございます。

続いて、業者の実績のほうでございます。こちらの株式会社アンフィニは、茨城県つくばみらい市に本社がございまして、関東を中心に39自治体の受託の実績がございまして、近隣では香取市、山武市、芝山町などで放課後児童クラブの運営業務を委託してございまして、千葉県内の実績ということでは、10自治体ということではございまして。

そして、支援員の関係でございます。現在の支援員の方の雇用人数でございますが、支援員の方は71名で、補助員11名、合わせて82名を会計年度任用職員として雇用しております。支援員等の任用の関係でございますが、委託事業者への継続希望調査を全員に実施いたしまして、継続希望の方に対して委託事業者が面談を行い、採用となればそのまま旭市内の児童クラブのほうの配属となります。

また、支援員の方々の報酬に関しましては、あくまで委託事業者が決定することになりますが、市から移籍された支援員の時給については、令和7年度の時給を据え置くと。手当等については令和8年度は継続と、令和9年度以降は、事業者の経営規則に準じたものになるというふうに伺っております。

場所はどこを使うかということでございます。場所は、現在と同じように市内の全ての小学校にございます、そちらの小学校内にある放課後児童クラブ、そちらの施設で引き続き行います。

以上です。

○議長（宮内 保） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘） 私からは、がん患者アピアランス支援事業について、どんながんが対象なのかについてお答えいたします。

本事業は、特定のがんの種類に限定しているものではなく、がん治療に伴う外見の変化が生じた方を対象としております。したがって、がんの種類は問いません。抗がん剤治療による脱毛や手術による胸の切除等により補整具が必要となった場合が対象となります。

以上です。

○議長（宮内 保） 環境課長。

○環境課長（大八木利武） 私のほうから東総広域のクリーンセンターのほうで焼却しているものが、前と比べて一緒に燃やしていることで余計増えているというところが懸念されるというところと、あと、市のほうで行っているごみの減量化というところの整合性といえますか、そういうところのご回答を申し上げます。

東総広域におきましては、議員もうご案内のとおり、燃やしているごみについては、熔融スラグまたは熔融メタルという形で再利用しておいて、それを売却しているというような形で、リサイクル率が高い施設というふうになっております。また、燃焼するその熱を活用して、その施設の電気を賄っているというところでの環境に配慮した施設というふうになっておるところでございます。

また、分別のほうが確かにまとまっているところはあるんですけども、もちろんごみの減量化というところを市民の方々に啓発するということが必要になりますので、こういった事業についてはもちろん継続して進めていただいて、ごみの減量化ということを進めていただくよう、市としても一生懸命啓発してまいりたいと思いますし、先ほど戸村議員の質疑でもご回答申し上げたんですけども、民間リユース業者、リサイクル業者と連携しまして、もともとそれがごみにならないように中間業者に引き取っていただくような仕組みであったり、また、その使わなくなったものをまた使うような、リユースするような方々へそれをお譲りするような仲介業者と連携しまして、ごみにならないような形での方法というのも模索しながら、今後も進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（宮内 保） 商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） 私からは、（５）のsmallビジネス事業ですね。こちらは、まず旭市内の大規模店舗のみかということで、旭市内の大規模店舗のみでございます。こちらこの事業を活用していただいた方が、次のこの空き店舗、市の活用事業、こちらを活用していただいて、本格の開業をしていただいたり、あるいは、その空き店舗を引き続き使って空き店舗に入っていただくということもあると思います。そういったものを進めていきたいということです。

それから、5万円の補助では少ないのではないかとということでした。うちのほう、大体の日割りの相場も検討した中で、最低5日出た場合は3分の2の助成で何とかそれで使っただけではないかとということ考えております。

続いて、（６）の企業誘致ですね。こちら、実際、もっとどうやって増やしていくのか、企業の進出ですね。実際工業団地は、既に各企業がもう所有している状況でございます。そんな中でもまだ土地を持っているけれども、まだ操業していないスペースもございますので、そちらに建設していただいて、操業していただくよう進めること。それから、これは各自治体も皆さん考えていて、なかなかこういう経済が厳しい状況の中で企業の進出というのは難しいと思います。そんな中でも旭市として、この地域に合った政策、支援について引き続き研究していきたいと思っております。

それから、工業団地ではないんですけども、鎌数地区の国道沿いでは、今大規模なビジネスホテルも建設されている状況でございます。そういった企業も含めまして、しっかりPR推進、企業の進出について推進してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（宮内 保） 都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、（7）の再質疑、都市計画税についての現在の状況をご回答いたします。

都市計画税につきましては、過去の都市計画事業による起債の償還、また、今後の都市計画事業、そういったものを考慮しながら、その必要性、あと課税の公平性、そういったことについて慎重に検討しているところでございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） それでは、部活動の地域移行の関係で、指導者が見つからない場合は土日どうなっていくのかという話だと思います。

今回の部活動の地域移行は、休日の部活動移行ということで、休日、土日どちらか3時間程度の活動ということになります。それで、先ほど受皿という話をさせていただきました。指導者が見つからない場合は、部活動もカットするというで、もし万が一見つからない場合は、部活動と併用に行うようになるかと思えます。ただし、部活動として期限を設けてやらなければならないということで考えておりますので、それが1年なのか2年なのかというのは、併用の期間は極力短くできるように事務局としても考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） では、3回目の質疑をしていきたいと思うんですけども、まず最初の包括支援センターですけども、中身が分かりました。

そうすると、ちょっとこんなことを聞いて申し訳ないんですけども、私ある方からご相談を受けて、それでお願いして、したらば、包括支援センターから人が来てくれて、自分で買物に行っていたのをお手伝いをしてくれると始まって、それが生活保護を受けている方だったので大変助かっているんです。

ただ、センターによってかなり差があるような気がするんですね。ですから、やっているとこのその組織の色合いというか、そういうものが出ているのかなと。それで、私は課長もご存じのように、課長にお願いをしてこういう方がいますよということで、それでいろんなことを聞いてみると、なるほどなと思うんですけども、だから、ちょっとかなり私に言わせると、もう少しレベルを合わせてもらえないかなということですね。ですから、あるところの人はすごくいいんですけども、これは、そこら辺のレベルというのはなかなか難しいんですね、事業所によって。しかし、3か所にあって、すごく相談しやすく、介護保

険のほうではお金がかかるでしょうけれども、そういう施設ができています。そういうことで大変いいかなと私は思っています。

ただ、介護保険がだんだん財政的に厳しくなって、それでもって何年か前にはこれがお願いできたんだけど、今は難しいんだってよ。その人の要するに介護度というか、それを見て、これはできませんよとやられてしまうんですね。

○議長（宮内 保） 松木議員、議事の進行上、簡潔にできればお願いしたいんですが、よろしくをお願いします。

○19番（松木源太郎） はい。だから、そういう差ができないような仕事のやり方をしているだけだと。こういうことをぜひ市としてお願いしていただきたいと思って、指導していただきたいと思います。

それから、児童クラブの問題、分かりましたけれども、勤めたいという方はどこでも勤められるようですけども、その労働条件がどうなのか、今までのような形でできるのか、それとも今後は下がってってしまうのか、上がるのか。上がれば当然、市の負担が増えるということになりますね。そういうところを見て、本当に民間にすると、民間がやるからこれからよくなるよという人もいるけれども、私は民間がやったらよくなるよばかりは限らないと思うんですね。そこをどういうふうにしちつと監視といたら語弊がありますが、指導していくか。このことについてはどんな保証があるのか、ちょっとそのところを、どういう形でもってそれを保証させていくのか。今まで以上にいい学童保育ができるという保証はどこにあるのか。そのところを市はどう考えているのか、やると決めたんですから、それをちゃんと勉強してというか、議論して保持していただかなければならないと思うんですけども、その方法についてお聞かせいただきたいと思います。

次に、がん患者の問題は分かりました。そういう方たちの対応についての支援事業ということですね。では、実際にはどういうふうにするんですか。実際に何か例があったら教えてください。例があればね。

では、次に4番目の問題です。環境課長、私言うのはよく分かるんですけども、だから、溶鉱炉みたいなものだから、鉄があれば鉄が出てくるんじゃないかというんですけども、そう簡単なものでなくて、結局あれは、溶鉱炉を24時間、48時間ずっとあれ保持しているわけですよ。そうすれば発電もできる。それから、いろんなことができるからなんですけれども、あれが本当にいいかという問題については、これから10年たって、あの炉がちゃんと働いているかといったら、私は疑問だと思うんです。それで、千葉県でも内房のほうでもって始ま

ったあれがいいから、いいからとみんなやっていますけれども、何年ももたないと思うんです。そういうことを考えると、次の手段をぜひ考えていかなければいけないのではないかと考えていますので、ご回答は結構ですので、よろしく願いいたします。

それから、大規模店舗の問題については分かりました。そういうことで始めてみたいというんだったら、やってみたらいいと思います。ただ、私はあまりどうかなと思いますけれども、施策としてやったらどうかなと思います。これは回答結構です。

それから、企業誘致の問題ですけれども、これはやはりどうしても、例えば、これは県ですけれども、県が太陽光発電にってしまったでしょう。あれだって来ないからしてしまったんですよね。太陽光発電所にってしまったでしょう。旭市のを売った所、これは何とか残っているところもあるんでしょうけれどもね。そういう形の……。ということで、ちょっとこれも今後様子を見ますので、ご回答は結構です。

それから、7番目の都市計画税については、前から言っていますので、また見てみますよ。課長ね。ただ、見てみるけれども、私は大変大きな問題が出てくると思います。結果としては都市計画税を取るという方向にならざるを得なくなってくるので、それが本当に住民がそれで納得するかということです。その問題だけですから、ご回答は結構です。

それから、最後のところですが、クラブ活動について分かりました。だから、いい指導者が出てくれることを待ちますけれども、しかし、何とか早く全体的にそういう方向にするように努力していただきたいということで、終わります。

何点かありますので、ご回答いただきます。

○議長（宮内 保） 松木議員、（8）の回答はいいですか。

○19番（松木源太郎） 結構です。

○議長（宮内 保） 分かりました。

松木源太郎議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） （1）の3回目ではありますが、地域包括支援センター、委託包括のレベルということで、松木議員、ご指摘、ご意見ありがとうございます。

日頃から高齢者福祉課内にある基幹包括と委託包括、4包括で意見交換、研修会等を行っておりますが、また今後もスキルアップ、平準化できるようにお願いをしていきたい、またその辺指導していきたいと思います。よろしく願いします。

○議長（宮内 保） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 放課後児童クラブにおける民間委託にした場合のメリットとい
いますか、その辺の保証というお話でございました。

民間の事業者への委託に関しまして、専門的な知識や経験を生かして、児童の学びの場の
充実、保護者ニーズに対応した支援を行うことができるということが、まず保護者、利用者
にとってのメリットであると思っております。そしてまた、その支援員の方々等の処遇等
につきましては、3年間については業者のほうの今契約の中で行っておりますので、この支援
員の方々の給料等によって市の負担が増えるということはありません。また、管理につい
ては、統括の支援員のほうを2人置くということで、旭市に事務所を置くということになっ
ております。その方のほかに、市のほうとしましても、現場の巡回等に加えて、保護者アン
ケートの実施などによりまして、状況の確認、そういったものを行ってまいります。それ
によりまして、今後この民間委託した後も放課後児童クラブのほうがよりよいものとなるよう、
市のほうとして責任を持って行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘） 私からは、がん患者アピアランス支援事業の具体例について
お答えいたします。

例えば、抗がん剤治療により脱毛が生じ、医療用ウィッグを購入された場合、領収書と治
療を証明する書類等を添えて申請していただき、上限3万円の範囲で助成する仕組みとなっ
ております。また、乳がん手術後に補整下着等を購入した場合も同様に対象となります。

以上です。

○議長（宮内 保） 議案第1号の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、午後3時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時 3分

再開 午後 3時15分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の質疑を行います。

続いて、議案第9号について質疑を始めてください。

松木議員。

○19番（松木源太郎） ほかの議員も聞いたので、これあまり詳しく聞かなくてもいいんですけれども、ただ、私が何でこの質疑をしたかという、これは市長の責任です。

これの13ページにこう書いてあります。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金と書いてあって、あたかも予算と一緒にする言い方ですね。それともう一つは、実は、1月の後半から近くの自治体でもほとんど臨時会を開いて、この交付金を配っているんですよ。銚子市が1人1万円だとかね。旭市は12月議会がありませんでした。11月にやった。1月21日に臨時会がありました。結局3月議会でもってこのお金が出てきた。これは、やっぱり市が住民のことを考えていないよね。要するに、私の知っている人、年金をもらっているけれども、年金では足りなくて生活保護を受けている方がいて、その方が、松木さん、1月なのにお金なくなっちゃったと、こう来たんだ。そういう状態なんですよ、今皆さん。困っている方は。だからこれがもう少し早ければなという。

だから、銚子市なんかで1万円出たから、旭市も出るよと言っていたんだけど、3月の議会が終わらなければ出ないわけだ。そこがやっぱり本当に、住民が本当に困っているかどうかを知っているかどうかなんですよ。本当に困っています。ですから、今回の当初予算でもそういうところの手当てが全くないんです、私に言わせれば。そりゃ、国から来たものを配って、プレミアム商品券を出した。水道を引いている家は2か月分の基本料金がなくなる。それはありがたいです。これが高市さんの政治なのかなと思ってしまった、私は。

そういうことで、質疑するまでもないと思うんですけども、この金額1万1,500円に決めた理由、どこら辺にあるんでしょう。簡単です。市長が直接答えてくれるといいんですけどもね。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 私のほうから回答させていただきます。

この交付金ですけれども、旭市の交付限度額、先ほど来申し上げています7億5,560万2,000円ということになっております。この7億5,000万円を最大限活用したいというところで、ほかの2事業のほうの予定もございましたので、こちらを差し引いた部分で残った金額、これもまた議員がおっしゃるとおり、早く給付できればということもあつたんですが、この上乘せ分についての現金給付、報道等ではお米券で配れとかいろんな情報があったと思いますが、この現金で給付してもいいよというような回答を待っておりましたので、大変申し

知らないんですが、今回の3月議会に上程させていただいた状況がございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） そこなんですよ。銚子市ではもう2月に配るということが決まって、だ一っとね。2月というよりも1月の末ですよ、もう流れて。だから、要するにそういうところに目が行った行政をしていただきたいというのが私のお願いです。質疑としてはね。

だから、このことは前にも言いましたよね。要するに1万3,000円を2,300人の方にという。あれが5月か6月のやつが11月になったわけでしょう。何だこれとは私言いましたよね。それだけ今物価高で、この日本では低所得の人たちが困っているんですよ。これが本当に皆さん方の市の職員もしっかりつかんでもらいたい。これを克服しなければ日本の国はよくなりませんよ。そこのところを考えていただきたいということでこの質疑をわざわざ、ほかの方がやったからやらなくていいかなと思ったけれども、やりました。終わりにします。

○議長（宮内 保） 議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について質疑を始めてください。

○19番（松木源太郎） 私は何もこれは簡単なことなんです。介護保険で1億5,200万円も、これ決算で分かっていますからね。一億二千……、もっと少ない金額なんですけれども、繰越しの金が出たわけ。この前々年度、6年度の介護保険でこれだけの余剰金が出たというのはどういうことが原因なんだろうかということで分析したと思うんですけれども、そこら辺のところを簡単に教えていただきたいということで質疑いたしました。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 補正予算2ページの繰越金の計の1億5,232万4,000円の理由ということなんですけれども、あくまでも6年度の時点の歳入と支出、そちらの差額となるんですけれども、実際の予算で見込んだ額より、その実績のほうが若干少なかったということでこの金額になっております。

ここ数年の繰越金の推移をちょっと述べさせていただきたいんですけれども、6年度の決算で、この繰越金が今言った1億5,232万4,000円なんですけれども、5年度は2億4,789万5,000円、4年度が2億7,998万円ということで、この理由は、4年度、5年度が繰越額が多かったというのは、コロナ禍で介護の利用控えがあったと、そういった理由が大きな理由であります。

(発言する人あり)

○高齢者福祉課長(椎名 隆) はい。それで支出が通常の予算より下回った、乖離があったということで、その金額になっております。今回1億5,000万円ほどということで、これは例年おおむねこのくらいの額で推移しておりますけれども、予算ぴったりということには実際なりませんので、それはそういった要因があれば上下するというような形になります。

以上です。

○議長(宮内 保) 松木源太郎議員。

○19番(松木源太郎) 介護保険の制度は、大変今追い詰められた状態になっていますよね、ご存じのように。それで、介護保険が始まった頃私も議員をやっていたので、こんないい制度ができたんだと思いました。それでもって、大体50代から60代ぐらいの奥さん方がケアのほうでもって資格を取ればというので、そういうところへどんどん入ってきて、それでもって、ああ、これはいい制度だなと私も思ったんですよ。

あれから20年近くたってみたら、採算が合わないでもって潰れているところがいっぱいある。旭市でも、潰れたところはないかもしれないけれども、もうぎりぎりだと経営者が言っています。こういうふうになってしまった原因というのはどこら辺にあるんですか。ちょっと旭市だけでは解明できないでしょうけれども、担当者から見て、どのような状態だか簡単に教えてください。

○議長(宮内 保) 松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長(椎名 隆) これは国の制度で決定しておりますけれども、実際、人材が不足しているというの伺っております。旭市では倒産とかそういったのはないんですけども、これは全国的に言われていることでありまして、高齢化というのと、実際要介護になった方が歳を重ねると重くなるというようなこともございます。そういった形で給付が伸びているということもございます。ですので、今回、国のほうは3年に1度の報酬改定を待たずに報酬を上げるというような形で対応されているというふうには伺っております。

そういった国のほうの制度、そういったものも市としては注視しながら、地元の事業所の方々にご協力を得ながら維持していければいいなと考えております。

以上です。

○議長(宮内 保) 松木議員にちょっとお願いしたいんですが、今、議案の質疑からちょっとずれていますので、その辺よろしくお願いします。

松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） 分かりました。

では、次にいきます。

○議長（宮内 保） いいですか。

○19番（松木源太郎） いいです。

○議長（宮内 保） 議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について質疑を始めてください。

○19番（松木源太郎） 議案第11号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正です。つまり、鳥獣被害対策実施隊員の業務、これはどういうものでしょうか。

ここに令和元年から令和6年まで、これは市から頂いたものですが、旭市鳥獣捕獲数というのがあって、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、カラス、スズメ、ドバト、キジバト、ムクドリ、ヒヨドリ、カモ、こういうものの捕獲数が出ています。つまり、こういう事業を旭市では行っているわけですね。どのぐらいお金をかけているかというのと、これ今朝持ってきました。6年の決算では、有害鳥獣駆除事業390万1,690円で、委託料として鳥獣駆除委託料329万7,000円。なぜこういう方を資格の証明として2,000円払って会計年度任用職員の方々にそういう資格を持った方たちをやる予定だというんですけれども、どうしてこういう方が必要になったのか、簡単でいいから担当課から教えてください。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 初めに、旭市鳥獣被害対策実施隊の業務内容につきましてご答弁申し上げます。

イノシシ等の有害鳥獣による農作物被害の未然防止や被害軽減を目的として、被害状況の把握、捕獲活動の実施、箱わな等の設置や管理、侵入防止柵の設置支援、地域住民への注意喚起などを行うものでございます。猟友会の専門的な知見と地域住民の協力を得ながら、迅速かつ効果的な対応を図る体制を構築するものでございます。

続いて、非常勤の職員の職種を追加する理由でございますけれども、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」の規定によりまして、鳥獣被害対策実施隊は市町村の非常勤職員として位置づけることとしていることから、法令に基づき本市の条例上に職種を明確に規定し、服務規律の適用や公務災害の補償の対象とするなど、適正な身分の関係を整理する必要があるため、条例の一部改正を行うものでございます。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） そういう理由でもって、条例でもってこういう身分の方々を何人募集するんですか。募集するという形なんでしょうか。

つまり、私は、担当課長もご存じだと思うんですけども、鳥獣駆除について本当にやってんのかいという疑問を持った方がいらっしゃって、過去5年間の情報公開をして、こんなに書類が来ました。9,900円かかりました。それでもって調べていったらば、何だこれほど。要するに、本当にやっているのかいという疑問が出た方がいらっしゃるんですよ。

それはどういうことかという、猟銃ですから、鉄砲とそれからわな、そういうことを許可するというのは大変難しいんですけども、またお年を召した方が多いから亡くなる方も多くて人数が減っている。そういう中でもって、こんなにできるのかいという疑問があったので、情報公開を出した。そして、ああ、なるほどなど、いろんなことを話をした中でもってこの話が出たので、早速、どうですかと聞いたらば、これはどうなのかねということになりました。本当に必要なものなのか。じゃ、ほかの自治体ではやっているんですか。このことを聞きながら、何人ぐらい増やして、予算が300万円台から上がるんですか、下がるんですか。このことをぜひ教えていただきたいと思います。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） まず猟友会の現状でございますけれども、イノシシの生息範囲の拡大、それから猟友会の高齢化によりまして、捕獲のための担い手を確保することが困難となっている状況に旭市ではございます。それから、国・県のほうでは、鳥獣被害対策実施隊を中心とした地域ぐるみの対策を推進しておりまして、隊員の人数に応じて交付金を支給する仕組みとしてございます。

旭市におきましては、令和8年度では、イノシシ被害が多く、被害対策説明会や研修などの実施により、地域ぐるみに対する機運が高まっている上永井と南町地区において実施隊を中心とした地域ぐるみの対策を実施するものでございます。

猟友会の人数でございますけれども、猟友会会員が8名、それから地域住民としては上永井地区で2名、南町地区で2名、計12名の方々をお願いするものでございます。

それから、予算規模ですが、実施隊の報酬分が上がった、さほど金額に変わりはありません。金額につきましてはさほど変わらないんですけども、鳥獣被害防止対策協議会のほうに国からの補助金がここに交付されるということになっております。

以上です。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） 大体分かりました。12名で、これはやはり予算的には400万円ぐらいで済むんですか。そういう疑問がやっぱり出てきていることがあるんですよ。だから、そういうことを絡めて慎重に十分検討した上でもって実施していただきたいなと思います。いいです。

○議長（宮内 保） 議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について質疑を始めてください。

松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） 今回の国保税の改定についてですけれども、いろんなものが変わりました。これは7年度、去年もらったやつなんですよ。それに一つ今度は子育ての問題が加わるんですけれども、それについてはどういうふうになりましたか。こういう資料を頂きたいですね。

国民健康保険税の課税限度額の推移ということで、国の基準、旭市の現状。で、特に今回子育ての問題がプラスされたから、この合計が106万円からかなり増えていると思うんですよ。なぜこんなことを聞くかという、例えば旭市では、5年度の数字でもって滞納世帯が455世帯、金額が2,700万円、国保税を払えない方が一番多いんです。これはやはり大変な問題なんですよ。医療にかかれないということになってしまう。それについては、私今度一般質問はしますけれども、大変住民の方が苦しんでいるんですね。先日も私は2件、滞納していろいろなことができなかったという方で、国の政策である社会保険、できなかった。そういう方もいましたし、それから、数万円の滞納で預金を差し押さえたというような方もいらっしゃいます。旭市で実際に預金の差押えをやっていますよね。

そういうようなことで、この国民健康保険税というのは、他の社会保険やその他の保険、医療保険とは違って、基礎課税医療分に後期高齢者支援分、それから、介護保険の支援分、今度は子ども・子育ての支援分、これがどんどん積み重なっているわけですね。旭市でも基礎課税だけだったら、最高でも65万円か66万円ですけれども、それにいろんなものが続から、最高106万円まで取れると、こうになってしまうわけですよ。ですから、当然滞納者が出てくる。それをどう救っていったらいいのかということも一つの大きな問題なんですよ。これについて市はどのような対応をしようとしているか、またこういう推移をぜひ去年と同じものをつくって、私たちに早く教えてもらいたいですね。どういうふうになってしまうか。

ですから、これでは所得割でいろんな制度とか……。議案ではありますよ、ありますけれども、ちゃんと分かるように教えていただいて、また次の機会に質問したいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（宮内 保） 松本源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（多田 仁） それではお答えいたします。質疑の内容がちょっと多岐にわたっておりますので、答弁漏れがございましたらご指摘いただきたいと思います。

まず条例の改正内容ということで、今回の改正内容というのは大きく2点ございます。補足説明のほうと重なる部分もございますが、ご了承いただきたいと思います。

1点目は、議員おっしゃるとおり、子ども・子育て支援金制度が創設されまして、それに伴い地方税法の改正によりまして、国保税の課税額に子ども・子育て支援納付金課税額が新たに追加されることから、所要の改正を行うものになります。具体的な内容ですけれども、この子ども・子育て支援納付金課税額というのは、所得割、均等割、18歳以上均等割の三つの合算額、これで課税されることとなります。税率は所得割が0.25%、均等割が1人当たり1,800円、こちらにつきましては、子ども・子育て支援金制度の趣旨に鑑みまして、18歳未満の加入者につきましては、この均等割は全額軽減ということになります。なお、18歳以上均等割というのが別にございまして、こちらのほうは、今申し上げました18歳未満の加入者の均等割の全額減額分を18歳以上の加入者が負担するものということになっておりまして、1人当たり100円ということになっております。

それから、質疑項目にございましたので併せて回答させていただきますが、この改正に伴います加入世帯の現行と比べた負担状況がどう変わるかということにつきまして、これもいろいろ世帯の状況によって変わるんですけども、給与収入の世帯を一例として申し上げますと、夫と妻を合わせて給与収入の合計が500万円の場合、さらに、18歳未満のお子様が2人いる4人世帯の場合で試算した場合ですと、子ども・子育て支援金分として約1万円の増という形になります。

続きまして、2点目の改正点になります。こちらのほうは議員ご質疑の中にもございましたが、課税限度額の改正になります。こちらは、地方税法の施行令が今年の3月に改正されたものを受けまして、国民健康保険税の基礎課税分、それから、後期高齢者支援金分の課税額がそれぞれ引き上げられましたので、所要の改正を行うものになっております。具体的な内容ですが、本市では国の基準の1年遅れで課税限度額の改正を行っております。基礎課税

分の限度額を現行の65万円から1万円引き上げて66万円に、後期高齢者支援金分の限度額を現行の24万円から2万円引き上げて、26万円にそれぞれ改正するものとなっております。

同様に、この改正に伴う加入世帯の現行と比べた負担状況につきましては、現行の課税限度額を超過している世帯、こちらの世帯におきまして基礎課税分で最大1万円、後期高齢者支援金分で最大2万円、合計で最大3万円の増となることが見込まれるものです。

なお、こちらの課税限度額につきましては、今回の子ども・子育て支援金の分というのは今回含まれておりません。と申しますのも、先ほど申し上げましたように、課税限度額につきましては、例年3月31日に国のほうで施行令というものが制定されます。それを待っての改正になりますので、今回の条例改正の中には含まれない形になっております。

それから、滞納世帯が増えている状況でどのように対応していくかという考えを聞きたいということなんですけれども、市のほうでも滞納されている方、いろんな事情がございます。これは一律に、例えば滞納したからもう滞納処分をするとかそういうことではなく、個々の事情を聞かせていただきまして、納税相談というものを重視しております。こちらによりまして適切な滞納処分というのを行ってまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） また一般質問でも聞きますけれども、国民健康保険税の課税限度額の推移というのが去年配られて、平成20年からずっと7年まで、今年も8年のやつを出していただきたいと思うんですけれども、結局、限度額最高だと109万円になるんですか。ですね。いろんなあれがありますけれどもね。こんなに高くては、幾ら収入、600万円の収入なんていうのはそんなにいませんからね。でも、そういう課税いかなくても、かなり限度額が高いんですよ。これをどうするかという問題が今どこの自治体でも大変な問題だと思うんです。だからこのことを住民に十分に理解してもらわないと、ますます国保税というのは収納できなくなって、滞納者が増える。旭市の今の現状は、先ほど私からお話ししたよりも進んでいますか。それだけ教えてください。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（多田 仁） ちょっと時間をいただいてもよろしいでしょうか。

○議長（宮内 保） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時44分

再開 午後 3時45分

○議長（宮内 保） 再開します。

税務課長。

○税務課長（多田 仁） 大変失礼しました。

4、5、6の3か年で申し上げます。

世帯数のほうですけれども、令和4年度が、これは決算額ベースの数字になります、令和4年度が1,665世帯、令和5年度が1,652世帯、令和6年度は1,633世帯です。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） 今、1万世帯割っていますよね、旭市の九千何百世帯でしたね。その中でもって1,600世帯も大きな滞納があるんですよね。そういう事態でいいのかどうかです、問題はね。救う方法は何があるかということは分かりませんが、こういう事態に今追い込まれているというのが、旭市がやっている健康保険事業なんですよ。

だから、国が変わらなければ変わらないでしょうけれども、その中でできるだけ滞納世帯が少なくなるような政策を取ってほしいなということだけは言って終わりにします。

以上です。

○議長（宮内 保） 議案第14号の質疑を終わります。

続いて、議案第21号について質疑を始めてください。

松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） 旭市過疎地域持続的発展計画という40ページにわたる計画が出てまいりました。これは5年前にもあったんでしょうけれども、5年前のときは私よく見ていなかったんで申し訳ないんですけども、大変この中身というのは難しいので、私は1点だけちょっとこれについては意見を述べさせていただいて、市当局のお考えをお聞きしたいんですけども、34ページ以降の教育の振興の問題です。

この問題だけではありませんけれども、こういう教育の振興は何かというと、今、先日もありましたけれども、北中学校をつくる問題でもって、代表者委員会が開かれていますね。干潟地域から出た方と、それから旭地域——旭地域といっても、共和小と琴田小学校の。

それで、両者が集まって先日ありました。教育委員会の方大変ご苦労だったですけども、片方の方たちは北中学校をつくるのにほとんど反対だと、片方は賛成だと、こうなっているんですね。それをどういうふうに統合していくのか大変難しい問題なんですけれども、一つ、私はそのところを考えたんです。教育の問題についても、市は本当に過疎地域と言われてしまっている干潟のことを考えて物事を進めてきたかなと思ったんです。

なぜかという、小学校が三つあって一つになるときの問題がやっぱり残っているんです、私の中で。一番いいのは、真ん中の地域に小学校ができればいいけれども、そこには中学校があって、それから、なぜか山のすぐ近くに皆さんあったから、危ないところにあるということで、それでもって住民の方々といろんな配慮をして一番西に持っていった。しかし、これで本当にいいのかな、今そのためにお金を使って改造していますけれども。

これに象徴されるように、干潟地域というのは昔から匝瑳郡ではなくて香取郡だったとかいろんな問題がありましたね。それは別にしても、やっぱり一つの市になったからには、地域的な差別をつくらないでほしいなと思っているけれども、しかし、やっぱり小学校は一つになったら、真ん中にいかなければいカンのではないかなと私は思います。そういう方向にかじ取りができなかったということから始まっているんだと思うんです。

そのほかにいろんな問題があります。もう私書き切ってきましたが言いませんけれども、工業団地だって、先ほどお話ししましたけれども、工業団地だけつくって、その工業団地ができたから干潟の地域が豊かになるかといったら、そうはいかないですよ。あそこは工場だけがあって、ご覧のように若い人たちが住むところは、旭市のど真ん中のほうにありますよね。毎日バスで送っていますよね。

ですから、干潟の地域をどう人口が増えるように発展するかという方向が、この計画の中には書かれていないんですよ。保育所の問題もそうですよ。確かに壊れたところでもってお金がかかってしょうがないけれども、もう4年も5年も早く統合しちゃおうじゃないかと結論に達してしまうんですよ。そうしたらまたそれだけ住みにくくなるから、こっちから遠いところの保育園に行かなければならないから、ここじゃ住めないやとなるかもしれない。

そういうふうにして、本当にその地域をもっと住みやすくする、働きやすくする……

○議長（宮内 保） 松木議員、ちょっと……

○19番（松木源太郎） そういう計画をつくるのが、この計画ではなかったのかなと考えているんですけども、市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

これ文書なんだからいいでしょう、そのぐらい言ったって。

○議長（宮内 保） 分かるんですけどね。

松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 議員がおっしゃる、過疎地域持続的発展計画、これを策定する目的ということかなと思います。

干潟地域に限らず、旭市は人口減少が進んでいる状況でございます。この人口減少、止めるということを増やすということまで、なかなかいかないのかなということもございますが、少しでもその人口減少に歯止めをかけるために様々な施策を行って、しかもこの計画をつくることによって、有利な財源等が活用できますので、それらを活用して、少しでも人口減少に歯止めをかけたいと、そういうことからこういう計画を定めているものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） それは一般的な言い方ですよ。そんな議論を私はしようとは思わないけれども、これでもってこれから5年間いくのかもしれないけれども、その中でしっかりと、干潟地域がもっと人が住みやすくなる、こういうことを考えるためにはどうしたらいいかと、皆さんもっと知恵を出し合いましょよ。そうじゃないですか。

学校を建てるするときにも、北中学校を建てるのに、干潟地域ならば過疎債が使える、過疎債はほとんど足出さなくて済むとか、そういう議論が出てしまうんですよ。だから、そういう議論をして教育の場所をつくるんですか。私は本当に聞いていて、私らは発言できませんでしたから、傍聴者だから黙っていますけれども、こういう場所では発言できると思って言っているんですよ。情けないです。

干潟の地域が1市3町一緒になったということを楽しんでいたと思うんですけども、実際なってみたら、学校は少なくなって遠くなってしまふ、中学校だってどうなるか分からない、これだけ見たって本当に不安になりますよ。

そういうことを考えて、ぜひもっと真剣な計画をつくっていただきたい、そのようにお願いして終わります。

○議長（宮内 保） 議案第21号の質疑を終わります。

続いて、議案第23号について質疑を始めてください。

○19番（松木源太郎） 前に、市で売った土地に何か建つようで、今度市道が造られるようですね。これは地主が寄附して市が控除するんですか、それとも、もうその市道認定さえし

てくれれば渡したいと思って道路を造りましょうということなんですか。それについて
どういう事情でできるのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（宮内 保） 松本源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 市道認定路線の取得の方法について回答いたします。

今回、市道認定路線を行う2路線については、いずれも購入ではなく帰属または寄附により無償で取得しております。具体的に申し上げますと、認定路線調書に記載のある1番の路線につきましても、開発場所が鎌数地先、開発面積が4,368平方メートルで、都市計画区域内の3,000平方メートル以上の開発行為となるため、都市計画法に基づく開発行為となり、同法の規定により整備された道路等の公共施設は帰属となります。

2番の路線につきましても、開発場所が後草地先、開発面積が2,729平米となっており、こちらは都市計画区域外で3,000平方メートル未満ですので、旭市宅地開発指導要綱に基づく開発となり、事業者との協議の中で寄附の申出があり、市道認定要件を満たすことから寄附を受けております。

以上です。

○議長（宮内 保） 松本源太郎議員。

○19番（松本源太郎） 1のほうは、事業者が道路を全部造るんですか。それでも旭市に寄附するということですか。

それから、2のほうについては、私も銚子土木へ後草地区の雨水の問題でもって行ったときにお聞きしてありました。土木課長が言うには、南側に流すと雨水問題が起こっているところに水が行くので、土を上げて県道の高さ以上にしてもらって、そこで北に流してくれというふうに地主にお願いしたというふうに言っていました。これは、それが実現したのでよかったと思うんですけども、1番のほうについてはどうなんですか。それだけお答えください。

○議長（宮内 保） 松本源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 1番のほうも、同じく事業者が道路を舗装し排水設備を整えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 松本源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

続いて、伊場哲也議員、質問席に移動願います。

それでは、議案第1号について、準備が整い次第始めてください。

伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 議案第1号、令和8年度旭市一般会計予算の議決について、予算書14ページ、歳入歳出予算事項別明細書、1総括、歳出に関して3点、予算書34ページ、18款2項1目、財政調整基金の繰入金について1点伺います。

（1）令和8年度予算編成に当たり、経常収支比率の将来見通しをどのように推計され、その推計した結果を本予算案に反映させたのか、お伺いいたします。

（2）経常経費の抑制効果として見込んでいる具体的削減額をお伺いいたします。

（3）義務的経費比率はどう今後推移する見込みか、見込んでいるのかお伺いいたします。

（4）令和8年度当初予算の財政調整基金繰入金は5億800万円です。今後何年間持続可能と見込んでいるのか、具体的根拠をお伺いいたします。

以上4点、質疑いたします。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） それでは、（1）から（4）まで順に回答させていただきます。

経常収支比率の将来見通しは、第3期総合戦略の行政改革アクションプランに参考でお示ししたとおり、今後も95%を超える水準で推移していくと推計しております。

このことから、施設の維持補修費などについて、必要性や緊急性などを考慮して、過度な整備、投資とならないよう経常経費を抑制してきたところでございます。

（2）になります。予算編成時には、各課からの要求見積りに対し、必要性、有効性、妥当性、効率性など様々な角度から個々に内容を精査し、経費の削減には努めております。しかし、経常経費の抑制として具体的な削減額については、申し訳ありません、把握はしていないところになります。

（3）になります。令和8年度の義務的経費は、人件費、扶助費、公債費の合計で、令和8年度は170億2,614万7,000円で、構成比は51.9%となります。

今後の見込みですが、先ほど言いました人件費、扶助費、公債費のほうも、これもアクションプランのほうに推計で参考として数値は載せてあるところですが、それぞれ、人件費についてはインフレが続いていくことが想定されるため増加していくと見込んでおります。扶

助費は、少子高齢化が進展し、社会保障関連経費が増加していくことが想定されるため、こちらも増加していくと見込んでおります。公債費につきましては、大型事業の借入れの償還が開始されたことに伴い、令和9年度がピークとなることと想定していますが、これから金利等も上昇局面となるため、今後も高い水準となっていくものと見込んでおります。

続いて、(4)になります。財政調整基金のことですけれども、令和8年度当初予算へ5億800万円を繰り入れると、令和8年度末の財政調整基金の現在高見込額は69億7,344万5,000円となります。

財政調整基金の今後の見通しについては、歳入や事業の執行状況など様々な事情もあるため、今後何年間続くかというのではなく、その時々々の事業の執行状況によって繰入れ等の額も変わってきますので、なるべく持続可能となるような行財政運営を目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 毎年9月決算議会におきまして、例えば昨年ですけれども、令和4年度、5年度、6年度、旭市の財政状況についてはどうかと、健全化が図られていますという監査役の木村哲三先生からの報告なり説明がございます。

そういったことで、安心して一般会計予算を見てはいるものの、注視しなければいけない点もあるであろうといったようなことで、特に自治体の財政の健全化については、経常的経費を抑えつつ、政策的経費を効果的に活用することが重要であると。そのために、本市でもそうですけれども、行政改革を行って、デジタル化の推進を進めている、そして公共施設の最適化を図っているところではないのかと推測いたしますけれども、本市の経常収支比率、上昇傾向が続いているというお話もございました。

この点につきまして、財政が硬直化していることはないであろう、しかしながら硬直化の危険性もあるよ、あわせて、これは一時的要因なのか、いやそうでもないよということも推測できるのですけれども、再質疑させていただきます。

課長、政策的・投資的経費の確保の余地、今後パーセンテージでどれくらいを想定されているのか、お考えをお尋ねいたします。

(2)の抑制効果について、具体的な削減額、ご回答いただけなかったのですが、この具体的な削減額、これを私自身が見るためにはどこを見ればよいのかお教えてください。

(3)の義務的経費比率、この件でございますけれども、先ほど前者の中でも課長の回答

がございました。人口比率等も勘案しながら予算編成をされているということでした。

若年層比率が、平成7年、18.3%から令和2年、もう5年前の数値でございますけれども、12.9%へと低下しており、あわせてその逆、高齢化率は31.1%と、ご存じのとおり上昇しております。この人口構造の変化によって義務的経費の比率というのは、どの程度の上昇を見込んでいるのか、再質疑いたします。

以上でございます。ご答弁をお願いします。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員、（4）。

○6番（伊場哲也） （4）につきましては結構でございます。アクションプランのほうに記載されておりますので、それを参考にさせていただきたいと思います。（4）は結構です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員の再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 投資的経費の余地というところだったですね。

先ほど、義務的経費の予算上の構成率が51.9%ということなので、投資的経費はその裏側ということで48.1%になります。この辺も、その年度年度の、要は事業の展開状況というか、その辺によって変わってきますので、この辺でどのくらいに抑えようだとか、どのくらいの数値にするかというのは、なかなか難しいところになります。

ただ、やっぱり義務的経費が増えているということは、昨今の人件費の上昇だとか、それから社会保障の扶助費、これはやらなければいけない事業ということで、なかなか削れない部分、それから公債費ですね、今までのいろんな起債の部分での公債費の部分ということで、今後も金利が上がってくるということで、その辺の義務的経費の負担というかバランスというのは高くなっていくかもしれないというところになります。

そうはいつでも、なかなか未来の投資という部分は、やっぱりこれから持続可能な旭市といたところでは都度やっていきたいと思いますが、予算にも限りがありますので、必要なバランスを取りながら、そこは進めていければと思っています。

それから（2）の、削減額をどこを見れば分かるかというのは、なかなかこれはちょっと難しい、事業をこれを切ったとかだと分かりやすいんでしょうけれども、予算編成の段階ではいろいろな事業展開の中の予算要求の中で、その予算要求の中のいろんな経常経費がございます。そういったところで、積算については過大な積算になっていないかというところで、いろいろ精査しながら予算を組んでいるところで、だからそのときの、その都度都度、その一個一個の事業について、細かくは、ここはこのぐらい削減したとかいうよりは、見積りに

対して抑えられたかどうかということなので、切ったとか切らないとかではなくて、そういうことなので、なかなかこの数値を積み上げていくというのは今までもしていないところ
です。

それから、人口構造の変化というところだったんですが、その人口構造による変化による
推計というのは、ちょっと申し訳ありません、旭市としては立てていないところございま
す。申し訳ございません。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） まず、質疑させていただきたいところがあるのですけれども、予算委員
会もごきますので、その場で質疑をさせて認識のほうを深めていきたいというふうに思
います。

いずれにいたしましても、予算につきましては、歳出総額は328億2,000万円、前年比、前
年度342億円、13億8,000万円、縮小予算であるといったところですね。最大支出が民生費で
あり衛生費も高水準であると、公債費は増加傾向にあるといったことも分析をさせていただ
きました。

特に、令和8年度予算につきましては、教育費、これが37億3,989万円と構成比の11.4%
を占めており、投資的な支出というものが相当膨大になっているということが見てとれまし
た。学校再編に関わることであろうと。逆に、土木費、消防費は全くの大幅な減であると、
足しますとざっくり13億円になるんですね、その分がそっくりそのまま昨年度と比較して、
令和8年度の13億8,000万円の一般予算の形になっているのかなというふうに思いました。

この辺につきましても、十分整理して予算委員会の席で質疑させていただきたいと、かよ
うに思いますので、よろしく願い申し上げます。

以上で、議案第1号についての質疑を終わります。

○議長（宮内 保） 議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第16号について質疑を始めてください。

○6番（伊場哲也） 議案第16号、長寿祝金支給条例の一部改正について質疑をさせていただ
きます。

初めに、第2条、本条例の2条の受給資格者についてと、新旧対照表に文言で、「引き続
き1年以上」の要件という文言が追加されました。その根拠についてお伺いいたします。

(2)でございますけれども、受給資格対象、楽しみにしていた80歳の方と、対象者ね、
頑張っ頑張っ生きて、俺100歳以上生きたぞと頑張っいらっしやる101歳、102歳、

103歳とかね、その方たちが今回の再編でなくなってしまったといったことですね、その辺について、なぜ除いたのかと、財政的措置なのかどうかも含めまして、除外した、削除した理由についてお伺いいたします。

3点目でございますけれども、額の見直しですね、簡単だと思っておりますけれども、その根拠についてお教えてください。

以上3点でございます。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） それでは、（1）から（3）までについて順次お答えさせていただきます。

（1）でございます。第2条受給資格者について、「引き続き1年以上」の追加要件について、その根拠ということでございます。

お答えします。受給資格に「引き続き1年以上」の要件を追加した根拠でございますが、他市における同様の祝い金における支給要件や、あと本市における祝い金であります出産祝い金の例などを参考にしながら追加したものでございます。

続きまして、（2）でございます。80歳及び101歳以上を対象から削除した理由ということでございます。

お答えします。この祝い金は、基本的に長寿の節目を迎えた方を対象として実施してまいりました。まず、満80歳の区分につきましては、現在の平均寿命、本市においても満80歳を超えておられて、その辺を考慮いたしまして、それと県内の他市の状況も参考に、祝い金対象の役目は果たしたものと考えまして対象外としました。それから次に、満101歳以上の区分につきましては、節目に合わせての祝い金としてということでの役割は、満100歳、この給付をもって果たしたものと考え対象外といたしました。

なお、満100歳のご長寿の方につきましては、内閣総理大臣からのお祝い状と記念品の銀杯も贈呈されておられて、これは節目としても特別な年齢であると考えております。

参考までに、本市を含む県内37市の区分の状況を申し上げますと、同様の事業を26市が実施しております。満100歳を中心に1区分が8市、2区分が9市、3区分が3市、4区分が5市となっておりまして、5区分であります本市につきましては、県内で最多の区分となっております。

続きまして、（3）です。第3条の祝い金について額の見直しの根拠はということですが、

お答えします。

節目の対象年齢を3区分へ再整理することによりまして、満101歳以上の方を対象外とさせていただきますこととはなりますが、こちら一つの考えとしまして、少しでもお元気な段階という中で、その前段でございます満99歳の区分を増額したものです。

また、本事業は標準的な、基本的には満年齢を適用しておりますが、一方で生まれた年を1歳とする数え年という考えもございます。満99歳の方は数え年では100歳に当たるとも考え、手厚くお祝いすべく額のほうを見直したものでございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） （1）から再質疑でよろしいですか、議長。

○議長（宮内 保） はい。

○6番（伊場哲也） 他市を参考にとのお話が、課長、ございました。「引き続き1年以上」と併せて、これはどうなんでしょうかね、9月1日で確認するじゃないですか。ですから、例えば転居してこられたと、まだ1年以上たっていないと、しかしながら年齢的には祝い金受給に合致すると、そういったようなことが過去に、制度趣旨と合わないような整合しない支給事例といったものが、あったのかどうか、いや特になかったよということならそれで結構なんですよ。その点質疑いたします。

○議長（宮内 保） 2、3はいいということだね、（1）ということね。

○6番（伊場哲也） 今（1）で再質疑。2、3も一括質疑でいいですか、通していきますか。

○議長（宮内 保） 一括でね。

○6番（伊場哲也） ということをお尋ね、最初したんですけれども、これも予算委員会の席上で質疑できますので、私、関係していますのでね。

今、お尋ねした点、お答えいただければ、もう一点再質疑で終わりにしたいと思います。

制度趣旨と整合しないことがあったのかどうかです。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員の再質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 議員おっしゃるとおり、9月1日を基準にということでございます。この満年齢というのは年度で捉えておりまして、その年度内でこの対象年齢に到達する方を対象としております。ですので、おっしゃるとおりで、9月1日が基準ではございますが、実際にはそのときにこちらの88歳でも、ちょっと年齢に達していなかったという方も、

87歳であったという方も対象にはなりません。

すみません、それちょっと話とそれてしまうんですが、9月1日に対象とした中で、おおむねこちらのほうで支給するまでの間に、対象のほうを、失礼しました。7月1日の時点で対象の捕捉をして通知をしております、毎年。その7月1日に捕捉いたしました対象の方から、9月1日までの間で転入された方については、本当に一、二名でございますが、過去、ございました。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） その後に、「引き続き1年以上」という居住要件を新たに追加し、なおかつ、「記載」を「記録」というふうに改めているじゃないですか、これは何か、条例の制定になりますのでね、これについては単なる法令用語の整備なのか、それとも実務上といたしますか解釈の変更と、この点についてちょっとご答弁いただけますか。

質疑内容ご理解いただけましたか。お願いします。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 「記載」と書いてあったのを「記録」に変えたところでございます。

こちらの市のほうの組織で、こういった条例とか挙げるときに、法令審査会ということで法令のすり合わせ等、助言をいただく機関がございます。そちらのほうで、法令用語の整備ということで1点ございます。

それと、これちょっと電子機器と申しますか、例えば従前ですと大体紙媒体が記載というか、書いたような感じで、記載が主体だったんですけれども、現在においてはサーバーですとか、その辺に電子的な記録も入っていきますので、そういった意味も含めて記録というのが広く使われているという、そういう状況で、今回条例改正に併せて統一してこれを直させていただきました。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 議案第16号の質疑を終わります。

続いて、議案第21号について質疑を始めてください。

伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 失礼しました。第16号につきましては、文教福祉常任委員会ですね、そ

ちらのほうでまた再質疑をさせていただきたいというふうに思います。

大変お待たせいたしました。議案第21号ですね、旭市過疎地域持続的発展計画の策定について、非常に個人的にもこの計画の中身、そしてこの計画を実施推進することによって、この干潟地域、過疎地域が持続的に発展していくのかと、非常に楽しみにしてわくわくしているところでお伺いいたします。

1点目ですけれども、5年後の地域の姿、具体的にどう変わっているのですか、見解をお伺いいたします。

(2)でございますけれども、計画には「移住・定住・地域間交流の促進」と、非常に期待、わくわくすることも記載されておりますし、人材育成の具体的な活動支援というものも計画に示されているんですけれども、特に、特にですね、繰り返しますけれども、この今回の計画の中で持続的にしかも発展する計画ですから、特にフォーカスして取り上げている事業、活動支援事業、これについてお伺いいたします。

(3)、これも、「産業の振興」について特に起業促進、これも特別に進めていくよというふうに、特別推進事業ですか、という文言で記載されていますね。特別に何をやるのか教えてください。質疑をいたします。

(4)、「地域におけるDXの推進」ですね。これも、私、来週一般質問しますけれども、行政におけるDXの推進化、これ今回の第3期総合戦略の目玉です。しかしながら、これはあえて、過疎地域の持続的発展計画に位置づけてあるので、当然第3期総合戦略を踏襲しながら推進していくんですけれども、特にこの過疎地域に、特別に手厚いDX推進事業なるものは一体何ぞやということをお伺いいたします。ご理解いただけますでしょうか。

最後は(5)ですけれども、「教育の振興」。前者松木議員からありました、今週の代表者会議も私は傍聴させていただきました。北中学校の再編についても暗礁に乗り上げました。採決できない状況が代表者の方々にありました。これも見逃せませんので、この干潟地域の3小学校については令和9年4月開校で進んでおりますけれども、この教育の振興についてどのような特別な授業を推進する、そういう内容なのかと。

開校とか閉校、そういう記念式典、これは当たり前だと思いますので、何か取り立てて過疎債を活用しながら、過疎地域と呼ばれている、あまりそういう言葉を使いたくないですけれども、しかしながら現実やっぱり直視しなければいけないと思います。

いかように持続的に、その活性化を図っていくのか、発展をさせようと市としてしているのか、1、2、3、4、5点について、まだ時間はたっぷりありますので、しっかりご答弁

いただきたいと思います。よろしくどうぞ、議長、お願いいたします。

○議長（宮内 保） 議案の質疑は途中ですが、午後4時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時26分

再開 午後 4時40分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の質疑を行います。

伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） それでは、5年後の地域、具体的にどう変わるのか伺うというご質疑でございます。

この干潟地域の5年後の状況ということで、どこがどう変わるかということをはっきり申し上げることは非常に難しい状況です。具体的な例としましては、ひかた椿小学校の開校、それから、それに伴うスクールバスの運行といったことが挙げられます。

また、南堀之内バイパスの開通によりまして首都圏へのアクセスが多様化され、物資の輸送など、経済活動の活性化が見込まれるところでございます。なかなかその目に見える形で変わるもの、こう変わりますよということがこの場で回答できればいいんですが、なかなか人口減少が進む中では、はっきりと申し上げるところは難しいということで、ご理解いただければと思います。

過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき策定いたします本計画は、人口減少が進む地域においても、医療・交通・教育・産業など生活の基盤を将来にわたり維持するための道筋を明確にし、持続可能な地域社会を形成するため、計画に掲載されている事業を着実に取り組み、安心して住み続けられる地域の実現を目指していきたいと考えております。

(2)につきますして、「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」の分野における、議員おっしゃる、特に干潟地域、特に重要な事業についてというご質疑でございました。

この計画に掲載されております事業、こちらは干潟地域に限らず第3期総合戦略に掲げられている事業、これらの中から抜粋されている事業でございまして、特にこの事業がというところではなく、全ての事業が重要であると考えております。

そういう中で、移住・定住の分野でいきますと、この事業でいえば定住促進奨励金や、東京23区に住んでいる方々の、本市への移住に伴っての起業・就業等を支援する移住支援事業、それから地域おこし協力隊の活用事業など、これらの事業も非常に重要な事業であると思っております。

以降、各事業につきましては担当課のほうから答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮内 保） 市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） では、私のほうからは同じく11ページの「移住・定住・地域間交流、人材育成」の項目で取り上げられているもう一つの事業について説明します。

これは市民まちづくり活動支援事業でございます。この市民まちづくり活動支援事業は、協働によるまちづくりを推進するため、旭市を盛り上げる活動がしたい、地域社会に貢献する活動をしたなど、旭市を活性化させる自主的で創意あふれる活動を行う団体に対して補助金を交付する事業です。

○議長（宮内 保） 商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） 私からは13ページ、産業振興について、起業促進の具体的な支援策についてお答えをいたします。

起業促進の支援については、過疎地域持続的発展計画の15ページ、「（2）その対策」の中で、ウの起業の促進の「商工会などの関係機関と連携しながら、新規事業や創業を行う事業者に対して適切な支援を行い、安心して新しい事業等に取り組むことのできる環境を整備します。」としています。この具体的な事業内容としては、こちら干潟地域も含めてというようなことでございます。まず、国から認定を受けた旭市創業支援事業計画に基づきまして、商工観光課内に創業ワンストップ窓口を設置しており、相談者の様々なニーズに合わせ、関係機関、県、商工会、金融機関等と連携して支援を行っております。

また、市と商工会との共催による創業セミナーを年2回開催しております。セミナー終了後には、市が発行する受講証明書を受けた創業者は、会社設立の際の登録免許税が軽減されるなど、様々な創業支援策を受けることができます。

以上です。

○議長（宮内 保） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 私のほうからは、20ページ、地域におけるDXの推進を具体的にどのように進めていくのかお答えいたします。

本計画における、地域におけるDXの推進につきましては、デジタル技術を活用し、市民サービスの向上と業務の効率化を図ることを主眼としております。具体的には、令和8年度から令和12年度までの事業計画に基づき、大きく二つの柱で推進してまいります。

1点目は、被災者支援システムの整備です。近年激甚化する自然災害に備え、罹災証明書の交付事務や、避難行動要支援者の情報管理を行うシステムを更新・充実させます。これにより、発災時の迅速な被災者支援体制を確立し、市民の皆様の安全・安心を確保してまいります。

二つ目は、自治体DX推進事業です。国の進める自治体DXの取組方針を踏まえつつ、本市の実情に合わせた新たな仕組みの導入を検討いたします。単にシステムを導入するだけでなく、市民の皆様が行政手続をより簡単に行えるようにするなど、暮らしの質を向上させるための施策を、費用対効果を精査しながら進めてまいります。

以上です。

○議長（宮内 保） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 私のほうからは、（5）の34ページ、教育の振興について、学校教育支援をどのように考えているのかというところで回答させていただきます。

教育委員会といたしましては、過疎地域における学校の再編と教育支援、非常に重要な課題であると考えております。しかしながら、学校教育の支援は、過疎地域に限らず全ての地域において同様に重要であると認識しております。全ての子どもたちに平等な教育機会を提供すると、そういったところから全ての地域における教育の質を高めていることが重要であり、今後もそれぞれの学校の状況に応じて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 時間も大分押してきましたので、ちょっとまとめに入ろうかなと思います。

（1）具体的にイメージが浮かばないので、質疑させていただきました、課長。

前回の計画は5年間だったんですか、私もよく勉強不足で申し訳ないですけども、そのPDCA回しているじゃないですか、前回の計画の反省点としてよかったところ。だからそれを引き継いで今回も生かすよって、こうすればよかったなという課題とか、駄目だったというふうには文言として、表現としてはどうかなと思いますけれども、ここよかったよと、さらに続けていきたいよと、この1点をお伺いします、課長、前回の計画で。それは議案と

関係なくではなくて、引き続きと持続という視点からの質疑ということでお考えください。

○議長（宮内 保） （2）は、続けて。

○6番（伊場哲也） （1）です。

○議長（宮内 保） （2）（3）があるでしょう。

○6番（伊場哲也） （2）（3）（4）（5）、心配してくださっている。ありません。これは関係課長に直接、皆さん本当に答弁が模範回答なんですよ。計画に記載されていることを読んでくださっているというふうに、私は申し訳ないけれども受け取りました。これでは全然納得いきませんので、実際に私ね、直接課長にお邪魔して深掘りしながら理解を深めていきたいと。

○議長（宮内 保） 分かりました。

伊場哲也議員の再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 前回の5年が経過してそれからということで、今回掲載しました事業のほとんどが、前回から引き継いでいるものでございます。終わったものがたしか四つか五つありまして、新たに新規の追加事業が十幾つかございまして、その前回の事業の中で何がよかったのかというところかと思えますけれども、一つには財源の話になろうかと思えます。

この計画を策定している、掲載されている事業においては、例えば南堀之内バイパスの整備事業だったり、学校の統廃合に関して有利な起債である過疎債が使えるということに、使って事業を実施しております。

こういったところが、よかったと言えるのかどうか分かりませんが、市としてはそういう有利な財源を使って事業を行うことができたというところが利点といたしますか、メリットだったのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） タベ夢を見ました。過疎地域の干潟八万石の広々としたところに、夢ですよ、コストコがやってきて何かえらい勢いににぎわっちゃったりしてね、いやびっくりしましてね、ケン・テリオ氏と英語で話をされていて、それは今日の多分、質疑どうしようかなということを考えて、脳みそがそういう夢を誘発したというふうに思いましたけれども、私は、やはり今までの5年間を生かして、さらに人口減少・少子高齢化、皆さん全て分かり切

っていることなんですね。しかしながら何としてでも、何とか盛り上げたいと皆さんもがいているじゃないですか。市民はそのもがきを、何とかしてほしいと、期待してくださっている、それに少しでも応えたいということで質疑させていただきましたが、それをご理解いただき、先ほど言いましたように、ほかの(2)(3)(4)(5)等々につきまして、分からないことにつきましては、関係課長、申し訳ないですけれども、追ってまた訪問させていただきたいというふうに思いますので、今回の伊場哲也質疑、これにて終わりにさせていただきたいと思います。拍手は結構ですので、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長(宮内 保) 伊場哲也議員の質疑を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

◎会議時間の延長

○議長(宮内 保) ここでおはかりいたします。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮内 保) ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

○議長(宮内 保) 農水産課長。

○農水産課長(伊藤弘行) 先ほどの、松木議員のご質疑の有害鳥獣駆除の自治体の関係の予算の関係で、訂正をさせていただきたいと思います。

松木議員からの有害鳥獣駆除委託料ということで、355万6,000円の予算ということで、この予算は市全体の猟友会へ駆除委託をしている部分でございまして、この部分については増額分、今年度予算では13万円ほどであり変わっていないわけですけれども、今回実施隊が活動する部分につきましては、鳥獣被害防止対策協議会補助金というところを拡張しまして、180万円ほど増額いたしまして、実施隊の日当やわな等の購入費などの活動費に対する補助

を行うもので、この費用につきましては、特別交付税の措置を受けることができるものでございます。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 以上で、議案質疑は終わります。

◎追加日程 議案第24号～議案第26号直接審議（先議）

○議長（宮内 保） ここでおはかりいたします。議案第24号から議案第26号まで人事案件でありますので、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議したいと思いますが、これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮内 保） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号から議案第26号まで、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第24号から議案第26号までは人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

採決は電子表決システムで行います。

議案第24号、旭市監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第24号は同意することに決しました。

議案第25号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第25号は同意することに決しました。

議案第26号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第26号は同意することに決しました。

◎日程第2 予算審査特別委員会設置

○議長(宮内 保) 日程第2、予算審査特別委員会設置。

議案第1号から議案第8号までの8議案については、新年度予算の議案であります。

ここでおはかりいたします。9名の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮内 保) ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

◎日程第3 予算審査特別委員会委員の選任

○議長(宮内 保) 日程第3、予算審査特別委員会委員の選任。

委員会条例第8条第1項の規定により、議長の指名により、松木源太郎議員、木内欽市議員、片桐文夫議員、永井孝佳議員、崎山華英議員、平山清海議員、伊場哲也議員、常世田正樹議員、戸村ひとみ議員、以上9名を選任いたします。

この後、予算審査特別委員会において正副委員長の互選を行うため、午後5時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 5時 0分

再開 午後 5時19分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、予算審査特別委員会の正副委員長が選出されましたので、ご報告いたします。

委員長に永井孝佳議員。

副委員長に平山清海議員。

以上のとおりであります。

◎日程第4 予算審査特別委員会議案付託

○議長（宮内 保） 日程第4、予算審査特別委員会議案付託。

議案第1号から議案第8号までの8議案を付託いたします。

付託いたしました議案は、3月10日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第5 常任委員会議案付託

○議長（宮内 保） 日程第5、常任委員会議案付託。

議案第9号から議案第23号までと、議案第27号の16議案を分担表のとおり所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、3月16日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第6 常任委員会陳情付託

○議長（宮内 保） 日程第6、常任委員会陳情付託。

陳情第1号の1件を文教福祉常任委員会に付託いたします。

付託いたしました陳情は、3月13日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（宮内 保） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は3月2日、定刻より会議を開きます。

これにて本日の会議を散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 5時21分

令和8年旭市議会第1回定例会会議録

議事日程（第3号）

令和8年3月2日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（18名）

1番	金澤雅哉	2番	高橋美千子
3番	戸村ひとみ	4番	常世田正樹
5番	伊藤春美	6番	伊場哲也
7番	平山清海	8番	崎山華英
9番	永井孝佳	10番	井田孝
11番	島田恒	12番	片桐文夫
13番	遠藤保明	14番	宮内保
15番	飯嶋正利	17番	伊藤房代
18番	木内欽市	19番	松木源太郎

欠席議員（1名）

16番 宮澤芳雄

説明のため出席した者

市長	米本弥一郎	副市長	柴栄男
教育長	向後依明	秘書広報課長	寺嶋和志
行政改革推進課長	椎名実	総務課長	向後稔
企画政策課長	榎澤茂	財政課長	池田勝紀

税 務 課 長	多 田 仁	市民生活課長	齋 藤 邦 博
環 境 課 長	大八木 利 武	保険年金課長	大 網 久 子
健康づくり 課 長	黒 柳 雅 弘	社会福祉課長	向 後 利 胤
子育て支援 課 長	八 馬 祥 子	こども家庭 課 長	石 橋 康 司
高齢者福祉 課 長	椎 名 隆	商工観光課長	金 杉 高 春
農水産課長	伊 藤 弘 行	建 設 課 長	齊 藤 孝 一
都市整備課長	飯 島 和 則	会 計 管 理 者	戸 葉 正 和
消 防 長	常世田 昌 也	上下水道課長	向 後 哲 浩
教育総務課長	飯 島 正 寛	生涯学習課長	江波戸 政 和
スポーツ振興 課 長	林 甲 明	監 査 委 員 長	杉 本 芳 正
農業委員会 事務局 長	金 谷 健 二		

事務局職員出席者

事 務 局 長 穴 澤 昭 和

開議 午前10時 0分

○議長（宮内 保） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

ここで、皆さんに申し上げます。

一般質問の方法については最初、一括質問、一括答弁で行い、再質問以降は一問一答で、一つの問いに一つの答えを返す方法で通告した項目順に行います。

また、質問の回数は制限せずに、時間は質問と答弁を含めて60分以内とします。

なお、議事運営の能率を図る上から、質問、答弁は明確かつ簡潔にお願いいたします。

◎日程第1 一般質問

○議長（宮内 保） それでは、日程第1、一般質問を行います。

◇ 島 田 恒

○議長（宮内 保） 通告順により、島田恒議員、ご登壇願います。

（11番 島田 恒 登壇）

○11番（島田 恒） おはようございます。議席番号11番、島田恒です。

本定例会において一般質問の最初の発言者として、登壇の機会をいただきました。ありがとうございます。

昨年12月の我々の市議会選挙を経て、新たな顔ぶれも加わって、新しい議会構成の下で迎える最初の定例会でもあります。改めて市民の皆様からお預かりした一票一票の重みを胸に刻みながら、身の引き締まる思いであります。

さて、本市は、農業をはじめとする基幹産業に支えられて、豊かな自然と人のつながりの中で発展してきたまちでもあります。しかし、一方で担い手の不足、人口減少、公共施設の

老朽化、それに伴う財政負担の増大ですとか、時代の変化とともに新たな課題にも直面しています。こうした状況の中、我々議員にはそういう課題を正面から受け止めて、地域の皆様の声に耳を傾けながら、将来に希望の持てる道筋を示していく責任があると考えております。

本日は、基幹産業である農業の振興と、それから公共資産をどうマネジメントしていくかと、二つのテーマについて質問いたします。いずれも本市のこれからを考える上で重要な課題であります。行政と議会が知恵を出し合って、市民の皆様と共に前に進んでいくための建設的で実りある議論となることを願い、一般質問を始めさせていただきます。

まず、大きい項目の1点目です。基幹産業である農業の振興について、(1)として、持続可能な農業経営支援についてです。

資材価格の高騰を受けて、農業経営の継続が相当厳しい、難しいという声が現場から聞かれますけれども、市として現在どのような取組を行っているのかをお伺いしたい。

(2) 担い手の確保と次世代農業の育成について。

この担い手が深刻化する中で、新規就農者と後継者の確保について現状をお伺いします。

(3) 本市には農業由来の循環利用が可能な資源が多数存在していますけれども、十分に循環利用されているのか。いわゆるバイオマス資源の現状と認識についてお伺いしたいと思います。

大きな項目の2点目、資産マネジメント戦略についてであります。

(1)として、公共の跡地を保有し続けることによる維持管理費等の増加がこれから懸念される中で、現在進めている学校統合に伴う跡地利用の基本方針について、どのような考えの下で検討しているのかをお伺いしたい。

(2) 公共施設の老朽化が進行して大規模な改修が予定され、懸念される中で、施設の集約化、廃止等について、その状況と今後の方向性についてをお伺いしたいと思います。

再質問については質問席で行わせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長(宮内 保) 島田恒議員の一般質問に対し答弁を求めます。

米本市長、ご登壇願います。

(市長 米本弥一郎 登壇)

○市長(米本弥一郎) 私からは、質問項目2、資産マネジメント戦略についての(2)公共施設の集約化及び複合化の方向性についてお答え申し上げます。

人口減少や少子高齢化という大きな社会構造の変化に直面する中で、公共施設の在り方は、今、大きな転換期を迎えています。本市では、合併前の市や町の単位を基準とした施設配置

から脱却し、将来的な人口構成の変化などを見据えた市全体の最適配置を実現するため、また、公共施設の持続可能性を高めるため、総量縮減を図っております。施設を更新する際には、複合化や集約化を検討するほか、他の施設の用途変更による有効活用を行っております。

公共施設の総量縮減は、従来の施設を利用している方にとって、一部ご意見もあることと思いますが、10年、20年先を見据え、市民の皆様と協調して着実に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（宮内 保） 農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 私からは、1の基幹産業である農業の振興についての（1）から（3）までについてご回答申し上げます。

初めに、（1）のどのような経営支援を行っているかについてですが、資材価格の高騰に対する支援といたしましては、令和7年度に千葉県による肥料価格高騰緊急支援事業や、畜産農家に向けた飼料価格高騰に対する支援が行われ、令和8年度についても同様に行われる予定となっております。市としての独自支援はございませんが、県と連携しながら、これらの周知に努めてまいります。

現在の物価高騰につきましては、その影響は農業資材に限らず多岐にわたっております。生産物への価格転嫁が進んでいるものも一部見られますが、一時的な対策ではなく、引き続き各種補助制度などを活用した総合的な農業振興に努めてまいります。

続いて、（2）の新規就農者や後継者の確保についてですが、農業の担い手対策として、新規就農者や後継者の確保は非常に重要だと考え、各種支援を行っております。

令和6年度から新たに支援対象となった新規就農者は、国の支援対象となる独立就農が1名、転入者農業チャレンジ支援の対象となる雇用就農が6名、親元就農が7名、令和7年度は独立就農が4名、雇用就農が4名、親元就農が5名となっており、様々な形態で新規就農者の確保に一定の成果が得られているものと考えております。

続きまして、（3）のバイオマスの現状と認識についてでございます。

本市は、畜産をはじめとした農業が盛んな地域であり、多くのバイオマス資源が存在しております。現状では、個々の農家による肥料利用や耕畜連携による活用は見られるものの、資源の収集や供給体制、利用先の確保など十分に整っておらず、地域全体での循環利用には至っていないのが実情であります。

以上です。

○議長（宮内 保） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 私からは、2の（1）学校統合に伴う跡地利用の基本方針について、どのような考えの下で活用を検討していくのか、ご回答いたします。

本市では、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画において、それぞれの公共施設の管理に関する基本的な考え方を示しております。さらに、学校につきましては、令和3年6月に学校再編基本方針を策定し、地域の合意形成を得ながら再編を進めております。

そのような中、再編により使わなくなった学校施設の利活用については、令和6年11月に旭市学校施設利活用基本方針を策定し、明確な方針の下で検討を進めていくこととしております。具体的には、地域住民の利用等、ニーズを踏まえた利活用、行政需要への対応、民間事業者等による利活用の三つの観点を重視し、検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（宮内 保） 島田恒議員。

○11番（島田 恒） どうもありがとうございました。

1項目めから再質問させていただきたいと思います。

まず、1項目めの（1）です。農業支援についての再質問でありますけれども、県の制度と連携しながら、現場への周知を行っているという答弁がございました。この資材価格の高騰というのは一時的なものではなくて、恐らく農業経営そのものに今後も様々な影響を及ぼしていると感じております。

そこで次に、今、行っているこの農業支援策は経営費の増加、コストプッシュ型のコストアップと言いますが、に対して十分な効果を発揮しているかと市としては評価しているのか、特に小規模・中規模農家にとって支援が行き届いていないのではないかとという声もあるんですけれども、その点についてどのように把握しているかお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 補助事業につきましては、大規模化による経営基盤の強化やスマート農業の推進など、農業経営の課題解決や新たな挑戦などを支援する事業が多く、対象が限られております。

補助事業の実施者は、リスクのある先進的な取組などについて補助事業を活用していることが多く、産地力向上など市全体への波及効果などが期待できると考えております。

○議長（宮内 保） 島田恒議員。

○11番（島田 恒） 今、先進的な取組というものを後押ししながら、産地全体の波及効果

を重視するという考え方、大変重要だと思います。そのように受け止めました。

その一方で、その効果ですとか実績というものを客観的に把握するというのも、今後のこういう農業支援の制度設計については欠かせない視点だと思うんですけども、そこで次に、国あるいは県の補助金について、直近5年間の実施件数というんでしょうか、それがもし分かればお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 直近5年間の主な事業の実施件数でお答えをいたします。

国の補助事業は、直近5年間で3件の事業を実施しております。県の補助事業は施設や機械整備が対象の「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業で80件の事業を実施、同じく水田用機械などを整備する農産産地支援事業で3件の事業を実施しております。

以上です。

○議長（宮内 保） 島田恒議員。

○11番（島田 恒） 多くの補助事業が、今、80件というのもありましたけれども、活用されている一方で、この制度というのが複雑で少し分かりにくいという声も農家の現場では少なくありません。

そこで、次に、この申請手続の煩雑さとか、そういう制度の情報提供というんでしょうか、そういう工夫についてどのような対応を行っているのか、市の取組についてお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 農業分野の補助事業につきましては、種類が多く内容も異なり、対象者も限られることから、申請手続が難しいという意見も伺っております。制度のPRを行っていくとともに、これらの書類作成につきましては、県農業事務所や市で支援をしておりますので、事業を希望する方は、まずは相談していただきたいと思っております。

○議長（宮内 保） 島田恒議員。

○11番（島田 恒） お答えのように、まず相談してもらおうと。相談体制の充実に取り組まれている点は、さらに強化をお願いしたいと思います。

しかしながら、現場からは、国だとか県の制度だけでは十分に行き届かない。特にその中小の農業経営者というんでしょうか、についての支援が必要ではないのかという声も多く聞

かれます。

そこで次に、市独自の経営安定化支援の事業というんでしょうか、そういうものの検討についてお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 国・県の補助事業を補完する市独自の支援につきましては、国の対象とならない親元就農への支援金の給付や、転入による雇用就農への家賃補助などを行っております。

また、「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業につきましては、市独自に補助を上乗せすることで、他市と比べて手厚い支援を行い、全国トップレベルである旭市のさらなる産地力強化を図っているところでございます。

○議長（宮内 保） 島田恒議員。

○11番（島田 恒） 今、お答えいただいた市独自の支援というものを含めて、この経営安定化に向けた取組というのは大変よいことだと思います。その一方で、本市の農業の持続性というものを考えると、担い手の確保というものと次世代農業の育成というんでしょうか、最大の鍵になってきます。

そこで、（2）の再質問に移りたいと思いますけれども、様々な形態で新規就農者の方々がいて、一定の成果が出ていることは大変心強い限りなんですけれども、就農後に定着して継続的に営農ができていくかどうか、これが一番重要なところだと思います。それが今後の最大の課題になってくるんだろうと思いますけれども、そこで次に、新規就農者、後継者確保に向けた現状認識について、新規就農者の定着率、離農率というんでしょうか、離農の理由について市の分析があればお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 新規就農者の定着率につきましては、直近5年間の累計でお答えします。

農業次世代人材投資資金・経営開始資金の受給者は10名で、離農者はおりませんので、定着率は100%でございます。親元就農者チャレンジ支援金は30名の交付決定を行い、うち1名が離農しており、定着率は97%でございます。転入者チャレンジ支援金は令和4年度から開始いたしましたので、4年間の累計で26名の交付決定を行い、給付中止が11名で定着率は

58%となっております。離農の理由につきましては、転出や仕事が合わなかったなど聞いております。

以上です。

○議長（宮内 保） 島田恒議員。

○11番（島田 恒） 制度ごとの定着率の差については分かりました。今後の施策の検討において、これは非常に重要なデータだと感じました。特にその農業次世代人材投資資金・経営開始資金の受給者は10名で定着率は100%だけれども、一方、転入者チャレンジ支援金については26名の交付実績に対して、11名が給付の中止、定着率が58%ということで、定着率は半分くらいということになります。こうした課題に対応するためには、やっぱり関係機関との連携というものが不可欠であると考えられますけれども、そこで、例えば大きな農業団体でありますJAちばみどりなどをはじめとする関係機関との連携体制についてお伺いをしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 関係機関との連携につきましては、総合的な技術指導、農地の利用調整などの支援を一元的に行うワンストップ支援窓口を運営することで、JAや県、農業委員会、日本政策金融公庫と連携した取組を行っております。

○議長（宮内 保） 島田恒議員。

○11番（島田 恒） 今、ワンストップ窓口というご回答をいただきましたけれども、これについては農業支援だけではなくて、行政の仕事というのは、どこでもワンストップであちらこちらとたらい回しされないような体制というのは非常に大切だと思いますし、この就農希望者にとっても非常に心強い仕組みだと感じています。ただ、その独立就農後の経営不安が離農につながるケースというのも実は私もお聞きしております。

そこで、次に独立就農後の経営不安というのが離農につながっているという指摘について、就農前から就農後まで切れ目のない支援体制というものを構築する考えはあるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 就農前から就農後まで切れ目のない支援体制につきましては、先ほど申しあげましたワンストップ支援窓口において構築しており、関係機関が一丸となり、

相談業務など多岐にわたる支援を行っております。特に独立就農者である農業次世代人材投資資金・経営開始資金の受給者の10名につきましては、定着率が100%でありますので、この体制が十分に機能しているものと考えております。

○議長（宮内 保） 島田恒議員。

○11番（島田 恒） 支援体制が機能しているという点で、100%の定着率と、これすばらしいことだと思います。今お答えいただいた10名、この方たちの、就農してからの横の連携というんでしょうか、いろんな各地にそういう方はいらっしゃると思いますので、特にそういうことについても連携を深めていけるようなサポートをいただければ、さらにいいのかなと思います。

そこで、ちょっと視点を変えてお伺いしますが、この農業経営を行う上で農地の分散だとか遊休化、それから問題になっている耕作放棄地だとかが課題となっている中で、農地の集約ですとか利用の最適化について、農地の中間管理事業の役割ですとか、関わり方について、市はどのような役割を果たしているかお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 農業者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の拡大、農地の分散化などにより、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されることから、地域農業の将来の在り方を検討するため、昨年度に市内15地区で地域計画を作成いたしました。今後は、農地の集約など理想的な農地利用の実現に向け、地域ごとの話し合いを継続し、定期的な見直しに取り組んでまいります。

農地中間管理事業は、農地中間管理機構が中心となって行う農地の貸し借りを円滑に行うための仕組みで、市が策定する地域計画の目標地区に位置づけられた受け手に対して、まとまりのある形で貸し付ける事業です。市は、農地を貸したい人、農地を借りたい人の間に入り、受付事務を行っております。

○議長（宮内 保） 島田恒議員。

○11番（島田 恒） 昨年の米の高騰、大混乱というような感じでしたけれども、そういう米の高騰を受けて、私のところにも新たに稲作経営を拡大したいですとか、あるいはその遊休水田を整備して新たに始めたいという要望、ご相談も実は何件か受けます。これは耕作放棄地の解消というのは環境問題にも関わってきます。よく耕作放棄地だと、ごみをぼんぼん捨てられたりしますので、見えないというようなこともありますので、本市こそ、今お話し

いただいた既に固まった地域計画について積極的に進めていただきたいと思います。

次の（３）のバイオマス資源のほうに移りたいと思います。

このバイオマス資源ですけれども、再質問です。この自然由来のバイオマス資源というのは、管内に本市に豊富に存在しています。地域全体で循環利用には至っていないという先ほどのようなご回答、現状認識はそのとおりで、私も同感であります。

そこで次に、今までも私は議会で何度か質問していますけれども、バイオマス産業都市という、そういう指定があるんですが、この制度の概要、あるいは指定要件、指定自治体の状況について、市としてはどのように認識しているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） バイオマス産業都市制度は、家畜排せつ物、食品廃棄物などのバイオマスを有効に活用し、エネルギーや製品として地域内で循環させ、新たな産業雇用を生み出す取組を国が支援する制度であります。地域資源の有効活用や循環型社会の形成に資するものであると認識しております。

認定を受けるには、バイオマス産業都市構想を作成し、国の選定を受ける必要があります。全国では104の市町村が認定を受けておりますが、千葉県内におきましては現在のところ認定を受けている自治体はございません。

○議長（宮内 保） 島田恒議員。

○11番（島田 恒） 今、課長のほうから全国で104の自治体が指定を受けていて、千葉県ではないんだということですがけれども、なぜだったのかなという気もするんですが、この制度の意義と全国的な動向についてはご回答のとおりでありますけれども、このバイオマス産業都市に選定された自治体というのは、私もいろいろ調べてみたんですが、国の補助金の優先採択ですとか、あるいは民間事業者の参入促進ですとか、エネルギーコストの削減、あるいはよく言われます化学肥料の使用量の削減だとか、農業経営と環境対策を一緒に進めるという効果が報告されています。こういう効果が本市農業の持続性だとか、あるいは競争力を強化すると、可能性について市はどのように考えておられるかお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） バイオマス産業都市に指定された自治体におきまして、エネルギ

ーコストの抑制や化学肥料の低減といった一定の効果が報告されておりますが、大規模なバイオマス施設を導入する場合には、多額の初期投資や採算性の確保など、課題も多いものと認識しております。

○議長（宮内 保） 島田恒議員。

○11番（島田 恒） このバイオマス産業都市と、産業都市という言葉ですので、そういうことからか、何か都市の仕組みそのものを変えてしまうような、そんな感じも受けるのかなと思うんですけれども、確かに事業によっては、例えば大きなプラントを建てましょうということになると、初期投資が莫大なものになるということは、あるいはその採算性の課題はどうなるんだということもあるんですけれども、そういう必要な点はありますけれども、だからこそいきなりこれを事業化するというのではなくて、まずはその調査ですとか研究に着手するということが現実的なんだろうと思います。

そこで次に、この庁内連携について、環境問題もある、農業問題もあるという中で調査研究の考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 現在、市では飼料用米やWCSなどの飼料用作物を生産し、その農地へ堆肥を還元する資源循環による耕畜連携を進めているところでございます。

市といたしましては、直ちに具体的な構想策定に着手する段階には至っておりませんが、今後の農業振興や資源循環の在り方を検討する中で、国や他自治体の動向も踏まえつつ、関係課間で情報共有を図りながら調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（宮内 保） 島田恒議員。

○11番（島田 恒） ありがとうございます。

このバイオマス産業都市構想というのは、単なるエネルギー政策だとか農業振興策にとどまらないということを改めて申し上げたいと思うんですけれども、今回はあまり深く踏み込んでいませんけれども、このバイオマス都市というのは、実は本市が長年抱えてきた、例えば畜産ふん尿問題に起因する市内全域の臭気問題、実は私、昨日の夜もうちに帰りましたら、夜そういう臭いがずっと空から落ちてくるような、そういう状況があるんですけれども、そういう畜産ふん尿に起因する市内全体の臭気問題という課題を根本から解決する可能性もある政策だと考えております。畜産農家の方々も大変苦慮されている課題でもあります。こういう問題は、生活環境だとか定住促進、さらには農業のイメージ向上にも直結するような重

要な問題であって、これまで十分に体系的に調査とか研究がされてこなかったなという気にも私もなります。ですから、資源循環、今ご質問しましたけれども、そういうものと加えて、この環境対策を両立させた具体的な検討に着手すべきと考えております。このことについては、改めて別の機会に改めてご質問させていただきたいと思っております。

次の項目に移りたいと思っております。項目2の資産マネジメント戦略についてです。

跡地利用のことについてですけれども、その再質問です。基本方針として、先ほどお答えいただいた跡地利用には、地域ニーズ、行政需要、民間活力の三つの視点を重視されているんだと、これは大変重要だと思っております。

そこで、こうした多角的な検討を実効性のあるものにするためには、庁内の連携、体制だとか意思決定のプロセス、どこでどう決めるんだよと。これが大変大切なことだと思っております。学校跡地活用の検討に当たっては、庁内のどの部署が関与して、どのような体制で意思決定を行っていくのか、その検討体制とその意思決定の仕組みというんでしょうか、それについてお伺いをいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 学校施設の利活用に当たっては、旭市学校施設利活用基本方針において、旭市庁議等設置規程に基づく専門委員会を設置し、関係課による組織横断的な体制で検討を進めることとしております。

利活用の検討過程では、基本方針を踏まえ地域の意向等を配慮した上で、施設ごとに利活用計画案を作成します。計画案については庁議に報告の上、検証し、市議会への報告、地域への説明の上、決定をいたします。

また、学校施設の利活用は、本市の上位計画である旭市総合戦略、旭市都市計画マスタープラン、旭市公共施設等総合管理計画との整合性を図ることとしております。

以上です。

○議長（宮内 保） 島田恒議員。

○11番（島田 恒） 今、課長のほうから、専門委員会を設置して、庁内横断的な体制で検討を進め、議会、地域にも丁寧に説明していくという、この流れは透明性の確保という面でとても大切だと思っております。

そこで次に、じゃ、具体的にどのような活用手法というものを想定しているのか、より実務的な観点からお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 本市では、施設の有効活用を図るため、複数の選択肢を優先順位をつけて検討することとしております。

1番目は、市施策における利活用です。行政需要に応じた公共施設としての利活用が見込める場合は、優先して検討いたします。

2番目は、公共・公益的団体等による利活用です。公共団体や公益的団体、民間事業者が計画する公益的事業の内容等を精査し、利活用について検討します。施設の改修費用は、団体等が全額負担する条件で貸し付けます。

3番目は、民間事業者等による利活用です。民間事業者等が計画する事業内容等を精査し、利活用について検討します。事業提案を募集し、有償で売却・貸付けいたします。

4番目は、取壊し及び更地での利活用です。施設の利活用について実現性がない場合、取壊し売却等を含め、更地での利活用について検討いたします。

以上です。

○議長（宮内 保） 島田恒議員。

○11番（島田 恒） ありがとうございます。1番目から4番目と説明いただきました。この優先順位というものを明確にした上で整理していくと、判断の基準として大変分かりやすいし、現実的な考え方であると、そのように受け止めました。

一方で、活用に至るまで、決まればそれは活用になるわけですが、未利用のままで保有する期間が長ければ長いほど、そのときには財政負担もどんどん膨らんでいくわけですが、それが今後の課題になるのではないかなと思いますけれども、そこで、次に維持管理費の考え方についてお伺いしたいと思います。未利用のままで保有した場合の維持管理費はどのようなものが想定されるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 現時点において詳細な金額までは算定しておりませんが、施設を未利用のまま保有した場合の維持管理費につきましては、建物の維持管理費用として、建物や設備の点検費用、警備等の防犯対策に係る費用、保険料等が必要となり、敷地の管理費用については、除草業務、あとは樹木の剪定の費用が必要となることが想定されます。

以上です。

○議長（宮内 保） 島田恒議員。

○11番（島田 恒） ありがとうございます。未利用のままでも相当の維持管理費というのは発生することも考えますと、この跡地利用をできるだけ早期に具体化していくということが、財政面からも極めて重要なんだろうなと思います。

そこで、次にちょっと視点を広げまして、学校跡地に限らず市全体の公共施設をどんなふうに管理していくのか、将来、次世代に負担を残さない形で再編していくのかという、そういう観点から、次の（２）の公共施設全体の集約化・複合化、今後の方向性について再質問を移りたいと思います。

（２）ですけれども、先ほど米本市長からお答えいただきました。どうもありがとうございます。市全体の最適配置と将来を見据えた総量縮減という考え方は避けて通れないと思うんですが、重要な視点であると私も同様に考えます。

そこで、その考え方に基づいて、施設の集約化、複合化について現在の、今の取組状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 現在は合併に伴う類似施設で重複したサービスを提供する医療保健福祉施設、生涯学習関連施設、スポーツ施設、これについて施設の評価を実施し、これらの在り方について見直しを進めております。

今後、公共施設の持続可能性を高めるため、行政需要に応じた施設等への利活用や、更新時期の迫った類似施設の集約などを進めてまいります。

○議長（宮内 保） 島田恒議員。

○11番（島田 恒） 類似施設の見直しを中心に計画的な検討が進められているということが分かりました。

この公共施設というのは、単なる建物ではなくて、敷地も含めて地域コミュニティの拠点としての大きな役割を今までも果たしてきたということも事実だと思うんです。そこで、次に公共施設がこの地域の中のコミュニティの中心、拠点としての役割というものをどういうふうに考えるのかお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 公共施設は、地域のコミュニティの拠点として、学習、健

康、行政サービス、福祉、交流等といった多様な役割を果たしてまいりました。本市では、公共施設が地域コミュニティにおいて極めて重要な役割を果たしてきたものと評価しております。しかし、近年は人口減少と少子高齢化の進展により施設の利用ニーズが減少しており、その傾向は今後も進行するものと考えております。

○議長（宮内 保） 島田恒議員。

○11番（島田 恒） 地域コミュニティに果たしてきた役割を重く受け止めつつ、将来を見据えた中での再編が必要だという姿勢は大変重要だと思います。

そこで次に、この公共施設等総合管理計画に基づいて、集約化ですとか複合化、あるいは廃止、具体的なその検討事例について分かればお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 計画策定後、施設の集約化・複合化をした施設は、まず本庁舎、これは本庁舎と第二庁舎等です。あさひ市民センター、これは市民会館と第二市民会館等を統合しました。あと、ひかた市民センター、これは干潟公民館と児童クラブ、そのほか。あと、消防東部分署、これは海上分署と飯岡分署です。あと、ふたば保育所、これは中央第二保育所とゆたか保育所、これらが掲げられます。

廃止した施設は青年の家、農村環境改善センター、農産物直売館、海上野球場、飯岡庭球場等であります。これらの公共施設の縮減により、維持管理費及び敷地内の借地返却による借地料の軽減が図られております。

さらに、未利用市有財産として売却処分しました施設は、神西住宅跡地、仁玉スポーツ広場跡地が挙げられます。売却処分により維持管理費の削減と自主財源の確保が図られました。

以上です。

○議長（宮内 保） 島田恒議員。

○11番（島田 恒） これまでの実績を見ると、集約化・複合化による財政効果とサービスの維持の両立が具体的に進められてきたんだというお答えでありました。今後、さらにこの民間の知恵だとか、そういう民間の活力というのを積極的に取り入れていくということが、跡地の利用、施設再編の大きな鍵になっていくのではないかなというふうに私は思います。

そこで、最後に民間提案型制度の活用について具体的にちょっとお聞きしたいと思いますけれども、学校の跡地だとか公共施設を対象に、民間事業者からの提案について受け入れる仕組みは整っているのかどうかということについて、特に旧海上町、海上中の跡地について

ですが、私の知っている限りで平成30年に当時の検討委員会、私はまだそのとき議員ではなかったですけれども、諮問が出ています。読ませていただきました。これが今もって留保されているというのは、これは海上地域の学校の再編、統合候補予定地だったということも進まなかった一因であろうかなということは理解できるんですけれども、これについては一定の方向が見えた中で、旧海上中学校跡地に民間提案型制度の導入を検討するお考えはあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 公共施設等総合管理計画において、民間連携の取組方針について触れており、PPP/PFI、いわゆる公民連携を推進し、積極的に検討することとしております。

また、サウンディング型市場調査を実施する等、民間提案型の手法を既に検討、導入している例もございます。旧海上中学校跡地につきましても、サウンディング型市場調査を実施し、民間事業者からの提案を近日中に募集することとしております。

以上です。

○議長（宮内 保） 島田恒議員。

○11番（島田 恒） ありがとうございます。大分のどが鳴っているようですけれども、私もちょっとアレルギーでぐしゅぐしゅしますけれども、申し訳ありません。ありがとうございます。

少し今、難しい英語も出てきましたけれども、この取組には私考えるところ、大きく二つの考え方があるのかなというふうに思います。

まず、1番は市が自ら行うということ、廃止だとか売却も含めてね、というのがまず一つ。

それから、もう一つは、今、課長からお示しいただきましたようにPPPと、それからPFIということで、横文字が三つほど並んでいて分かりにくいところがありますけれども、このどちらも民間をどうやって活用するか。PPPというのは、パブリック・プライベート・パートナーシップと、簡単に言えば役所と民間が一緒にやる官民連携という、それからPFIというのは、プライベート・ファイナンス・イニシアチブということで、これは民間資金を活用して民間が主体となってやってもらうということですが、そういうものを決めた上で、このサウンディング型市場調査と、この旭市の意向だとか、条件だとか、そういうものを提示した中で、民間の会社と話し合いを進めて行う手法と、私もこれが一番現実的

でね、スピード感があるのかなと思います。

この旧海上中の跡地を含めて、この民間提案型の手法を積極的に活用していくというご答弁は、今後の跡地活用を進める上で大きな前進になっていくんだと思います。こういう施設、それから公共施設、全て市民の貴重な財産であります。行政と議会と地域の方々、そして民間が知恵を出し合って、大切なのは財政負担を減らしながら価値を高める資産活用というんでしょうか、そこだと思っただけですね。これを実践していくことが我々将来世代への責任なんだろうなと思います。

今後も前向きな検討と、よりスピーディーな具体的な取組を強く要望いたしまして、私の一般質問を終わりにいたします。

○議長（宮内 保） 島田恒議員の一般質問を終わります。

島田恒議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時 0分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 常世田 正 樹

○議長（宮内 保） 続いて、常世田正樹議員、ご登壇を願います。

（4番 常世田正樹 登壇）

○4番（常世田正樹） こんにちは、議席番号4番、常世田正樹です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。通常ですと、冒頭、いろいろお話しさせていただくんですけども、時間配分が分からないので、すぐ質問に入らせていただきます。

私からの質問は、防災力の強化について、交通安全の強化について、農業の振興についての3項目6点の質問となります。

1項目めは、防災力の強化についてです。

(1) 災害等で停電が発生すると、電源を必要とする医療機器を使用している災害時要配慮者は生命の危機にさらされてしまうことから、本市での災害時要配慮者の命を守る体制づくりについてお伺いいたします。

2024年の能登半島地震では、停電や道路寸断により在宅での人工呼吸器、酸素濃縮器等の利用者が生命の危険に直面いたしました。バッテリー不足、酸素ボンベの輸送遅延、医療者の被災と不足が課題となり、避難所での使用環境の整備不足も大きな課題となりました。南海トラフ巨大地震、首都直下型地震、千葉県東方沖地震等の発生率が上昇している昨今、東日本大震災による被災地でもある旭市は、災害時要配慮者の方の安心・安全を常に考える必要があると思います。

そこで、災害時要配慮者を対象としたポータブル電源や予備バッテリー、自家発電や蓄電池の購入補助制度の現状と内容についてお伺いいたします。

1項目めの(2)千葉県では、平時と災害時を一体として捉えたフェーズフリー防災への取組を推進する決議が昨年2月に可決されましたが、本市におけるフェーズフリー防災の普及啓発と防災対策についてお伺いいたします。

千葉県では、2011年3月11日の東日本大震災による津波や液状化による甚大な被害、令和元年の台風15号による家屋や農業施設への深刻なダメージ、令和5年の台風13号による大雨によっても甚大な被害を受けました。また、能登半島では大地震と豪雨の複合災害によって甚大な被害が出ました。最悪の事態が起り得ることを認識し、行政、事業者、そして県民がそれぞれ主体的に災害への備えを進めていく必要があります。しかしながら、災害のために備えようとする際、費用や時間、労力、場所など多くの面で負担や制約があり、災害対策の取組が進みにくい要因となっております。

そこで、日常的に使用する物やサービス等をそのまま災害時の備えとして活用し、日常の中に防災を自然な形で取り入れることで、平時と災害時といったフェーズの境界を極力なくすことができれば、様々な負担の軽減や制約の解消、経費の節減、さらには災害時の利便性の向上が期待できます。

そこで、県ではフェーズフリー条例の策定に向けての動きがあるようですが、本市におけるフェーズフリーの取組について、市長の考えをお伺いいたします。

2項目めは、交通安全の強化についてです。

(1) 干潟小学区にある信号のない交差点について、道幅が同程度であるため、近隣住民と通行者間で優先道路に関する認識に違いがあります。交通事故の発生が危惧されるため、

何か対策は取れないのかお伺いいたします。

2月に茨城県日立市で発生した交通事故は、運転していた70代男性の車が歩道に乗り上げ、歩道を歩いていた列に突っ込み女子高校生8人が搬送、うち2人が重傷となりました。2021年6月には八街市で発生した飲酒運転のトラックが集団下校中の児童の列に突っ込み、2人の尊い命が奪われた悲惨な事故がありました。小学生の徒歩による登下校、中学生は自転車で日々登下校しております。自分の子どもたちが小・中学生だった頃はあまり意識したことはなかったのですが、子どもたちは常に無防備な状態であり、交通事故や犯罪等に巻き込まれる可能性は、我々大人よりも高い傾向にあります。

干潟小学校東側、焼き肉一力の西側の信号がない交差点は、以前より子どもたちの登下校の際の危険箇所として地元では認識をしており、停止線や優先道路を示す破線等の設置を求めておりましたが、依然として対策がなされておられません。

地域の住民は、東西の道路が優先であるという認識を持っています。焼き肉一力付近の交差点には、南北道路に一時停止の標識と停止線が設置されております。しかし、その一方で干潟保育園への送迎を毎日している保護者の中には、国道126号線を南側から横断した後、南北道路をかなりの速度で、徐行や一時停止をしないで走行してまいります。地元である私たちは徐行や一時停止をするのですが、ひやりとした経験を多くの方がしております。

交差点は左方優先が基本です。地元の人は分かっておりますが、東陽ら一めんのほうから来る車と国道から抜けてくる車が鉢合わせになりやすく、しかも死角になっていて左側が全然見えないのが非常に危ない状況です。

そこで、東西道路が優先であるという措置がなされれば、登下校をする児童、地域住民の安全が確保されます。一時停止の設置をすることができないのか、お伺いいたします。

2項目めの(2)矢指ヶ浦海水浴場前の車道が県道飯岡一宮線の抜け道として使われ、法定速度を超えて走る車が多く、歩行者が危険にさらされております。市として何か対策は取れないのか、お伺いいたします。住民の方から数回相談を受けている場所になっております。匝瑳市方面から飯岡へ向かう際、県道飯岡一宮線を鋭角に海のほうへ曲がり、矢指ヶ浦海水浴場方面へ向かい、再び海沿いを走って寿自動車がある箇所県道飯岡一宮線へ合流する道路、こちらの道路が抜け道になっており、かなりの速度で通行する自動車が多く、歩行者が危険にさらされております。また、野良猫等の動物がはねられていることも多く、速度を抑制する対策を行ってほしいという相談です。

当該エリアは、信号を2か所回避するための抜け道となっております。実際、私は矢指ヶ

浦海水浴場の駐車場で夕暮れどきに数回観察を行いました。かなりの速度を出している車が多いです。中には法定速度で走っている車を追い抜いていく車もあります。犬の散歩やウォーキングをしている歩行者が多く、夕方で見えにくいのか、歩行者との距離が近くなってからよける車も見受けられました。見えにくいのであれば、街路灯を増やしたらどうかという考えもありますが、それではますますスピードを出して走る車が走りやすくなってしまいますので、さらに歩行者の危険性が上がってしまう懸念があります。

そこで、複数の方から、この抜け道となっている道路は危ないという指摘をいただいております。これまでに地元等からの相談は本市のほうになかったのかお伺いいたします。

3項目めは、農業の振興についてです。

(1) 地域農業経営基盤強化促進計画の見直しに当たり、地区ごとの座談会が開催されておりますが、本市での計画見直しの進捗状況と、座談会の開催により見えてきた課題についてお伺いいたします。

地域農業の将来を考える座談会が昨年地区ごとに開催されました。私も農家として参加しました。農業従事者の減少と高齢化は全国規模で急激に進んでおり、旭市でも2005年には主に農業に従事している方が5,625人おりましたが、2020年には3,798人、15年間で1,827人も減少しております。平均年齢も57.3歳から63歳と5.7歳も上昇しております。60歳から80歳以上の方が65.9%、実に7割近くの農業従事者の方が定年を迎える年齢になっても現役でばりばり働いている現状にあります。驚くべきことに10人に1人が80歳以上であるという現実です。農家は退職金もなく、定年もないから死ぬまで働かなければならないんだよなという言葉、私は子どもの頃から何度も聞かされて育ってまいりました。最近では、孫が大学を卒業するまでは何とか現役で農業を続けたいけれども、最近体調が優れなくてきついんだよね。でも生き物相手だから休めないし、休んでも休業補償は出ないから収入がストップしてしまう。だから無理をしてでも田んぼや畑に出ていかなければならないんだよという現実的な話を聞きました。そういった先輩方が支えてきてくれた旭市の農業に寄り添い、次世代へつないでいくのは行政の責任ある使命であり、さらには早急な対策を取らなければならない大きな課題でもあります。

このような現状を背景に登場したのが地域計画であります。農地や農業技術等を将来にわたり適切に継承していくために、10年後の目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する計画を策定し、農地集約化を進めていこうという取組です。あわせて、耕作放棄地をこれ以上増やさないための対策にも寄与します。

座談会の趣旨は理解しております。国が何を狙っているのかも分かります。しかしながら、農家の皆さんは困惑しております。目標地図に掲げている集約化のイメージは、現在分散している耕作地を機械的にまとめた図が示されております。先祖代々脈々と受け継がれてきた土地、水利権の争いがあったかもしれません。血と汗と努力の結晶である土地、さらには土地の収益性や物理性、水はけが悪い、深田や強湿田と収量が高い田んぼとを簡単に入れ替えることができるのでしょうか。たとえ収量が低くとも、自分の田んぼはそのまま次世代へ受け継ぎたいという方がいるかもしれません。公共事業ではないので土地収用権を行使することはないとおもわれますが、農地の集約化についてどのように進めていくのか、お伺いいたします。

3項目めの(2)新規就農を希望する人への対応について、農業事務所や市ではどのように行っているのか。これまでの私の経験から、希望者は農家へ相談したほうがよいと感じるのですが、市の見解をお伺いいたします。新規就農を希望する方が来た際に、どのような対応を行っているのかお伺いをいたします。

以上、3項目6点が1回目の質問となります。再質問は質問席にて行わせていただきます。

○議長(宮内 保) 常世田正樹議員の一般質問に対し答弁を求めます。

米本市長、ご登壇願います。

(市長 米本弥一郎 登壇)

○市長(米本弥一郎) 私からは、質問項目1、防災力の強化についての(2)フェーズフリー防災の取組についてお答え申し上げます。

フェーズフリーとは、日常と非常時の区切りをなくし、ふだんの生活で使っている物やサービスをもしものときに役立てるという新しい防災の考え方でございます。本市においては、既に実施している防災給食のローリングストックや、公園へのマンホールトイレの設置などの取組がフェーズフリーの考え方に合致するものと思われまます。

災害発生時だけでなく、ふだんの暮らしも豊かにするというフェーズフリーの考え方を踏まえ、今後とも千葉県と連携しながら、安全・安心なまちづくりに努めていきたいと考えております。

○議長(宮内 保) 社会福祉課長。

○社会福祉課長(向後利胤) 私からは、大きな1、防災力の強化についての(1)ポータブル電源や予備バッテリー、自家発電や蓄電池の購入補助制度の現状と内容についてということでお答えします。

在宅の身体障害者または障害児、在宅の難病患者に対して、日常生活の利便性向上を図るため、日常生活用具を給付する旭市障害者等日常生活用具給付等事業を実施しております。

本事業では、在宅療養等支援用具としてポータブル電源（蓄電池）が給付の対象となります。

ポータブル電源（蓄電池）の給付を受けることができる方は、呼吸器機能障害が3級以上の方、または同程度の身体障害者であって必要と認められる方などになり、申請により必要な調査をし、給付の決定を行います。給付上限額は6万円で、利用者負担額は課税世帯が1割負担、非課税世帯は負担なしとなります。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 私からは、2、交通安全の強化について回答いたします。

初めに、（1）干潟小学校区にある信号のない交差点について、一時停止を設置することはできないかということについて回答いたします。

当該交差点については、通学路合同点検においても危険性が指摘されており、既にクロスマーク——これは交差点中央に設ける十字型の線でございます——が設置されていましたが、さらなる対策として、一時停止の設置等が検討されました。しかし、当時は一時停止を設ける判断には至らず、注意喚起のための電柱幕を設置することとなりました。一時停止の設置について、改めて警察へ要望してまいりたいと考えております。

続きまして、（2）矢指ヶ浦海水浴場前の市道の関係について、抜け道となっていて危ないということで、地元からの相談はなかったのでしょうかということで回答いたします。

これまでのところ、地元の皆様や関係団体から当該事項に関する具体的なご相談やご要望は承っておりません。

以上です。

○議長（宮内 保） 農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 私からは、3の農業振興についての（1）と（2）についてご回答いたします。

初めに、（1）の農地の集約化の進め方ではありますが、議員ご指摘のとおり、農地には一筆ごとに異なる条件やそれぞれの所有者の思いがあるものと承知しております。地域計画につきましても、農業者、土地所有者、関係団体などによる協議の場を設け、見直し作業を進めているところであります。市といたしましては、この地域計画において、地域の話合いに基づき個々の農家の意向を丁寧に聞きながら、次世代の担い手が利用すべき農地に見える化

し、分散した農地を段階的にまとめ、集積・集約化の推進を図ってまいります。

続いて、(2)の新規就農を希望する方への対応につきましては、市と農業事務所や農業委員会、JA、日本政策金融公庫と連携したワンストップ支援窓口において、本格的な新規就農相談に限らず、雇用就農などを含めた様々な相談に対応しております。

相談者は、初めから自立経営を目指す方や雇用就農を希望する方、自分らしい営農形態を模索する方など様々ですが、まずは雇用就農を勧め、地域に慣れてもらい、農業経営のノウハウを学んでいただいてから独立してもらうように助言しているところであります。

○議長(宮内 保) 常世田議員。

○4番(常世田正樹) ありがとうございます。

それでは、順次再質問させていただきます。

1項目めの(1)について、補助制度については課長のご説明で理解させていただきました。しかし、蓄電池の稼働時間にも限界があり、災害の状況や停電期間によっては、必ず充電の必要が生じます。現在、市ではロザリオの聖母会をはじめとする5施設と福祉避難所の協定を締結しておりますが、以前も質問させていただきましたが、基本的には、まず一般の指定避難所に避難していただき、配慮を要する方の状況等に応じて、次に福祉避難所を開設し、利用を要する方の状況等に応じて利用いただくという2段階を要する運用だと認識しております。いずれにしましても、協定先施設の利用状況や人的体制など様々な要因により、発災時、この5施設だけでは十分な受入れが不可能となることも考えられます。電源喪失が命の危機に直結するなど、避難の際に様々な配慮を必要とする方の安全・安心のためにも、福祉避難所の増設は必要であると考えます。

そこで、公共施設で自家発電設備のある海上公民館内やこども発達センターがある海上庁舎東棟の1室をあらかじめ指定福祉避難所として提供するようにして、直接避難が可能となるようにできないか、市の見解をお伺いいたします。

○議長(宮内 保) 答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長(向後利胤) 議員ご指摘のとおり、指定福祉避難所の増設や、現在の運用における課題は継続して見直しを行い、自助・共助、それから公助の在り方も総合的に考慮して行動すべきと認識しております。

ご提案いただきました自家発電設備のある海上庁舎関連施設内の1室をあらかじめ指定福祉避難所として提供することが可能かどうかにつきましては、その1室に配慮を要する方が

集中して避難した場合の対応方法や人的な配置、また、協定を結んでおります市内民間施設との受入れの在り方などに加えて、ほかの方法につきましても協議をしながら、実現の可能性を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 常世田議員。

○4番（常世田正樹） 前向きな考えでありありがとうございます。

これまでも、避難の際に配慮を要する方が、平時の備えを含め、災害時にあっても地域で安全・安心な生活が送れるよう、様々な提案を行ってまいりました。

昨年3月、協定先の一つ、ロザリオの聖母会が、福祉避難所の開設運営訓練を市と連携の下、実施し、私も視察させていただきました。関係機関と連携したこれまでの市の防災力強化への取組に一定の理解はしておりますが、このたびの提案は、公共施設の全部を指定するというわけではなく、電源喪失が回避可能な一般指定避難所になっている公共施設の1室を提供できないかというものであります。何かとクリアすべき課題もあろうかと思いますが、ぜひとも実現に向けた前向きな検討をお願いしたいのですが、見解をお伺いいたします。重ねてお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 電源が必要な方の避難につきましては、これまで自家用自家発電設備のある施設に避難していただきまして、その状況に応じた対応をしておりますが、今後も関係機関と連携しながら、避難者の状況に応じた対応ができるように検討してまいりたいと考えております。

○議長（宮内 保） 常世田議員。

○4番（常世田正樹） ありがとうございます。災害時の際に安心して避難できる、その保障を市としてもしてあげたら、障害のある方も安心して暮らせると思いますので、よろしくお伺いいたします。課題は多いかと思いますが、市民の安心・安全のために一つ一つ丁寧に課題をクリアしていただければ幸いです。よろしくお伺いいたします。

ポータブル電源や予備バッテリー、自家発電や蓄電池の購入補助制度についての内容に戻りますが、本市においてポータブル電源の給付を受けることができる方は、呼吸器機能障害が3級以上の方、または同程度の身体障害者であって、必要と認められる方とあります。そうしますと、障害者手帳を持っていない高齢者の方で在宅療養をされている方は、この給

付事業は使えないという認識になります。障害者手帳を持っていない高齢者の方も、災害等によって電源が喪失した際には、生命の危機にさらされてしまいます。こういった方々に対しても購入補助が必要であると考えます。年金で暮らしている高齢者の皆さんは日々の生活を節約しつつ、何とか暮らしているというのが現状です。ポータブル電源や予備バッテリーをいざというときに必要であると分かっているにもかかわらず、高額であるためになかなか手が出ないという方が多いと思うのですが、見解をお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 呼吸器機能障害のある方は、災害時に電源が喪失された際にポータブル電源等がない場合、非常に危険な状態になることが想定されます。障害者手帳がなくても同程度の呼吸器機能障害があると判断できた場合には、補助対象として認定することができないか、関係課と協議してまいりたいと考えております。

○議長（宮内 保） 常世田議員。

○4番（常世田正樹） ありがとうございます。対象者の拡充を協議していただけるとのことです。ありがとうございます。

しかしながら、自治体単独で高齢者向けの補助事業を行うには、予算的な負担が大きいかと思われまます。東日本大震災の被災地であり、これまでに蓄積した様々な経験やノウハウがある旭市が県へ働きかけ、ポータブル電源を含む災害対応の備品等への助成について訴えれば、検討のきっかけになるかと思っておりますので、市長から県へ要望をお願いできればと思います。回答は結構です。

次の質問へ移ります。

1項目めの（2）について、市長、ご答弁いただきありがとうございます。マンホールトイレ、もっとアピールしましょう。災害時にとっても有効な設備だと思います。いつもの楽しい公園がもしものときの頼れる避難所へと切り替わるフェーズフリー公園の機能を、さらに整備していただきたいと思っております。平時と災害時を一体として捉えた防災への取組を推進する決議を県が可決しました。今後、フェーズフリーの取組を推進していく県にとって、津波被災地である旭市がフェーズフリー公園の整備に県からの補助金を必要としているという動きを見せることで、フェーズフリー補助金を創出するきっかけになるかもしれません。たとえ補助金が創出されなくとも、文化の杜公園をフェーズフリー公園としてさらに整備することで、平時には子どもたちがふだんから遊んでいる公園であると同時に、親子への防災教育

の実践の場となり、使用方法等の講習会を開催することもできます。そして災害時には炊き出しの拠点、スマホ等の充電ステーションとなります。

ここからは、旭市の防災力について幾つかお尋ねいたします。巨大地震等によって家屋が倒壊し、自宅で生活することが困難になると想定している人数についてお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 私からお答えします。

まず、先ほど私、電源が必要な方の避難について申し上げたことに誤りがありましたので、訂正させていただきます。私、「自家用自家発電設備」と申し上げましたが、「非常用自家発電設備」の誤りでした。訂正させていただきます。

今ご質問いただきました大規模災害時に自宅で生活することが困難になると想定している人数、こちらのほうは約5,000人であります。

以上です。

○議長（宮内 保） 常世田議員。

○4番（常世田正樹） それでは、指定一時避難所にて受入れ可能な人数についてお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 28か所の指定一般避難所の受入れ可能な人数は約1万1,500人となっております。

○議長（宮内 保） 常世田議員。

○4番（常世田正樹） さらに、備蓄している飲料水と食料の量についてお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 市で常時備蓄している飲料水は約4万5,000リットルで、食料は約4万5,000食となります。この4万5,000の根拠といたしましては、長期避難となる避難所の生活者5,000人分の3食、3日分によるものです。

市民の皆様には、この自助・共助・公助のうち、日常でできる自助として、飲食料品などの備蓄、ローリングストックを広報やインスタグラムなどのSNSを通じて啓発をしております。

飲食料品のローリングストックというのは、飲食料品などを買い置きしておき、消費期限前に使って補充する、これを繰り返すといった取組となります。

また、市では官民含めた52事業所と災害協定を締結しておりまして、有事の際には物資供給をはじめとした受援体制も整えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 常世田議員。

○4番（常世田正樹） ありがとうございます。大規模災害時に自宅での生活が困難になり得る人数と、そして受入れ体制、しっかりと取り組まれているということが分かりました。

アルファ化米や長期保存が可能な非常食はとても高価であり、しかも賞味期限が必ず訪れます。5,000食で少ないだろうという意見も出るかもしれませんが、課長もおっしゃいましたけれども、ふだんからローリングストックによって自宅で食料の備蓄、水の備蓄をしっかりと心がけていただく啓発をお願いいたします。

在宅避難をされていて停電している場合、スマホの充電や簡易な医療機器のバッテリー充電等の必要が生じます。東日本大震災の際、当時の干潟支所で携帯の充電をさせていただき大変助かった記憶があります。ただ、電源タップはもちろん全て埋まっていたし、中には50%充電ができているのだから十分だろうと、持ち主に断りなしで引っこ抜いて、自分の携帯の充電を始めた人もおりました。また、トイレだけを借りに来る人も結構いたことを覚えております。指定一般避難所においてスマホの充電をしたい方へどのように対応するのか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 大規模災害時で長期の避難となった場合の指定一般避難所においては、電源が確保されている場合には充電場所を提供いたします。

○議長（宮内 保） 常世田議員。

○4番（常世田正樹） それでは、トイレを借りに来る人の受入れ体制について、どのように対応を想定しているのかお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 大規模災害時では、断水になる可能性が高まります。避難所はもとより、自宅等で避難されている方も断水によりトイレも使用できなくなります。このことか

らも、断水時には指定一般避難所にてトイレを利用していただくこととなります。

実際に断水になった場合のトイレを確保する手段は2種類ありまして、一つ目は、災害協定による仮設トイレの借用、二つ目は市で備蓄している簡易トイレが約1万800個ございます。また、有事に備えた簡易トイレやビニール袋、トイレットペーパーなどを日頃から各ご家庭で備蓄していただくように、広報やインスタグラムなどのSNSを通じて啓発をしております。

以上です。

○議長（宮内 保） 常世田議員。

○4番（常世田正樹） 在宅避難をする市民の受入れ体制もしっかりと考えられていることが分かり、安心いたしました。しかし、大規模災害によってライフライン等の復旧が3日間以上遅れた場合、自宅に備蓄している水と食料が底をついてしまう危険性があります。その頃には公助による飲料水と食料の供給が始まっているかと思うのですが、どこで配給を行うのかという課題があります。避難所に避難している人と在宅避難をしている人でごった返すと、避難所の機能が停止してしまいます。在宅避難をしている人は、避難所とは別の場所で配給をするようにすみ分けを行うことも必要であるかと思えます。

では、どのような場所が適しているのでしょうか。市内において災害時に利活用することができる設備を備えている公園等はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 災害時に利活用することができる設備を備えている公園は2か所ございます。

一つ目は、指定緊急避難場所である市役所庁舎の西側の旭文化の杜公園内で、マンホールトイレを12基設営することが可能な下水管を設置してございます。マンホールトイレの設営・設置訓練につきましては毎年、県、近隣市、近隣消防本部などと合同で実施をしております。

二つ目は、指定緊急避難場所かつ津波避難拠点である日の出山公園でありまして、こちらは公園自体が津波から逃げるための築山となっておりまして、頂上部には倉庫が設置してあります。倉庫内には災害用のトイレ、パーゴラテント、寒さをしのぐアルミシートが備え付けられております。そのほかに雨水を利用した手洗い用の蛇口つきタンク、ソーラーエネルギーの照明、車椅子の方にも上りやすいスロープも設置しております。

以上です。

○議長（宮内 保） 常世田議員。

○4番（常世田正樹） ありがとうございます。文化の杜公園、市長からも先ほどマンホールトイレという最新式の設備があるということをお聞きしました。本庁舎もありますし、トイレの対応、スマホの充電、在宅避難者向けの炊き出し拠点として最適であるかと思われます。

ここ数年、旭市では大規模な災害がありません。台風の襲撃もなく大きな地震もありません。災害がないことはもちろん喜ばしいことなのですが、ローリングストックを以前は行っていたが、面倒くさくなってやめてしまったという方がかなり増えております。巨大地震等によって家屋が倒壊するなどして、自宅での生活が困難になると想定される人数が5,000人です。耐震改修や補強工事を行うには多額の費用がかかります。市からの補助金を紹介しても高齢だし、この家が崩れたら一緒に死んでもいいんだよという方が市内には少なからずいらっしゃいます。旭市では、地域防災計画を令和7年3月にアップデートし、いざというときの備えを万全に行っております。しかし、なかなか進まないのが自助です。何か起きて、行政や自衛隊が助けに来てくれるという甘い考えを捨てなければ、助かる命も助かりません。市民の皆様の防災意識を高める啓発活動を、さらに続けていただきたいと思います。回答は結構です。

次の質問に移ります。2項目めの交通安全の強化についての（1）について、一時停止をかけるのは警察の判断とのことで、ハードルが高いのですが、優先道路を示すドット線、破線などは市のほうで引けないのか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 現在も当該交差点の優先関係が分かりにくく、依然として危険な交差点であるとのことですので、ドット線の設置等の安全対策を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 常世田議員。

○4番（常世田正樹） ありがとうございます。地域の長年の心配事が解消されますので、早急に実施していただけたらと思います。

2項目めの（2）に移ります。当該道路を利用すると、信号を二つ回避でき、抜け道としての利用がひどい状況です。特に夕方、高齢者の方が犬の散歩をしていたりするのに、暗い

中で車が飛ばしていく。抜け道を利用している人々は旭市民だけではないと思われます。警察へスピード違反の取締りを強化するなどの要請をすることはできませんか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 速度抑制への対策として、警察へスピードを出す車が多いので取締りの強化をしてほしいと要望していきたいと思います。

以上になります。

○議長（宮内 保） 常世田議員。

○4番（常世田正樹） 警察の取締りが強化されても、スピードを出す車が減らないことも想定されます。物理的な対策としてハンプを設置するなど、より効果的な対策はできないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 今年の9月には、道路交通法施行令の改正により、センターラインのない、いわゆる生活道路は、原則として法定速度が時速30キロメートルになり、ご質問の道路も法定速度は時速60キロメートルから時速30キロメートルへ変更されます。スピード違反の取締り強化や規制速度の変更による効果を踏まえ、それでも改善されなければ、物理的な速度抑制対策として、ハンプ等の設置を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 常世田議員。

○4番（常世田正樹） ありがとうございます。交通事故は被害者だけでなく、加害者も一生を台無しにしてしまいます。行政ができ得る限りの対策を講ずることで、交通事故を減らすことができれば、悲惨な交通事故で不幸になる人を減らすことができます。引き続き、市民の安心・安全を守ることにご尽力いただきたいと思います。回答は結構です。

次の質問へ移ります。3項目めの農業の振興についての（1）について再質問いたします。農家の方の話を聞く機会が多く、地域計画の進め方について、農業生産法人や集落営農、家族経営で大規模に営農を行っている農家、企業参入等、まずはその地域で大規模に耕作を行っている農家の農地を地図へ落とし込み、その後、埋まっていない空白を規模が大きい農家から順に当てはめていってはどうかという意見を多く聞きます。私はこのやり方が現実的で

あると思うのですが、実際に座談会でも同様の意見は出たのかどうかお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 地域計画の目標地図につきましては、次世代の担い手に農地をどのように結びつけていくかが最も重要な課題であると認識しております。座談会では、埋まっている空白農地を規模が大きい農家から順に当てはめていってはどうかという意見はありませんでしたが、農地の集約に関しては、行政側が耕作地の交換など具体的な案を示さなければ、農家だけで集約化を進めるのは困難であるとの意見がありました。

○議長（宮内 保） 常世田議員。

○4番（常世田正樹） では、具体的に今後のやり方についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 農業生産法人や集落営農組織、家族経営で大規模に営農を行っている農家など、現在、地域の農業を支えている担い手の営農実態をまずは的確に把握し、地図上に落とし込む手法が、現実的かつ効果的な進め方の一つと考えております。

一方で、地域計画は特定の経営体を優先的に位置づけるものではなく、地域全体の合意形成に基づき策定することが制度の基本であります。小規模農家であっても、意欲のある農家や新規就農者、多様な経営体が将来にわたり参画できるよう配慮するとともに、農地中間管理機構を通じた公平・透明な手続を確保することが不可欠であると考えております。

○議長（宮内 保） 常世田議員。

○4番（常世田正樹） ありがとうございます。

少し方向性を変えて、水田の耕作面積が20ヘクタール以上を有する団体数について、把握していればお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 水田の耕作面積20ヘクタール以上を有する団体等の数は、旭市の水田台帳によりますと、個人が11、団体が7、合計で18経営体になります。

○議長（宮内 保） 常世田議員。

○4番（常世田正樹） 既に大規模農家へ委託等で農地が集約されつつある傾向にあるかと思

います。それも相対がほぼ100%であると認識しております。しかし、耕作面積は狭くても、こだわりと情熱を持って耕作に取り組んでいる農家、私も有機農業をやっているのも、その一人でもあります。課長がおっしゃるように、皆さんが納得できるような地域計画の策定、それがやはり市としたら、それが一番の命題であるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、座談会へ2か所参加させていただいたんですけれども、20代、30代の若い世代の農家の参加者が少なかったようですが、これからの旭市の農業を牽引していく世代に参加していただかないと、地域農業の将来を考える座談会は絵に描いた餅になってしまいます。私が若手農家に聞いたところ、連日暗くなるまで農作業に追われているので、夕方6時に市役所へ集まれと言われても時間的に厳しい、各地域の公民館やコミュニティセンターに職員が来て夜7時過ぎから座談会を開いてくれれば、作業着のままに気楽に参加できると言っておりました。今後、若手農家を参加させていくためには、開催場所と開催時間を考慮することも必要であるかと思っておりますが、見解をお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 議員ご指摘のとおり、開催場所や時間帯の見直し、若い世代が参加しやすい環境を整えることは極めて重要であります。

今後の開催に当たりましては、より多くの方にご参加いただけるよう、開催の在り方について配慮してまいりたいと考えております。

○議長（宮内 保） 常世田議員。

○4番（常世田正樹） ありがとうございます。職員には遅い時間にご苦勞をかけるかもしれませんが、地域計画をよりよいものにするために、ご配慮いただければと思います。

地域計画の策定は、広大な平野部の水田と畑が先行して行われることが想定されます。一方で、旧干潟町、旧海上町エリアに散在する谷津田や水利が乏しく大型機械が入れない畑は、集約化することは困難であり、耕作放棄地が増えていくことが懸念されます。今後、離農や機械の大型化等によって、耕作条件が不利な農地の耕作放棄地がますます増えていくことが想定されます。このような条件不利地をどのように維持していくのかお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 今後、離農や大型機械が入りにくい谷津田等につきましては、耕

作放棄地の増加が懸念されるところでございます。市といたしましては、こうした農地を一律に集約の対象とするのではなく、地域の実情に応じた多様な維持方策を講じていく必要があると考えております。やむを得ず農地として維持が困難な場合においては、防災・減災機能や景観形成など、農地の持つ多面的機能を踏まえ、保全管理の在り方について地域と協議し、荒廃の進行を防ぐ方策を検討してまいります。

○議長（宮内 保） 常世田議員。

○4番（常世田正樹） 現在、本市では耕作放棄地再生事業補助金がございます。解消した農地に対し10アール当たり10万円を支払います。この取組はとてすばらしいのですが、私は思うのです。条件不利地は、このまま何も手を下さなければ、どんどん耕作をする農家が減り、いずれは耕作放棄地になってしまうだろうと。であれば、条件不利地を耕作してくれる農家へ対して奨励金を払えば、耕作放棄地の増加に歯止めがかけられるのではないだろうか。平野部の畑は取り合いになっている現状です。ところが、耕作不利地の畑にはほとんど関心が示されません。耕作放棄地になってしまった農地を再生するために補助金を支払うのであれば、耕作放棄を防止するための耕作奨励金があってもよいのではないかと思います。見解をお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 耕作放棄を防止するための奨励金制度を創設するには、対象農地の範囲、交付要件の公平性、営農実態の確認方法など、制度設計上の課題が多岐にわたるものと考えております。

耕作放棄地の未然防止という観点は極めて重要でありますので、既存の多面的機能支払交付金の活用、さらには地域計画に基づく担い手への円滑な農地集約を推進することにより、実質的な予防効果を高めていくことが現実的な方策であると考えております。

○議長（宮内 保） 常世田議員。

○4番（常世田正樹） 現実的な方策、今のやり方でどうにもならないと私は思っているので提案しております。山あいの農地、農道が狭い、水利が乏しいような条件不利地は、みんな耕作したくないのです。私の田んぼも干潟町の清和のほうにありますけれども、雨が降ったら軽トラでも滑ってしまうような条件不利地です。ただ、都内から来る小学生、お客さんにとっては、トトロがいるようなすばらしい景観の田んぼであると、そうって評価してくれます。ただ、それが、課長おっしゃるように、最終的には景観を整え、森へとかえっていく。

それもありかと思うんですけれども、それよりは給食で使うお米をつくる、そういったような田んぼのまま残ってくれたらと私は思います。

はるか昔の先人の方が山や丘を切り開いて、農地として整備したかけがえのない土地ですから、森や草原として再び自然に戻るのも、また自然のことわりなのかもしれません。抜本的な解決方法は現段階では見つからないと思いますので、耕作放棄地を増やさないまちづくりを継続的なテーマとして、私自身もしっかり考えていきたいと思います。

3項目めの(2)について、理想と現実、指導する立場にある人は理想を述べます。実務に携わる人は現実を述べます。私は指導する立場から農業の世界に入ったので、よく分かります。これまでの経験から、新規就農を希望している人は、役所や普及員に相談するだけではなく、作物の栽培や経営については、現場の農家に直接相談したほうがよいと考えます。

最近、市内指導農業士の方が若手の農業士の方々と新規就農希望者をサポートするチームを立ち上げました。農水産課、農業事務所、JAへ就農相談があった場合、まずはサポートチームにつなげて圃場見学や相談窓口となること。その後、研修を希望した場合、チーム所属農家が受け入れるという流れをつくりたいそうです。

このチームの中心的な立場の方から相談されたことがあります。以前、新規で就農した若者がいたそうです。最初は元気に地元の集まりにも参加していたそうですが、だんだん人と顔を合わせなくなり、気がついたら離農し、どこかへ転居していったそうです。その経験を踏まえ、就農する前からサポートをしっかりと行い、栽培する作物の選定や農業機械等の貸出し、売り先の確保までを一貫してサポートしていくそうです。この団体に対する印象と、行政としてサポートできることとして考えられることは何かございませんでしょうか、お伺いいたします。

○議長(宮内 保) 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長(伊藤弘行) 地域の指導的な農業者でサポートチームをつくっていただいたとことでありますので、就農を希望する方にとっては、支援の幅が広がることはとてもよいことだと思っております。今後は、雇用就農や研修先の受皿としてご協力いただき、連携してまいりたいと考えております。

○議長(宮内 保) 常世田議員。

○4番(常世田正樹) ありがとうございます。

現在、新規就農者は全国で取り合いになっております。気候が温暖で栽培可能な農作物の

種類が豊富な旭市、これまでも地域おこし隊の方が移住・定住の相談会等で旭市の農業をアピールしてくれましたが、なかなか決定打を打つことができないと相談されたことがあります。栽培可能な農産物の種類が多いということはよいことなのですが、入り口、間口が広過ぎて作物を選び切れないという点が挙げられます。

もう一つの理由としては、規模が小さい自治体ほど血眼になって新規就農者を確保しに来ております。つかんだら絶対に離しませんよという危機感を感じながら、しっかりとサポートを行っております。だから新規就農者が増えていくのは当然だと、その地域の自治体の職員に聞いたらおっしゃっておりました。その点、旭市では危機感が少し足りないように思います。

本市においても、農水産課と農業事務所がタッグを組んで、しっかりと取り組んでくれているとは思いますが、引き続き新規就農を希望する方が来た場合には、さらに気合を入れてサポートをお願いいたします。

質問は以上です。

○議長（宮内 保） 常世田正樹議員の一般質問を終わります。

常世田正樹議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時 0分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 崎 山 華 英

○議長（宮内 保） 続いて、崎山華英議員、ご登壇願います。

（8番 崎山華英 登壇）

○8番（崎山華英） 皆さん、こんにちは。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づき、令和8年第1回定例会において一般質問を始めます。3期目の任期となりまして初めての一般質問ですが、引き続き、誰

もが自分らしく生きていける旭市を目指し、現役世代の女性ならではの視点で次世代につながる提言を行ってまいりたいと思います。

それでは、早速ですが質問に入ります。

今回は、（仮称）北統合中学校の学校再編について、子育て環境の充実について、成田空港機能強化に対する本市の対応について、大きく三つのテーマに分かれて質問いたします。

大きな項目 1、（仮称）北統合中学校の再編について、現在の検討状況と過疎対策事業債の活用方針を伺います。

本市でも急速な少子化が進む中、子どもたちにとって十分な教育機会を確保するため、令和3年に策定された旭市学校再編基本方針に沿って、市内小・中学校の再編を順次進めている状況であると認識しています。直近の状況としては、旧干潟町の3小学校区の統合小学校、ひかた椿小学校の開校が来年4月に予定されているほか、旧海上町の3小学校区を統合とする（仮称）海上地域小学校が現在の嚶鳴小学校を統合地とする方向で検討が進み、また、干潟中学校区と旭二中学区の一部学区を対象とした（仮称）北統合中学校の再編について、今後の方向性を定める地域検討会議が終わり、学校再編代表者会議が今進められていることを把握しております。

中でも、最後に挙げた（仮称）北統合中学校は、干潟地域と二中地域双方の地域検討会議が終わった中で、それぞれの検討結果に違いが出たことを承知しております。結果が分かれたことにより今後の検討にどのように影響していくのか確認していくために、まずは改めて（仮称）北統合中学校の各地域検討会議がそれぞれどのような検討結果だったのか、整理してお答えをお願いいたします。

続いて、大きな項目 2、子育て環境の充実について。

子育て環境の充実については、これまでも一般質問や委員会質疑を通じて様々な政策を提案させていただきました。このたびの新年度予算案においては、全公立保育所におけるICTシステムや見守りカメラの導入が盛り込まれるほか、中でも、近隣自治体に先駆けて5歳児健診を導入とするなど、これまでの私の提言を真摯に受け止め、制度設計に取り組んでいただいた執行部の皆様に、心より感謝申し上げます。これからも引き続き、子育て世代の声を代弁しながら、よりよい子育て環境への提言を行っていきたいと思うところで、今回2点に分けて質問いたします。

（1）保育園等の保育の質向上のための取組について伺います。

初めに、市内にある公立保育所及び私立の保育園、認定こども園を対象に、毎年保護者に

向けて行っている利用者アンケートについて伺います。このアンケートをどのように集計、取りまとめし公表まで行っているか、アンケートの詳細について初めに伺います。

(2) 放課後児童クラブの民営委託に向けての進捗と今後の予定について伺います。

昨年の第3回定例会の補正予算において、市内放課後児童クラブの運営委託料について、令和10年度までにまたがる債務負担行為8億4,780万円が設定され、その後、速やかに委託事業者の公募が行われたところ、株式会社アンフィニに決定した旨の通知が、市公式ホームページでも公表されました。

先週の議案質疑において、委託事業者の他の自治体での実績と概要については分かりましたので、ここでは、実際にこれまでとどのように運営が変わるのか、具体的に内容を確認したいと思います。今後の運営で主に変更となる点は何か、お尋ねいたします。

最後に、大きな項目3、成田空港機能強化に対する市の対応について伺います。

これまで本議会で度々取り上げられている話題とはなりますが、現在、成田空港では2028年度末を目標とした機能強化に向けて、発着枠の拡大や物流機能の強化などが進められており、国際競争力の向上に向けた取組が本格化しています。今後、人や物の流れがさらに活発になることが見込まれており、こうした動きに合わせて、国や県においても農林水産物や加工品の輸出促進、地域産品の海外展開などに力を入れているところであることが、熊谷千葉県知事の発信等でもうかがえます。

本市は、空港周辺9市町の会議体に残念ながら入ってはおりませんが、成田空港や成田市場に比較的近い立地にあり、農産物や加工品など地域資源にも恵まれていることから、成田空港の機能強化による効果を生かしやすい条件を備えている地域であると考えます。

こうした中で米本市長は、昨年の第2回定例会において、成田空港機能強化を活用した地域活性化にスピード感を持って取り組むと発言されました。また、旭市第3期総合戦略において、成田空港のさらなる機能強化などの地域特性や、プラス要因を最大限に生かした取組を推進すると記載されております。しかしながら、現時点では、今後どのような施策を行っていくのか、具体的な方針や今後の予定が明確になっていないように感じております。

そこで伺います。成田空港の機能強化を本市の地域活性化につなげていくために、市長は今後どのような取組を進めていくお考えなのか、具体的にお聞かせください。

以上3項目4点、再質問は質問席で行います。

時間は、答弁も含めて今回から60分ということで限られておりますが、答弁者の皆様、焦らずで結構でございますので、分かりやすい答弁をよろしく願いいたします。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員の一般質問に対し答弁を求めます。

米本市長、ご登壇願います。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 私からは、質問項目3、成田空港機能強化に対する市の対応についての、（1）機能強化に向けて行う市の施策についてお答え申し上げます。

成田空港の機能強化に伴い、本市におきましても航空便や貨物輸送量の増加、農畜水産物の輸出拡大、航空機能や関連企業の需要増に伴う雇用機会の増加、インバウンドによる観光振興といった様々な波及効果が見込まれると考えております。一方で、空港での雇用増大による人材の流出など、想定し得るマイナスの影響についても併せて考えていかなければならないと感じております。

そこで、まずは令和8年度の事業として、成田空港機能強化に伴うまちづくり方針基礎調査を実施し、本市の立地特性などを踏まえた現状把握と、求められる需要や今後の波及効果等について分析を行う予定でございます。その調査結果を踏まえ、本市の強みでもある豊かな農畜水産物を活用した産業振興や、刑部岬・九十九里浜を生かした観光振興など地域の魅力を生かしてどのような取組ができるのか、具体的な施策について検討してまいります。

また、成田空港の機能強化への対応につきましては、本市だけではなく、県をはじめ周辺自治体とも連携・協力しながら、取組を進めていければと考えております。

○議長（宮内 保） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） それでは、私からは質問項目の1、（仮称）北統合中学校の再編についてと、質問内容2の子育て環境の充実についてのうち、（2）の放課後児童クラブの関係につきまして回答を申し上げます。

初めに北統合中学校の再編についてですが、（仮称）北統合中学校の地域検討会議につきましては、第二中学校学区の琴田小と共和小学区及び干潟中学校学区のそれぞれに設置いたしまして、いずれも5回の会議を重ね議論をしていただきました。

検討結果につきましては、第二中学校の地域検討会議では、旭市学校再編基本方針のとおり、琴田小、共和小、中和小、萬歳小、古城小の五つの学区を対象に、中学校を新築することに対しまして反対多数となりました。

会議の中では、子どもたちの数が減っているので統合はやむを得ないという意見や、中学校を新設することで周辺地域の活性化が図れる、夢のある学校づくりを期待するといった意見があった一方で、五つの学区だけで中学校を新設することは生徒数のバランスが取れない

ことや、新設の必要性や費用負担を懸念する意見があり、最終的に反対という意見でまとまりました。

干潟中学校の地域検討会議では、同様の内容に対しまして賛成多数となりました。会議の中では、第二中学校と同じような賛成、反対の意見がありましたが、干潟中学校の生徒数が少ないといった現状を踏まえ早期の再編を望むことから、最終的に賛成という意見でまとまりました。

いずれの会議でも、新設するのであれば、干潟小や豊畑小を含めた学区の見直しを検討してほしいという意見や、第二中学校や海上中学校といった既存の中学校を活用することを検討してほしいといったご意見をいただきました。

現在、それぞれの地域検討会議から選出された委員において代表者会議を設置し、双方の意見を持ち寄りながら、統合の可否について審議を行っていただいているところでございます。

続きまして、質問内容2の子育て環境の充実についてのうちの、放課後児童クラブについて、今後の運営がどのように変わるのかというところでございます。

運営に関する主な変更点は主に三つございまして、一つ目は、登降所連絡アプリの導入により、出欠連絡や児童の登所・降所の確認、クラブからのお知らせをメッセージで受け取ることができます。二つ目は、プレーアドバイザーによる運動遊び教室や英語遊び教室といった無料プログラムの実施、そのほか夏祭りなどの季節イベントの実施により児童クラブの活動の充実を図ってまいります。三つ目は、長期休業期間中のお弁当の配達サービスを導入いたします。お弁当配達サービスにつきましては、令和8年度の夏休みから実施する予定となっております。

これらの取組によりまして、質の高い育成支援と保護者の利便性の向上が図れるものと考えております。

○議長（宮内 保） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） それでは、私からは2項目め、子育て環境の充実について、

（1）保育園等の保護者アンケートについてご回答いたします。

保護者アンケートは、保育の質の向上を目的として実施しており、保護者へは所属する保育所等を通して配付しています。電子申請での回答となり、配付されたQRコードからアンケートフォームに進み、直接回答を入力していただきます。アンケート結果は市で集計を行いホームページで公表しております。保護者からの回答や意見は保育所ごとに集計しており

ますが、公表しているのは、設問ごとに市内保育所等全体の回答を取りまとめたものとなります。

以上です。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） ご答弁ありがとうございました。

それでは、大きな項目1、学校教育の充実についてから順番に再質問させていただきます。

(1)について、北統合中学校の地域検討会議における干潟中学校区、第二中学校区、それぞれの検討結果を説明いただきました。ありがとうございます。この地域検討会議については、私も居住する地域が対象ということもあり、進捗を緩やかに注視させていただいておりました。

これまで何度か傍聴や、報告紙に載っているご意見などを拝見して感じられたのは、やはり干潟と二中で会議の序盤から委員の皆様のお声に違いが見られること。それは、統合に当たり干潟と二中の地域間で置かれている立場や背景に違いがあることが要因していると考えられますが、今答弁でご説明のあったとおり、二中学区の検討会議からは反対多数の結果となり、統合学区の見直し等の方針とは異なる意見が出たということでした。

このように、一方が反対として意向が出て、次の段階である両地区を合わせた形での再編に係る代表者会議が今始まっているわけですが、旭市学校再編基本方針によれば、代表者会議の中では、本来、統合時期や新しい学校の名称などを決めていく会議になるはずだと思えます。今回の地域検討会議を踏まえて、代表者会議ではどのような流れで検討を行うのでしょうか。

まず初めに、統合するのかもしれないのかの話合いになるのか、統合学区の見直しや統合反対の意見をどのように反映して、検討していくことになるのかをお尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 代表者会議におきましては、先ほどお話ししました五つの学区、中学校を新築することについて諮問を行いまして、今後答申をいただくこととなっております。

現在、それぞれの地域検討会議の意見を踏まえて、代表者会議で審議を行っておりますが、最終的には旭市学校再編代表者会議条例に基づいて採決を行い、答申をいただく予定です。その結果、基本方針と異なる答申をいただいた場合には、教育委員会や市の内部会議におい

て、その答申の内容を踏まえて検討していくということになってまいります。

以上です。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） ありがとうございます。

基本方針と異なる答申が出た場合は、その答申を踏まえて、教育委員会や市でまた検討していくということでした。こちらについては、この諮問に対してどういう流れで決めていくかというフロー図がありましたので、そちらからも確認させていただいたんですけども、つまり、琴田、共和、中和、萬歳、古城小、この五つの学校を対象に中学校を新設校とすることについてという一番最初の諮問事項に対して、万が一反対の答申が出た場合には、その次行う予定であった統合時期とか統合校の位置とか、そういった次の諮問事項に移ることができない意味であると受け取っておりますが、それで合っていますよね。

ただ、この基本方針を、私、改めて読んでみたんですが、ちょっと気づいたことがあってちょっと聞いてほしいなと思ったんですけども、それについては後で言いますね。

この基本方針なんですけれども、各地域の再編を専門的な知見や市全体のバランスを踏まえて、熟議の上で作成したものであると認識しています。つまり、この市内1か所の一つのピースがずれてしまうことによって、ほかの地域についての方針がどんどんずれてきてしまうことにつながるわけです。方針がずれてきてしまうことで、この特定エリアのみの統合の可否を再度議論するということは、市全体の方針の整合性にも影響する重大な判断になると考えます。

この中で19ページを見ますと、統合に対する地域検討からの統合までのロードマップイメージというのが出てくるんですけども、この中には、地域検討会議というのはそもそも統合の可否を協議するということが実は書いていなくて、統廃合についての了承を得るという表現になっています。また、代表者会議については、新しい学校について大まかな事項を決定することで、全体に一貫して、この学校再編は実施するという前提で終始方針が書かれているということ。これはあくまで方針だからというのは分かるんですけども、他の自治体においても、再編に際し地域検討会議のような場で話し合うのは、再編後の新たな学校の位置から、本市のように再編の可否については議論はあえてせず、再編は決定の上で進めていくという手法を取っているところもあるようです。

そのため、旭市の場合は基本方針と、もしかしたらもう初めから異なる状態で、地域検討会議が始まってしまっていることにならないかと、私は思っているところなんですけれども、

その後、制定した学校再編代表者会議条例においても再編の可否までを答申で出すということは明確に入っております、一見地域の下承を丁寧に聞くようで、長期間にわたってこの方針のほうは議論を尽くされた内容であるんですけども、この地域の中で最終的にひっくり返ってしまって、明確なる別の方法が見つければいいんですけども、先ほど言ったようにほかの地域や学区が複雑に絡んだ問題である性質上、最後は何も決められなくなるというおそれもはらんでいるのではないかなと、ちょっと私のほうで課題提起をさせていただきます。質問等はしないんですけども、ちょっとこちらのほう、私の考えを今お伝えさせていただきます。

それに関連して次の質問に移りたいと思うんですけども、主にこの二中学区の地域検討会議からは、新校舎の建設費についての懸念の声があったと思います。近年の物価高の影響、確かに基本方針では想定し切れなかったところではあったと思いますので、北統合中学校の校舎を新設することと既存の校舎を活用すること、それぞれ選択した場合の状況を整理し、代表者会議ではその説明がされるのかお尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 地域検討会議のほうでは、（仮称）北統合中学校を新設する場合の候補地や用地取得のほか、造成や建築などの工事の概算費用の内容と併せまして、干潟中学校の校舎を活用した場合の改修費用につきまして、それぞれ資料提供し、ご意見をいただきながら検討結果として取りまとめたものでございます。

また、代表者会議におきましては、新設する場合にどれくらいの時間がかかるのか、第二中学校の校舎を活用した場合はどれくらいの費用がかかるのかといったご意見に対しまして、資料の提供をしてきたところでございます。

今後も簡潔明瞭な資料提供と丁寧な説明に努めまして、委員の皆様から様々な意見をいただきながら進めていきたいと考えております。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） 費用面の比較資料の提示は行っているということで、費用面以外の影響、通学など生徒の日常に関わるものが何よりも重要になってくるかなと思いますので、費用面も含めて様々な視点で比較検討ができるように、ご説明いただく必要が出てくると思います。

何より、新設せず既存の校舎でという議論も出ているということなんですけれども、やは

りそれについても、先ほど言いましたとおり、外部有識者も入って一度作成した基本方針とは異なる可能性が議論されている中で、地域住民だけでそれがいいか悪いか判断するのってすごく難しいところがあるのではないかなと思います。もし万が一それを考え直す必要があるのであれば、方針からもう一度考え直さないといけないということになってしまいますので、地域の声を大切にすることは最大限尊重されるべきですが、最終的な責任は市にあるということ踏まえて、丁寧で分かりやすい整理と説明をお願いしたいと思います。

続いてですが、仮に方針どおり北統合中学校として新たな校舎を新設するなどした場合に、過疎対策事業債が活用できる認識でおります。既にひかた椿小学校の開校のための増改築費にも活用されているものとは思いますが、工事費等のハード面のほか、事業の充実、人材投資に対する活用など、ソフト面においても具体的にどのようなことに使えるのか、確認をさせていただきます。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 過疎対策事業債は、過疎地域に指定された地域の持続的発展に資する事業に対する起債で、活用にあたっては、過疎地域持続的発展計画に位置づける必要がございます。

新たな過疎地域持続的発展計画では、（仮称）北中学校に関する事業として、ハード事業では中学校新築事業、屋内運動場新築事業を、ソフト事業では小中学校再編に係る会議等開催事業、小中学校閉校・開校式等の開催事業、小中学校民間プール活用事業といった事業を掲載しております。

これらの事業に対して過疎対策事業債の活用を検討することとなりますが、ソフト事業につきましても、起債の上限額が3,500万円ですので、他の事業との兼ね合いなども踏まえた上で、対象とする事業を選定してまいりたいと考えております。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） ありがとうございました。ソフト事業に活用できなくもないんですけども限度額があるということで、主にハード面、工事費などの活用が大部分を占めるであろうということは理解できました。

しかしながら、本市の過疎地域持続的発展計画というのは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づいて策定されているものであり、その目的は、地域の持続的な発展を図るため、地域住民の福祉の向上と地域間の格差の是正を図ることということが挙げら

れています。

先週、伊場議員の質疑においても、恐らく伊場議員も同様のお考えを持っているのかなということが伝わったんですけども、つまり、この過疎対策事業債は単なる財源の補填としての活用ではなく、干潟地域の持続的発展という目的に沿っているのかという視点が大切であると私も考えます。過疎対策事業債を教育環境の充実や地域の魅力向上につながる施策として、今後、北統合中学校の新設において戦略的に活用していく考えはないのか、方針をお聞きしたいと思います。

若い世帯、特に子育て世帯がどこに住むかを決定する上で、学校が近くにあるかということとは非常に大きなポイントであると考えます。その中で、さらにどんな学校なのかということも非常に重要であると考えます。それを踏まえると、仮に事業債を直接は活用できないとしても、事業債を活用したことにより、それ以外の地域よりも有利に校舎新設ができることで、その分特色のある学校を、例えば校則がない学校にするとか、語弊があるといけないので解説しますと、生徒が主体となって校則を決めるような、自分で考える力を養う先進的な取組を行っている学校も県内には存在します。そういった学校をつくるためのアドバイザーを入れたり、不登校支援に特化した学習環境の整備費用、その他デジタル技術の活用など、近隣にはない特色のある学校環境をあえて干潟地域につくることで、それによって旭市内においても起こっている地域間の人口格差の是正を狙っていく、市全体の戦略として選ばれる学校、地域づくりを積極的に取り組む考えはないか、この方針、考え方について、教育長へお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

向後教育長。

○教育長（向後依明） 学校再編を進める上で、過疎対策の観点から特色ある学校づくりを進めてはとのご質問だと認識しております。

教育長の立場から回答をさせていただきます。

初めに、教育の本質について簡潔に申し上げたいと思います。教育の役割は、将来の社会を担う人材を育てる人づくりにあります。そして、学校再編は、市内の小・中学校における教育の質を高めるための取組だと、このように考えております。予測困難で激しい変化が続く時代において、子どもたちが未来のつくり手になるために、一人ひとりが備える可能性を最大限引き出し、心身ともにたくましい成長を支えていくことが学校教育の大きな役割でございます。

そのためには、一定規模の集団の中で多様な価値観に触れながら、互いに学び合い高め合うことができる、多様で魅力ある教育環境が必要でございます。目標に向かって目を輝かせた子どもたちが授業や行事、体験活動に生き生きと取り組む学校づくり、このような思いを持って教育委員会では学校再編を進めておるところでございます。

こうした学校の実現が、結果として人の流れと活気を生み出す魅力あるまちづくりにもつながるものと、このように認識しております。

引き続き子どもたちにとって最善の教育環境づくりに取り組んでまいる所存です。

以上です。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） 教育長、大変ご丁寧なご答弁ありがとうございます。様々旭市に対する温かな思いですとか考えが伝わるご答弁でございました。住んでいる地域に本来関係なく、全ての子どもたちに分け隔てなく教育の機会をとということで、そして、多様な価値観に触れるということが大切だと受け取りました。

やはり特定の地域に、この学校だけにとというのはなかなか難しいかもしれないんですけども、過疎対策モデルとして、前向きに何かできることはないのかなということで、その思いで提案させていただきました。こちらについてはぜひ市の戦略として、教育長と市長と連携しながら検討いただければと思っております。

（1）については以上となります。

そして、続いて大きな項目2、子育て環境の充実についてお尋ねいたします。

（1）の保育園等の保護者アンケートについて、取組をどのように集計しているかといったことを最初の質問とさせていただきました。

この保護者アンケートですけれども、ここ一昨年度から毎年12月に実施しているものと記憶しております。私立の保育園に対しては、昨年度から2回目の実施になるかと思っておりますけれども、残念ながら2年続いて保護者の方から、ほかの園ではアンケートが来ているようなんですけども、うちの園ではアンケートがまだ届かないといった声が出ておりました。12月というとなかなか年末にかけて忙しい時期であり、可能な限り多くの家庭に回答いただくためにも、回答期間は十分設けるべきだと考えます。

今後は、どの園であっても期間に差がないように配慮いただきたいと思いますと思いますが、市としてどのように改善をしていくかお尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） アンケートにつきましては、市のほうからは3週間程度の回答期間を取り、私立の各園へ依頼しております。電子申請によるアンケートの回答状況は市で随時確認できますので、アンケート開始後一定期間回答のない園に対しては確認を行い、保護者への配付を促すなどの対応をしております。

今後もアンケート期間が十分に確保できるよう、各園へ働きかけてまいります。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） ありがとうございます。聞くところによりますと、回答期限1週間前にアンケートが配付されたという園もあったと聞いておりますので、保護者の皆さんの声を聞く大切な機会ですので、来年度同様のことがないように、十分に働きかけをお願いしたいと思います。

また、アンケートの集計についてはもう大変な作業だと思います。本当に職員の皆様、年末から年始にかけてありがとうございます。しかしながら、このアンケートの公表方法についてですが、現状では公立保育所と私立の園ごとに全ての園がまとめた集計グラフしか公開がされておられません。つまり、園ごとにどのような結果だったのかというのは伏せられた状況となっています。

保育の質の向上はもちろんのこと、これから保育利用を考える方にとって入園先を検討する上での大事な、重要な指標になると考えますが、園別にこのアンケートの回答結果を公表する考えはないのかお尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 保護者アンケートは、保護者の率直な意見を把握し、保育の質の向上につなげることを目的として実施しております。自分の園のアンケート結果については、記入者が特定されることのないよう概要として取りまとめて、各園と共有しております。園ごとに結果を公表した場合、透明性の確保やサービスの向上につながるというメリットもあるとは思いますが、その反面、園の評判や経営に影響することも想定されるため、園ごとの公表は考えておりません。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） 園ごとの公表は慎重になるお考えも十分理解できました。しかしながら、これではアンケートを行う効果が十分に生かされないと考えます。やはりアンケートを取っ

て、個別の意見には都度対応してくださっているとは思いますが、出てきた数値から、来年に向けて確かな質の向上に確実につなげていくことが求められると思います。

そこで、このアンケート結果について、一般公開はせずとも、せめて各園長先生、所長先生たちが自分の園の結果だけでなく、ほかの園がどうかなど、結果を比較して見られる体制にできないでしょうか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） アンケート結果の共有方法につきましては、今後各園に意見を聞きながら、アンケート結果をより有効に活用できるよう引き続き検討してまいります。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） よろしくお願ひいたします。

それでは、保育の質向上の観点で、保護者だけでなく、保育士が職場内部から声を上げる仕組みについて質問をいたします。

保育所等で働く保育士が、不当な事務やハラスメントあるいは不適切保育を発見した場合の通報窓口について、本市ではどのような対応となっているのか確認をいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 保育所等での不当な事務や不適切な保育が疑われる場合などの相談先は、子育て支援課が窓口となっております。通報案件については、情報管理を徹底するとともに、通報したことを理由に不利益な扱いを受けないよう配慮しながら対応いたします。

今後も、保育士が安心して相談できる環境整備に努めてまいります。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） 保育士のそういった相談先が子育て支援課のみである点についてですが、保育所外とはいえ、どうしても市の職員ということは内部の組織には変わらないため、たとえ公益通報の保護対象であったとしても、どこかで自分が相談したことや通報したことが分かってしまうのではないかと、言わない、気づかないふりが一番となってしまう、心理的に通報自体のハードルが高いことが非常に課題だと考えております。

東京都日野市の例ですけれども、市政に関する法令違反、不当な事案、事実は隠さないという基本姿勢の下、日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例を制定

し、行政監察員を市の職員とは別に弁護士の方に外部相談窓口として、その後の調査や是正勧告を委託しているケースがあります。

保育にかかわらず、市職員全てに適用となるものですので、ここで個別の事案について言及は控えますが、これまで本市における事案もありましたように、公平かつ心理的安全性が担保される外部通報窓口を設置することを考えられないかお尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 本市における内部通報に関する相談窓口は、現在、外部相談による通報窓口は設置していない状況です。内部通報があった際には、秘密保持や通報者に寄り添った対応を徹底して行うこととなりますが、議員からもあったとおり、通報先が同じ職員であると情報漏えいの不安や、そもそも通報しづらいといったことから通報を控えてしまうことも想定されます。他の自治体等を参考にしながら、外部相談窓口の設置の必要性について研究していきたいと考えております。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） ぜひこちらについては検討をよろしくお願ひしたいと思います。

（2）の放課後児童クラブのほうの再質問に移りたいと思います。

放課後児童クラブ、来年度から運営がどのように変わるのか、主な変更点について答弁をいただきました。ありがとうございます。

登所連絡のデジタル化、特に今、現状は手書きによる月間利用予定表の記入、急なお休みの場合は電話連絡が必要で、日中は先生いらっしゃいませんので留守電にかけてメッセージを残すといった、非常にアナログな煩雑な部分がありましたので、慣れるまで、こちらのデジタル化については少し時間がかかるかもしれないんですけども、支援員の先生にとっても、保護者にとっても、電子で連絡が取れるということは、利便性が大変上がるものだと考えております。

子どもたちがクラブで過ごす時間の充実についても要望が多かった部分ですので、そういった新たなプログラムが導入されることには、大きな期待を持っております。そして何より、私が当初より提言していた夏休みの、長期期間中の昼食支給、これについては本当に保護者の負担が軽減されると思いますし、提言し続けてよかったなと思っております。

ですが、民間委託に当たり、利用料が上がるのではないかと懸念しておりましたが、今回やはり来年度からのクラブ利用料が、これまで平日利用の場合、月額5,000円か

ら7,000円になるといった改定がありました。

そこでお尋ねいたします。この料金改定は、民間事業者に委託することと関連があるのでしょうか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 来年度からの受託料の改定につきましては、昨今の人件費等の高騰により必要経費が増大する中で、今後も安定的に放課後児童クラブの運営を継続していくと。そのために、これまでの運営に係る受益者と国・県の負担の割合、そういったものを勘案しつつ、今年度、市の使用料、手数料、こちらの見直しに合わせて改定したものでありまして、今回の民間委託、こちらの関連ではございません。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） ありがとうございます。ちょうど民間委託と重なるタイミングであったということで、当初関連するものだと考えておりましたけれども、そうではないということを確認に示していただいたので、ありがとうございます。

値上がりは利用者にとってやはりつらいことなんですけれども、サービスの安定供給のためにはやむを得ないとは思っております。その分しっかりと、それに見合ったクラブの質を確保いただくように要望いたします。

さて、委託事業者が決定するのが12月ということでしたので、ちょうど次年度の継続申請期間と並行する形であったと思います。そのため、継続の申込書類の案内があった11月終わりから12月上旬頃の時点では、いまだ民間委託に向けた詳細など明確な周知がされていなかった印象を受けております。現在までに、保護者や支援員に向けてどのように今回の民間委託について説明を行っているのかお尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 周知ということで、保護者につきましては、令和8年度の加入募集周知の際に、民間委託及び料金改定することを検討していますというところの旨を、12月そして1月の2回にわたって、市の公式LINEでお知らせをしております。

また、支援員の方々につきましては、来年度から民間委託する方針であるというような旨を10月の連絡会議の中で説明をしたところでございます。また、契約締結後の12月には支援

員全員を対象に、民間委託が決定したことの報告と委託事業者による会社説明のほうを行ったところでございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） ありがとうございます。

支援員の先生方には今会社説明を行っているということでしたけれども、保護者に対しては12月までの継続の申込みの案内の中に、よく見たら小さく記載があるのみで、具体的に何がどう変わるのかといったことが周知されていないように感じました。

今後、改めて丁寧な運営の変更事項などを説明する必要があると考えますが、今後説明する場が設けられるのかお尋ねいたします。あわせて、継続して働かれる支援員に対しても、4月から運営が変わることで、通常の業務が大きく変わることが予想されます。円滑に安心して働いてもらえるように支援員の研修等のサポート体制、こちらのほうも、しかれるのかお尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 令和8年度、入所が決定している保護者向けに、業務委託に関する説明会のほうを3月に実施するというところで予定しております。案内は、2月に送付いたしました入所決定通知のほうに同封しているところでございます。説明会では、受託事業者による会社説明や、入所前に準備していただくことなどを説明する予定でございます。

また、支援員の方々への今後の研修等につきましては、3月4日、5日に委託事業者による入社時研修が実施されるというふう聞いております。研修の内容についても、支援員としての基本的な接遇を踏まえた社員研修、また新規導入いたします登降所連絡アプリの操作手順、これらのほうの説明をということで聞いております。

今後は民間への委託を円滑に進めていくため、4月から万全の体制で運営を開始できるよう準備を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） ありがとうございます。保護者、支援員の先生、どちらに対しても、混乱が起きないように丁寧な体制でお願いいただければと思います。ありがとうございました。それでは、次の質問項目、大きな項目3に移りたいと思います。

成田空港機能強化に対する旭市の対応についてということで、これについては市長にご答弁いただきました。ありがとうございます。

成田空港機能強化に伴うまちづくり方針基礎調査、これをまず行って、現状把握と求められる需要や今後の波及効果の分析を行うということで、つまり、これから何を行うべきか考えるための調査ということですので、私としては、思っていたよりもスピード感が遅いような気もするというのがちょっと正直な感想でございました。

そこについては一旦置いておいて、こちらの調査についてなんですけれども、結果についてはいつ出るのかという質問をしようと思いましたがけれども、先週の戸村議員の質疑において、令和8年度末に結果が出る予定であると答弁をいただきましたので、回答は結構です。

では、これを調査止まりで終わりにしないためにも、調査結果を基に具体的な施策をいつまでに打ち出すかなど、調査後のスケジュールについては設定をしているのか、お尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 具体的な施策につきましては、今回の調査結果を踏まえた上で決めていきたいと考えておりますので、これをいつまでに打ち出すかということについては、現時点では定めておりませんが、調査結果が出るまで何もしないというわけではなく、施策の案についての検討は調査と並行しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） ありがとうございます。

このまちづくり方針基礎調査ですけれども、本市らしい冷静かつ慎重な姿勢が現れる調査であると思います。ですが、既に本市の強みについては、市長、先ほどもご答弁いただいた中にもございましたので、それらを生かすために何ができるか、それを早急に考えるべきではないかなと思いました。

成田空港の機能強化、そして成田市場のようなワンストップ物流拠点が近くにあるということを利用して、輸出の強化といった全国屈指の農業生産を誇る本市ならではの農業分野での取組を市として進める考えがあるのか。これまでも市農産物の輸出強化については、ほかの議員からも度々質問あったかと思いますが、お尋ねしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 市農産物の輸出につきましては、メロンや切り花などの一部の品目において現在行われているところでございます。市では、新たに輸出を希望する生産者に対し、県が行う輸出体制の整備や海外販路の開拓、販売支援などにつなげることで、取引の拡大を支援してまいりたいと考えております。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） ただいまの答弁によりますと、市農産物の輸出については、現在、メロンや切り花など一部品目において取組が行われているということで、それについては大変すばらしく、ぜひ継続していただきたいと思っているのですが、希望する生産者について、県の支援制度につなげていくというのは、どうしても生産者の方の意向を待っているだけの形になり、市の何か動きで強化につなげるということは考えにくいと思う部分があります。現に、輸出に対して新たに進出するよりも、現行の国内の販路確保で十分だったり、そこまで手広くする余裕はないよという生産者、事業者さんばかりなのが現状ではないかなと想像します。そうした方々にも、ちょっと輸出やってみようかなと思ってもらえるような仕組みをつくるのが、市長のおっしゃるスピード感を持って取り組むということなのではないでしょうか。

繰り返しにはなりますが、成田市場にはワンストップで手続が可能な輸出拠点が整備されていること、また、自治体国際化協会CLAIRや日本貿易振興機構JETROなど自治体や企業を対象とした輸出支援機関も存在しております。旭市の強みを最大限に生かすためにも、今年度予算に計上されるまちづくり方針基礎調査と並行しながら、市農産物・旭市ブランドの輸出強化に向けた具体的事業に取り組む考えはないのか、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 旭市では高品質な農産物を生産しており、これらは国内市場のみならず、海外市場においても十分に競争力を有しているものと考えております。

今後の取組といたしましては、県や関係機関との連携強化を図り、輸出に意欲のある生産者や農業団体に対し、実効性のある支援策を検討してまいります。また、空港周辺自治体との広域連携も視野に入れ、地域が一体となったブランド発信についても研究してまいります。

成田空港の機能強化を地域経済活性化の好機と捉え、農業をはじめとした本市全体の持続的発展につながるよう、総合的に施策を検討してまいります。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） 市長、ありがとうございました。力強い言葉をいただいたと思っております。

ぜひ、ジャパン旭ブランドの推進を、研究、検討にとどめず進めていただけることを期待して、私からの一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員の一般質問を終わります。

崎山華英議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、2時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時 5分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 戸村ひとみ

○議長（宮内 保） 続いて、戸村ひとみ議員、ご登壇願います。

（3番 戸村ひとみ 登壇）

○3番（戸村ひとみ） 戸村ひとみです。

今回、私は地域の活性化と発展についてと観光の振興について、この2件について質問いたします。

まず、最初に1、地域の活性化と発展について、（1）令和9年度に開催が予定されている全国豊かな海づくり大会についてです。

盛大に行われることが想定されております。待望の天皇皇后両陛下がお越しになる行事ですので、市としておもてなしをどのように考えてどのように計画していくのかをお伺いします。

最初の質問としては、この全国豊かな海づくり大会の概要についてお願いいたします。

2の観光の振興についてです。

全国豊かな海づくり大会の開催を契機に、海業に対する期待も高まると考えます。飯岡漁

港周辺の多様な地域資源を生かして、どのように観光振興につなげていくのかを伺います。

一つ目の質問は、海業の計画年数等の進捗状況、お願いいたします。

一昨日、この木村会計の機関ニュース、こちらを頂きました。タイトルは「The Sky's The Limit 木村会計ニュース」です。この機関誌は、トップページに毎回「言葉の力」というのが記載されていまして、土屋金司さんの——お亡くなりになりましたけれども——版画と「言葉の力」、各界の有名な方の言葉が載っています。

今回の言葉、新井紀子さん、この方は日本の数学者で、専門は数理論理学、教育工学、人工知能など、国立情報学研究所社会共有知研究センター長の教授でございます。新井紀子さん、この方が「AI vs. 教科書が読めない子どもたち」、この中で紹介されている新井紀子さんの考えられる人材ということについての言葉でございます。

「AIができることは論理、確率、統計の数学の言葉で扱えるものだけ「ITやAIでは代替不能な人材、意味がわかり、フレームに囚われない柔軟性があり、自ら考えて価値を生み出せるような人材」、人材についてこのように触れていらっしゃいます。

ご存じのように、木村会計は旭市の会計監査を担ってくださっております。この新井紀子氏の言葉を載せられたというところに非常に深い意味があると思って、今紹介いたしました。

「ITやAIでは代替不能な人材、意味がわかり、フレームに囚われない柔軟性があり、自ら考えて価値を生み出せるような人材」、まさに何でもかんでも検索して出した答えに頼るAI依存症は、企業をはじめあらゆる組織が必要としていないということ。そして、何より私たちは自ら考えて価値を生み出せるような人材に旭の子どもたちを育てていかななくてはならない、そのことを肝に銘じるべきだと思います。

ということで、ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員の一般質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 1の地域活性化と発展について、2の観光振興について、ご答弁を申し上げます。

初めに、（1）の市として把握している事業概要はということでございまして、第46回全国豊かな海づくり大会につきましては、主催が豊かな海づくり大会推進委員会と第46回全国豊かな海づくり大会千葉県実行委員会で、令和9年度に千葉県で開催されることが決定しております。

開催時期は令和9年秋を予定しており、詳細な日程は決定しておりません。開催場所は、

式典行事が千葉県東総文化会館、海上歓迎・放流行事が銚子漁港で開催されます。

大会の主な行事内容はまだ決定されておりませんが、これまでの大会では、式典行事として豊かな海づくり活動功績団体の表彰、最優秀作文の発表、大会決議などになります。海上歓迎行事・放流行事につきましては、漁船などによる海上歓迎パレード、稚魚の放流などが行われております。

続いて、2の観光の振興についての海業の現在の進捗状況についてご答弁申し上げます。

旭市の海業推進事業につきましては、事業推進の基本的な計画となる旭市海業推進事業計画の策定に向け、現在作業を進めております。具体的には、今年度に3回の海業推進地域協議会を開催し、委員の皆様からご意見をいただくとともに、飯岡漁港を利用する漁業者や事業参画に興味を持つ事業者、市民の皆様からもご意見をいただき、事業計画の素案をまとめました。

今月予定しております地域協議会でこの計画の承認をいただき、その後推進事業計画を策定、公表する予定でございます。

また、今後の予定につきましては、漁港管理者である千葉県が市の計画に基づき、漁港施設の長期貸付けなどを可能とする活用推進計画を策定し、この計画に基づいて事業者を公募することになります。

以上です。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） それでは、全国豊かな海づくり大会のほうですが、日にちは決定していないということでしたが、例年の、例年のというか過去のというんですかね、昨年なども11月、その前も11月だったので、きっと11月ではないかなと。昨年に関しましては、伊勢志摩ですか、水族館を天皇皇后両陛下で視察していらっしゃるところが各テレビ局とかいろんなところのニュースで流れておりましたので、市民の方、ああ見たという方がまあまあいらっしゃるしまして、この周知について、市民の方への周知について、日付が決定していないのというのはあるんですが、ただ、秋ということでも周知を早めにやっていただく必要があるかなと思われまます。県のほうでも周知されましたし、市の広報でも1回は出ましたけれども、この周知の仕方、これから後、来年度なわけですから、でももし何かにつけ予算を取るとなったら今年度のうちにいろいろ市民の方への理解とかも深めておく必要があると思うんですが、今後の周知の仕方をお願いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 周知方法でございますが、現在、本市で実施している海に関する各種イベントや広報、ホームページなどで本大会周知を図ることで、多くの方に関心を持っていただき、市民の皆様と一緒に大会を盛り上げていきたいと考えております。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） 市が今後やるイベントとかで周知を図るということは、イベントにいらした方とかに伝えるということですか。それとも、もうイベントの告知というか、そのときに既にもう全国海づくり大会に関してのことが載っているという、そういうことですかね。載せられるということなんですかね。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） イベントに来た方への周知ということで考えております。

県が実施いたします機運醸成事業に関する今後の予定は、実行委員会において決定することになります。市といたしましては、海に関する各種イベントを通じて機運醸成を図るほか、県が実施いたします各種事業についても積極的に参加してまいりたいと考えております。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） それでは、各種イベントということがございましたので、どんなものがあるのか、あと、県のほうとかでももちろんプレイメントとかあると思うんですが、どういふイベントが想定されているのか、お願いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） イベントでございますが、市が行っている各種イベントという意味で、ぼるぼろですとかそういった海に関するイベントの中で、のぼり旗ですとかチラシなどを使って周知をしていくというような考えで、まだ大会の実行委員会のほうでそういったものはつくられておりませんのではっきりしたことは言えませんが、そういった形で周知を図っていきたいというふうに、今のところ考えております。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ちょっとイメージが湧かないので、ぼるぼろは今年度のぼるぼろのときにそういう周知をされるということですか。それとも、来年度ですか。いよいよ天皇皇后両陛下がお見えになる11月、その直前にある夏のぼるぼろのときにということですか。そ

うということですか。それはちょっと周知として非常に……、答弁いただかなかったのにあれですけども、周知ということでしたら、今年度にいろいろ手を打っておかないと、私はちょっと遅いと思うんですけども、そのあたりいかがでしょう。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 現在、3月27日に開催予定の全国豊かな海づくり大会実行委員会、この中で基本計画が策定されます。これは大まかな内容が決まる予定でございまして、周知については、令和8年度で周知してまいりたいということ、その直前、令和9年度も絡みますけれども、ずっと周知をしていきたいということになります。県と一緒に機運醸成を図ってまいりたいということでございます。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） 令和8年度ですよ。つまり、今度の4月から始まる年度で行われるイベントの中で周知を図るということですよ。となると、ぽるぽるとか、ほかにもいろいろイベントがございますでしょう。そのときに、来た人に向けてチラシを配るのか、あるいは前もって冠をいただいてそういうイベントの周知をするのか。そのところをちょっとお伺いしたいんです。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 基本的には県の実行委員会で機運醸成を図っていくんですけども、市のできるということ各種イベント、産業まつりもそうですけれども、その中で一緒に周知を図るという意味でございますので、まだどういった形で周知をしていくかというものも、これから考えることでありますので、ご理解していただきたいと思います。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） 分かりました。なるべく広く市民の方に知っていただきたいというのがあって、以前も本会議場でも言いましたが、飯岡に関しては津波被害で犠牲の方とかがあったときに天皇皇后両陛下がお見えになってということで、あの地域の方々はずっと感謝の気持ちというのを持っていて、お店にも写真が貼ってあったりとか、そういうふうな状態の中で、いよいよ旭市に、東総文化会館に天皇皇后両陛下が来てくださるということで、皆さん本当に驚かれて喜ばれておりますので、それをもっと、知らなかったみたいなことにならないように、周知のほうをやっていただきたいなと思っております。

続きまして旭市の役割ですね。これは、先ほど言われた推進委員会のほうと県とでということだったんですけれども、当然ながら開催地として旭市を選んでくださっているわけですから、その中での役割というのがあると思うんです。ですから、その役割を教えてください。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 市の役割といたしましては、大会の円滑な運営のサポートはもちろんです。全国からお越しになる参加者に対しまして旭市を知っていただく絶好の機会であると考えております。現時点で詳しい内容は決定しておりませんが、本市の紹介や特産品を使った飲食物の提供など、有効なPRができるよう、県や実行委員会などと協議の上、検討してまいりたいと考えております。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） 銚子に向かってどこを通られるかという道路のあれで、市道ということはないでしょうから県道になるんでしょうけれども、でもそれにしても、県道全てが県の管理ということではない部分も通られる中であると思いますので、そのあたりのところで、道路の整備とか、あとは街路樹の整備とか、街路灯の整備とか、そのあたりが市として私は役割としてやらなければいけないんじゃないかなと思うわけです。予算がどこから出るかというのは別としてですよ、請求して出してもらえるものだったらもちろん出していただいて、あとは防犯カメラとか、市全体として、私は以前の一般質問の中でも防犯カメラの数が少ないのではないかとということで質問なんかしてきたんですけれども、やはり今回のこういう全国豊かな海づくり大会で天皇皇后両陛下がいらっしゃるということで、もっと防犯カメラを増やさなければいけないとかというような、それが契機になって、市全体の市民の安心・安全が守られるような方向になるのがベストだなと思っているんですけれども、そういった意味では、防犯カメラの増設なんかも、ちょっと前に知事のほうから、防犯カメラの増設に関してはというので県のほうの予算のほうでも述べられていたことがありましたので、そのあたりを市の役割として県のほうのお助けをいただきながら防犯カメラを増やすとか、これは課長のマターではないですよ、きっとね。すみません。そういったちょっと具体的に考えられる市の役割を教えてください。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 環境整備ということでちょっとご答弁させていただきたいと思

ます。

市が管理する道路や施設につきましては、適切な維持管理に努めるほか、県などが管理する施設についても、必要に応じて要望してまいりたいというふうに考えております。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） それでは、この行事に対して市民参加はどのように考えられておりますか。市としての役割は今伺って、あと環境整備のほうを、ありとあらゆることをやっていただけるというふうに聞いたんですが、では市民参加はどういう市民参加のやり方があるか、考えていらっしゃるか、ちょっと考えていらっしゃるがあればお願いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 市民参加につきましては、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） 環境整備というところにも関わってくるというか、環境整備の一端だと思うんですけども、今、花いっぱい運動とか、そういうのに補助金を出していらっしゃいますよね。そういうので、あとは市民団体が定期的にビーチクリーンをやっていらっしゃる方とか、ビーチクリーンの方はビーチだけではなくて沿道のほうも掃除してくださったりとかしていらっしゃるの、そういった意味では、一番市民参加のありがたいやり方というんですかね、それになるのではないかなと思ひまして、ここの拡充みたいなことをぜひとも考えていただきたいと思うんです。花いっぱい運動を、プランターはあれだったのかな、種とか球根とかそのあたりをもっと広く市民の方に、令和9年度秋に天皇皇后両陛下がお見えになるので、沿道を花でいっぱいにしませんかとか、そんな呼びかけでもいいと思うんですけれども、花いっぱい運動がもうちょっと枠を広げていただいて、市民の方にもっと徹底して花いっぱい運動ができるような形で、それを考えていただけたらなど。

あと、ビーチクリーンも本当に毎回頑張ってくさっているグループの方いらっしゃいますが、とはいえ、以前も話したと思うんですけども、本当にビーチがむちゃくちゃ汚れているわけです。流れ着くものやら飛んでくるものやら、あとサーファーとかいらした方が落としていかれるごみとか、一度ちょっと徹底的にビーチのほうも見ていただいて、ビーチクリーンをやられる団体とかに手厚い——手厚いと言ったらいいのかな、それじゃボランティアにならなくなってしまうのかも分からないですけども、もう少し呼びかけのほうを

広めていただくとか、そういうことをやっていただきたいなと思います。

あと、参加方法の一つとしてちょっと私が考えたことなんですけれども、献上品とかというのは、すみません、これは市長に聞いたほうがいいのかな。旭市内にはとても有名な日本画家の先生とか、あと陶芸家の方はお亡くなりになりましたけれども……

○議長（宮内 保） 戸村議員、一問一答ですので、切るところで切ってください。

○3番（戸村ひとみ） そうでしたね。分かりました。忘れちゃっていた、一問一答でしたね。オーケー。

○議長（宮内 保） よろしくをお願いします。

○3番（戸村ひとみ） すみません。ではお願いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 先ほど、市民参加について、これまでの大会で市民参加でやられていることについてちょっとお話ししますと、絵画ですとか習字コンクールの優秀作品の展示、それから本県の水産業や豊かな海づくりに関する企画展示、ステージイベントやふれあい体験コーナーとか物販とか、そういったものがされておりますので、県の実行委員会を通して検討してまいりたいというふうに考えております。

それと、稚魚の放流、放流リレーをやっておりますので、できれば本市でも放流事業をやっていききたいというふうに思っています。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ありがとうございます。絵画とか習字とか、子どもたちのとか、沿道に貼ったりとか、あと会場に貼ったりとか、すごくいいと思います。

私も実は行って来たんですけれども、今年度やられるところに行ってまいりました。ただ、市民の方へのインタビューとか、あと会場を見たりとかだけだったので、こういった市民参加が今までの会場でどのようにされたかというのはちょっと分からなかったものですから、ありがとうございます。ぜひこれ参考にさせていただいて、旭市の子どもたちにもこのあたりのところをお声がけしてもらえたらなと思います。

そんな中で、先ほどの市民参加の一環で献上品のことなんですけれども、旭市が誇る芸術家が何人もいらっしゃいますので、私はお亡くなりになった達郎さんとかは本当にすばらしいものを、献上できるような物すごいものを焼かれていましたけれども、今新進の陶芸家で林武宏さんという、この前、伝統工芸展で入賞された方。伝統工芸展は、佳子さまが総代の

あれで、そこで入賞された方、林武宏さんっていらっしゃるんですけども、その方とかに例えば献上品を焼いていただくとしたら、もう早くにお願いしておかなければできないじゃないですか。なので、ちょっとご提案を。

あと、椎名保先生も、平山郁夫画伯に師事していらした方で、本当にすばらしい絵を、役所にも飾ってありますけれども、だもんですから、ぜひもうこんなだって、一生かかったって天皇皇后両陛下が我がまちにいらっしゃるなんていうチャンスなんてない人のほうが、1億2,000万人の日本人の中でない方のほうが大半ですから、こういうチャンスに巡り会えたので、そういうところで旭市が誇る芸術家の作品を献上させてくださいみたいなのを、市長、お願いしてもらえないですかね。

(発言する人あり)

○3番(戸村ひとみ) そう、それを調べていただきたいんですよ。

ということで、あとは特産品の、先ほどおっしゃっていましたが、そういうのも市内には本当、一生懸命ピーナッツを何とか無農薬で作って、それを商品にして売り出そうとか、いろいろやっけていらっしゃる方がいらっしゃいます。そういう方に、ぜひとも本当に天皇皇后両陛下に召し上がっていただきたいような特産品なんかの開発もお願いしてみるとか、いろいろ市民参加のやり方があると思いますので、研究していただきたいと思います。

次の質問でいいですか。

○議長(宮内 保) いいです。

○3番(戸村ひとみ) ちょっとヒアリングのときに、今後視察に行かれるということをお願いしたんです。職員さんが、以前やられたところ、あるいは今年度やられるところかな、大阪かな、視察に行かれるというのを聞いたんですけども、私、ちょっと一足先に行ってきますなんて行ったんですけども、その視察にどなたが行かれて、それをどういうふうにフィードバックされるのかというのをちょっとお伺いしたいです。いつ行かれてということをお伺いしたいです。

○議長(宮内 保) 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長(伊藤弘行) 今年度も、1人視察に、県と一緒に職員が行っております。式典行事の内容をちょっと見てきていただいております。

来年度なんですけれども、大阪大会なんですけれども、これは今のところまだはっきり決まっておりますが、市長をはじめ市の農水産課の職員数名が県と一緒に伺う予定でございます。

ます。

令和9年度の事業をどうやっていくかということ、検討材料として県と一緒に考えていきたいというふうに思っています。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ありがとうございます。今年度の伊勢志摩のほうに行かれたということなんです。ありがとうございます。

やはり真実は常に現場にあるので、行っていただくのが一番かなと思って、私もついこの前、大阪のほうまで行ってきたんですけども、実は大阪の会場を見まして物すごいショックを受けたんです。スケールがあまりにも違い過ぎて、浪切ホールというところで式典をやるということ、浪切ホールに行ってきました。本当にすごい建物で、物すごいスケールで圧倒されたんですけども、あと、大阪の南の海ですか、あちらに行って、放流事業をやる場所という、府立の公園をずっと歩き回ってきました。物すごく広くて、素晴らしい整備がしてあって、すごいところでやられるんだなと思ったんですが、でも翻って私たち旭市って、そういう都会のごみごみしたようなところ、建物は物すごいものが並んでいて、ビーチラインをずっと走って放流事業のほうに行くんですけども、ずっと工業地帯やら何やらのところをずっと通っていくんですけども、30分ぐらい走って放流事業をやる場所なんですけども、そこも本当にスケールが大き過ぎて、でも、私たちの旭市って、そんなじゃない。本当に海、そしてこの青い空、この自然が、そんな都会の、私たちがほぼ見飽きている——私たちが見飽きていると言ったら大阪に対して失礼なのであれなんですけども、とにかく旭のすばらしさを私は逆に感じたんです、人工的な物すごくスケールの大きいものではなくて、もともと旭市にある、飯岡海岸とかにある自然を、本当にこれはかけがえないものだなと思って、帰りの新幹線でずっと。だから、これを生かす、旭市の持ち味を生かすような全国豊かな海づくり大会にぜひともしていただきたいなというのを思いながら新幹線で帰ってきたわけです。

そのところで、もう一つは、津波から来年度で16年になりますか。こんなふうに旭市は復興しつつあるんですよというところをお見せできるような、そういうイベントに、市当局はじめ市民みんなと一緒にできてきたら理想的なんじゃないかなと思いついて帰ってきたわけです。

ということで市長、市長のお考えを聞かせてください。だって、天皇皇后両陛下がお見えになるんですよ、市長。

○議長（宮内 保） 戸村議員、これ観光振興ということですか。

○3番（戸村ひとみ） 観光振興というか、いやいや、全国豊かな海づくり大会について言っているんです。

○議長（宮内 保） （1）のほうですよ。2の（1）ね。

○3番（戸村ひとみ） （1）です。天皇皇后両陛下がいらっしゃるイベントに対しての思い入れといましようかというのを、ちょっと市長に。

○議長（宮内 保） 戸村議員、再度確認します。今の質問は、大きい1番の（1）ですか。

○3番（戸村ひとみ） だって、大きい1は（1）しかないですもん。

○議長（宮内 保） だけれども、大きい観光振興についての質問に入っていたわけですよ。

○3番（戸村ひとみ） うそ、入っていないですよ、私。全然入っていない。まだずっと、だって全国豊かなまちづくり大会でいった。

○議長（宮内 保） では、戸村議員の質問に対して答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 先ほど課長が答弁申し上げたとおり、主催は、豊かな海づくり大会推進委員会と第46回全国豊かな海づくり大会千葉県実行委員会でございます。ですので、この両組織と連携協力を取りながら、旭らしい催しはどういったものにすればいいのか、あるいは全国から来てくださる、天皇陛下も来てくださるということで、そういった方々に旭市のPRを強力にしていまいりたいと考えております。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ありがとうございます。津波からの復興で本当にお見せできる、ここまで復興していますみたいな、そこをお見せできるようなところに、これは市としてのスタンスでございますので、そこをよろしく願いいたします。

ということで、2です。観光の振興についてです。

これ、でも全国豊かな海づくり大会と相乗効果を狙っての質問でございますので、進捗状況をお伺いしたんですが、計画年数のことがちょっと漏れていました。計画年数等と言ったんですけれども、たしかおととしぐらいに5か年計画だったと思うんですよ。

○議長（宮内 保） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 2時45分

○議長（宮内 保） 再開します。

答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 現在、海業推進事業計画を策定中でございます。当初、最短で5年程度ということでありましたけれども、計画年数ははっきり決まっていなかった状況でありましたけれども、これから最短でも5年ぐらいというような状況でございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ゴールが決まっていない計画って、いつまでたってもできないというのが一般常識としてあるんですけれども、これ、たしかおととしぐらいに最短で5か年というのを委員会でもお伺いしました。これから5か年ということをおっしゃったんですが、そうになると、私は、海業と、あとは全国豊かな海づくり大会が開催されることで、これが起爆剤となって海業が進むというふうに思っていたんですけれども、ちょっとしたずれがここで起こってしまうかなと思うわけです。

今後の予定としては、これから事業計画の素案ができて、できているのを認めてもらうということということですが、海づくり大会との関連性を聞いたかったんですけれども、海づくり大会が行われることで、この海業、これが早く進むとかというような可能性というのはありますか。

だって、なぜこんなことを聞くかといいますと、ビーチラインの整備とか、私はビーチラインを通られると想定してですけれども、その整備とかが進むということは海業にとっても物すごいメリットになると思っていますわけです。ですから、そこの相乗効果を狙っての質問なんですけれども、どうでしょう。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 全国豊かな海づくり大会と海業の相乗効果ということでご答弁申し上げます。

全国豊かな海づくり大会と海業は、いずれも海や漁業をキーワードとする事業であり関連性は高いものと認識しております。

本市の様々な海や漁業に関するイベントなどで周知を図ることで、二つの事業に対する市民の認知度を高め、漁業への理解を深めていただきたいと考えております。

また、全国豊かな海づくり大会では、本市の海業の取組についても積極的にPRしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） そうですね、関連性は非常に高いと私も思っているわけです。ですから、早く進めていただくというか、これから5か年計画みたいな、それも仕方がないのかも分からないですけども、ただ、おとしに5か年計画と伺っていたものですから、どうしているのかなというのがありまして、これをもっと積極的に海業と全国豊かな海づくり大会とを結びつける形で、関連性を持たせる形で進めていただきたいと思います。

そうすることで、先ほども言いました道路の整備とか、ビーチラインの道路の整備なんかも進んでいくと思うんです。ビーチラインの道路整備というのは、旭市の観光というところでは本当に大切なことですので、先ほど常世田議員のほうの一般質問の中でもありましたけれども、住民と、あと通行する車とかトラックとか、そういうものとの意識の乖離というんですか、そういうものがあるというのがあったんですけども、ビーチラインに関してもそうなんですよ。

あそこは住民と観光客と、あと大型のトラック、それとが入り混じって通行するところなので、非常に皆さんの意識の乖離がありまして、危ないところが結構ありますし、あと大型のトラックが、早朝とか見ていただくと分かるんですけども、あれは銚子から来ているんですかね、物すごい大きなトラックが魚を載せているんですかね、あれがががが通っているわけです。そうすると、道路も非常に早く傷みますし、あと橋との境のところに段差ができていて、がーんと物すごい音がして、住民からのクレームで、それも1回直していただきましたけれども、すぐまた劣化してしまうんですよ。

そういった意味では、観光にもマイナス、住民の生活にもマイナスというところがありますので、全国豊かな海づくり大会での整備が進むと観光にもメリット、あとももちろん最優先は住民の生活なんですけれども、そういうところでウィン・ウィンというふうになると。

あとは、交通体系というんですか、大型の、あれは10トン車ぐらいのかな、そういうものを果たして観光のラインに走らせていいのかどうか。もしそのラインを天皇皇后両陛下がお通りになるとしたら、そういうところの検証とかにもつなげていただけるのかなという、私のほうのちょっと願いでございますけれども、そういった意味で、ぜひともビーチライン

を通ってから海業の漁港ですから、その整備ということが旭市の観光に非常にメリットをもたらすということで、そこのご検討もお願いしたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 飯岡一宮線の整備につきましては、県道であることから、市といたしましては千葉県海匠土木事務所に対し毎年、道路の安全対策や整備促進を要望しているところでございます。

全国豊かな海づくり大会の開催は、県に対して整備を強く働きかけるのに絶好の機会と捉えております。道路環境向上について、引き続き県への要望を継続してまいります。

以上です。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ありがとうございます。本当に絶好の機会だと思いますので、ぜひとも強くお願いいたします。

あとは、ヒアリングのときにも言ったんですけども、街路樹というか防風林というか、松くい虫ですね。あまりにも景観が悪い、悪過ぎる。そういうところも、防風林ですか、松くい虫がいっぱい出ているところ。あれは県の管轄ですか。つちや食堂の前ぐらいからずっと枯れた松がいっぱい立っているんですけども、それはどこの管理ですか、管理というかどうかの所有ですか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 保安林の面積ですけども、回答させていただきますが、旭市の保安林の面積なんですけれども、約86ヘクタールでございます。県有林が48ヘクタールで、市有林が20ヘクタール、民有林が18ヘクタールというところでございまして、そういった状況にございます。

ユートピアセンターとかそういったところの保安林に枯れた松がありますが、今年度中に一応伐採する予定でございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） 分かりました。ずっと恐らく課長も気になっていらしたと思う。私もとても気になっていました、松くい虫にやられた松がね。やっぱりそういうことで、こうい

う大会が誘致されたということでちょっときれいにしなければいけないかというようなことが、結構いろんなあれであると思いますので、そのあたりのところもお願いしたいと思います。

私は、この全国豊かな海づくり大会に関しましては、引き続き、また一般質問で取上げさせていただきたいと思いますので、その都度、進捗状況とか新たな妙案が湧き起こっていたりしたようなことをお聞きしたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員の一般質問を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、午後3時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 3時 5分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 伊 藤 房 代

○議長（宮内 保） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（17番 伊藤房代 登壇）

○17番（伊藤房代） 議席番号17番、公明党、伊藤房代でございます。令和8年第1回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

今回、私は大きく分けて3点の質問をさせていただきます。

1点目、物価高対策について、2点目、防災対策について、3点目、投票率の向上について質問いたします。

まず、1点目、物価高対策について質問いたします。

（1）物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業について、今後の予定について伺いいたします。

現在、食料品をはじめとする生活必需品の価格は依然として高止まりし、物価高の長期化

により市民生活は厳しい状況が続いています。地域経済の回復は道半ばであり、物価上昇に伴うコスト増が事業活動の継続を困難にする事例も見られます。

こうした中、令和7年12月16日、国会において令和7年度補正予算が成立し、重点支援地方交付金推奨事業メニューは全国で2兆円に拡充されました。重点支援地方交付金は、食料品価格などの物価高騰の影響を受けた生活者などに対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援を行うために交付されるものであり、その活用については、市民生活の緊急的な支援の手段として極めて重要です。

今定例会において、旭市でも令和7年度補正予算に盛り込まれましたが、生活者支援への物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業について、その内容と今後の予定についてお伺いいたします。

2点目、防災対策について質問いたします。

(1) 地震による火災を防止する一方策として有効な感震ブレーカーの設置・購入に対する支援制度はあるのかお伺いいたします。

大規模地震時における電気火災の発生状況について、過去の大規模地震被害では、阪神・淡路大震災では、地震火災139件のうち電気火災が85件、東日本大震災では、地震火災108件のうち電気火災が58件、首都直下地震被害想定では、阪神・淡路のおよそ7倍の焼失棟数、南海トラフ地震被害想定では、阪神・淡路のおよそ22倍の焼失棟数となっています。

具体的な火災事例として、地震発生時に使用していた電気ストーブが転倒し停電、復電後転倒状態のまま電気ストーブの加熱が始まり、発熱部と接触していた布団から出火。また、地震により建物が一部倒壊するとともに停電し、復電後、屋内配線の地震により損傷を受けた部分で短絡し出火などがあります。

地震時の電気火災の発生を抑制するためには、避難時にブレーカーを落とすなど電気を遮断することが有効であるが、大規模地震における避難時は緊迫した状況であり、ブレーカーを自ら落とすという行動が困難な場合がある。このほか、避難行動要支援者などにおいて分電盤のブレーカーを落とすことが困難な場合や、外出時に地震が発生した際などは電気を遮断できない状況が起こり得る。

感震ブレーカーは、一定の震度において自動的に電源を遮断できる装置であり、地震時の電気火災の抑制に効果がある。

市では、地震による火災を防止する一方策として、感震ブレーカーの設置・購入に対する支援制度はあるのか、お伺いいたします。

(2) 感震ブレーカーの普及を促進するための取組についてお伺いいたします。感震ブレーカーを普及促進するために、これまで旭市ではどのような取組をされてきたのか、お伺いいたします。

3点目、投票率の向上について質問いたします。

(1) 投票率を上げるための取組についてお伺いいたします。旭市では、投票率を上げるための取組としてどのようなことをされているのかお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員の一般質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 私のほうから、大きな1項目め、物価高対策についてご回答申し上げます。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業、本市では三つを予定しております。それぞれ事業内容と今後の予定についてご回答申し上げます。

一つ目が、旭市物価高騰対策臨時特別給付金給付事業といたしまして、全市民に対し、市民1人当たり1万1,500円の給付金を支給いたします。

今後の予定でございますが、本予算成立後速やかに市民の方へ給付手続を開始し、5月からの支給を予定しております。

二つ目です。プレミアム付旭市共通商品券発行事業といたしまして、市内の商店等で利用できるプレミアム率20%の商品券を発行いたします。こちらは、ワンセット1万2,000円分を1万円で販売するもので、発行予定数は2万2,000セット、1世帯5セットまでが購入可能となります。

今後の予定でございますが、5月に入りましてこの事業内容について周知を図りまして、往復はがきにより購入の申込受付を開始いたします。申込みの締切りは5月の15日で、申込み多数の場合は抽せんを行い、6月下旬までに当せん、落せんのはがきが手元に届くように通知いたします。当せんされた方は、7月1日から7月10日の10日間で希望された市内の郵便局で商品券を購入していただく流れとなります。商品券の使用期間は7月1日から12月31日までの6か月間となります。

三つ目です。水道料金の減免になります。こちらは、水需要の多い夏の時期に、水道基本料金2か月分の減免を予定しております。1か月当たりの減免額、2か月分で税込み4,620円、対象件数はおよそ2万1,500件を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 消防長。

○消防長（常世田昌也） 私からは、2項目め、防災対策について、（1）（2）について回答いたします。

まず、（1）の支援制度についてでございますが、旭市の現状といたしましては、感震ブレーカーの設置・購入に対します補助金等の支援制度は行っておりません。

続きまして、（2）感震ブレーカーの普及を促進するための取組についてでございますが、国の示す感震ブレーカーの普及促進に関する考え方におきましては、地方公共団体の防災部局のみならず、電気関係事業者や住宅関連事業者等の関係者と連携し、普及促進体制を構築されることが必要とされております。

旭市におきましても、地域防災計画を所管する防災部署、これが中心となりまして、関係機関と連携を図りながら、それぞれの役割を明確にした協力体制の構築に努め、実効性のある普及促進を図ることが重要であると考えます。

消防本部としましては、その体制の下、通電火災防止の観点から、市民への普及啓発に積極的に取り組んでいるところでございます。取組内容といたしましては、市ホームページや市広報紙に通電火災防止のための感震ブレーカーの必要性やチラシなどを掲載しております。また、市内イベント会場等において、感震ブレーカーの設置に関するアンケート調査や啓発活動、これを実施しておるところでございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 総務課長。

○総務課長（向後 稔） それでは、総務課からは3項目めの投票率の向上についてお答えいたします。

民主主義の基本は、市民の意思を政治に反映することであり、民意を正しく反映させるために、選挙での多くの投票、投票率の維持が大切であると考えております。

そこで、平成28年の総務省の調査で、子どもの頃に親が行く投票に付き添ったことがある有権者は選挙への関心が高く、投票に行く傾向が強いことが示されていることから、令和7年3月の千葉県知事選挙から、新たな選挙啓発として、親子で一緒に投票所に訪れてもらえるよう、千葉県選挙管理委員会と共に子ども向けの啓発物資を配布しております。今年度実施した選挙でも、記念証、塗り絵付折り紙、ラムネ菓子を親子で投票所に訪れたお子様に配布したところでございます。

こういった取組や、これまで実施しています高校生向けの主権者教育などを継続していくことで、正しく選挙を理解し、若者に政治に関心を持っていただくよう努め、投票率の向上に結びつけていきたいと考えております。

今後も、投票率向上に対し効果的な改善策について、千葉県選挙管理委員会や近隣市選挙管理委員会からも情報収集し、研究してまいります。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○17番（伊藤房代） それでは、何点か再質問させていただきます。

1点目の物価高対策の（1）については、一日も早く、この3事業が無事故で実施できるようにお願いをして、次の質問に移らせていただきます。

2点目の防災対策についての（1）のところでございますが、設置・購入に対する支援はないということでありますけれども、再質問で、感震ブレーカーのタイプと特徴について伺いたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 回答いたします。

感震ブレーカーには三つございまして、まず分電盤に内蔵されている分電盤タイプ、それと2点目としまして、コンセントに差し込むコンセントタイプ、それとブレーカーにばねやおもりを取り付ける簡易タイプのものがございます。

分電盤タイプとコンセントタイプのものは、センサーが地震の揺れを感知し電気を遮断する構造となっており、簡易タイプのものにつきましては、地震の揺れによりブレーカーに取付けたばねの作動やおもりの落下によりブレーカーをオフにして電気を遮断する構造となっております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○17番（伊藤房代） 例えば分電盤タイプ、またこの3種類の金額的なものがもし分かりましたらお願いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時21分

○議長（宮内 保） 再開します。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 失礼しました。

まず、分電盤タイプ、内蔵型でございますが、こちらが標準的なもので5万円から8万円かかると言われております。また、分電盤タイプには、今のは内蔵型ですが後づけ型というのもありまして、分電盤タイプの後づけ型であれば約2万円ということであります。それと、コンセントタイプにつきましては5,000円から2万円ぐらいでございます。それと、簡易タイプ、こちらはぶら下げるようなものですが、これは3,000円から4,000円程度というものでございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○17番（伊藤房代） ありがとうございます。

それで、選択方法に関する考え方についてお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 選択方法の考え方につきましては、工事の有無、また費用、信頼性の3点が挙げられます。

分電盤タイプにつきましては、一定の揺れを感知した場合に全ての電気を遮断する機能がついたもので、取付けには電気工事が必要となり費用の負担が大きくなりますが、作動に対する信頼性が高いタイプとなります。

次に、コンセントタイプでございますが、電気工事が不要なものが必要なものがあり、信頼性も高く、分電盤タイプと比較すると費用の負担が低いものの、一般的には設置したコンセントのみを遮断するものとなります。

最後に、簡易タイプですが、こちらは工事が不要であり、数千円と費用の負担が少ないものの、購入者自らがブレーカーに設置するものであり、正しく設置できない場合には作動に信頼性が持てないものとなります。

これらの特徴を考慮した上で、各家庭や建物の状況に合うものを選択していただくこととなります。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○17番（伊藤房代） ありがとうございます。

購入に対する支援は今ないんですけども、例えば高齢者がいる世帯や要介護者がいる世帯を優先にまずは支援ができないか。全部ではなくて、まずは高齢者だとか、また要介護者がいる世帯を優先に支援ができないか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 支援制度につきましては、感震ブレーカーは、個別の火災予防にとどまらず、地震時の同時多発火災を抑制し、被害の軽減を図る予防策、減災対策であります。また、住宅の電気設備や構造に関わる内容でもあります。

このことから、防災担当部署が中心となり、地域防災計画との整合性を図りながら、住宅政策や電気事業者など、関係部署、関係者と連携をして制度の設計、普及促進を総合的に進めることが必要であると考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○17番（伊藤房代） ありがとうございます。時間がかかるとは思いますけれども、よくその辺はまたいろいろな各関係部署と連携を取って、感震ブレーカーのこういうすばらしいんだというものを、皆さん、まずはどこか1か所からできたらいいのかなと思いますので、よろしくお伺いいたします。

では、次に移ります。（2）の感震ブレーカーの普及を促進するための取組については、今後も防災会議だとか、また自主防災組織への呼びかけだとかを徹底していただければと思いますので、次に移ります。

3点目の（1）の再質問をさせていただきます。

今いろいろな自治体で、投票率を上げるための工夫として、有権者の来場を待つ投票所から有権者のいるところに出向く投票所という発想の転換が投票率向上につながる考え方です。

そこで、例えばイオンタウン旭や旭農業高校、また東総工業高校でも期日前投票所が設置できないかお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 期日前投票所の設置には、二重投票防止のため、投票管理システムと通信安全性の高い回線の確保が必要不可欠となります。技術的には、これら要件を満たせば、イオンタウン旭や市内の高等学校に期日前投票所を設置することは可能と考えております。しかしながら、現在、市には四つの期日前投票所を設置しておりますので、投票所の数としては充足しているものと判断しております。

また、新たに増設するとなれば、投票立会人、投票事務従事者の確保のほか、ほかの投票所との配置バランスなどを含めて十分な検討が必要と考えております。

期日前投票所の増設の課題や制約については簡単に解決できないものもございますが、先進的な取組に関しては従前から情報収集に努めておりますので、必要に応じて、新たな取組を速やかに導入できるよう、継続して研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○17番（伊藤房代） 難しいといえば難しい、でも決意して、よしというふうに思って、イオンタウン旭や旭農業高校、また東総工業高校でも期日前投票所が設置できたら、さらに投票率がアップするのではないかと思いますので、これは要望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

伊藤房代議員は自席へお戻りください。

以上で本日予定しました一般質問は終了いたしました。

○議長（宮内 保） これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は4日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時27分

令和8年旭市議会第1回定例会会議録

議事日程（第4号）

令和8年3月4日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（18名）

1番	金澤雅哉	2番	高橋美千子
3番	戸村ひとみ	4番	常世田正樹
5番	伊藤春美	6番	伊場哲也
7番	平山清海	8番	崎山華英
9番	永井孝佳	10番	井田孝
11番	島田恒	12番	片桐文夫
13番	遠藤保明	14番	宮内保
15番	飯嶋正利	17番	伊藤房代
18番	木内欽市	19番	松木源太郎

欠席議員（1名）

16番 宮澤芳雄

説明のため出席した者

市長	米本弥一郎	副市長	柴栄男
教育長	向後依明	秘書広報課長	寺嶋和志
行政改革推進課長	椎名実	総務課長	向後稔
企画政策課長	榎澤茂	財政課長	池田勝紀

税 務 課 長	多 田 仁	市民生活課長	齋 藤 邦 博
環 境 課 長	大八木 利 武	保険年金課長	大 網 久 子
健康づくり 課 長	黒 柳 雅 弘	社会福祉課長	向 後 利 胤
子育て支援 課 長	八 馬 祥 子	こども家庭 課 長	石 橋 康 司
高齢者福祉 課 長	椎 名 隆	商工観光課長	金 杉 高 春
農水産課長	伊 藤 弘 行	建 設 課 長	齊 藤 孝 一
都市整備課長	飯 島 和 則	会 計 管 理 者	戸 葉 正 和
消 防 長	常世田 昌 也	上下水道課長	向 後 哲 浩
教育総務課長	飯 島 正 寛	生涯学習課長	江波戸 政 和
スポーツ振興 課 長	林 甲 明	監 査 委 員 長	杉 本 芳 正
農業委員会 事務局 長	金 谷 健 二		

事務局職員出席者

事 務 局 長 穴 澤 昭 和

開議 午前10時 0分

○議長（宮内 保） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（宮内 保） 日程第1、一般質問を行います。

◇ 永 井 孝 佳

○議長（宮内 保） 通告順により、永井孝佳議員、ご登壇願います。

（9番 永井孝佳 登壇）

○9番（永井孝佳） おはようございます。議席番号9番、永井です。

新たに4年間任期をいただきましたので、これからも誠心誠意頑張りたいと思います。よろしく願いいたします。

では、本日質問いたします内容は3項目4点になります。

まず1点目、その前に、今回選挙がありまして、市民の方といろいろ触れ合う機会が多かったです。その中で一番多かった三つのご意見とかご提案を今日は質問させていただきます。

1点目は、区の在り方についてです。

区の加入率は年々下がっていると認識しております。以前の一般質問で、平成29年度は62.1%、令和3年度は59.4%と回答いただきました。世帯数が増えているというのもあると思うんですけども、総体的に見れば人口も減っている。区の加入率も減っているという現状がありますので、その区の現状が分かるデータを最初にお示しいただきたいなと思います。

2点目は、消防団の在り方についてです。

消防団のことは、本来なら消防委員会とか消防本部とかが決めていただければいいと思いますが、私も実はまだ現役の消防団員で、周りに消防団がいっぱいいますので、そこから意見をたくさんいただきます。その意見をぜひこの議会の場でお伝えできればなと思っております。

では、1回目の質問としましては、現在進めています消防団の統合計画の概要をお伺いいたします。

3番目は、環境美化についてお伺いいたします。

これも、私は散歩が趣味なんですけれども、散歩をしているとごみがいっぱい散らばって、すごく嫌な気分になるんですね。市民の方からも、ごみのポイ捨てとか、あとは漁港がすごく汚いとか、あとは決まった場所にごみを捨てる方がいて、そういう状況を見ると、市で何か対応してほしいなという思いがございます。あとはペットのふん尿の放置とか、そういうのも対応していただきたいなど。

調べてみたところ、市には旭市環境美化推進に関する条例というものがありません。ですけども、そんなに皆さんに知られていないと思いますので、その概要というか、取組内容をお伺いいたします。

続きまして、3番の(2)ですね。側溝清掃につきまして、道路脇にある排水溝ですね。こちらは、基本的には区が中心となってどぶさらいをして、それで上がった汚泥は行政が回収していただけるということになっておりますけれども、近年は地域の実情も変わって、地域住民だけでは対応が困難なケースも多々見られるようになってきましたので、その一つのケースとしまして、農地だったり、あとは住民が住んでいないところの側溝ですね、そこに汚泥がたまった場合、どのような対応を行政は取っていただけるか、その辺をお伺いしたいと思います。

以上、3項目4点になります。よろしくお願いいたします。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員の一般質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 総務課から、まず1項目めの区の在り方についてお答えいたします。

区の加入状況についてですが、現在市内の行政区の数は146区あり、そのほかに自治会と称される区に準ずる団体が9団体存在しております。そして、令和7年4月現在の区の加入状況ですが、加入世帯数は1万5,139世帯、全世帯数に対する加入率は55.1%となっております。加入世帯数、加入率はこれまでと同様に減少傾向にあります。

以上です。

○議長（宮内 保） 消防長。

○消防長（常世田昌也） 私からは、2項目め、消防団の在り方について、（1）今後の消防団組織の体制についてご回答いたします。

消防団組織の再編成につきましては、昨今の就業形態の変化や人口減少に鑑み、第5次旭市行政改革アクションプランに沿って、令和7年度から令和11年度の5年間で実施をされます。

当計画では、消防団の部数を47箇部から31箇部に再編し、団員定数を769名から550名に改正する予定でございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 環境課長。

○環境課長（大八木利武） 私からは、3、環境美化についてお答え申し上げます。

初めに、（1）旭市環境美化推進に関する条例に基づき、市ではどのような取組を行っているかについてお答え申し上げます。

旭市環境美化推進に関する条例では、市民等の責務として、空き缶や吸い殻等をみだりに捨てないこと、土地の所有者等の責務としては、空き缶や吸い殻等の散乱を防止するため、その土地に必要な措置を講じることとなっております。また、ペットのふん尿被害につきましては、飼い主がペットのふん尿を適切に処理することとなっております。

市といたしましては、被害に遭われている住民の方や土地の所有者に不法投棄禁止の看板やペットのふん尿被害防止の看板を配布しておるところでございます。また、ポイ捨てやふん尿の被害の状況に応じまして、原因者が分かった場合、関係機関と連携しまして、改善につながるよう指導を行っているところでございます。

続きまして、（2）の側溝清掃に関して、住民がいない場所での側溝清掃はどのように対応しているかについてお答えいたします。

農地や住民が住んでいない地域について、大雨などにより道路や側溝へ土砂が流出した場合、まずは土地の所有者や耕作者の方に速やかに撤去をお願いしているところでございます。

なお、土地の所有者や耕作者による側溝清掃や土砂撤去が難しい場合は、側溝の詰まり具合などを勘案しまして、状況に応じて市のほうで対応しているところでございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） では、続けて再質問をさせていただきたいと思います。

徐々に55.1%と減っているということでもあります。これは仕方ないのかなという面もありますけれども、基礎自治体としてこの区がなくなってしまうと困る部分も多々あると思います。区では、様々な活動や役割を果たしていると思いますけれども、役割や負担が区に入っている人に偏っていて、不公平だという意見を多くいただきます。

今回は、その不公平な実態にスポットを当てていきたいと思うんですけれども、まず2回目の質問としましては、町内会に選出をお願いしている役職はどのようなものがあるかをちょっとお伺いしたいと思います。市とか市の外郭団体などで役員を出してもらいたいときに、区に出してくださいとお願いしていることがあると思いますけれども、どんなものがあるかをまず教えてください。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 区に役員選出を依頼しているものとしましては、民生委員、児童委員、青少年相談員、交通安全指導員などが挙げられます。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 主なものを今挙げてもらったんですけれども、そのほかにももっとたくさん、いっぱいあるように認識しております。この役員を探すというのもとても大変で、その年の区長なんかは自分も区長で大変なのに、次の選出をするのにすごく歩き回って、頭を下げて探しているという現状がございます。こういった区に入会するとこういう役職も回ってきますので、それを避けられて区に入らないという、そんな意見もございます。

そこで、これは区から以外にもこの役職というのは選出しているのか、その実態が分かるようなケースがあれば教えていただきたいと思います。区以外からこの役員が選出されているケースがあるかどうか、その辺を教えてください。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 先ほどご回答した区に推薦依頼している民生委員などは、地域での活動が主体となることから、各地域の区長に推薦を依頼しているものがございます。基本的には、各地区で選出によるものと認識しておりますが、中には一部例外的に選出された場合もあるのではないかと考えております。

令和7年度に実施しました国勢調査につきましては、調査員の選出を各区にお願いをしましたが一部推薦をいただけず、市で調査員を確保した事例もございました。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 国勢調査とか区以外から選出したこともあるということですけども、逆に言えば大体区から出ている人、ほとんどがそういう方だと思うんですね。そうすると、やっぱり不公平だなと思うんですね。区に入ったら、そういう役まで回ってくると。

ですので、この選出方法というのは変えられないかなと個人的には思うんですけども、その辺のご見解をお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 各種役職員の選出には、区の加入までを前提とはしておりませんが、地域で活動される方の推薦をお願いするとなると、どうしてもつながりのある区の加入者に限定されてしまうのではないかと考えております。これまでも青少年相談員などの役職については、委員定数の削減など負担軽減に努めておりますが、地域ごとの活動を考慮しますと、区へ頼らざるを得ないというところがございます。

選出方法としては、区の推薦以外にも公募なども考えられますが、応募者がなく成り手がいない場合には、その活動自体が困難になることも想定されますし、隣接地域の役員への負担が増大するというものも考えられます。今すぐの効果的な選出方法の提示はできませんが、役員の選出負担だけでなく、その役員負担の軽減も考慮しながら各種役職員について検討を進めていきたいと考えております。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） とても大変なことだと思いますけれども、少しでもよくなるようにご検討をお願いしたいと思います。

スポーツ推進委員なんかは、辞める方が新しい方を探してくるみたい、そんなユニークな手法を取っているところもあるみたいです。そうすると、また今役職に就いている人の負担がさらに増えるということで、それもバランスが悪いかもしれないですけども、難しいと思いますけれども、ちょっと頭の隅に置いていただきたいと思います。

あとは、今までは加入率が結構高かったのが不公平感もそんなに表面化してこなかったんですけども、どんどん減ってくると、限られた、例えば今は55%ですけども、これが

50%、45%に下がってくると入っている人のほうが少なくなるわけですね。その中からさらに役職が固まってしまうとなると、もっと厳しくなってしまうのかなと危惧しております。

では、次の質問は、区はほかの作業もやっていると思いますけれども、行政がお願いしたり、行政と一緒にやっているようなボランティアとか活動がございましたら教えてください。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 区のボランティア活動は、地域によって大小様々あると思いますが、市全域で活動されているものとしては側溝清掃やゴミゼロ運動が挙げられます。このほか地域によっては、海岸清掃など美化活動を実施しているところもあると認識しております。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 側溝清掃、最初に言いましたけれども、そんなものも区が中心になってやっている場合が多いということです。これもやっぱり、ゴミゼロもそうなんですけれども、区に入っていない人もぜひぜひやってもらいたいので、ぜひ周知のほうとかも区だけではなく、区に入っていない方にも周知していただけるとありがたいなと思っております。

今までは、役職とかあとは労力とかそういう負担に不公平を感じているという内容だったんですけれども、次はお金、金銭面に対して不公平を感じているという意見をいただいております。区が負担している寄附金とか分担金とかがあると思うんですけれども、これ強制ではないんですけれどもいろいろございます。市がある程度関与しているものなどありましたら、というか把握しているものがありましたら教えてください。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 区が支出している寄附金、共同募金などは、代表的なものとして歳末たすけあい募金、赤い羽根募金などがございます。また、分担金として各区長で組織する旭市区長会の負担金などもございます。そのほか、区が支出している費用としては、集会所の維持管理費や区の活動経費などもあるものと認識しております。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 各種分担金とか寄附金とかがあります。これが意外と、1軒幾らとか書いてあるので、意外と重いんですね。例えば軒数掛ける800円とか、軒数掛ける400円とか、

これ任意のはずの寄附なんですけれども、その目安として書かれているんですね。

前も、すみません、私一般質問で言ったんですけれども、区長とか大体任期1年とかでやっているんで、前例踏襲で前の年に払っている額、あとは目安に書かれている額を払うんですけれども、ちょっと1軒800円、1軒400円、それが年間4回ぐらいあるので、1軒2,400円とかになるんですね。これ、区費1万円ぐらい集めているところだとしたら4分の1、6,000円ぐらい集めているところだったら、半分近くになってしまうんですね。

ですので、この寄附が区の財政に与えている負担というのが多少あります。ですので、市のほうでこの軒数掛ける何百円という記載をなくす方向にできないのかなと。各種団体をお願いできないのかなと、その辺のご見解をお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 金額の記述につきましては、区への共同募金の協力依頼において、議員おっしゃったように募金額の目安として示されているものと思います。これに対しまして、1軒幾らとか半ば強制的に請求書のような形で捉えられてしまったのしたことかと思いますが、あくまで募金は任意の活動となります。

募金や寄附の行動は、社会貢献活動の一つでもありますので、区としての積極的な参画をお願いしているものでございます。1軒幾らとかそういう請求書のように捉えられてしまうような表現につきましては、市が指導できる立場にないものもございまして、市が関与できる部分については表現方法の工夫を検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 分かりました。任意団体からの寄附金で金額は自由ということですので、市が言えないという部分もあると思っておりますけれども、今言った部分というのは、例えば区長会とかで、これは任意ですので、区の財政状況に合わせてお納めくださいとか一言言ってもらおうとか、端っこに書いておいてもらおうとか、そうすると区長も区の財政、区費を上げてまで払うものではないというのはちゃんと認識していただけるのかなと思っておりますので、その辺の工夫をぜひお願いしたいと思っております。

続きまして、防犯灯のほうにいきたいと思っております。区の在り方についての防犯灯ですね。

防犯灯は、区の要望で行政に設置していただき、メンテナンスはしていただけるんですけれども、電気代は区が持っております。しかし、街灯って区に入っていない人ももちろん恩

恵がありますので、区に入っている人だけが払うのはちょっとおかしいのかなと思っております。かといって全部出せとは言わないので、防犯灯の電気代の一部を市に負担いただけないか、その辺のご見解をお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 防犯灯につきましては、旭市防犯灯の設置及び維持管理に関する要綱に基づきまして、市と区でそれぞれ役割を持って設置及び維持管理を行っております。防犯灯の設置及び修繕に関する費用は市が負担し、維持管理のうち電気料金を区及び自治会等に負担をいただいているところでございます。

防犯灯は、区からの申請に基づいて毎年数十基を増設しております。令和7年4月1日現在では全体で5,573台が市内全域に設置されております。今後、電気料金を市で負担したり各区へ助成していくことは、市全体のバランスやこれまでの設置経緯に基づく負担の公平性を考えますと、今すぐに電気料金を市で負担していくことは難しいものと考えております。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 分かりました。電気代の負担は直ちにはできない。設置した理念からちょっと難しいという回答だったんですけども、私が住んでいる区だと30基ぐらいつけていただいている、年間7万円ぐらいの負担になっております。これが地域に200軒ぐらいあったら109軒で賄っているわけなんですね。その辺の不公平感がどうしても出てしまうということで、電気代で払えなくても、区にちょっとした行政から入っているお金があれば区の方も納得するのかなと。違う形でお金を頂けないかなということで、行政連絡事務委託料とか何かあると思うんですけども、そのほかにも市から区に入っているお金などあれば教えてください。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 今議員おっしゃった行政連絡事務委託料は、市が市民に対する行政事務連絡を徹底するために、区等に委託して、その委託料として各区に支払っているものでございます。

このほかに、区の活動への支援としましては、自主防災組織の結成や活動に対しての費用補助、集会施設の設置・修繕への補助、コミュニティ活動に必要な設備、祭り用備品の購入など、そういったものへの助成、ゴミステーションの設置補助などが挙げられます。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 行政連絡事務委託料は、配布物ですね、配る手数料として、委託料として払っているということですが、お金に色はついていないので、入ってくれば区の財政は助かるという感じですか。

それで、こういう状況、するとやっぱりデメリット、入ると労力があつたり、入るとお金が取られてしまったり、そういうことで区に入りたいと思う人はまず少ないのかなと思っ
ているんですけれども、このままだと区から抜ける世帯が増えていきますし、さらには高齢化が進んでいます。独り暮らしのお年寄りや高齢世帯ですね。そういう世帯が多いですから、遠くない将来に区は厳しい状況に突入すると推測されます。

10年後の区の加入率が例えば40%台に落ちていることも考えられると思うんですけれども、町内会がこのまま減り続けた場合の対応をどのように考えているかをお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 人口減少や地域世帯の年代構成の変化、連帯意識の希薄化などに伴いまして、区への加入世帯が減少して、今後の区の活動に支障を来すのではないかと多くの区長が心配していることは、旭市区長会を通じて認識をしております。また、区への加入・未加入で生じる不公平感があることも認識しております。

しかしながら、区や自治会の役割というのは、地域に住む人たちが自主的に結成して、地域の課題や問題の解決に取り組んで、互いに助け合いながら住みよいまちづくりを目指して活動していくところにあると思います。地域の消防団や防犯活動、地域で行う側溝清掃やゴミゼロ運動などもその一つではないかと思っております。

未加入世帯に対しましては、これら区の役割や活動をご理解いただくように区としても努力していただきまして、加入に結びつけていただくことがその不公平感の解消や今後の区の存続にもつながるものと思っております。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 今の感じだと、区が加入者を増やすように頑張れと聞こえるんですけれども、そんな人は多分いなくて、じゃ、俺やめちゃおうと、そっちのほうが金払わなくていいし、役やらなくていいし、やめちゃおうという人が多いと思うんですね。ですから、今回

何かメリットを増やしてほしいということで提案をいたしました。

でも、課長の立場でも難しいとは思いますが。私が独裁者だったら、区に対して1軒5,000円ぶち込んで、区のほうがメリットあるでしょうと、それで増やすとは思いますが、ちょっとそれは極端な非現実的だったんですけれども、メリットもデメリットもなければ若い人は区に入ろうとは思いません。ですので、これからもっと衰退していつてしまうのかなと思っております。このまま放置するようでしたら、区が消滅してもやっていけるような体制を、行政側には考えていつてほしいなと思っております。

ちなみに、私は税金で全部を賄うような、そういうつながりのない社会はあまり望んでおりません。できたら、地域のつながりを残していただき、このまちをみんなで支えるような、まさに市長が掲げるチーム旭でいけるように願っておりますので、今後も区長会の声などに耳を傾けながら、できる範囲で構いませんので対策をよろしくお願ひいたします。

では、2番目の消防団の在り方について再質問をさせていただきます。

47箇部を31箇部に減らすということです。47箇部といいますと消防団が47団あるんですね。それを31団にするということです。今、成り手も不足していますし、縮小はやむを得ないかなと私も考えております。

それで、消防団の再編によって消防団員報酬とか出動報酬額の見直しも検討または予定しているのか、この辺をお伺ひしたいと思ひます。ちなみに、今は一般団員ですと年額報酬2万5,000円を頂いております。国のほうで目安みたいな、目安というか目標額みたいなのがあつて、それが3万6,500円と聞いておりますので、その辺の予定とかありましたら教えてください。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 現在、当市の消防団員報酬、出動報酬ともに、国が示しております基準額と差異がある状況でございます。各報酬額につきましては、今後の再編と並行し検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 確かに2万5,000円で、年間というのはちょっと安いのかなと私も思ひます。お金のために言っているわけではなく、それなりに結構活動量も多いですのでね。その辺をちょっと配慮いただければなと思ひます。

その年額報酬のほかに出動報酬というものがあるんですけども、この出動報酬が1回出動すると6,000円割る出動した人数という感じになっているんですけども、この人数で割る理由を教えてください。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例では、消防団が火災及びその他の災害に出動した際に支給される出動額は1部1回6,000円となっております。令和6年度より消防団の各報酬が個人支給、これになったことから出動報酬6,000円は出動人数で割った金額を個人に支給しております。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 部に入っていたものが個人報酬になったので、人数で割るという単純なことだと思うんですけども、これもちょっとおかしな話で、例えば3人で出たら1人2,000円、10人で出たら1人600円ということになります。多く出たら出動報酬が減ってしまうので、この辺はちょっといびつなかなと考えております。ですので、できたらこの辺も是正していただきたいなと思います。

結構都会のほうですと、この出動報酬が結構高くて、1人8,000円なんて出しているところもあるんですね。そういうのは求めていませんけれども、10人出たら600円というのはちょっと出動報酬としては安いのかなと思いますので、ちょっとその辺もご考慮いただきたいなと思います。

次の質問としましては、消防団員の出動報酬の中なんですけれども、本部役員、役職ですね。消防車に乗って出動するのではなくて、個人で行く人たち、役員がいるんですけども、その方には出動報酬が今支払われていないと思うんですけども、その辺の理由について伺いたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例では、消防団が火災及びその他災害に出動した際に支給される出動報酬は1部1回6,000円となっております。本部役員はこの「部」に属していないため、支給対象となっております。しかしながら、警戒または訓練に出動した際の出動報酬につきましては1人1回1,000円となっている

ことから、本部役員にも支給をしておるところでございます。

現在、近隣市町では本部役員にも出勤報酬が支給されているということから、今後当市においても条例改正等の検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 前向きなご回答をいただき、ありがとうございます。本部役員のほうが責任も重いですし、あと自家用車で現場へ行っていますので、ぜひぜひ前向きにご検討をいただきたいと思います。

では、次の質問なんですけれども、消防団員の中でも一生懸命やっている人と全く出てこない人がいます。全く出てこない人にも、先ほど言った年額報酬2万5,000円が個人口座に振り込まれている状況だと思います。活動にあまり参加されていない人の数を把握していたら教えてください。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 令和6年度の出勤報酬を基に、団員個々の活動参加件数を抽出しました結果、活動参加ゼロ件、これの団員が41名、活動参加1件から2件の団員は59名でございました。

なお、この数値につきましては、出勤報酬からの抽出でございますので、消防団各部が独自で行っております地域行事や水利点検等の参加件数については含まれておりません。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 個々の活動については把握していないということでしたけれども、大体訓練も火事場にも出てこないやつは水利点検も出てこないと思いますので、この100人というのはほぼほぼあまり出てこない幽霊部員みたいなものなのかなと思います。700人中100人、これ出てこないのに活動報酬を払っているのはもったいないので、こういうところはもう切っていて、コンパクトにやる気のある人材だけで団を運営していったほうがいいのかと考えております。

続きまして、消防庫の水道代とか電気代なんですけれども、現状ですと年間幾らと頂いて、その中で水道代、電気代に充てているんですけれども、ちょっと足りないんですよ。ですので、こういう、今は個人に報酬が支払われていますので、その電気代、水道代を払うため

に、またちょっと集めなくてはいけないという現状がありますので、そういうところを行政側で持っていただけないかなという、その辺のご見解をお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 消防庫の光熱水費につきましては、現在消防団各部に施設管理補助金としまして年2万円を支給しております。この金額は、消防団活動で使用した電気及び水道料金を想定しておりますが、議員おっしゃるとおり、試算上ちょっと不足している状況でございます。

近隣市では、施設管理費を年2万円から年4万円に改定した市や光熱水費を全て負担している市などもあることから、今後当市においても検討する必要があると考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） ご検討をお願いいたします。

消防団の報酬、年額報酬と出動報酬を上げてほしいと言っていたんですけども、ご検討いただけるということですけども、すみません、もう一度質問していいですかね。これから再編があります。人数が減りますということで、団員報酬とか出動報酬を増額することはできないか、その辺をお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 消防団員報酬、出動報酬ともに、国が示している基準額と比較しまして、報酬額の改定をはじめ、支給単位を1部1回から1人1日に改正するなど、今後の組織再編と並行し検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） では、次はちょっとここが一番私言いたかったところなので、文章を書いてきましたので、読ませていただきます。

消防団は言うまでもなく、火災対応のみならず、風水害対応、行方不明者捜索、防災訓練、地域防災啓発など、市民全体の生命、財産を守る極めて重要な役割を担っております。その活動は、特定の地区や自治会のためではなく、市民全体の安全・安心のために行われている公共性の高いものであります。

しかしながら、現状では消防団活動を支える財源の一部として、いわゆる地域協力金が存在し、多くの場合区や自治会に加入している世帯からのみ負担を求めているケースが見受けられます。ここに幾つかの課題があると考えております。

第1に、消防団の活動は全市民を対象としているにもかかわらず、実質的な財政負担が自治会加入者に偏っている点です。自治会未加入世帯が増加する中で、負担の公平性という観点から課題が生じております。

第2に、消防団員は法律上、非常勤の特別職、地方公務員であります。公務員として活動しています。そのような立場にある団員が、公務の遂行を前提として地域から協力金を受け取る現在の構造については、制度上、法的解釈上、グレーな側面を指摘する声もあります。本来、公務に対する対価は自治体が責任を持って報酬として支払うべきものであり、地域の善意や慣習に依存する仕組みは長期的には持続可能とは言えません。実際、消防団員の報酬や出動手当が十分とは言えない現状があり、その不足分を地域協力金に依存して補っている実態があるのではないかと考えております。

私は、将来的には地域からの協力金という仕組みを見直し、消防団員の活動に必要な経費は自治体の責任として団員報酬や公費によって一元的に賄う形が望ましいと考えております。しかしながら、財源確保が大きな課題であることも理解しております。

そこで、一つの考え方として、消防団活動が市民全体の利益に資するものであるならば、自治会ではなく市民全体で広く支える仕組み、例えば法定外税として徴収できないか、その辺のご見解をお伺いしたいと思います。

ちょっと長くなりましたけれども、公益性があるものですので、その協力金、地域からもらうのではなくて、例えば住民税に500円足して広く賄えないかなと。今、多いところだと3,000円とか1軒からもらっているところもあるんですよね。それを薄く広く集められないかな。税金という形でなくてもいいし、今の一般財源から出してもらっても全然構わないんですけれども、その財源がない財源がないといつも言われているのであれば、広く浅く取れないかなと。その辺の法的にできるかできないかとか、その辺だけでも教えていただけると。よろしく申し上げます。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 消防団員報酬の財源としまして、法定外税、これによる徴収につきましては、全国的に見ましても例がないことでもありますので、これによる徴収は非常に難し

いと考えます。また、団活動費におきましても、各部で使用目的や使用方法が異なっているから、これも併せますと法定外税等による徴収は非常に難しいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 先ほどから改定していくと前向きな回答をいただいていますので、徐々にでも上げていただければ、そのうち地域からお金をもらわなくても活動できるのかなと思っていますので、徐々にでも構いませんので、一步一步前に進めていただきたいと思います。

では、次の質問としましては、消防団員の大きな負担となっているのが操法大会があります。操法大会というのは、消防に必要な技能を反復することによって体にしみ込ませて、現場で安全にポンプ操作とか、あとは筒先を扱えるようにするという目的もあります。

私も2回参加していますので、この意義は十分に理解しておりますけれども、これはコロナ前ですけれども、5月ゴールデンウィークぐらいから6月の頭ぐらいまで週に四、五回、夜間に7時から9時ぐらいまで毎日のように練習するんですよ。それがやっぱり選手にも負担だし、選手のご家族ですね。やっぱり選手となる人は若い人が多いので、子育て中の旦那さんだったりします。その方が、毎日週に4日も5日も夜帰ってこないとなると奥さんも大変ですので、その辺を忌避されて消防団に入らないという意見もございます。

でも、訓練は必要ですので、競技としてではなくて操作の習得の機会を設けるべきだと私は考えているんですけれども、ご見解をお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 今般、ポンプ操法の必要性及び訓練による負担について、全国市町村で議論されておりまして、令和6年度より千葉県大会が隔年開催となったことから、市内大会も隔年開催といたしました。また、ポンプ操法は、議員おっしゃるとおり、消防団への入団を拒む理由の一つに挙げられていることから、県や県内市町村の動向に注視しまして、今後の開催の有無を決定する必要があるかというふうに考えております。

当市では、令和7年度にポンプ操法に代わる訓練としまして、実火災を想定した消火訓練を実施したところでございます。今後、操法大会が開催されなくなったとしても、消防団活動能力の維持と団員の負担軽減を考慮した訓練を企画してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 私も、今、消防団、消防組織がどんどんよくなっているのは感じておりますので、今後もまた前向きにいろいろ進めていっていただきたいと思います。

もう一つの消防団に入りたくないというのに、消防出初め式があるんですね。これは市でやっている行事だと思うんですけども、消防団員の榮譽をたたえていただける、とてもすばらしい行事であると思うんですけども、結構外でやっているところって少なく、中でやっているところも増えてきましたので、旭市でもそのように屋内で役員と関係者と受賞者などが出席して実施できないか、その辺をお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 当市の消防出初め式は、式進行の工夫や省略によって実施時間を短縮しながら屋外で実施をしております。しかしながら、県内市町村の出初め式は屋内実施が大半となってきている動向から、今後は消防団と協議しまして屋内実施の検討も考えてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 外でやるほうがいいという意見ももちろんあると思いますので、皆さんの声を聞きながら適切にご判断をよろしく願いいたします。

続きまして、今までは消防団員減らせ、お金増やせと言ってきたんですけども、消防団が減ると大規模災害のときに人数が減って困るということもあると思います。例えば山奥で起こった火事とか中継をいっぱいしなくてはいけなくて、消防車の数も人員も必要になってきます。あとは大地震とか津波とかの後というのは、やっぱり統率の取れた大人数がいると、市としては防災力が上がると思いますので、その辺は確保しなくてはいけないのかなと思っております。

そこで、消防団員のOBを組織化することによって、それを担えないかなと考えております。これは、別に報酬とかはなくてもいいと思うんですけども、連絡網だけ用意していただいて、それでいざというときに活動を、危険ではない活動をお願いすると。そういう組織をちょっと考えているんですけども、消防長のお考えを教えてください。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 今後、消防団員の減少によって、大規模災害時には、議員おっしゃるとおり、消防団員OBの力添えが必要になる可能性は、自助・共助の観点から十分にあると考えております。また、消防団員OBの組織体制を構築する手段としまして連絡網を活用した運用は、管理やコスト的にも理にかなう提案だと思います。これらを参考に、情報管理のDX化と併せて研究をさせていただきたいと思っております。

また、災害現場で消防団員OBの方々に従事していただくために必要なこととしましては、保険の加入と訓練の実施があると思っております。災害現場では、危険な場面に遭遇する場合もあるために保険の加入は必須であります。また、団経験者ではございますが、安全に活動するためには定期的な訓練が必要になるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） もし本当に必要であれば、いろいろ調査研究していただき、今後もご検討いただきたいと思います。すごく長くなりました。すみません。

消防に対しては最後ですね。今、女性消防団員が何人かいらっしゃると思っておりますけれども、その活動状況を最後にお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 本市の女性消防団員は現在6名でありまして、主な活動は各種イベントでありますYOU・遊フェスティバルやオータムジャンボリーでの消防団PR活動や消防出初め式、また消防操法大会の運営補助を行っていただいております。

今後も、国や県が主催します女性消防団員研修会等に参加しまして、他県や他市町の活動を参考にしながら、女性消防団員の活動の幅を広げていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 6名いるということで、広報とかPRとかそちらを担っていただいているということです。適材適所ということだと思いますけれども、中には男性消防隊員と交ざって同じようにやりたいという方もあるかもしれませんので、その辺は柔軟に対応していただければと思います。

では、消防団の在り方については以上です。

時間も17分ということで、環境課長、ちょっと急ぎでいかせていただきます。ちょっと余計なことをしゃべらないようにしますね。

不法投棄の看板を設置していただいているということで、不法投棄禁止の看板、市内でもよく目にします。この間、散歩をしていると言いましたけれども、その不法投棄の看板の周りに、白い真新しいレジの袋に包まれたごみ袋が5個、10個とあったんですね。もう明らかにそれは、ここの不法投棄の看板に向かって投げている感じなんですね。もう本当、それ頭にきちゃって——すみません。ちょっと、今あれですよ。

それで、ちょっと今回質問させていただいているんですけども、このような心ない行為を少しでも減らしていくためには、より実効性のある取組が必要ではないかと考えます。そこでお伺いします。旭市環境美化推進に関する条例には罰則規定が設けられておりますが、これまで実際に適用された事例はあるかお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大八木利武） 旭市環境美化推進に関する条例では、条例に定められている事項に違反していると認められる場合、原因者に必要な措置を取るべきことを勧告し、正当な理由なく勧告に従わない場合は命令することができます。また、この命令に違反した場合、5万円以下の過料に処すとされております。

なお、今まで過料に処された事案はございません。現状、原因者が判明した場合は、環境課職員による指導や注意を行っているところでございます。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 多分多くの方が、このごみの不法投棄をした場合に5万円の過料が科されるということは知らないとは思いますが。この罰則の存在を広く周知することで、一定の抑止効果が期待できるのではないかなと思います。例えばシンガポールとかはポイ捨てすると罰金を取られるとか知られておりますよね。そうするとやっぱりきれいですし、例えば別の件になりますけれども、野焼きとかすると罰金が科されるというのが周知されて、徐々に改善傾向にあります。そのほかにも、例えば九十九里浜でハマグリを取ったら捕まるよみたいな、そういうのが知られると、今まで何の気なしにやっていた人もちょっと意識するようになると思うんですよ。そういうことからこの周知がとても大事だと思います。

このように、罰則を知ってもらうこと自体が抑止力になります。ごみの不法投棄に対する5万円の過料について、広報や看板、SNS等を活用した周知を行うことができないかお伺

いたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大八木利武） 議員おっしゃるとおり、罰則規定の周知は抑止力の一つとして有効だというふうに思います。今後、ホームページや広報紙による広報活動や立て看板にその旨を明記するなど、効果的な周知方法、検討、取組をしてみたいと考えております。よろしくをお願いします。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） ルールやマナーを守らない行為に対しては、より強い対策が必要だと考えます。そのため、監視カメラの設置などにより原因者を特定できる環境を整備することが重要ではないでしょうか。特に悪質なケースについては過料を科すなど、実効性のある対応を検討する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大八木利武） 現在、不法投棄等が多い場所には監視カメラのほうを設置しまして、不法投棄の抑止とともに原因者の特定に努めておるところでございます。過去には、原因者を特定し、地元警察と協力しながら注意勧告を行った事例もございます。また、ペットのふん尿被害の場合でありますと、保健所といった関係機関と協力しながら飼い主に対して飼い方指導を行った事例もございます。

今後ともこういったごみのポイ捨てや不法投棄、ふん尿被害を防止するために、注意深く監視のほうを続けてまいりたいと考えております。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 今までも、監視をして、注意喚起とか指導をしていただいているということで、ありがとうございます。しかし、指導や注意喚起にとどまることなく、悪質な場合には5万円の過料を適切に科し、実際の事例を積み重ねていくことでより実効性のある条例になると考えます。悪質なケースについては、ためらうことなく対応していただきたいと思っております。認識が変われば、常識も変わります。罰則の周知と確実な運用を進めることで、本市からごみのポイ捨てが減少することを期待しております。

さらに、一歩進んだ取組として、ポイ捨てをした場合には一定時間の清掃ボランティア活動を課すとか、そういった条例をつくってみても面白いのではないかなと思っております。

旭市の環境課長を怒らせたなら恐ろしい、そんなうわさが関東一円に広がるくらいがangan取り締まっていただけだと思います。ふだんにこにこして優しい仏の大八木ですけれども、このごみ捨てに関して、ポイ捨てに関しては鬼の大八木になっていただくことを期待しまして、次の議題です。進みます。

(「いいねえ」の声あり)

○9番(永井孝佳) ありがとうございます。

では、次、側溝掃除のほうですね。いろいろ柔軟に対応していただけるということで、ありがとうございます。住宅の中にある畑などが詰まってしまって、汚水があふれてしまうという相談を受けたことがあります。自宅前だけ清掃を行っても下流側が詰まっていれば、十分に排水機能を果たすことができません。そういったケースもあるので、個別のケースに相談に乗っていただき、対応をお願いしたいと思います。

次のケースとしましては、住民が町内会に加入していない場合、側溝清掃はどのように行えばよいのかをお伺いします。汚泥の回収とかは、個人が頼んでも対応していただけるのでしょうかね。その辺のちょっとご見解をお伺いします。

○議長(宮内 保) 答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長(大八木利武) 側溝清掃を行う際に使う蓋上げ機の貸出しや汚泥回収につきましては、区や町内会に加入していなくても、近隣住民の方々による申込みで差し支えございません。場合によっては、個人という場合もあるかと思いますが、何軒か集まって要望という形が多いかと思えます。

また、市道、私道にかかわらず、住民の方によって集められた側溝汚泥につきましては、区や町内会に加入していない場合でも環境課で回収を行っております。

○議長(宮内 保) 永井孝佳議員。

○9番(永井孝佳) そういった感じで、行政が対応していただけることは分かりました。

しかし、町内会に入っていない人というのは結構スタンドプレーの方が多くて、なかなか一緒になって側溝清掃をやるとか、そういう近所付き合いが苦手な方もいますので、その都度相談させていただきたいと思えます。

次のケースですけれども、高齢者だけの地域など、住民による側溝清掃が困難な地域について、どのような対応をしていただけるかお伺いいたします。

○議長(宮内 保) 答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大八木利武） 現在、側溝清掃につきましては、地域住民の皆様を主体として実施させていただいております。市では主に汚泥回収を行っているという役割分担でございます。ただし、近年の高齢化の進展等に伴いまして、住民の方だけでは側溝清掃が難しい地域につきましては、住民の方々と市で共同作業という形で実施している場合もございます。

現地確認等を行い、これは状況次第とはなってしまいますが、柔軟に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員。

○9番（永井孝佳） 柔軟に対応していただけるということで、大変ありがたく思っております。ただ、現場のお話を伺うと、先ほども少し言及しましたがけれども、なかなか一筋縄ではないようなケースが多いのが実情です。町内会に加入している方は、自宅の前の側溝清掃はしっかり行う。しかし、町内会に加入していない方の家の前までは手を出さない。一方で、未加入の方は側溝が詰まってもあまり気になされない。そういうようなケースもあるんですね。結果として、自分の家の前だけ一生懸命どぶさらいをしても、雨が降れば下流に流れず、あふれてしまうという相談もありました。

これから高齢化が進み、地域のつながりを持たない方も増えていくと思われまますので、この問題は今後さらに増えていくのではないかなと感じております。また、個別のケースについてはその都度ご相談させていただきますので、引き続きいろいろ教えていただきたいと思います。よろしく願います。

あと、ちょっと今回通告していないので答弁は結構なんですけれども、もし地域主体から行政主体へ移行した場合、どの程度コストが増えるかについて。今は区が中心となって側溝清掃をしていますけれども、それを行政側が積極的に地域住民の力を借りずにやった場合どのくらいコストがかかるのかなというのもちょっと気になりましたので、ぜひ後ほどこっそりと教えていただければありがたいと思います。私、こっそり教えてもらって、戸村議員にお伝えします。

ちょうどですね。議長の……

○議長（宮内 保） 永井議員、答弁はいいですか。

○9番（永井孝佳） 答弁はいただけますか。ないですね。あればいただけますけれども、なければこれで結構です。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮内 保） 永井孝佳議員の一般質問を終わります。

永井孝佳議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 金 澤 雅 哉

○議長（宮内 保） 続いて、金澤雅哉議員、ご登壇願います。

（1番 金澤雅哉 登壇）

○1番（金澤雅哉） おはようございます。議席番号1番、金澤雅哉です。

令和8年第1回定例会におきまして、一般質問の機会をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

今回、私は1項目2点について質問させていただきます。

1番、若者の市政参加についてお伺いします。

（1）若者世代から、市政が見えない、情報が届かない、何をしているか分からないとの声があり、若者の市政への興味関心の低さを感じるが、市では現状をどのように把握して対応しているのか伺います。

私は現在29歳で、同世代の若者と話す機会が多くあります。その中で、やはりこのような声を聞くと市政との距離感があると感じます。私は、この距離感こそが若者の政治離れの原因であり、この距離感を縮めることで本市のさらなる発展につながるものと考えます。改めまして、このような現状をどのように把握し対応しているのかお伺いいたします。

（2）です。若者世代が市政に参加できる方法について。

市では、パブリックコメントや地域意見交換会などを行っていますが、若い世代に特化した仕組みがあるのかお伺いいたします。

以上、1項目2点についてお伺いします。なお、再質問は質問席で行います。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮内 保） 金澤雅哉議員の一般質問に対し答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（寺嶋和志） それでは、若者の市政参加についての（１）（２）について、順次お答えいたします。

まず、（１）の市では現状をどのように把握しているのかについてご回答いたします。

市では、昨年度、市民2,000人を対象に広報や情報発信に関するアンケートを実施いたしました。集計結果から、広報あさひについては、上の年代ほど読んでいる割合は高く、若い年代では低いという傾向となっております。若者が広報を読まない理由として、旭市が発信する情報にあまり関心がない、広報を読む時間がない、必要な情報は広報あさひ以外で入手できているという意見が多く見られました。

続きまして、（２）若者からの意見を聞くために、どのような仕組みがあるのかについてご回答いたします。

本市では、若者も含めた多くの方から広く意見や提案等を聞くため、市長への手紙制度、市民と市長との対話集会、地域意見交換会、各課へ直接送ることができる問合せフォームなど、様々な取組を行っております。このうち、市民と市長との対話集会では、二十歳のつどい実行委員と市長とで意見交換を行い、地域意見交換会では今年度から小・中学校のPTA役員の皆さんにもご参加いただいております。そのほか、旭市総合戦略の策定に当たっては、若者を含めた幅広い世代を対象としたアンケートや高校生世代を対象とした若者向けアンケートを実施するなど、若い世代からの意見の把握にも努めております。

以上です。

○議長（宮内 保） 金澤雅哉議員。

○1番（金澤雅哉） （１）のほうから再質問させていただきます。

まず、情報発信についてです。近年、私たちを取り巻く情報環境は大きく変化いたしました。かつては新聞や広報紙といった紙媒体が中心でしたが、今ではスマートフォン一つで瞬時に様々な情報に触れられる時代となっております。特に若い世代にとって、SNSは日常生活の一部であり、情報収集の主な手段となっております。

これらを踏まえまして、現在どのように情報発信をされているのかお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（寺嶋和志） お答えします。

市では、広報紙やホームページ、防災行政無線、LINE、インスタグラム、XなどのSNSも活用して、様々な媒体から情報を取得できるように取り組んでおります。

○議長（宮内 保） 金澤雅哉議員。

○1番（金澤雅哉） 様々な媒体から情報を取得できるということで、それではその情報の内容について再質問させていただきます。

行政の施策や予算などは、専門用語が多く、市民にとって理解しづらいという課題があります。特に若い世代にとっては、自分の生活との関係が見えにくいと関心につながりにくい
ため、説明の方法を工夫することが重要であると考えます。分かりやすさは単なる表現の問題ではなく、市政への信頼形成にもつながる要素と言えます。そこで、市の予算や施策などの情報を誰にでも分かりやすい形で伝える工夫はしているのかお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（寺嶋和志） まず、広報あさひを例に挙げますと、毎年4月に当初予算特集を組んでおりますが、市の予算を一般家庭の家計に置き換えて表現したり、旭市総合戦略の四つの基本方針に沿って主な事業を分類して掲載するなど、内容が分かりやすく伝わるように工夫をしております。

また、今年の1月からは、子育て情報コーナーの新設や様々な分野で活躍する若者を紹介するなど、広報紙をリニューアルし、若い世代にも興味を持ってもらえる紙面づくりに取り組んでいるところであります。

あわせて、昨年12月には、市ホームページ内にあさひ子育て応援サイトを新たに開設するなど、情報を入手しやすい環境づくりに取り組んでおります。

以上です。

○議長（宮内 保） 金澤雅哉議員。

○1番（金澤雅哉） 情報の内容についても分かりやすく、様々な方法で発信しているとのことで、ありがとうございます。

若い世代にとって、動画や短時間で理解できるコンテンツは、情報接触の入り口となるケースが多く、特に自治体に対して堅い、難しいというイメージが先行しやすいため、親しみやすい発言で心理的ハードルを下げる効果があると考えられます。また、視覚的な情報は、

地域の魅力発信という観点でも有効であります。若者に伝わりやすいSNSや動画を活用した情報発信を積極的に行ってはどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（寺嶋和志） まずは、ご提言ありがとうございます。

お答えします。若者に伝わりやすいSNSや動画などを活用することは、市政への関心を高めるためにも有効な手段であると考えております。今年1月に市長とあさピーによるダンス動画をInstagramで投稿したところ、多くのよい評価をいただき、旭市に関心を持ってもらうよいきっかけとなりました。今後も、まずは市政への入り口として、このようなSNSや動画による発信を増やせるよう努めてまいります。

また、若者自らが発信者となり、旭市を発信してもらうことも同世代の方々に興味を持っていただくのに有効な方法の一つだと思いますので、今後、公民連携の視点も取り入れながら研究してまいります。

以上です。

○議長（宮内 保） 金澤雅哉議員。

○1番（金澤雅哉） 私も、市長のあさピーとのダンス動画を拝見させていただきました。非常に、再生回数も12万回を超えていたり、とても評価を皆さんされていると思います。あのような動画ですと、やはり拡散する若者も多く、やはりその入り口として非常に重要な役割を持っていると思いますので、市長はお忙しいかと思いますが、引き続きあのような分かりやすいポップな動画を、引き続き撮って投稿していただけるとうれしいです。よろしくをお願いします。

(2)に移らせていただきます。市政に参加できる方法として地域意見交換会がありますが、現在は区長ですとかPTA役員が参加しているとのことですが、若者を含めてもっと年代層の幅を広げることができないかお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 地域意見交換会は、よりよいまちづくりに向け、各区の代表の方々と直接意見交換を行う場として開催をしております。この地域意見交換会の前身である地区懇談会、こちらは合併直後から地区懇談会という形で開催をしております、この各地区での開催や日曜日開催、自由参加など、様々な形式で実施をしておりますが、その中で

も若い世代の参加者が少ないという傾向がございまして、難しい課題であると感じております。そういったこともありまして、現在のような形で地域意見交換会を開催しているところでございます。

しかしながら、子育て世代や若者からの意見はまちづくりにとって欠かせないものでございますので、先ほど秘書広報課からもございましたけれども、市民と市長との対話集会や幅広い世代を対象とした市民アンケートなど、様々な機会を通じまして若い世代からの意見集約を図ってまいりたいと考えております。

○議長（宮内 保） 金澤雅哉議員。

○1番（金澤雅哉） 若者世代の参加者が少ないということで、実際問題そうだと思います。少ないとはいえ、やはり参加したいというような声も私のほうに、1人、2人ではありますけれども、実際連絡いただいております。そういうのもありますので、区の代表であったり、PTA役員という縛りを設けるのではなく一般的に参加を募っていただければ、そういう方々の声も拾い上げられるのかなと思います。

地域意見交換会は、実際に生の声を聞ける貴重な交流の場だと思います。ですので、参加したくてもできないという方が一人でもなくなり、一人でも多くの方が参加できるような体制をつくっていただければと思います。

続きまして、市政参加を推進する上で、自らの意見がどのように政策につながっているのかが見えることはとても大切であると考えます。特に若い世代にとって、自分たちの声を実際の事業や制度として形になる経験は、地域の関心や愛着を深めるきっかけになると考えます。そこで、若者の声が実際に政策に反映された事例はあるかお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 若者からの意見を反映して実施した施策としまして代表的なものとしたしましては、おひさまテラスがございまして。こちらは、天候に左右されずに子どもたちを遊ばせることができるスペースがあるとうれしいという子育て世帯からの意見から実現した施設でございます。そのほか、令和7年度から新たに実施した小・中学校の給食費無償化や小児科・産婦人科のオンライン医療相談なども、若い世代からの要望が多い子育て支援に関する事業となります。

以上です。

○議長（宮内 保） 金澤雅哉議員。

○1番（金澤雅哉） おひさまテラスなど、実際に様々若者の意見が反映されているということなんですけれども、この事実が若者世代に十分に知られているとは言えない状況にあると思っています。なので、多くの若者は、意見を言っても変わらないと、反映されないという思いを抱いているのが現実であります。なので、この意識を変えていくために、若者の声がどのように政策に生かされたかを見える化していくことが大事だと思います。実際に、数々のそういう反映された事例があるということですので、ぜひそちらの周知のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、最後になりますが、他市では、船橋市、高山市などでは、こども若者オンライン意見箱というものがありますが、旭市としてそのようなものを推進していく考えはありでしょうか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（寺嶋和志） 次世代を担う若者が市政に参加することは、まちづくりをする上で非常に重要だと考えております。現在では、市長への手紙制度についてもオンラインで意見を提出することができますが、より若者が意見を出しやすい環境をつくることのできるよう検討してまいります。

以上です。

○議長（宮内 保） 金澤雅哉議員。

○1番（金澤雅哉） ありがとうございます。オンライン、若者が意見を出しやすい環境というのは、やはりオンラインであったり、SNSであったり、そのような媒体であると思いますので、検討していただけるということで、ぜひよろしく申し上げます。

市政は決して遠い存在ではありません。市民の皆様の暮らし、子育て、教育、まちの安全、将来の環境づくり、その全てに関わっています。遠い存在ではなく、自分事として関わられる存在になるよう、私自身も発信していくとともに、市政の興味関心向上につながる仕組み、環境づくりを引き続きよろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮内 保） 金澤雅哉議員の一般質問を終わります。

金澤雅哉議員は自席へお戻りください。

◇ 伊 藤 春 美

○議長（宮内 保） 続いて、伊藤春美議員、ご登壇願います。

（5番 伊藤春美 登壇）

○5番（伊藤春美） 議席番号5番、公明党、伊藤春美でございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、令和8年第1回定例会において、通告に従い一般質問をさせていただきます。

最初に、市議会議員2期目に当たり、市民の皆様から再びご信託をいただきましたことに心より感謝申し上げます。

1期目の4年間は、できる限り多くの現場に足を運び、市民の皆様の声に触れ、本市が抱える課題と同時に、このまちが持つ大きな可能性を強く感じてまいりました。何よりも、豊かな自然、温かい地域のつながり、そして市民お一人おひとりの力が旭市の未来を、本市の未来を支える確かな土台であると実感しております。引き続き、市民の皆様暮らしに寄り添いながら、誰もが安心して暮らせる旭市を実現するため努めてまいります。

それでは、質問に入らせていただきます。

今回は、1、障害者福祉の充実について、2、道の駅季楽里あさひの施設利用の充実について、3、交通安全活動の充実について、この大きく三つをテーマに質問をさせていただきます。

1項目め、障害者福祉の充実について。

日常生活用具は、障害によって生じる生活上の困難を補い、自立・安全・社会参加を支えるための用具です。制度としても、障害者総合支援法に基づき自治体が給付する制度があります。この日常生活用具給付は、生活の質と尊厳を守るために欠かせない制度であり、本市が掲げる誰もが安心して暮らせるまちづくりに直結する重要な支援です。

近年、物価高騰により日常生活用具などの価格も上昇しております。自己負担の増加している現状から、障害のある方の日常生活用具や補装具などの負担割合の見直しはできないのか。

そこで、（1）本市において直近での障害者等日常生活用具給付事業実施要綱の改正内容を伺います。

続いて2項目め、道の駅季楽里あさひの施設利用の充実について。

道の駅季楽里あさひは、市民の皆様だけではなく、市外からの来訪者も多く、本市の顔になる場所です。市外から訪れる方にとっても、本市の魅力に触れてもらう大切な場所です。道の駅巡りで、遠方からペットと一緒に来られるご家族も多く見られます。ペット、主に愛

犬ですが、連れて入場することができない施設では、愛犬を車内で留守番させないと十分に時間を過ごすことができていない状況であります。特に夏は車内で待たせることは非常に危険です。

そこで、愛犬のリードを壁や柱に一時的につないでおくための専用フックというものがあります。ドッグカフェや、最近ではコンビニでも見かけるようになりました。十分にお買物や食事を楽しんでいただけるよう、ペットの安全と十分な施設利用のために、このリードフックの設置はできないか伺います。

3項目め、交通安全活動の充実について。

自転車は、子どもから高齢者まで多くの市民が利用する身近な交通手段であります。現在、第12次旭市交通安全計画が作成されて進められていることから、令和3年度から令和7年度の第11次旭市交通安全計画を参考にさせていただきますと、交通安全計画における目標の重点事項に自転車の安全利用対策の強化があります。小中高生の安全な育成環境を確保するとともに、高齢者に対する交通安全教育の推進、運転免許自主返納等に関する高齢者への周知と、高齢者を含めた幅広い世帯に対する自転車の安全利用対策を強化する必要があるとあります。

自転車の乗車ルールが、令和8年4月1日から交通違反に対する罰則が強化されるとのこと。小・中学生には、学校を通じて交通ルールの周知が図られているが、高齢者を対象とした講習がないなどから周知が進んでいないと考えます。高齢者がルールを守り、安全に運転できるよう、市としてどのような取組を進めていくのか。

そこで、(1) 4月からどのように変わるのか、この制度改正の概要についてお伺いいたします。

以上、1回目の質問になります。再質問から質問席にて行いますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員の一般質問に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） それでは、私からは、大きな1、障害者福祉の充実についての(1)直近での要綱の改正内容ということでお答えさせていただきます。

障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱につきましては、直近で令和5年4月1日に一部改正をいたしました。内容は、在宅療養等支援用具にポータブル電源——蓄電池ですが、それを追加した種目追加などの変更でございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 私からは、2の道の駅季楽里あさひの施設利用の充実についての（1）ペットの安全と十分な施設利用のために、リードフック等の設置はできないかについてご回答いたします。

道の駅季楽里あさひは、創業から10年が経過し、年間130万人を超える方に来場していただいております。施設の性質上、不特定多数の利用者が往来することから、リードフックの設置に当たっては歩行者の動線の確保、ペット同士の接触や事故防止、安全面やペットが苦手な利用者への配慮などが必要となります。

市といたしましては、まずは利用実態やニーズを把握するとともに、安全性、管理体制、設置場所等について指定管理者と協議してまいりたいと考えております。

○議長（宮内 保） 市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） それでは、質問項目3番の交通安全活動の充実について、令和8年4月からの改正内容について概要を回答いたします。

令和8年4月1日の改正道路交通法の施行により、16歳以上の自転車の運転者が起こした交通違反に対して交通反則通告制度が適用されることとなります。これまで自転車の交通違反の検挙では、いわゆる赤切符を用いた刑事手続による処理が必要で、警察の捜査や起訴の判断などが行われるため、違反者側に様々な制約が課される可能性がありました。交通反則通告制度は、自転車の交通違反のときに使われる青切符による処理のことで、この通知を受けた人は反則金を納めることにより手続が完了することになります。

反則金の額は、例を挙げますと、スマートフォンを持ったまま運転した場合1万2,000円、右側通行6,000円、傘差し運転5,000円となっています。この改正道路交通法の施行とは別に、近年は自転車の法令違反が多い状態になっていることから、警察では、自転車に対する取締りを強化しており、自転車の交通違反の検挙数は増加しているとのことです。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） それでは、1項目めの障害者福祉の充実についての再質問に移らせていただきます。

物価高騰は、ストーマ装具や——このストーマというのは人工肛門や人工膀胱などに利用される装具なんですけれども、これなどの消耗品の購入にも経済的負担がかかり、時にストーマ装具の交換頻度を我慢せざるを得なく、生きる尊厳が失われそうになるなど、オスト

メイトの切実な声があります。

そこでお聞きいたします。本市は、改正でストーマ装具の基準額の見直しは行ったのか伺います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 令和5年4月1日の改正では、ストーマ装具につきましては基準額の見直しは行ってございません。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） それでは、日常生活用具のうち、ストーマ用装具の申請者はどのくらいいらっしゃるのか、年代別で伺います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） それでは、実人数で申し上げます。

令和6年度は、118の方が日常生活用具のストーマ装具を申請されております。各年代別では、18歳未満は1人、18歳から64歳は17人、それから65歳以上は100人となります。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） それでは、身体障害者手帳を申請される方のうち、この膀胱・直腸機能障害の方はどのくらいいらっしゃるのか、年代別でお願いします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） それでは、同じく実人数で申し上げます。

令和6年度は、16の方が身体障害者手帳、膀胱・直腸機能障害の申請をされております。各年代別では、18歳未満は2人、18歳から64歳は3人、65歳以上は11人となります。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） ありがとうございます。65歳以上の方が多いことが分かりました。年金での生活の方も多くいらっしゃるかと思います。他自治体でも基準額見直しに向けた動きを始めているところがあります。オストメイトの経済的負担の軽減、QOL向上のため、本

市も早期にストーマ装具の基準額の見直しをできないか、見解を伺います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 昨今の急激な物価高騰の影響は、ストーマ装具についても例外ではなく、障害のある方の生活の負担は増加しているものと認識してございます。ストーマ装具の基準額見直しについては、近隣市の状況を参考にしながら、より適正な水準に設定していくよう検討してまいります。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） ありがとうございます。今後、製品のさらなる改良も進み、皮膚への密着性を高めつつも皮膚に優しい装具や附属製品などが開発されていきます。高機能化するほど価格も高くなりがちです。障害者向け給付金の範囲では、一部製品が購入しやすいといった課題が出てくる可能性もあります。常に当事者の状況に寄り添った支援をお願いしたいと思います。

最後に、ストーマには筋肉がないので排せつをコントロールできないため、ストーマから出る排せつ物を受け止める袋状の装具をお腹に貼り付ける必要があります。装具の性能は向上して、旅行も海水浴も共同浴場も制約はほとんどなく、もちろん社会復帰も問題ありません。とはいえトラブルが全くないわけではないので、緊急時駆け込める、対応できるトイレの一層の普及や職場、社会での理解なども大変重要です。

本市の庁舎内トイレを見ましたが、設備対応されていまして。とてもうれしかったです。ほかの公共施設で設置できていない箇所がありましたら、順次改修を要望したいと思います。

それでは、2項目め、道の駅季楽里あさひの施設充実について、再質問に移らせていただきます。

市として利用実態やニーズを把握するとお答えいただきましたが、具体的にどのような方法で、いつ頃までに把握されるお考えでしょうか、伺います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 具体的には、現地での利用実態の確認と指定管理者である株式会社道の駅季楽里あさひからの聞き取りを速やかに実施したいと考えております。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） 道の駅季楽里来訪者のご利用時間はおおむねどのくらいなのか、分かりましたらお願いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 滞在時間の統計は取っておりませんが、目的の品物を買ったらすぐに出ていく方が多く見られ、比較的滞在時間が短い施設であると感じております。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） 滞在時間は短く、利用者の回転も早い施設であるということだと思います。つまり、多くが短時間での固定で済むため、リードフックの利用目的が明確で、管理しやすいと思われます。管理面でも大きな負担にはならず、安全確保のための設備としても合理性があると思います。

この点を踏まえ、市として設置の実現可能性をどのように考えるか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 基本的には、リードフックを利用してペットから目を離されるのではなく、飼い主の管理下の下で来場していただきたいと考えておりますので、今のところ設置の可能性は低いものと考えております。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） 利用者の安心につながる取組として、リードフックの設置は一定の効果があると思います。来訪者にも愛犬に優しい道の駅と喜ばれるのではないのでしょうか。実際に、リードフックを設置している先進的な取組を行う同じ千葉県内の南房総市の道の駅とみうらや鋸南町の道の駅、屋外テラス席の柱にリードフックを設置し、人の流れを妨げない位置に配置されています。保田小学校では、ペット連れの短時間でも利用できる安全対策をしております。

ペット待機場所として専用の区画を設け、そこにフックを設置することで、エリアを明確に分けるなど、またペットが苦手な人や子どもが近づきにくい環境をつくるため、ここでお待ちくださいといった明確な利用ルールを記載したプレートが設置される工夫もされています。また、ほか全国の道の駅においても、このようなリードフックを導入している道の駅があり、自治体や指定管理者の工夫で安全に運用されていることがよく分かります。

道の駅、屋外には利用されていない老朽化した箇所があります。今後、改修工事を行う予

定はありますか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 令和8年度に、レストラン西側のフェンスについて撤去及び改修工事を予定しております。この工事箇所であるレストラン西側のテラス席は、ペット同伴での利用も想定しておりますので、今以上に利用環境が向上するものと考えております。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） レストランができるというところでも、道の駅に来られたご家族で全員と一緒に食事をしてもらう機会でもありますし、ゆっくりしていただきたいなという思いもあります。改修工事が予定されているというところで、この動線の見直しを絶好の機会であると思います。利用者の滞在時間が短く、回転も早い施設特性を踏まえると、リードフックの設置はとても有効だと思います。改修工事と同時に整備すれば、追加の工事負担も最小限で済みますし、レイアウトの設置も可能となります。こうした、今だからこそできる整備を見送ることは、後の安全対策の遅れにつながると考えます。

市として、今回の改修工事の中でリードフックの設置を前向きに検討していただくということで、ありがとうございます。ぜひ来ていただいた方が短時間で帰られるということもありますけれども、食事などをしながらゆっくりしていただき、旭市を知っていただくということも非常に大事だと思いますので、ぜひ前向きなリードフックの設置をよろしく願います。

続いて、3項目め……

○議長（宮内 保） 伊藤議員、答弁もらいましょうか。

○5番（伊藤春美） いいです。先ほど、改修が行われて、考えるとおっしゃってくださったので。

○議長（宮内 保） 農水産課長、答弁できますか。

（発言する人あり）

○5番（伊藤春美） では、重なってしまうかと思いますが、お願いします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 1回目のご答弁で申し上げましたが、利用実態やニーズを把握するとともに、他の道の駅の事例なども参考にしつつ、安全性、管理体制、設置場所等につい

て、指定管理者と慎重に協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） ぜひ前向きな設置をお願いしたいと思ひまして、次の質問に入らせていただきます。

3項目め、交通安全活動の充実についてです。

この市民への周知はどのように行うのか伺います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 市民への周知につきましては、令和8年4月号の広報あさひやホームページなどへ記事を掲載するほか、LINEでの周知を行う予定です。また、公共施設等へのチラシの配架などを行います。

なお、県内の中学生、高校生に対しては、県より啓発チラシや周知ポスターが配付される予定です。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） 小・中学生への取組状況についてお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 小・中学生への取組につきましては、市では、市内全ての保育所、幼稚園、小・中学校において交通安全教室を実施しております。このうち小学3年生と中学1年生を対象とした教室では、自転車の乗り方に重点を置いた講習を行っており、小学3年生には自転車利用者として必要な知識や技能を、中学1年生には安全に道路を通行するために必要な知識と技能を習得させることを目的としております。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） 高齢者への取組についてはいかがでしょうか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 高齢者への取組につきましては、高齢者に対しては、小・中学生のように定期的な交通安全教室は実施していませんが、市の職員が講師となつて行うまちづくり出前講座のメニューに「交通安全」がありますので、市民生活課にご相談いただけ

れば対応いたします。また、警察のほうでも講習などの依頼があれば対応していただけると聞いております。

なお、4月からのルール変更について書かれた千葉県警察・千葉県発出の啓発チラシを高年齢者団体を通じて配布する予定でおります。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） 分かりました。これまで何気なく乗っていた自転車もルールが変わるといふことで、きちんとどういう部分が変わるか周知がされていなかったりすると、戸惑ったり、ちょっと乗ることをやめてしまったりすることによって、外出機会や特に高齢者などは出かけることも減ってしまうことを非常に心配して、質問をさせていただきました。

最後に、自転車の安全利用には、交通ルール遵守と正しい交通マナーの向上はもちろんですが、自身を守るための自転車用ヘルメット着用の推奨もされております。本市では、ヘルメット購入に当たり、1個上限2,000円の助成がありました。この助成制度は継続されるのかお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 自転車乗車用ヘルメット購入費補助金ですけれども、1個当たり上限2,000円まで補助し、2,000円に満たない製品につきましてはその額まで補助させていただきます。この額の半分は、千葉県の自転車乗車用ヘルメット着用促進事業の補助金を利用しております。千葉県のほうが8年度も行う予定でいるというふうに言っておりますので、旭市も8年度行う予定でおります。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員。

○5番（伊藤春美） 安心して皆さんが自転車を利用して、これも一つの健康につながりますので、ルールを守れるように皆さんに周知していただいて、安心して乗っていただけるようにしていただきたいなと思います。

私の一般質問はこれで終了いたします。ありがとうございました。

○議長（宮内 保） 伊藤春美議員の一般質問を終わります。

伊藤春美議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前 11時 58分

再開 午後 1時 0分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

ただいま執行部より発言を訂正したい旨の申出がありました。発言を許可いたします。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 先ほどの伊藤春美議員のご質問、交通安全活動の充実に関する1回目の私の答弁の中で誤って申し上げた箇所がありましたので、訂正させていただきます。

先ほど、交通反則通告制度は「自転車」の交通違反のときに使われる青切符と申し上げてしまいましたが、正しくは交通反則通告制度は「自動車」の交通違反のときに使われる青切符による処理のことで正しいものでございました。おわびして訂正させていただきます。

◇ 高 橋 美千子

○議長（宮内 保） 続いて、高橋美千子議員、ご登壇願います。

（2番 高橋美千子 登壇）

○2番（高橋美千子） 議席番号2番、参政党、高橋美千子です。令和8年第1回定例会におきまして、議長から一般質問の機会をいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。初めての一般質問となるため、とても緊張しております。温かい目で見ただけならと思います。よろしくお願いいたします。

さて、政府は2026年1月23日の閣議にて、深刻な人手不足に対応するため、外国人労働者の特定技能と、新設される育成就労の2制度を合わせて、2028年末までの5年間で合計123万1,900人を上限として受け入れる方針を決定いたしました。

そこで、私からは大きな1番として、地域社会での外国人住民との共生について伺います。

（1）旭市においても外国人住民が増加傾向にあるが、単に労働力として受け入れるのではなく、よき隣人として共に歩む視点が必要不可欠です。そうした中で、外国人住民への公的手続や日本語学習など生活支援体制が整っているのか伺います。

まず最初に、外国人の実態、状況はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

以上、1項目1点についてお伺いいたします。なお、再質問は質問席で行いますので、よ

ろしくお願いいたします。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員の一般質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） それでは、外国人の住民の実態について、人口を回答させていただきます。令和8年2月1日現在の外国人の住民人口は2,133人です。

国籍別人口は、多い国から順にタイ525人、インドネシア483人、ベトナム364人で、そのほか中国、フィリピン、カンボジアなど合計31の国と地域となっております。

また、地域別人口としましては、旭地域が1,297人、海上地域が284人、飯岡地域が280人、干潟地域が272人となっております。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） ありがとうございます。

続きまして、就労状況についてはどうなっていますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 就労状況については把握ができませんので、在留資格の割合でお答えします。主なものは、特定技能が37.2%、技能実習が22.1%、技術・人文知識・国際業務が6.2%で、そのほか教育や医療、看護等となっております。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） 次に、再質問といたしまして、本市における外国人の生活保護受給者の数をお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 少し制度について触れさせていただきます。

生活保護制度は基本的に日本国民を対象としたものですが、適法に日本に滞在し活動に制限を受けない永住者や定住者などの在留資格を有する外国人については、何らかの理由で生活に困窮した場合、日本国民に対する取扱いに準じ生活保護を受給できる場合がございます。

そして、本市におきまして令和8年1月末現在で生活保護を受給している外国人は5人です。市全体の生活保護受給者数は552人のため、外国人の割合は0.9%です。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） ご回答ありがとうございます。

先ほどの制度にも基づいておりましたが、生活保護制度は憲法第25条を根拠とし、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と定めており、生活保護法第1条において、保護の対象は日本国民とされており、本来、外国人に受給権はありません。ですが、永住者や日本人配偶者など一定の在留資格を持つ困窮外国人に対して、予算の範囲内で日本人と同様の保護を準用していると、調べたところ出てきました。先ほども福祉課長もおっしゃっていただきましたその5名の方は、一定の在留資格を持つ困窮外国人であると思います。

次に、その5名の方の国籍を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） それでは、本市で生活保護を受給している外国人の国籍、または地域別の内訳について回答します。タイが3人、ブラジルが1人、それから台湾が1人となります。

以上です。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） 回答ありがとうございます。

では、そこで再質問いたします。その5名の生活保護受給者に対して、日本語教育や職業訓練など支援は十分に行き届いていますでしょうか。ご回答をお願いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） お答えいたします。

現在、旭市で生活保護を受給している外国人は、永住者または定住者の在留資格を有してございます。日常生活を送るために必要な日本語能力は一定程度習得している状況にございますので、支援を必要としている方はいないものと考えます。

以上です。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） ご回答ありがとうございます。共生する中で、外国人にも適切な支援を受けられる体制を整えることも重要であり、言語教育や職業訓練の充実など、自立して生活できるためのサポートが求められます。生活保護に依存しない形で経済的に自立できる環

境を整えることも、今後の課題となってくると思います。

また、近年、日本における中国人の生活保護受給者が急増していることが問題視されております。先日のヤフーニュースでは、23年度で約4万7,000世帯の外国人生活保護受給者がいるという記事もありました。日本人の税金が外国人の生活支援に使われることに対して不満を持つ人々も増えており、外国人受給者に対する審査の厳格化を求める声も高まっております。

旭市では5名と片手で数えられる数ですが、今後、外国人受給者の増加を懸念して、生活保護制度の適切な運用と受給資格の厳格な確認を求められる局面にあります。特に、受給者の増加が日本の社会保障制度に与える影響は大きく、今後の政策決定においても重要な議題となることが予想されます。納税者の負担を考慮し、生活保護が適切に運用されるような対策が必要とされます。

そこで、生活保護が外国人に対して適切に運用されるような対策、考えはありますでしょうか、お答えください。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 市は、日本人、外国人にかかわらず、対応が難しいケースがあった場合には、相談などの早い段階から千葉県の所管部署へ適宜相談いたしまして、広く専門的な助言やご指導をいただきまして、制度の適切な運用に努めておるところでございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） ご回答ありがとうございます。今後に期待しております。

続きまして、外国人の国民保険税の滞納状況について伺います。

日本の国民健康保険は、住民票があることを加入条件としています。2012年7月の住民基本台帳の改正により、3か月を超える在留資格を持つ外国人は住民票が作成されるようになりました。そのため、住民票が作成される3か月超えの滞在者が自動的に加入対象となっております。

そこで、本市での外国人の滞納状況はどうなっているのかお答えください。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（多田 仁） それでは、お答えいたします。

令和6年度末現在における外国人の国民健康保険税の滞納状況といたしまして、滞納金額、滞納者数、全体に占める割合及び令和6年度末現年分収納率についてお答えいたします。

まず、滞納金額につきましては、全体では1億8,490万3,254円、そのうち外国人の滞納金額は2,667万4,395円で、全体に占める割合は14.4%となっております。

次に、滞納者数につきましては、全体では1,633世帯、うち外国人の滞納世帯は505世帯で、全体に占める割合は30.9%となっております。

また、令和6年度現年分の収納率につきましては、全体では95.82%、うち外国人の収納率は86.46%となっております。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） 回答ありがとうございます。

2023年度では、全国で見ても日本人を含む全体の納付率が93%に対して、外国人の納付率が63%であることからして、旭市ではまだ納付率はほかのところからしては高いほうであるということが分かりました。ありがとうございます。

近年では、この3か月という期間の短さを利用した不適切な受診、海外からの治療目的の来日などが問題視されることもあり、厚労省などによって審査の厳格化や制度の見直しが検討、実施されています。そこで、旭市での対策はどのように進んでいるのか伺います。

政府の方針により、国民健康保険料や国民年金を滞納し、督促に応じない外国人に対しては、在留資格、ビザの変更や更新を認めない仕組みが2027年6月に導入される予定です。また、改正入管法により、永住者であっても故意に税金や社会保険料を支払わない場合には永住許可を取り消すことが2027年4月からできるようになります。この2点、来年からの運用予定となっております。

先日のニュースによると、栃木県宇都宮市では2026年より、国保税を滞納している外国人の情報を出入国在留管理庁へ提供する制度の運用を開始しております。旭市ではどのように対応しておりますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（多田 仁） それでは、お答えいたします。

まず初めに、一つ目の国保税を滞納する外国人の方に対し、在留資格の更新を原則認めないこととする取組についてですが、議員ご質問にございましたとおり、令和9年6月から導

入される予定となっております。具体的には、デジタル庁が運用する情報提供ネットワークを用いたマイナンバー情報連携によりまして、市町村が国保税の収納情報を月次登録し、その情報を入管庁において外国人の在留審査時に活用するもので、全国一律で運用されるものとなります。

なお、導入に当たりましては、国の負担によりまして自治体のシステムの改修を行うとされておりますので、令和9年6月からの取組開始に遺漏のないよう適切に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、二つ目の令和9年4月施行予定の改正入管法による故意に公租公課の支払いをしない場合の永住者の在留資格の取消しに関しましては、ただいま具体的なガイドラインの案が令和8年夏頃に示される予定と聞いております。それを踏まえまして適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、これらの制度に先立ちまして、先ほど申し上げました国保税の滞納に関しまして入管へ通報するという制度なんですけど、令和7年度から、本市のほうでもいち早くこの取組を開始しておりまして、高い効果が見られ始めているところとなっております。

令和9年度から導入される取組につきましても、国保税の外国人滞納者対策として高い効果が期待できるものと考えておりますので、取組が開始されましたら積極的に活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） 令和7年度から開始してくださっているということで、どうもありがとうございます。

続きまして、保険料の前納一括払い制度についてお伺いいたします。

保険料を支払わずに帰国してしまうケースへの対策として、来日直後の外国人を対象に、一定期間分の保険料を事前に一括納付させることができる保険料の前納一括払い制度が、自治体の判断により、早ければ2026年4月、来月から導入開始の見込みとなっておりますが、旭市ではどうなっておりますでしょうか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（多田 仁） お答えいたします。

国保税の前納制度は、入国初年度の国保税につきまして、通常の納期限を前倒ししまして

納付していただく仕組みとなっております。議員の質問にございましたように、令和8年4月以降、希望する自治体が国保税の条例、こちらを改正した上で導入することができる制度となっております。具体的に本市の例で申し上げますと、入国初年度の国保税が年額で1万7,700円、これを通常ですと最大8期の納期に分けて納付していただくことになっているんですが、こちらを最初の納期1回に集約して納付していただくものとなるものであります。

この制度のメリットといたしましては、入国初年度の国保税の納め忘れの防止ができるなどの点がございます。その一方で、1年未満の短期間での出国や転出、あるいは社会保険加入などによりまして国保の資格を喪失された場合には、税の還付が必要となってきます。そのような方が多いと、還付事務が増大したり、あるいは窓口での制度説明にちょっと時間を要したりする関係もございますので、ほかの来庁者の方の窓口での待ち時間が長くなる等のデメリットも懸念されているところです。

このようなことから、昨年11月に千葉県で県内自治体に対して行った導入意向のアンケート調査によりますと、令和8年4月、この4月から導入予定とした自治体は今のところゼロということだそうです。令和9年度以降に導入予定とした自治体も数団体にとどまっているという状況でした。

以上のことを踏まえまして、現時点では本市といたしましては、先行して導入する自治体の運用状況を見ながら、導入の是非につきまして慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） ありがとうございます。今のところゼロ件ということで、周りの状況を見てということですが、できれば旭市が先陣を切ってやっていただければと思います。よろしく願いいたします。

次に、不正利用のチェック強化について伺います。

在留資格などの資格を持ちながら、実際には活動していない偽装滞在の疑いがある場合、市町村から入管へ通知し、調査、資格の取消しを行う連携体制が構築されているとのことですが、旭市はどのような対応をしておりますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 住民登録の対象となる外国人は、在留カードで在留資格、在留

期間等を確認して手続を行います。対象者の情報については出入国在留管理庁と共有しております。オーバーステイなど、在留資格がない場合は住民登録を削除しています。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） ありがとうございます。在留資格を削除しているということで、しっかりと不正利用を見てくださっているということが分かりました。ありがとうございました。続きまして、限度額認定の厳格化について伺います。

加入から1年以内の外国人が高度医療の自己負担を抑える限度額適用認定証を申請した場合、実態調査を行うこととなっております。旭市には、旭中央病院という高度な医療を受けられる機関がありますので、厳格なチェックが必要になってくると思いますが、市の対応をお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（大網久子） 国保の資格取得から1年以内の外国人が限度額適用認定証の申請を行った場合は、窓口におきまして、在留資格の本来の活動を行っているかどうかを確認した上で交付しており、厳格に審査を行っているところです。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） 厳格に審査してくださっているということで、どうもありがとうございます。引き続きよろしくお伺いいたします。

続きまして、保険証を他人に貸し借りしたりすることは法律で禁止されており、不正に使用した場合は刑事罰の対象となります。旭市ではどのように取締りを行っているのかお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（大網久子） 従来の健康保険証の発行を廃止した令和6年12月2日以降は、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しております。顔認証や暗証番号認証を行うことで、なりすましが極めて困難になっているところであります。医療機関等においては、受付時に本人確認の必要性が高いと考える場合は本人確認書類の提示を求めることができるため、不正利用の防止効果がより高まっているものと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） しっかりと受付で対応してくださっているということで、ありがとうございます。このように、制度のいいところ取りを防ぐために、保険料を支払わないならば日本に続けられないという強力な仕組みへの転換が進んでいます。今まだ進んでいないものに対しても、旭市で早急に対応していただきますよう、よろしくお願いいたします。

ほかにも、共生していく上で、生活環境や文化の違い、言葉の壁や社会的な孤立など、その他様々な問題があると思います。県でも、2024年3月に外国人活躍・多文化共生推進プランが策定されました。これは、外国人住民を共に地域をつくる仲間として位置づける重要な指針です。外国人と日本人が互いに理解し合い、尊重し合いながら、共に輝ける千葉の実現が基本理念となっております。

そこで、再質問といたしまして、先ほどの生活保護や国保税の未納問題、ほかにも様々な問題があると思いますが、こういった問題を未然に防ぐためにも、市役所内に外国人専用の相談窓口はあるでしょうか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 市内在住の外国人のみを対象とした相談窓口は、現在市役所には設置しておりませんが、それぞれの部署の窓口では、翻訳機やスマートフォンの翻訳機能を活用しながら外国人からの相談に対応しております。

以上です。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） ありがとうございます。AI化が進んでコミュニケーションが取りやすくなったことで、共に生きる共生社会が出来上がってきていることと思います。引き続き対応をよろしくお願いいたします。

続きまして、市が行っている外国人が利用できる日本語教室はありますか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） 生涯学習課では、市民のニーズや社会の現代的課題などを考慮しながら、公民館や市民会館などを中心に、毎年100を超える講座・教室を計画し、開催しております。

外国人が利用できる日本語教室とのことですが、令和7年度は開催してはおりませんが、

令和8年度、来年度には主催講座として計画をしております。内容については現在調整中ではありますが、対象者を市内在住の外国人とし、定員は10名程度、1年間を前期と後期に分け、それぞれ5回の開催を予定しております。

以上です。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） ありがとうございます。内容について調整中とのことですが、外国人のニーズに沿った日本語教室を開催していただけたらと思います。よろしく願いいたします。

次に、再質問といたしまして、外国人の小・中学生に対して、学校ではどのように日本語を教育していますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 市内小・中学校におきましては、児童・生徒の実態に応じて、特別な教育課程を編成して日本語指導を行うことや、教諭補助員等により漢字のルビ振りや個別の説明等の学習支援を行っています。

また、学校生活の中で特にコミュニケーションに不安のある児童・生徒に対しましては、翻訳機の貸与や、児童・生徒全員に配付してございますタブレットの翻訳機能などを使って、学校での日常のやり取りにおける不安の軽減を図っております。

以上です。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） ご回答ありがとうございます。大変かと思いますが、引き続き対応のほうよろしく願いいたします。

次に、未就学児の外国人に対して、保育所ではどのように日本語を教育していますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 公立保育所では、外国人児童に対する特別な日本語教育等のプログラムは設けておりませんが、日常の保育活動の中で自然に日本語を学べるような環境を提供しております。具体的には、日本人の児童と同様に、遊びや歌、絵本の読み聞かせを通じて語彙や表現等を学んだり、子ども同士の会話やコミュニケーションから言葉の使い方

やニュアンスを自然に身につけられるようにしております。年長児では、小学校入学に向けて、平仮名や数字を学ぶ時間を設けておりますが、外国人児童には個別に時間をかけて指導を行うなど、日本語に対する理解を促しております。

保育士が言葉の意味を丁寧に説明するよう心がけ、外国人児童がスムーズに日本語を習得し、日常生活に適用できるよう支援しております。

以上です。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） ありがとうございます。個別に時間をかけて指導していただくなどいろいろ大変かと思いますが、引き続き対応のほうよろしく願いいたします。

続きまして、災害時における外国人に対する支援や、外国人が参加できる防災訓練の実施はありますでしょうか、質問いたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 災害時における外国人に対する支援といたしましては、災害への備えや避難に関することなどを記したハザードマップがございます。紙ベースの各種ハザードマップは、英語、中国語のみの対応となっておりますが、ウェブ版のハザードマップでは、ブラウザの翻訳機能を使用することでそれぞれの国の言語で表示することができます。

また、エリアメールなどの緊急速報メールにつきましても、スマートフォンなどの端末の言語設定に基づいて言語が切り替わるため、内容を理解して対応していただけるものと考えております。

避難訓練につきましては、外国人に特化した避難訓練は実施しておりませんが、日本人、外国人にかかわらず全ての市民を対象としております。

以上です。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） ありがとうございます。日本は地震大国であるため、地震や津波など災害が起こった際に慌てないためにも、列に並ぶ、順番を守るなど、日本の基本的なルールを理解していただくことが必要不可欠だと思います。暴動が起らないことを切に願っております。

次に、外国人に対して、ごみの出し方はどのように周知してもらっていますか。これについては以前にも質問があったかと思いますが、ご回答をよろしく願いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大八木利武） ごみの分け方・出し方につきましては、従前より英語、中国語、タイ語のチラシを作成しておりましたが、令和6年度からは、インドネシア語、ベトナム語のチラシも追加しまして周知の充実を図っておるところでございます。

なお、指定ごみ袋への外国語の記載につきましては、現在、表示スペースの関係から日本語、英語、中国語の3か国語表記となっております。

今後も、ごみの分別方法や出し方などのルールにつきましてチラシの配布など、外国人を多く雇用している事業者や外国人へ住居を提供する不動産会社等と連携しまして周知に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） ありがとうございます。多言語での対応、どうもありがとうございます。

また、先ほども言いましたように、日本人と外国人双方の理解が必要不可欠です。

「旭市 モスク」で検索すると、マスジドインドネシアという足川にある建物がヒットします。ビーチクリーンをしてくださっている風景も見られますが、地元住民の中には不安に思っている声も多数見受けられます。

そこで、こういった方々にこそ地域イベントに参加していただきコミュニケーションを図ることで、互いの理解を深めていくことが大切だと思いますが、市では何かアクションを起こしているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 足川地先でモスクが存在していることは承知しておりまして、関係機関とも情報は共有しております。同じ地域で共に暮らしていく上では、社会におけるルールを守り、周りに住む住民と相互に理解・協力していくことが重要と考えておりますが、現在、市として具体的なアクションというものは起こしておりません。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） ありがとうございます。特にアクションを起こしていないということですが、不安に思っている方がいることも理解していただきたく思います。

双方の理解という点で、今後、こういったことに対応していただけるような対策チームの検討などはしていただけますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 先ほども申し上げましたが、同じ地域で共に暮らしていく上では、そういった地域のルールを守る、周りに住む住民と相互に理解・協力していくことが大切だと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） ありがとうございます。今後も共生していく上で日本のルールは守っていただいて、お互いに不安を取り除いて、共によき隣人として生活していけたらと思います。

農業の盛んな旭市におきましても、人手不足、担い手不足が深刻化していく中でとても大切な役割を担ってくださっています。ですが、先日の国会では、特定技能2号には上限がないことが高市総理の答弁で明らかとなりました。在留期間の更新制限がなく、家族の帯同が可能な上に、その家族に養子も含まれていたり、特定技能1号のように人数に上限がなく、外国人が増加することを不安に思っている国民、市民はたくさんいらっしゃいます。

そこで市長に問います。上限のない特定技能2号についてや、昨今騒がれています移民問題、この移民の定義について、どのような人を移民とするのか。以上の質問を踏まえた上で、今後、旭市での外国人との共生についてどうお考えでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 日本では、移民について法的に明確な定義がなく、また外国人に係る出入国管理や在留資格制度等は国の専管事項でございますので、基本的な制度設計や運営は国の責任において行われるものと思っております。

一方で、地域住民と外国人の方々が共に社会の一員として安心して生活できるよう環境を整えることは、地方自治体の役割であると認識しておりますので、今後も必要に応じて適切に対応してまいります。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員。

○2番（高橋美千子） 市長、ご回答どうもありがとうございました。国がやってくださらないのであれば現場で、旭市での対応をしていかねばなりません。

先ほど、国保税滞納の件で、栃木県宇都宮市もそうでしたが、旭市も早急な対応をしてくださいました。これからも旭市で進んで対応していただきたく思います。

参政党は、過度な移民の受入れには反対しております。受入れ体制が整っていなければ混乱を招きます。郷に入っては郷に従えという言葉がありますが、トラブルを避け、スムーズに環境になじんでいただくためにも、しっかりとしたルールをつくり、日本の伝統・文化を教育によって理解していただきたいと思います。これからもよき隣人として生活していくためにも、日本人と外国人が互いに理解し合い、尊重し合いながら、共に輝ける旭市をみんなで作っていききたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮内 保） 高橋美千子議員の一般質問を終わります。

高橋美千子議員は自席へお戻りください。

◇ 松 木 源太郎

○議長（宮内 保） 続いて、松木源太郎議員、ご登壇願います。

（19番 松木源太郎 登壇）

○19番（松木源太郎） 日本共産党旭市議会議員、松木源太郎です。2026年（令和8年）3月4日、令和8年旭市議会第1回定例会に当たり、市政一般に関する質問をいたします。

1、国民健康保険税の負担軽減対策について質問いたします。

国保加入者は、令和6年11月末で9,673世帯で全世帯の35.8%です。令和8年2月現在で何世帯ですか。まず、旭市の国保世帯数などの基本的な事項についてお聞きいたします。

①旭市の国民健康保険税の世帯数は何世帯ですか。

②国保滞納世帯は、令和7年7月の国保運営協議会の報告では、令和5年度の滞納世帯は455世帯で、金額は約2,700万円です。滞納世帯は、全国で180万世帯、令和8年1月17日付で、世帯割合は11.04%、約9世帯に1世帯の割合であります。

③資格証明書、短期6か月証、短期3か月証などの保険証以外の書類を使っている世帯数はどのくらいですか。

④均等割額の未収額、半額減額の人員数とその金額はどのくらいですか。

⑤ゼロ歳児から18歳までの被保険者数は何人ですか。

⑥、⑤の人員、いわゆる被保険者数ですが、の人員の保険税をゼロにするとどのぐらいの金額になりますか。

⑦18歳までの均等割額をゼロとして国保税の減額ができないですか、お答えいただきたいと思います。

2、園芸用廃プラスチック対策の農家の負担軽減についてであります。

①園芸用廃プラスチックは、本市の施設園芸の農業経営上、必然的に排出されるものであります。これらの廃棄物は、ビニール、ポリエチレン等は十分に管理されないで放置されると、公害物質として地球全体を汚染します。地上でもそうですが、海中に拡散されたものは海洋汚染の原因です。そのためにも、利用者である施設園芸の農家から100%回収し、海洋汚染のもととしないための対策が必要であります。

②旭市は現在、他の自治体より市の負担はキログラム当たり10円多く補助していますが、これを充実し、年間1,000万円弱の補助をしていただけないでしょうか。

③今後ポリエチレン等の焼却できる資材については市の費用での焼却の計画はございませんか。

よろしく願いいたします。

3番目、飯岡駅南地域から国道126号バイパスまでの雨水排水対策についてであります。

①現在どのような計画でこの地域の雨水対策をしようとしていますか。

②その計画の基となる計画はどのように調査して計画しているのか、具体的な経緯を明らかにしていただきたいと思います。

再質問については質問席で行います。

○議長（宮内 保） 松本源太郎議員の一般質問に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（大網久子） 保険年金課から、1項目めの（1）（3）（5）についてお答えします。

まず、（1）の旭市の国民健康保険世帯数ですが、本市の令和8年1月末時点の国民健康保険の世帯数は9,433世帯です。市全体の世帯数に占める割合は34.2%となります。

次に、（3）資格証明書等の保険証以外の書類を使っている世帯数ですが、令和6年12月2日から被保険者証の発行が廃止されたことに伴い、長期間の滞納世帯に対しましては、短期被保険者証や資格証明書に代わり、医療機関で一旦10割の医療費をお支払いいただく特別療養費の仕組みが適用されます。適用となった際は、特別療養費の支給対象である旨を記載

した資格を証する書類を交付することになり、マイナ保険証の利用登録がある場合は資格情報のお知らせを、マイナ保険証の利用登録がない場合は資格確認書を交付しております。

なお、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者、これは高校生世代までですが、の被保険者は特別療養費の対象外となります。

本市の令和8年1月末時点の特別療養費の支給対象世帯数は117世帯です。国保加入世帯に占める割合は1.2%となります。

次に、(5)ゼロ歳児から18歳までの被保険者数ですが、本市の令和8年1月末時点の18歳以下の国民健康保険被保険者数は1,304人です。被保険者全体に占める割合は8.7%となります。

以上です。

○議長（宮内 保） 税務課長。

○税務課長（多田 仁） それでは、税務課からは、大きい1番の(2) (4) (6) (7)について、順次お答えいたします。

初めに、(2)滞納世帯数とその金額はということですが、国民健康保険税の滞納世帯数及び金額につきまして令和6年度決算の数値で申し上げますと、滞納世帯数は1,633世帯、滞納金額は1億8,490万3,254円となっております。

続きまして、(4)均等割額の未就学児半額減額の人数とその金額はということです。こちらにつきましては、令和8年1月末現在の状況でお答えいたします。対象者数は367人で、軽減額は451万1,000円となっております。

続きまして、(6)ただいま申し上げた人数の保険税をゼロにするとどのぐらいの金額かというお尋ねです。ゼロ歳児から高校生年代までの18歳までの均等割額につきましては3,177万3,000円となっております。

最後に、(7)18歳までの均等割額をゼロにして国保税の軽減をというご質問です。国民健康保険税は、相互扶助の理念に基づきまして、被保険者間の負担能力、受益の程度に応じて賦課することとなっておりますので、現行の法令に基づきまして、未就学児均等割につきましては5割の軽減とする対応をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 私からは、2の園芸用廃プラスチック対策の農家費用の軽減についての1から3までについてご回答いたします。

市内の園芸用廃プラスチックにつきましては、現在、旭市農業用廃プラスチック対策協議会が主体となって回収を実施し、適正にリサイクル処理が行われております。市といたしましても、その取組を支援しているところでございます。

続いて、(2)の市の支援の拡充につきましては、市では園芸用廃プラスチックの円滑な回収と適正な処理を推進するため、処理料金について1キログラム当たり21円の補助金を交付しております。この補助金額につきましては、令和4年度に増額したところでありまして、近隣市と比べても手厚い支援となっております。今後も、園芸用廃プラスチック処理に係る情勢や近隣の市の動向に注視しつつ、引き続き適正な支援となるよう検討を進めてまいりたいと思っております。

次に、(3)のポリエチレン等の焼却できるポリは市の費用で焼却処分してはどうかというご質問でございますが、現在、旭市農業用廃プラスチック対策協議会で回収した農業用ポリエチレン等につきましては、東金市にある処理工場、千葉園芸プラスチック加工株式会社で固形燃料に再生処理し、工場や発電所の燃料として使われております。焼却せずに再生利用することで廃棄物の減量とし、資源循環の促進に寄与し、持続可能な農業と脱炭素社会の実現に資するものと考えておりますので、引き続き協議会の支援を継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 私からは、3項目め、飯岡駅南地域から国道126号線バイパスまでの雨水排水対策についての(1)(2)について回答いたします。

初めに、(1)現在どのような計画でこの地域の雨水対策をしているのか。

飯岡駅南地域の排水先は、主に四つのルートがあります。一つ目は、県道銚子旭線と県道飯岡停車場線の交差点付近から、海上中央公園の北側を經由し、県営高見台団地の東側を北上し、高生川へ至るルートです。二つ目は、県道銚子旭線と県道飯岡停車場線の交差点付近から、旧海上中学校の南側を經由し、地元では蛇園幹線排水路と呼ばれる水路を經由し、大間手川へ至るルートです。三つ目は、当該地域の西側へ向かい、地元では天和川と呼ばれる水路を經由し、仁玉川へ至るルートです。四つ目は、飯岡バイパスを横断して海岸方面へ南下する三川派川と呼ばれる用水路を排水先とするルートです。

既存排水路の機能を最大限発揮できるよう、改修と機能維持管理を進めております。

次に、(2)その計画の基となる設計はどのように調査して計画しているのか。

現在市が行っている当該地域の雨水対策は、当該地域の四つある流末のうち、高生川と大間手川に係るものです。計画の策定に当たっては、県道の排水計画策定のために県が実施した測量結果のほか、市が行った高生川及び大間手川の測量結果を踏まえ、整備計画を策定しております。

以上になります。

○議長（宮内 保） 一般質問は途中ですが、午後2時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時 5分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き松木源太郎議員の一般質問を行います。

松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） それでは、1番の国民健康保険税の問題から聞いていきたいと思えます。

私は知らなかったんですけども、こういうパンフレットが出ているらしいんですね。

「暮らしのみかた（令和7年度版）国保ハンドブック」、というのは、これはホームページでもって出てきたんですけども、どこにあるか分からないんです。プリントアウトするためには大変苦勞いたしまして、この中身を見て大変詳しく書いてあるんです。これはどんな方法でもって配ったんですか。まず、それをお聞かせください。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時 6分

再開 午後 2時 8分

○議長（宮内 保） それでは、再開いたします。

答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（大網久子） 失礼しました。

紙の保険証を発行している際にはそこに同封していたものと思われ……

（「何に」の声あり）

○保険年金課長（大網久子） 紙の保険証が発行されていた場合、以前発行していましたが、そのときに保険証のほうに同封したものと思います。国保の被……

（「現物はそんなに小さいの」の声あり）

○保険年金課長（大網久子） はい。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） そうですか。ホームページにあるけれども、苦勞してこれプリントアウトしたんですよ。私のうちも、妻がまだ75歳になりませんので国保世帯なんですけれども、来ませんでしたよ。まあ、いいや。

そういうようなことで、ちょっとびっくりしたんですけれども、国民健康保険というのは、ご存じだと思うんですけれども、今回の法改正、条例改正もありましたけれども、国の基準に対して旭市は少し上限を下げながらやってきているんです。ですから、今年の分をいただきましたけれども、去年は正式にちゃんと3月議会のときに、国保の一部改正の詳しい中身をくれましたね。それでもって私は調べてきたんですが、要するに、国は国保の医療給付分だけ取ればいいものを、後期高齢者、つまり国保世帯の方の75歳以上の方は別の保険に持っていった。それから、介護給付金、これも同じですよ。介護のほうの分について、介護保険については国保の被保険者からも取ろう。今度、子ども・子育てをつけてきたわけです。

ですから、ご存じのように、1世帯の、これはいろんな減額がありますけれども、最高の保険料は、去年の場合は109万円まで取れる、そういう制度なんですね。去年、旭市はそれを106万円にした。

今年はどうなるかというと、新しいの1枚だけもらいましたけれども、今年も国の基準が最高110万円までで、旭市は109万円までの国保料。その中でもって、医療分というのは、結局最高でも今年場合には66万円だけれども、それに後期高齢者支援分が26万円、これはご存じのように40歳から74歳までの方ですね。それから介護納付金が17万円、ですから109万円まで取れる。それでいろんな減額の制度を、この中に書いてありますけれどもやって、それでもって国保税を取っていたわけです。

それは、国の制度でもって、国が県単位の国保にしようと思っているからそういうことを

やっているんですけども、その中でもすごくいい制度が一つあって、それは私が議員になった令和4年のときから、ご存じのように、均等割額ですね。これが、未就学児については半額国が持ったわけですが、そのとき。それからずっと続いてきているわけですね。

ですから、それを原因として県内の自治体でも、例えば富津市では18歳以下の方については3割減免、それから南房総市は18歳以下は5割減免、それから一宮町は18歳以下については、5割減免、こういう制度で少しでも国保税を下げようという流れが全国に今広がっているわけです。

そういうことからいいますと、恐らく、まだ4年しかたっておりませんが、これだけ、例えば子ども・子育てでもって、ある程度の一定のやつを取りなさいよと、金額まで決まっていますけれども、来年からになるか今年になるか。そうした場合には、全国的な流れとしては、結局少しでも住民のために税を下げようという流れが出てくると思うんです。

ですから、その点を踏まえて、この質問をしたのはそういう流れの中にやっぱり旭市も乗ってもらいたいと、こういう趣旨でもって質問いたしました。

この問題は、令和4年3月、令和4年12月、令和5年3月と、これまで私3回質問しているんですね。ですから、こういうことで、これからそのことが千葉県内の多くの自治体でもってなってくるので、ぜひ旭市も、この点についてひとつ考えていただきたいということでもってご提案しましたけれども、担当者ないしは市長のご答弁をいただきたいんです。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員、今の再質問なんですけれども、（1）に対しての、（4）まで行っていますか。

○19番（松木源太郎） 全部です。全部に対して。

○議長（宮内 保） 全部ですか。

○19番（松木源太郎） この問いは全部に対しての質問としては簡単です。

○議長（宮内 保） 松木議員、この項目順に一つずつやってもらいたいんですが、一問一答ということで、ぜひよろしくお願いします。

○19番（松木源太郎） 一問一答といたって、この問題というのは、要するにゼロ歳から18歳までのお子さんの国保税をこういう形でもって下げられますよということを提案して、市がそれについて今後考えてくれるかという答弁だけでいいですよ。七つのこと全部に答えたって、もうこれはさっき答えてくれたから。数字について答えてくれてありますから、その結論としてどうかということだけ、私は聞けばいいんです。

○議長（宮内 保） 松木議員、そうすると、今もう（4）でもいいですか。

○19番（松木源太郎） 何でもいいですよ。7でしょう、7。

○議長（宮内 保） では、（7）でもいいですか。

○19番（松木源太郎） そうです。それが結論だから。

○議長（宮内 保） では、答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 均等割額に係る軽減措置につきましては未就学児を対象として行っておりますが、これは議員おっしゃるとおり、法により全国一律の制度として公費を投入し、被保険者間の公平性を確保した上で保険税の負担軽減を図る趣旨で実施しているものでございます。

市といたしましては、被保険者間の負担のバランスもございまして、法律で定められたとおり、未就学児に対する均等割の5割を軽減する措置により対応してまいりたいと考えております。

なお、国の諮問機関である社会保障審議会において、子育て世帯のさらなる負担軽減を図るため、均等割額軽減の対象拡充などについて法改正を含めた議論が進められているところでございます。

今後も引き続き国の動向を注視し、法にのっとった対応により負担軽減を進めてまいります。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） 市長の今のご答弁、そのとおりです。ですから、あと自治体としてどういうふうにするかという問題が残っておりまして、恐らく旭市は、ほかの自治体が動き出したらそれに見習って動くと思っていますので、期待しております。

次に、2の問題です。

2の問題については、私は農家の方から相談をかけられて、こんなに変わるんだよと言われました。それというのは、要するに旭市の場合には温室、これがこの資料の中にもございますけれども、トマト・キュウリ用とメロン用では、農水産課長からご説明いただきましたけれども、違うんだそうですね。それについて、いわゆる農業用ビニール、トマト・キュウリ用は、これは処理しても燃やせないと、きれいにして再利用するまでしかできない。農業用のポリについては、何とか洗ってきれいにすれば燃やせると、そういうものだという事で、大変詳しいご説明をいただきました。

そこで、どういうことを聞きたいかという、これも順番でもってなんか聞かなければ悪

いようなことになっているようですけれども、結局、市が農家用の全額を持っていただければ農家が本当に助かる。

旭市の場合、イチゴから始まって、トマト、キュウリ、それからミニトマト、その他の温室を使う農業がすごく多くて、それでもって全国5番目の野菜を出荷する自治体になっているわけですね。

そういうことから考えますと、ぜひこの点について、最終的な結論の中で言っているように、その部分で市が補助していただけないか、このことについての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮内 保） 松木議員にちょっとお伺いします。

もう2番のところでもいいんですか。

○19番（松木源太郎） 結構です。

○議長（宮内 保） （2）でもいいんですか。

○19番（松木源太郎） 大丈夫です。

○議長（宮内 保） いいですか。

○19番（松木源太郎） 何でもいいです。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 焼却処理できるポリエチレンの関係でよろしいでしょうか。

ポリエチレンなど、いわゆる焼却可能な農業用プラスチック類につきましては焼却処理が可能であります。本市におきましては、これらを可能な限り資源として循環させる観点から、リサイクルを基本とした処理を推進しております。

特に園芸用廃プラスチックにつきましては、円滑な回収と適切な処理を推進するため、処理料金に対する補助を行っており、生産者の負担軽減を図りながら回収の徹底と資源循環の促進に努めているところでございます。

仮に市の費用により焼却処理を可能とした場合ですけれども、分別や回収の手間が少ない焼却処理へ流れるおそれがありまして、本来リサイクル可能な資源まで焼却に回ることが懸念されると考えております。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） ですから、順番があるけれども、議長、最後のところは、実際に997万1,748円をプラスして市が持てば、農家はその分の負担が減って大変助かると、こうい

うことなんです。それが全部ではなくても、順番を超えて、20円にしてくれたのが30円なり40円になっていく、そういう形でもってぜひ施設農家については助けていただけないか、そういうような私の提案なんです。それについて、担当課やその他も含めて、これから検討できるかどうかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 農家の皆さんの経営を取り巻く環境が厳しい状況にあることは、十分認識しております。園芸用廃プラスチックの処理につきましても、農家の皆様に一定の負担をお願いしているところであり、その軽減を図ることは重要な課題であると考えております。

現時点で補助率等の引上げ等は考えておりませんが、今後の回収実績や農業者の皆様のご意見、処理経費の動向等を踏まえ、引き続き適切な支援の在り方について考えてまいりたいと思います。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） ありがとうございます。

そうなんです、市も、市長を含めて市全体がそう考えているというのがなぜ分かるかという、旭市過疎地域持続的発展計画というのを出しました、今度。この43ページの上から2行目に何て書いてあるか、読んでみましょうか。「園芸用廃プラスチック適正化処理対策事業 生産者が排出する園芸用廃プラスチックに対して、資源の有効活用や農村環境の保全、生産者の負担軽減を目的に処理手数料を助成します。」ですから、本当に農業をやっている自治体ってこういうことを考えてくれているなというのがつくづく分かったわけです。ですから、この問題について、これをもう少し前進させていただきたい。

また農家の方と相談して、そういうような申請もしたいと思っていますけれども、ぜひその点について検討をいただきたいということだけを申し上げたいと思います。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） 次に3番、今回の私の一般質問のメインはこちらなんです。

この図を見ていただきたい。ちょっと私がかかと書いたんですが、これは2,500分の1の地図です。飯岡駅から南、国道までの間の地域なんです。これは、先ほど建設課長がお答えいただいたんです。こっち側に、今、三川のあれが通っているわけです。

これをどう見るかという、今まで市は、この地域の説明会、いわゆる飯岡駅前の雨水が

たまってしまいう説明会を昨年10月16日にやりまして、それでもってこれからの広原地区の冠水対策に関する説明会報告書というのも去年2月7日に回覧しました。これは回覧したときの、回覧というのは区の担当者が書いたやつ、これを回しました。そうなのかということで、地元では大変人気があるというか、これから大丈夫だろうなという気が、皆さん方思っているわけです。

ところが、いいですか、最近、私びっくりしたんですけれども、こういうものが出てきたんですよ。海上中学校の跡地をこれからどうするかを今年3月中に検討するんでしょう。そうすると、ど真ん中にある海上中学校の跡地、これは海上の学校の統合の中でもって候補地だったけれども外れました。それを外れた機会に、ここを民間がどう活用するか募集しているんです。

それでもって、建設課では、皆さん方にいろんなこととお話ししてきた。この海上中学校の空き地が何らかに利用されて、地面に染みなかったらどうなるか。このことを考えてそういうことをやっているのかということを知りたいんです。

私が調べました。これは2,500分の1ですから標高が出ています。それで、蛇園の地域の南側にずっと、先ほど建設課長からお話があった、これは、2番目のところですよ。東のほうに水を流して、飯岡の海に流す、こういう工事をやっています。

そして、ちょうど赤く抜いてあるところ、この部分が一番高いところなんです、蛇園で。つまり、蛇園というのは、ちょうどこちら辺を中心にして、例えば昔の第二給食センターがあったところとか、それから蛇園区の区民館があるところとか、こういうところが一番高くなっているんです。兩岸南北に下がっているんです。このところには昔からの用水路はあるけれども行き止まりとか、それから、私も海上中学校のところから北のほうに向かうところを歩きましたけれども、途切れていて水がちゃんと流れない。今トンネルが先でもって工事が終わりますね。あそこのところをどうくぐっていくかという問題もあるんですけれども、つまり、この時期に合わせてこれからいろんな工事をやろうとしていますけれども、あわせて海上中学校のこの問題がどうして起こってきたのか、簡単にご説明いただきたいと思えます。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 海上中学校の跡地ですが、冠水が発生する場所と旧海上中学校跡地が近接していることは市としても認識しております。

旧海上中学校跡地の活用については、旭市旧中学校跡地利用検討委員会において協議が重ねられ、平成30年8月に1回、報告書が取りまとめられました。その検討結果において、旧海上中学校跡地の利活用方法として、「民間活用による住居系を中心とした複合的施設」が方向性として示されております。

その一方で、同報告書の課題として、「開発の用途により付近の道路、排水等のインフラ整備が必要である。」と明記されており、跡地の開発、利活用を進めるに当たっては、道路、排水等のインフラ整備が不可欠な課題であることが検討委員会の段階から既に明示されていることから、市としては、跡地利用の具体化を進める際には、冠水対策を含む道路や排水等のインフラ整備を一体的に検討、対応していく必要があると認識しております。

以上です。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） では、ここを今の時期に何で中学校のところの利用についての提案を民間にさせるんですか。もう少し待たっていいでしょう。

それともう一つ私は聞きたいんですけども、どうも不思議ではないのは、旭市のやる事業の中で、建物の建設とかそういうのは当然建設会社にお願ひしますよね。それで建設代を払って、それで今度、建設はまた業者に頼みます。道路や排水なんかはどういうふうにして建設するための設計をするんですか。旭市の中の担当課に設計の専門家が何人かいて、図面を書くんですか。それとも、そういうところを設計してくれるところに頼んでいるんですか。ちょっとそこら辺について、私はこの事業を見て本当に聞きたいと思ったんです。どうなっているんでしょうか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 大型の排水路等は業者に設計を委託しまして、職員のほうで最新の積算、金額のほうを入れて設計しております。

以上です。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） そうしますと、旭市はそういう道路とか排水路とか、そういうものを設計する技術者はいないんですね。それでもって道路なんかはどうなんですか。本当に市がやれる道路というのはどのぐらいのところまでなんですか。

つまり、この事業を見ていて私が思ったのは、建設業者がいいように作った図面でもって

仕事をやっているのではないかという気がしてしまったんです。それは、恐らく同じ設計したところが、業者同士ですから、今度やる時も落とすということになっているのかなと思って、大変不思議に思っているんです。それを解明したくてこの問題を出してきました。どうですか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） すみませんけれども、そういうことは一切ございません。設計のほうは設計の業者に頼んでおりまして、設計金額は職員のほうで最新の積算の単価を入れていきますので、そういったことは全くございません。

以上です。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） そうしますと、今年予算で、ちょうど同じ、イ、ハ、後草の冠水対策排水整備事業、事業費1億6,938万5,000円、一般財源1億4,500万円、その他2,400万円とありますね。これは、恐らく高生川の工事が主だと思うんですけども、これをやる場合に工事費がこうだとして、実際に設計にはどのぐらいかかって、割合としてね、それでもって工事費はどのぐらいかかっているのか、そういうのははっきりしているんですか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 今もう工事に入っているところは、以前にもう設計が終わってしまって、その設計を基に、年度で工事ができる範囲を区切って工事をしております。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） 私は、それを大変不思議に思っているんですよ。旭市というところは、合併前のときは、かなりのところの道路とか排水について自分でもって設計してましたので、そのつもりで見ていたんですけども、どうも違うんだと。なんか業者がやって、同じところやるかどうかは別にして、業者に頼んで、それでその金額だけ設定して、それでもって今度工事を落とすんだ。こういうやり方で本当にいいのかなと思ったんです。

今は地方自治体に技術者が来ないというのは分かります。しかし、そういう方を育てなければ本当に中身のある設計ができないと思うんです。なぜかという、今、私、今回、中学校跡地から大間手川に行くところの東側、あそこを全部ずっと水がどのように通っていくか見て歩きました。ちょうどあそこ、中学校の東側を通ると、北側がずっと盛り上がっている

のが分かりますよね。行けば分かります。ですから、ここは通れないから結局、今度新しくできた道路のほうに行くけれども、じゃ、向こうでもってできるか、向こうで越せるかといったら、今工事をやっているところは使えない。その途中でもって、どこかくぐらなければ大間手川に行かないということですね。それでもってこの間、シェルガソリンスタンドの東側をやったんでしょう。かなり大きな工事で1億5,000万円か2億円近くかけて。

そういうようなことについて、なぜそういうことになるのかということ、市の本当に全体で皆さんで考えてこれがいいんだとなったのかどうかというのは大変不思議なんです、私は。それがあったので、この地域の排水問題について聞きますよと通告したんです。

四つのところがありますけれども、一番南の飯岡の海に流すのと、この問題を何回も聞いて工事をやっているときの写真も撮ったり担当課にも聞きました。本当にそう流れるのかな。

もう一つは、今回、ご存じのように、道路を造ってくれる団地、あれはちょうど途中から県道のほうに流すように、飯岡の駅から来る県道ではなくて、反対に流すように銚子土木が言って、銚子土木の課長もこういうふうにお願いしましたと言って、地元の方もそういうことを聞いていました。

それで今度は、バイパスのところも、今民間に頼んで調査していて、そこが下を何とか掃除と、掃除もこの間、年内にやってくれました。こういうようないろんな流れがあるんだけど、どうもあそこの地域全体についてちゃんとできるかどうかというのを私は疑問に思っているんです。それについて解明できるような答弁をしてくれませんか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） まず、設計のほうなんですけれども、職員は設計はできます。排水路とか大きい工事については設計が難しいものですから業者へ委託するということで、道路の例えば打ち替えとか改良とかということは、ちゃんと職員のほうで設計をしております。

今言いました大間手川の水路の改修なんですけれども、それも調査をしまして、一部区間がボトルネックになっているということなので排水路を一つ新設したということで、それによって排水がかなり流速が速くなる、流れるようになるということで、蛇園幹線を使いながら解消できるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） それで、そこに大間手川に流すところに行くための海上中学校跡地

からのところをずっと、この間見て歩きました、私。そうしたら、ちゃんと水が通るところと途中で切れているところといろいろあって、ここに書いてあるような形では駄目なんですよ。一番大きいやつがここにありますよね。この部分ですよね。本当に鉄道の下を通れるのかという問題があります。通っているんですか、今。そういうようなことも、ちゃんと私ら議員が分かるようにご説明いただきたいと思います。時間があまりないものですから、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 蛇園幹線については、昨年にしゅんせつも終了しました。それで、既存の排水路を使っていますので、大間手川までは必ず流れている、つながっているということで、そうしなければ旧中学校の東側の住宅地が全て冠水してしまうような状況になってしまうので、ちゃんと流れているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） それから続いて、私が南のほうに行って、南のほうというのは国道のほう、蛇園の道路に行っていたら、大変そのところは水が高い。確かに高いところを通らなければ流れないから、向こうのほうでもって大きい排水路を造ったんだと思うんですよ。

それはよく分かるんですけども、じゃ、今道路が貫通する三川線というのがあるでしょう、JRの下を掘った。あそこが一番低い、上と下、東西南北に水がしみていくわけですから、その半分部分をどこに流すんですか。これは結局、大間手川の去年造ったところに流すんですか。

そういう形の全体的なことを、議会とか議員が分かるようにしてくれなければ、本当にこの工事がいいのかなということについては疑問を持ちます。予算のときにもやりますけれども、そういうことでもって今回一般質問させていただきました。いかがでしょうか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 蛇園の排水に関しましては、やはり蛇園の稲荷神社、郷土館、そこが分水嶺というかなってしまっていて、それより北は大間手川に流れます。南は新しく造った排水路のほうに流しております。

以上です。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員。

○19番（松木源太郎） 分かりました。それについては、また私も調査して、これから検討したいと思います。そういう疑念がありましたので、このことは一般質問いたしました。私の一般質問を終わります。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員の一般質問を終わります。

保険年金課長。

○保険年金課長（大網久子） 先ほど、こちらのハンドブックのほうを、紙の保険証の送付時と申しましたが、発言の訂正をお願いします。

6年度までは紙の保険証のほうに同封しておりました。現在も、資格確認書ですとか資格情報のお知らせに同封しております。よろしくをお願いします。

（「ちょっと聞かせていただけますか」の声あり）

○議長（宮内 保） はい。

○19番（松木源太郎） 何でそれがホームページで見られないのか。これはすごくいいパンフレットです。だから、見られるけれどもプリントアウトできないようになっているんですよ。それだけちょっと改善してください。よろしくをお願いします。本当にいい内容でした。よろしくをお願いします。

○議長（宮内 保） 松木源太郎議員の一般質問を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

◇ 伊 場 哲 也

○議長（宮内 保） 続いて、伊場哲也議員、ご登壇願います。

（6番 伊場哲也 登壇）

○6番（伊場哲也） こんにちは。お疲れではありませんね。

最終登壇、議席番号6番、伊場哲也でございます。1期目に引き続き、2期目も一層頑張る所存でございます。よろしくお願い申し上げます。

令和8年第1回定例会におきまして一般質問いたします。質問事項は三つございます。

質問事項1、旭市DX基本方針と推進計画についてお尋ねいたします。

（1）旭市DX基本方針では、DX推進の背景を踏まえた計画の位置づけ、方針の内容、目指す理想像について、3点伺います。

この場では、最初の質問ということで、基本方針、今年の、ちょうど1年前くらいになり

ますけれども発行されております5ページに記載されておりますけれども、計画の位置づけについて確認をさせていただきます。

旭市DX推進計画は、昨今の社会的背景を踏まえて、どのように市政運営に位置づけられているのかお尋ねいたします。

(2) DX推進計画の目的、内容、事業、総合戦略との整合性についてお伺いいたします。

初めの質問として、今回楽しみにしている旭市DX推進計画が間もなく私ども市民に公表されることと思っておりますけれども、その旭市DX推進計画の目的をお伺いいたします。端的にお示しください。

質問事項2でございます。まちづくり出前講座について質問いたします。

本講座の開催状況、開催の成果、課題、次年度以降の方針と計画について、計5点をお伺いいたします。

初めに、この場では、昨年度の講座開催がどのようなものであったか、開催状況についてお尋ねいたします。

質問事項3でございます。後期高齢者医療保険、保険料の改定について質問いたします。

後期高齢者医療制度とは一体どんな制度なのか。本議場にはほとんど直接関係されていない方が大勢いらっしゃると思いますので、直接、後期高齢者医療制度とはどんな制度なのか、課長自らの言葉でご教示いただければありがたいと、このように考えて質問をいたします。

あわせて、令和8年度、9年度の改定内容、そして保険料率改定の主な要因について、計3点をお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。再質問は、回数制限なしの一問一答で質問席にて行わせていただきます。60分という時間制限がございますので、関係課長には、大変申し訳ないですけれども、簡潔明瞭で、なおかつコンパクトなご答弁にご努力、ご尽力いただければと、このように思いますので、よろしくどうぞお願い申し上げます。

○議長(宮内 保) 伊場哲也議員の一般質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長(椎名 実) それでは、私のほうからは1の(1)と(2)についてご回答申し上げます。

まず、(1)DX推進計画はどのように位置づけられているのかというご質問です。

これは、第3期旭市総合戦略及び行政改革アクションプランを下支えする分野横断的な取組方針として、国の自治体DX推進計画や県のDX推進計画等を反映し、各種分野を横断的

に支える位置づけとしております。

次に、（２）です。DX推進計画の目的はというご質問です。

深刻な少子化と止まらない高齢化という厳しい社会情勢の中、地方自治体が持続可能な形で住民サービスを提供し続けるため、人口減少時代に合った新しい社会経済モデルの構築を目指し、デジタル技術を活用して人々の生活をよりよいものへと変革させることを目的としております。

以上です。

○議長（宮内 保） 市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） それでは、質問項目２番、まちづくり出前講座について、令和６年度の状況を申し上げます。

開催回数は42回で、参加者の人数は合計880人でした。

以上です。

○議長（宮内 保） 保険年金課長。

○保険年金課長（大網久子） 保険年金課からは、大きな項目の３、後期高齢者医療保険料の改定についての、まずは医療制度についてと、８年度、９年度の改定内容と、あと改定の主な要因について回答いたします。

後期高齢者……

（発言する人あり）

○保険年金課長（大網久子） １でいいですか。

○議長（宮内 保） 保険年金課長、ちょっと待ってください。

（発言する人あり）

○議長（宮内 保） 制度の概要ということで、お願いします。

○保険年金課長（大網久子） 失礼いたしました。後期高齢者医療制度について回答いたします。

現役世代と高齢者世代の負担を明確化することを目的とし、75歳以上の全ての方と、一定の障害がある方は65歳以上で希望する方を対象とする平成20年度に開始した医療制度であります。千葉県後期高齢者医療広域連合が運営主体となりまして、自治体では各種申請の受付や保険料の徴収などの窓口業務を行っております。

○議長（宮内 保） 一般質問は途中ですが、午後３時５分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時 5分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き伊場哲也議員の一般質問を行います。

伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 再質問に入る前に、保険年金課長、先ほどは最初の質問、誤解を招くような、あるいは十分理解いただけないような最初の質問で失礼申し上げました。時間まだ52分20秒ありますので、ゆっくりと深掘りさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは議長、先ほどのDX、上から再質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

課長の最初の質問、その後の答弁で、DX基本方針についての計画の位置づけ、ご説明いただきました。その答弁の中で、分かるようで分からない文言、分野横断的、取組方針が述べられていたんですけども、具体的に分野横断的な取組方針、具体的にどのようなことかご説明いただけますか、お願いします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 分野横断的な取組方針とは具体的にどのようなことか、お答え申し上げます。

デジタル技術は、それぞれの分野を横断した複合的な取組にも有効的な部分もあり、今までのように子育てや福祉などの分野単体で考えるのではなく、各課で取り組むそれぞれの事業に関連性がないかを考えていくことを念頭に掲げております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 課長、ありがとうございます。

分野横断的な、これも説明いただきましたし、令和7年3月、旭市でこれもしっかりホームページに載せられております。基本方針、これにつきましても熟読させていただき、さあ、いよいよ楽しみにしているこの計画がいつ私ども議員、併せて市民にアナウンスされるのか、

これ非常に楽しみにしているところでございます。ですので、今回、方針ですとか計画について一問一答で深掘りさせていただき中で、市民の皆様方にご理解いただけるような、そういうスタイルでの一般質問ということで設定させていただいております。よろしくどうぞお願い申し上げます。

目指す理想像をここではビジョンということで設定されておりますけれども、このDX推進計画が具体的にスタートするわけですけれども、方針の中でビジョンを示されておりますけれども、もう一度課長のほうからビジョンについてご説明いただけますか。お願いします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） DX基本方針の主な内容ということでよろしいですか。

旭市DX推進計画の策定に当たり、本市におけるDX推進の基本的な考え方を定めたもので、目指す理想像、ビジョンや道のり、取り組む内容などの基本的な事項を定めた内容となっております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 課長、ですので、その定められた内容の中のビジョン、これを今お尋ねさせていただいた。米本市長もしっかりとうなずいてくださっていますね。間違いのない答弁、課長、お願いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） ビジョンということでお答えいたします。

「みんなに優しいデジタルで みんながつながる あったかいまち旭」でございます。デジタル技術を最大限活用したウェルビーイングとSDGsの実現を目指していくものであります。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 課長、もっと分からなくなっていました。申し訳ございません。デジタル技術を最大限活用して、ウェルビーイングとSDGsの実現、ちょっと欲張りではありませんかという感じがしないでもないですけれども、でも大事なことですよね。ぜひ自信を持って推進していただきたいというふうに強く強く思いますのでね。

さあ、それでは課長、何でデジタル改革を、革新を、DXを推進するかということですね。これはもう以前の11月議会でもいわゆる横断的などということを取組をそれぞれ確認させていただいておりますし、前副市長の旭市の課題でもあります、そういう中での一般質問の設定ですよ。ですので、このゴールといいますかね、方針の中でもいいんですよ、目指しているゴール、市民の利便性向上、便利にならなければDX推進した意味がないですからね。あわせて、働き方改革ではないですけども、市職員の皆様方の業務時間の縮減等々ですね。これが便利になるためのあえての推進ですから、これについて方針の中ではゴール、目安的なもの、どのように考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） それでは、ゴールはいつ頃と考えているのかということでお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、DXの本質は単なるデジタル化ではなく、市民サービスと業務の変革にあると認識しております。ゴールがいつ頃かということでご質問ですが、デジタル技術は日進月歩であり、社会情勢も刻々と変化をいたします。そのため、固定的な完了時期を定めるのではなく、毎年度、その時点での最新技術や社会ニーズを踏まえた計画の見直しを行いながら、常に最適な手法を取り入れ、柔軟かつ継続的に進めていくべきものと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） いつ頃、今、課長が言われた、いつ頃到達させる予定ですか。第3期総合戦略はもう既に今年度から始まっておりますね。7年度、8年度、9年度、10年度、11年度、5年間の計画です。DX推進計画、その方針の中での計画ですけども、11年度ぐらいはある程度目安にされているんですか。それともなお先、5年先の10年くらいですか。その辺の見通しをお伺いしたいんですよ、すみません。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 目指すべき到達点の目安としては、総務省の自治体戦略2040構想研究会の報告にあるスマート自治体への転換を念頭に置いております。労働力不足が深刻化する2040年時点においてAI等の技術を活用し、限られた人材でも持続可能なサー

ビスを提供できる体制を構築することが長期的なゴールと見据え、一步一步着実に取り組んでまいり所存であります。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 2040総務省の報告書を熟読はしていないんです。斜めぐらいしか見ていないので何とも言えませんけれども、どうなんですかね、これは国の全体の構造問題に関する長期ビジョンなのではないでしょうかね、課長。私が問うているのは、旭市として推進計画のゴール、だってこれ2040年の総務省の構想、これもう9年前でしたか、十年一昔と言いますけれどもね。申し訳ないですけども、課長からは日進月歩、DXの進み具合が、そういうふうにご認識されているにもかかわらず、あえて国の施策、否定はしませんよ。しかしながら、私個人的にこれから進めようとしている旭市のDX推進、とっても大事じゃないですか。市民、利便性が高まるし、皆様方の、若手の職員の皆様方の仕事時間も縮減されて、とてもいいことなんですよ。ですから、ここであえて2040の総務省のこれをゴールというのはいかがなものかな。

さあ、そこで課長、市としてやっぱり第3期総合戦略にフォーカスして、やっぱり令和11年度ぐらいの中期目標、これを出すべきではないですかと私は思うんです。課長、どうか、お伺いします、見解を。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） すみません、先ほどもちょっとお話をしたんですが、特にその時期というものは定めるといような形は取らないで、常にいろいろ最適な手法、常にそういったものを探りながら行うというように、この後の質問にもありますが、計画のほうではそういうような形としております。

ちなみに、2040のお話はしましたけれども、これは実際にはその頃には半分の職員数でやらないといけないと、そういったような状況の中で、どういう体制が適切なのかということで、その辺が目安だというような話をいたしました。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 課長の説明の趣旨は理解しているつもりですし、ですので否定はしない。2040はちょっと古いのではないかという自分なりの意見といたしますか、考えを述べたんであ

ってね、質疑では言えないじゃないですか、一般質問ですから、自分の思いを執行部にお伝えして答弁を求めているものなんですね。

では、課長、変えますよ。これについてはいかようにお考えですか。先ほどの課長の答弁にもあったんですけども、デジタル技術を活用してウェルビーイングを実現していくんだ。この間の予算委員会でも話題になりました、これなんですよ。市長の肝煎りのウェルビーイングの向上ですから、これが第3期総合戦略でしょう。これは私ね、熟読していますから。全てにわたってデジタルを導入して地域課題を解決しましょうと。先ほど課長が言われた分野横断的な取組です、これですよ。全部デジタル、デジタル、デジタルですよ。ですから、あえて11月議会、そして年を越えて、この3月議会でも扱っているんですね。なぜか。いよいよ本格的に4月からスタートするんですね。そして市民にアナウンスするんですね。市が一体どういうことをやろうとしているのか、市民が分からなければ、一生懸命やっている市役所の皆さんの努力が報われないじゃないですか。分かりやすく明らかにする、これが大事だということで、再質問等々させていただいています。

ウェルビーイングの実現、いかようにお考えかお答えください。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） デジタル技術を活用したウェルビーイングの実現とはどういうことか、あとはデジタル技術を活用したSDGsの実現とは具体的に……

（「SDGsは後でいいですよ」の声あり）

○行政改革推進課長（椎名 実） よろしいですか。了解しました。

まず、ウェルビーイングの実現、デジタル活用により市民一人ひとりの暮らしの質や幸福度を高めること。例えば、スマホ申請で市役所へ行く手間を省き、生まれた時間を家族や趣味に充てるゆとりの創出、見守りセンサー等で高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりなどがこれに当たります。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） ぜひウェルビーイングの向上、そしてDXを活用することによってウェルビーイングの実現、総合戦略の実現、これに向けて頑張っていきましょうね。市民もその利便性を享受できるわけですから、あわせて、市職員の皆様方も仕事を進めていく上で、ありがとうDX、享受できるわけですから、だからこそ推進の意味が出てくると。

SDGsについては、課長、どのような接点といたしますか、SDGsの実現、これ2030年、17の目標、169のターゲットありますよね、目標、ターゲット、これSDGsの観点からご説明願います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） SDGsの実現とは、デジタル技術で誰一人取り残されない持続可能な社会をつくることとあります。例えば、ペーパーレス化による環境負荷の低減や、音声変換アプリ等を活用して障害や言葉の壁を超えた平等なサービス提供を行うことなどが挙げられます。

このように、単なる効率化にとどまらず、市民の皆様のウェルビーイングの幸福とSDGs、これを果たすためにDXを推進してまいります。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 課長、ちょっと答弁にどつぼにはまってしまったというか、苦しいかと思えますよね。これそこを真剣にやっぱり考えていただかないと、一番大事なもう本当にベースのベースのベースですので、しつこいようですけども、お尋ねしているんですね。

（2）の計画に移らせていただきたいと思えますけれども、課長、計画です。大変申し訳ないですけども、ちょっと横文字が入りますけれども、これは簡潔明瞭なる質問ですよ。お聞きください。AI-OCRを導入する前に当該業務のBPRは完了しているのか、課長、お尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） BPRは完了しているのかということですか。業務プロセス全体を抜本的に見直し、再構築をするというようなBPRの推進ということですが、これは今回のこの計画の中に行政DXという分野を設けて業務を進めていくんですが、その際にそういったことを推進していきたいというようなことで考えております。ですから、今、全てできているということではなくて、今、進めているというような状況にあります。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） BPRは完了しているのか、していないのか、そこをお尋ねしております。

す。お願いします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 今時点において、完璧に完了しているということではなくて、今、最中というところでございます。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 分かりました。いつ頃完了しますか、お尋ねします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） すみません、今この時点でいつ頃という、明確にいつというお話はちょっとできませんので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 了承できかねますので、再質問いたします。4月、目の前です。BPRの完了の目安が立っていないということで大丈夫でしょうか。計画はできているんですけども、皆様方の共通理解ですとか、あるいは、さあこれから進めるよというところの気持的なものがいまいち入っていないのかなというふうな答弁を聞いて推測いたしました。行政改革推進課、デジタル推進室アドバイザー、アドバイザーにもっともっと積極的に意見を求めたらいいのではないかと思いますけれども、その点、課長、いかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） おっしゃるとおり、民間のほうよりこちらにお越しいただいておりますので、その全てノウハウは吸収をしようと思っておりますので、都度、何かあればご指導いただいているような状況です。今後もそういうふうと考えております。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） そのためのやはり専門家の招聘ですし、年間予算計上800万円ちょいだったのかな、お支払いされていると思いますけれども、先ほどのウェルビーイングの実現ですとかね、SDGsの実現というのは非常に抽象的で言葉としては格好いいのですよ。それは皆さんご存じだと思いますね。なぜ私、その推進アドバイザーのことを出したのかといいますと、やはりスペシャリスト、専門家ですから、いろいろ情報も持っているわけです、そ

の道に関しては。ですから、せっかくお金をかけているわけですから、そういった人にアドバイスをいただく、これとても大事なことだということですね、だってK P I も設定していません、話変わりますけれども、どうですか。まだ計画を見ていないので何とも言えませんけれども、この総合戦略についてはK P I、諸所に設定されつつありますよね。D X計画はどうなんですか。K P I 設定していないということは、K G I も設定していないと思いますよ。キー・パフォーマンス・インジケーター、キー・ゴール・インジケーター、これは副市長が十分ご存じのはずですから、K P I の設定についてはいかがでしょうか、質問いたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） K P I の設定ですが、本市のD X推進におきましては、現時点ではあえて数値目標は設定しないという方針としております。その理由は、デジタル技術の進展は極めて速く、固定的な数値目標を掲げることで柔軟な技術導入が妨げられたり、システムを何件導入するといった手段そのものが目的化してしまうということを守るためです。数値の達成を追うのではなく、市民の皆様が、手続きが楽になった、便利になったと実感できるのかどうか、質や体験価値を重視して取り組んでいきたいと思っております。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） ですから、課長、K P I を設定していないでどうやって評価をするんですか、ここまで達成できたなど。そこが見えないので、市民は分からないので、公表していただけないと、だから、それが、市が何をやっているか分からないというふうにつながってしまうんですよ。ですから、少なくとも、例えばオンラインによる申請書の普及率といいますか、市で考えているそのオンラインの申請書の普及率50%だったら、50%を目指しているんだらば、やっぱりきちっと数値を設定しと、これが大事だということで、今お話ししているんです。

深掘りして調べていったら、最近の自治体D Xを推進している自治体の大きいK P I ですかK G I の流れについては、これ大きく変わっていますよ。どういうふうに変っているかと、また変な分りにくい横文字が出てきますけれども、O K R、副市長、聞いたことありますか。これはD X、変革の管理手法の一つということです。例えば戸田市ですか、横須賀市とか、他の自治体D Xの推進地域、戸田市もいよいよ令和8年度4月から推進計画推進しますよ。本当に申し訳ないですけども、O K Rなんて訳分からないこと言うなど叱ら

れるかもしれませんが、オブジェクティブズ・アンド・キー・リザルト、つまり目標をしっかりと決めて、その達成具合がどうだったのかという結果を見る結果指標。このOKRの設定がとても大事だと。課長自ら日進月歩、評価の仕方もKPIからOKRにどんどん移行しているんだといったことも押さえてほしいということで、今お伝えしたんです。OKRについて、課長、どうですか、どのように認識されておりますか、お尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） すみません、今、OKRについてということでちょっと今認識というか、ちょっと考えがまとまっておりません。

それで、KPIのお話でしたので、他市やら、伊場議員のお考えでKPIというのはすごく大事だというようなお話だったんですが、うちのほうであえてそれを設定していないという理由については、まずこのDX推進計画自体が総合戦略と行革アクションプラン、これを下支えするような取組であるというような話をさせていただきました。その前段の総合戦略等にはKPIはございます。これは最終的な目的ですので……

（「いやいや、KPIは中期目標。KGIじゃないよ」の声あり）

○行政改革推進課長（椎名 実） じゃなくて、KPIの設定というのは、総合戦略の中にはありますが、ですから、このDXというのは、そこまでにたどり着く手法、手段としてこういった立てつけにしているということで、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） DX導入の目的、大きい目的、二つありますね、課長。一つ、市民はいかにどのように利便性を享受できるんですか、具体的に何が楽になるんですか。窓口申請とかあるじゃないですか、そちらの話をお願いしますよ、課長、どうぞ。お願いします。お尋ねします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 何がどのように便利になるのかということで、一例を申し上げますと、行かない窓口、市役所に来庁いただかなくても申請ができるだけでなく、開庁時間も気にせず申請ができるため、仕事を休むことなく手続が可能になることが事例として挙げられます。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 行かない窓口は分かりました。課長、書かない窓口についてはいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 書かない窓口です。市民の皆様は窓口で申請書を記載していただいておりますが、マイナンバーカードを読み取り、氏名や住所などを申請書に自動で転記したり、市民の皆様から聞き取りながら職員がパソコンに入力、申請書を完成させる等の取組で、既にマイナンバーカードの更新等の申請において導入をしております。標準化システムへの移行も見据え、システム改修等の手戻りがないよう調整しながら、その他の申請についても導入を検討してまいります。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） これから進めていく、もう計画ができていてこれから進めていくと。そういう上での話です。それが、ゴールがちょっと示されていない。そして行かない窓口、書かない窓口、市民が享受できる利便性というのが、これからいろいろ分野横断的に出てくるんでしょう。そういう中で、どうなんですか、例えば年度年度に市役所の皆さんおっしゃいますよね。PDCA、どんなふうに戻すような計画、PDCAの位置づけ、計画の中に位置づけられるか。これ年度年度でやりますか、それとも何でしょう。お尋ねします。PDCAはどのようにやるのかということについてお尋ねします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 計画の終了等は先ほど見込んでいないと言いましたけれども、1年1年PDCAというのは確認していきます。例えばこれで今計画ができてスタートしますと、9月頃の予算前とかには、ある程度の検証等も必要ですし、年に1回2月ぐらいにDXの本部会議というものを予定して、その辺である程度、その1年の状況等をそこで確認していくと、そういうような予定をしております。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） ありがとうございます。きっちりと、やはりPDCA、いよいよ4月か

らアクションですよ、Aですよ。それに対して市としてどのように取りあえず1年目、1年度、成果があったのか、課題があったのか、そういったものをまとめて反省は反省で踏まえて、翌年度、令和9年度に生かしていく、これがとても大事だと思います。なぜかといったら、それだけお金もかけているわけですし、スマート自治体の実現、ウェルビーイングの実現、SDGs、今、時代の流れで要求されているものを全てそこに凝縮させた形での実践ですから、アクション、スタートですから。ぜひそのPDCAのCのところ、そしてAのところ、しっかりお願いしたいなというふうに思います。

最後にします、課長。いつこの計画、旭市のDX推進計画、もうこんな分厚い冊子になっているんですか。これは私どもに説明会ですとか、講習ですとか、こんなふうに市はやろうとしているんだよというアナウンスは、市民に対してもね、いつされる予定ですか。それを最後にお尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 各種計画を下支えする計画として作成をしております。これは、一般市民につきましては、年度内にはホームページや公式LINE等で公表できるように進めてまいります。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 私以外はほかの議員の皆様、忙しいかと思しますので強制はできませんけれども、年度内にホームページにということであれば、大変申し訳ないのですけれども、政策決定室でも、あるいは全員協議会をやる委員会室でも結構ですので、こんなふうなことを進めようとしているんだよ、1年目はこれ、2年目はこれ、3年目はこれ的な、そんなふうな推進計画の説明会、議員にもしていただだけませんか。そうしますと、市がこれからやろうとしていること、やりたいことというのをほかの人に聞かれても説明できるじゃないですかという意味から、これは質問というよりもお願いですけれども、その点、課長、どのようにお考えですか。市長に聞かなければまずいですか。課長でよろしいですか。議員に対して推進計画についての説明会をやっていただきたいと、いかがですか。課長。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） すみません、基本構想とか、そういったようなお話とはま

た違って、私たちの姿勢を示す計画ですので、ご意見をいただいて反映するというのは当然あるんですが、現時点でちょっと場を設けてのご説明という形では、ちょっと考えておりませんでした。すみません。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 課長、理由をお尋ねします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） すみません、同じような回答になってしまいますが、本来の総合戦略、そういったものについては議員の皆様からたくさんご意見を伺って、それで進めて説明もしてつくっていく、その下支えをする計画ということで、私たちのどういうスタンスでというような話がメインの計画ですので、このような進め方で進めてまいりました。ご理解をいただきたいと思います。失礼します。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 課長、消極的な理解にさせていただきます。申し訳ありません。

まちづくり出前講座、こちらのほうに移りますけれども、議長、よろしゅうございますか。

○議長（宮内 保） はい。

○6番（伊場哲也） 皆様方ご存じのとおり、旭市には出前講座、これ二つあるのご存じですよ。えっ、おっしゃらないでください。一つはまちづくり出前講座、もう一つは健康づくり出前講座、中央病院がやっていらっしゃる出前講座ね。言葉のとおり出前講座、出前一丁、出前、要は市から自ら勉強している団体に赴いて、市政についてご理解をいただく、そういった講座だというふうに認識しているんですけれども、これ非常にすばらしい、すばらしい講座なんです。ですので、この出前講座というものを特に老若男女問わず、旭市の市政について、こういうことをやっているんだよということをもっともっとPRして利用していただけるように、担当課の市民生活課長にお願いできないものかなと。

1市3町合併して20周年記念、この出前講座はたしか19年目になるんでしょうか、スタートしてね。これ非常にすばらしい講座なので、もっとPRして、皆様方、活用くださいよと。これを私は進めていきたいんです。いや、コロナだからできなかったよではなくてね。コロナで勉強したことあるじゃないですか。先ほども、若手にもっともっと積極的に情報発信してほしいと、他議員から出ていますよ。SNSを活用してと。あるいは市長、ポップな動画、私も見させていただきました。あまりやると、ちょっと軽いな、この市長なというふうに思

われるかもしれませんが、いずれにしましても、いかように旭市をPRするかということで、やれることまだまだあると思うんです。出前講座、市民生活課長、先ほど回数と実施人数ありました。登録講座数は、その他特別も入れてリクエストも入れて61講座でしたか。令和7年度ね。実施率については、このくらい実施できたなというパーセンテージが挙げられますか。いかがですか、齋藤課長。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 令和6年度の実施率ということだと……

（「6年度で結構ですよ」の声あり）

○市民生活課長（齋藤邦博） 六十……、すみません、ちょっと……

○議長（宮内 保） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時45分

再開 午後 3時45分

○議長（宮内 保） 再開します。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 6年度の実施率は……すみません、勘違いしておりました。実施率は、62講座中21講座で約34%です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 最も利用された講座の上位3講座、この辺をご提示できますか、お願いします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 開催回数が多い講座としましては、健康・保健・福祉メニューから、「高齢者の介護予防及び認知症予防」が6回、「あさピー☆きらり体操で健康づくり」が5回、そのほか、都市・建設メニューから「空き家のはなし」を3回、教育・学校メニューから「旭市の文化財」3回、同率で両方とも3回です。これを開催しております。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 最後の3回ちょっと聞こえなかったです。齋藤課長、もうちょっとマイク近づけてください。お願いします。

逆に、一度も実施されていない講座というのは、ですから単純計算すると40くらいあるんでしょうか、お尋ねします。一度も実施されていない講座。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 最近3年間でお答えさせていただきます。5年度、6年度、7年度、7年度、ここまでの実績です。直近3年間で一度も実施されていない講座は24講座あります。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） さっきから言っています。これすごい講座なんですよ、皆さん、もう一度、再認識し直していただきたいということで質問に入れておるわけですけども、27部局22課4局61講座、全ての課と言っていいほど出前講座を開設しているんですよ。他の自治体と比較しても、もう全く引けを取らない旭市の出前講座なんです。

ですので、繰り返しになりますけれども、やり方をもっと市民の皆さんに、若手も含めて、仕事が忙しくてそんな勉強なんかしている時間ないよというのが実態かもしれませんけれども、いわゆるやりよう、やり方をひと工夫できませんかと。出前講座だってDXと融合できるじゃないですか。先ほど消防長も言っていましたよ。情報管理について今度は消防署のほうでもDXの活用と言っていましたよ。これ活用しない手はないんですよ。

ということで、元締めは市民生活課でいいんでしょう。高齢者福祉課、先ほど介護だの、教育だのも含めて、健康とか、高齢者福祉課が5講座開設しているんですかね。商工観光課は9講座、出前講座開設しているんですか。たしか自分のチェックですけども、間違っていたら指摘ください。

過去ずっと広報あさひを振り返ってみますと、2008年、平成20年4月1日からこれスタートしているんですよ。まちづくり出前講座も課長、毎年これ広報でこういう講座がありますよって市民にアナウンスするのはいつでしたっけ、すみません、お願いします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 毎年5月の広報であったと記憶しております。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） ごめんなさい、課長、辱めを与えるわけではないですよ。これは何年度だ、広報あさひ6月1日、これは出前講座については、これ2007年は4月1日、2025年は7月1日、ちがうちがうこれは後期高齢者か。だから、振り返るとですよ、スタートした時点と、あれから20年弱たつ、その講座の内容、中身が、要は言いたいことは都市建設とか、そういう講座がちょっと縮小されて、健康とか保健とか福祉、いわゆる高齢者向けの番組にややなっていやしないかなというようなことを見て思ったもので、元締役として、この関係課の皆様それぞれが、これお金がほとんどかからないんですよ。しかも1時間半という中身の濃い勉強ができるんですよ。だからこそもうちょっと充実させたらということですよ、私の話はね。決して否定しているものではないですからね。

ですので、それをもっとよくよくするための方法を、元締めである市民生活課長に一肌脱いでいただきたい、頑張っていたきたいということなんです。だってもったいないじゃないですか。年度年度の今年の出前講座の反省はこうだったね、関係課長、ご集合願います。つきましては、本日は今年度実施した出前講座について反省会やります。いかがでしたか的な反省なんていうのは、課長、どのようにやられているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 今のところ全体を集めて会議というのは行っておりません。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 課長、それ何でやらないんですか。というのは、出前講座今年やってどうだったのよ、商工観光課長、農水産課長よと。よかったよ、よかったよと、実施者、感想どうですかと、市のことが分かってよかったですと、それで終わりでは前に進んでいきません。ですので、言いたいことはこれですよ。PDCAを回すというのはそういうことでしょう。それ何でやらないんですか、課長、お願いします。駄目でしょう、それでは。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 講座に関するPDCAという位置づけでは、各講座を受講された団体の方から受講結果報告書というのを提出いただいております。そこにご意見が書かれておりますので、その講座を実施した担当課がその講座の中で指摘されている事項を知りまして、次回同じ講座があったときには、その点を改良していこう、そういうことだと思っております。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 課長、改善の視点から質問させていただきますね。アンケートを取られていますか、お尋ねします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 今、実施結果報告書をお出しいただいているんですけども、アンケートというものは取っておりませんで、その結果報告書の中に1項目だけ、「今回の講座について」というところで、「よく理解できた」「多少理解できた」「理解できなかった」という、この3選択肢、この項目だけは丸をつけていただくアンケート形式になっております。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 課長、そうであるならば、どういった団体がこの講座を利用してくれたんだろうかと、言葉に語弊があったらごめんなさいよ。若手なのか、あるいは高齢者なのかとか、女性中心だったとか、その辺はどうやって把握するんですか。実施報告書にはそれを記載すべきところないですよ。だからこそアンケートを取ったほうがいいんじゃないかと、なぜ、よりよい出前講座にしていくための提言を含めた質問なんです。どうやって年代別、年層別とか、男女別とか、あるいは事業者別とか、それは分かるんでしょうか。課長、アンケートを取らなくていいですか、お尋ねします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） おっしゃるとおり、講座の質を高めるためにアンケートでご意見をいただくことというのは非常に重要なことだと考えます。

それで、実施結果報告書の中に質問項目を加えて、アンケートの機能を持たせることは可能だと考えております。その点で年齢層についてもご回答いただけたらと思っておりますので、受講者が答えやすいような、負担にならないような設問を考えて掲載したいと、改良に努めます。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 課長、ここで初めて言いますね。ありがとうございます。改良に努めていただける、それが大事ですし、その言葉を私は待っていたんです。具体的な改良は、課長は私が言ったことを酌んでいただき、少しでもすばらしい出前講座にしていただけるよう

な、そういうフォームになるというふうに信じておりますので、よろしく申し上げます。

さらに、課長、講座を例えばオンラインで受講できるような、そういう試みもなくはないですね。例えば消防長にお願いして、胸部圧迫どうのこうのというのは、これはオンラインでは駄目だと思います。やっぱり実際に演習をしないとね。しかしながら、市政の例えば税の仕組みですとか、学校再編についてと、今ユーチューブありますよね、公式ユーチューブ。出前講座の1講座でも2講座でもユーチューブでもって発信できるような、そういう試みをされたらいかがですか。余分な仕事を与えるつもりは毛頭ないですけども、よりよく効果的に活用していただける、そういう視点からの質問です。課長、オンライン講座、あるいはユーチューブでもってアーカイブにしていって、その辺どうですか、課長、お願いします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 講座の内容によりましては、動画ファイルに変えまして、動画ファイルとしての視聴に向く講座というのはあるとは思いますが。出前講座の事務とは別に行っているものですが、例えば、「あさピー☆きらり体操」などは動画ファイル化して配信したことが過去にあります。できる講座がありましたら、その担当課に勧めてみたいと思います。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） できる講座から、課長、申し訳ないですけども、つくる講座ね。よりよい講座、あれ、ところで今年度の出前講座のキャッチコピー、ありましたね、課長。これ何でしたか、お尋ねします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時 0分

再開 午後 4時 0分

○議長（宮内 保） 再開します。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） もっと知りたい、もっと学びたいをサポートでございましょうか。そのようなコピーだと思っております。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 出前講座の趣旨を見直す意味で、20周年を記念してよりよいものをつくり上げていく。旭市の貴重な財産である出前講座、原点に返るという意味から、旭市が進めている出前講座のキャッチフレーズ、これを確認させていただいたんですね。

すごいと思いませんか。「もっと知りたい！もっと学びたい！を解決サポート」ですから、ですから、市の皆様方の取組いかんによっては、なかなか市民も学習意欲湧いてこないかな、仕事も忙しいし、家族サービスもあるしと、しかしながら、その仕掛け方によっては、利用してみようよと、そこに切り込んでほしいのです。ひとつよりよい、さらにすばらしい出前講座となりますように、関係課長も大変だとは思いますが、私の一般質問で本当に設定したその趣旨、意を酌んでいただき、おい来年からの俺らのほうの出前講座、ちょっとこんなふうにやってみるか、と、課長がポップ体操をやって、動画でって、市長に負けてられないぞ、それだっていいじゃないですか。駄目ですか。だってよりよい出前講座にしようということですから、提言をさせていただき、ちょっと強い言い方で課長には申し訳なかったかなと。行政改革の椎名課長、また市民生活課の齋藤課長、多分家へ帰って、あなた強過ぎるよと、妻にお叱りを受けるかもしれませんが、何言っているんだと。私はそうやって市長と同じように否定をしたいというふうに思いますけれどもね。

さあ、大変お待たせしました。保険年金課長の3番目の質問に入らせていただきます。

課長、後期高齢者医療制度、本当に無知で申し訳なかったですけども、いよいよ私も目の前に来ましたもので、ここ一遍、全然知らない課長もいるというふうに聞きましたもので、これは駄目だろうと設定したまでですね。

時間がまだ5分ぐらいありますので、可能な範囲内で、課長、迷惑と思わないでください。ちょっと明らかにしていきたいと思えます。何せ後期高齢者医療制度って、そのものを75歳になってからって、みんな金払うんだよということをおね、ええって、健康保険がそのシステムに変わるの、それすら分からないわけですから。ですので、一等最初の質問ということで、制度についてお尋ねしました。

後期高齢者医療制度の被保険者数、ざっくり4年度、5年度、6年度あたりの推移、分かればお答えいただけますか、お願いします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（大網久子） 各年度の平均被保険者数でお答えいたします。

令和4年度が9,948人、令和5年度が1万334人、令和6年度が1万735人です。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 今後3年間、先を見通しての推移というのは把握されていますか、課長、お尋ねします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（大網久子） 現在、74歳、73歳、72歳の人口を基に独自で出している数字となりますが、令和8年度では増える人数が966人、令和9年度では941人、令和10年度では923人と見込んでおります。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 増えるばかりじゃないですか。大変です、市の負担もかかるということを確認したいんですね。ではどうですか、課長、1人当たりの保険料負担、この辺の直近3年間の推移、お答えいただけますか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（大網久子） 毎年7月に保険料の決定をしておりますが、その時点での被保険者数で割った数字でお答えいたします。

令和5年度が5万3,600円、令和6年度が5万9,600円、令和7年度が6万5,100円となります。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 課長、今お答えくださった形で直近3年間、保険料が推移しているという理解でいいんですよね。医療費はどうですか、課長、1人当たりの医療費の推移なんていうのは、令和4、5、6、直近3年間、お答えいただけますか、お願いします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（大網久子） では、令和4年度から順に申し上げます。

令和4年度は1人当たり72万8,958円、令和5年度が72万5,421円、令和6年度が76万

9,248円となっております。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 本市、旭市の医療費水準というのは、県と比較してどうなんですか、課長、お願いします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（大網久子） 令和6年度の比較で申し上げますと、千葉県の平均は85万7,385円ですので、旭市と比べますと8万8,137円ほど高くなっております。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 予算の審査でもあれなんですから、一般会計繰入金、令和7年度におきましては2億2,750万5,000円、令和8年度は2億3,536万5,000円と、一般会計が繰り入れられておりますね。推移は確実に増加している。これ課長、簡単な理由だと思うんですが、増加する推移、この増加理由を端的にお示しいただけますか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（大網久子） 一般会計繰入金につきましては2種類ございます。まず事務費繰入金、こちらは後期の会計で事務を行うための事務費ということで、一般会計から頂いております。

もう一つが、保険基盤安定繰入金がございます。こちらが少し高額になりますけれども、こちらは所得の低い方や社会保険の被扶養者であった人に対して保険料を軽減しておりますが、その軽減分を一般会計から特別会計へ繰り入れることになっておりまして、その金額が、その低所得の方が増えているということです。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 課長、時間がありません、ざっくり改定内容は何なんだ、要因は結構ですから、改定内容三つたしかあったと思います。それをお答えください。お願いします。何が変わるの、令和8年度、9年度は。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（大網久子） まず保険料率が変わります。こちらについては原則2年ごとに千葉県後期高齢者医療広域連合において見直し、改定が図られ、令和8年度は改定の年とな

ります。保険料は均等割額と所得割率で決定されております。

今回の保険料率の改定内容は、医療分均等割額が5万1,000円、所得割率が9.40%、賦課限度額が85万円となり、7年度と比較しますと均等割が7,200円の増、所得割率が0.29ポイントの増、賦課限度額が5万円引き上げられました。

また、8年度から新たに保険料とあわせて徴収されます子ども・子育て支援金分は均等割額が1,310円、所得割率が0.25%、賦課限度額が2万1,000円と決定されました。

もう一つ、国の制度改正により均等割額の軽減対象も今より拡充されます。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員の一般質問を終わります。

伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 時間を過ぎております。課長の答弁が1分近く延びましたので、私の最後の、これは質問ではありません。最後言って終わりにしていただけないか。局長が駄目だ、駄目だと言っていますけれども、最後、質問ではありません、これお伝えして終わりにしたいんです。これ議長、駄目ですか。仕切るのは議長ですよ、議長、お願いします。

○議長（宮内 保） 端的にお願いします。

○6番（伊場哲也） ありがとうございます、議長。

この制度は、国や運営は広域連合、しかしながら、窓口で対応するのは旭市です。困っている高齢者に対しては、本当に親身になって相談をしてあげたい、してあげてくださる旭市役所だということを期待して、伊場の一般質問を終わります。議長、ありがとうございます。

○議長（宮内 保） 伊場哲也議員の一般質問を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

○議長（宮内 保） なお、次回は19日、定刻より会議を開きます。

これにて本日の会議を散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時13分

令和8年旭市議会第1回定例会会議録

議事日程（第5号）

令和8年3月19日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 予算審査特別委員長報告
 - 第 2 質疑、討論、採決
 - 第 3 常任委員長報告
 - 第 4 質疑、討論、採決
 - 第 5 常任委員長陳情報告
 - 第 6 質疑、討論、採決
 - 第 7 事務報告
 - 第 8 閉 会
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 予算審査特別委員長報告
 - 日程第 2 質疑、討論、採決
 - 日程第 3 常任委員長報告
 - 日程第 4 質疑、討論、採決
 - 日程第 5 常任委員長陳情報告
 - 日程第 6 質疑、討論、採決
 - 追加日程第1 発議案上程
 - 追加日程第2 提案理由の説明
 - 追加日程第3 質疑、討論、採決
 - 日程第 7 事務報告
 - 日程第 8 閉 会
-

出席議員（19名）

1番 金 澤 雅 哉
3番 戸 村 ひとみ

2番 高 橋 美千子
4番 常世田 正 樹

5番	伊藤春美	6番	伊場哲也
7番	平山清海	8番	崎山華英
9番	永井孝佳	10番	井田孝
11番	島田恒	12番	片桐文夫
13番	遠藤保明	14番	宮内保
15番	飯嶋正利	16番	宮澤芳雄
17番	伊藤房代	18番	木内欽市
19番	松木源太郎		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	米本弥一郎	副市長	柴栄男
教育長	向後依明	秘書広報課長	寺嶋和志
行政改革推進課長	椎名実	総務課長	向後稔
企画政策課長	榎澤茂	財政課長	池田勝紀
税務課長	多田仁	市民生活課長	齋藤邦博
環境課長	大八木利武	保険年金課長	大網久子
健康づくり課長	黒柳雅弘	社会福祉課長	向後利胤
子育て支援課長	八馬祥子	こども家庭課長	石橋康司
高齢者福祉課長	椎名隆	商工観光課長	金杉高春
農水産課長	伊藤弘行	建設課長	齊藤孝一
都市整備課長	飯島和則	会計管理者	戸葉正和
消防長	常世田昌也	上下水道課長	向後哲浩
教育総務課長	飯島正寛	生涯学習課長	江波戸政和
スポーツ振興課長	林甲明	監査委員局長	杉本芳正
農業委員会事務局長	金谷健二		

事務局職員出席者

事務局長 穴澤 昭和

開議 午前10時 0分

○議長（宮内 保） おはようございます。

ただいまの出席議員は19名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（宮内 保） 予算審査特別委員会及び各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、配付のとおりであります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮内 保） 配付漏れないものと認めます。

◎日程第1 予算審査特別委員長報告

○議長（宮内 保） 日程第1、これより予算審査特別委員会に付託いたしました議案第1号から第8号までの審査経過と結果について、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長、永井孝佳議員、ご登壇願います。

（予算審査特別委員長 永井孝佳 登壇）

○予算審査特別委員長（永井孝佳） おはようございます。

予算審査特別委員会委員長の報告を申し上げます。

去る2月27日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第1号、令和8年度旭市一般会計予算の議決について、議案第2号、令和8年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、議案第3号、令和8年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第4号、令和8年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第5号、令和8年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、議案第6号、令和8年度旭市水道事業会計予算の議決について、議案第7号、令和8年度旭市公共下水道事業会計予算

の議決について、議案第8号、令和8年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決についての8議案について、審査経過及び結果を申し上げます。

去る3月6日、9日及び10日のそれぞれ午前10時より、議会委員会室におきまして本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

議案第1号について申し上げます。

1点目として、地域おこし協力隊業務委託料、550万円の内訳と活動費用は足りているのかとの質疑では、報酬が350万円で活動費が200万円である。地域おこし協力隊の活動費が足りないとの話は聞いていないとの答弁がありました。

2点目として、社会福祉総務費について、令和7年度までは合同金婚式の委託料があったと思うが事業廃止となったのか、または別の形での実施となったのかとの質疑では、庁内で検討した結果、廃止とした。理由としては、近年参加者が減少していることと、単身者や参加したくてもできなかった方に配慮したものであるとの答弁がありました。

3点目として、児童家庭相談事業の子育て短期支援事業委託料について、新規事業と思われるがその内容はどの質疑では、保護者の疾病、出産、育児疲れ、養育不安などによって家庭での養育が一時的に困難な場合に、子どもを短期的に施設が受け入れ、安全に養育保護することを目的とした事業である。保護者も休息や生活の立て直しの時間を確保することで、虐待の未然防止や家庭機能の回復につながる目的もある。対象年齢は、5歳以上18歳未満の子どもであるとの答弁がありました。

4点目として、民間教育・保育施設改築等事業の内容はどの質疑では、干潟町中央保育園の園舎の改修として、屋根・外壁改修、エアコンの更新等を行う。全体工事費は約4,000万円で2分の1を国が、4分の1を市と事業者がそれぞれ負担するとの答弁がありました。

5点目として、生活排水処理施設管理費について、飯岡の排水処理施設は今後どのように事業をやっていくのかとの質疑では、水質検査によると改善傾向にあり、合併浄化槽の普及も進んでいることから、将来的には役割を終える方向で検討しているとの答弁がありました。

6点目として、観光施設管理費の指定管理料について、刑部岬展望館のエレベーターが壊れているがどうするのかとの質疑では、エレベーターは設置から25年が経過し、改修のための交換部品が製造中止となっている。製造中止となっている部品を含め、完成には約2年かかる。さらに、工事設計価格は約5,000万円となることから、現時点では改修は行わないとの答弁がありました。

7点目として、観光イベント事業の七夕市民まつり補助金について、令和7年度と比較して300万円の減額となっている。実行委員会から予算の増額を求める要望書が提出されたそうだが、要望書はどのように処理されたのかとの質疑では、令和7年度は、市制20周年とのこともあり増額されていた。物価高騰などの中、運営は大変であるが持続可能な事業として見直しも含め工夫しながら進めていただきたい。要望書については、担当課で受領し財政課との協議を経て、市長了解の下、予算計上したとの答弁がありました。

8点目として、冠水対策排水整備事業の事業内容はとの質疑では、道路冠水が多発する地域において、集中豪雨や台風等による浸水の解消や緩和を図る事業でイ地区及び後草地区を予定している。調査・設計委託料として、イ地区は、工事完了区間に隣接する家屋に対して、工事による家屋損傷がないかを14棟予定。後草地区は、工事予定区間に隣接する家屋に対して、工事前の家屋損傷の状況を11棟確認するもの。工事請負費については、イ地区では297メートルの舗装の本復旧工事を予定し、後草地区では110メートルの排水整備工事を予定しているとの答弁がありました。

9点目として、非常備消防事務費のアプリ使用料の内容はとの質疑では、消防団の活動支援を目的としたもので、火災の位置情報や水利情報、また消防団員が現場活動を行った際の活動報告等の管理をアプリによって行うものであるとの答弁がありました。

10点目として、育英資金給付事業の育英資金給付金について、希望している人数と採用人数が令和7年度と比較して増減はどうなっているかとの質疑では、令和7年度の実績は、高校生の申込者は48名で、うち採用者は41名、大学生等の申込者は53名で、うち採用者は40名であった。

年々、育英生は増加し、給付額も急激に増加している中で、令和8年度は国や県が実施する就学支援制度が大幅に拡充されたことから、本制度の見直しを行った。高校生については、令和8年度から保護者の収入要件が撤廃されて授業料の負担がなくなることから、本事業の募集を中止し、大学生等については、保護者の収入状況に応じて手厚い支援が展開されていることから、本事業では、国の支援の対象とならない大学等の学生を支援対象とし、誰もがいずれかの公的支援を受けられるようにした。

その結果、令和8年度は高校生は新規採用者はなし、継続者43名、大学生等は新規採用者7名、継続者74名への給付を見込んでいるとの答弁がありました。

次に、議案第2号について申し上げます。

1点目として、病院債について令和8年度末現在高見込額が約200億円である中で、旭中

中央病院の健康状態はどうなるのかとの質疑では、ここ数年、赤字が続いているが、経営改善に向けて中期計画の変更や医療機器などの整備に際し、有利な起債を借入れするなどの見直しを行っている。物価高騰に伴う国の補助金交付や病院収入の一番大きな部分を占める診療報酬の改定も行われることから、中期計画の最終年度あたりで黒字化も見込めるのではないかと考えている。また赤字決算でも、現在は病院の内部留保資金もあることから、経営は安定していると考えているとの答弁がありました。

次に、議案第3号について申し上げます。

給料及び職員手当等の状況について、医師の給与の内訳はどの質疑では、給与には、給料と通勤手当、扶養手当、管理職手当、特殊勤務手当、地域手当が入る金額となる。

次に、議案第5号について申し上げます。

配食サービス事業について、令和8年度1食分の金額や自己負担額に変更はあるのかとの質疑では、物価高騰等の影響から、配食に係る1食分の単価を調理費550円と、安否確認を含めた配送代400円による合計950円としている。来年度から150円の増額とし、自己負担額も100円の増額を予定しているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第1号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決し、議案第2号から議案第8号までの7議案は全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり、報告いたします。

令和8年3月19日、予算審査特別委員会委員長、永井孝佳。

○議長（宮内 保） 予算審査特別委員長の報告は終わりました。

◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（宮内 保） 日程第2、これより議案第1号から議案第8号までについて、質疑、討論、採決を行います。

初めに、委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○議長（宮内 保） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員のご登壇を願います。

(19番 松木源太郎 登壇)

○19番(松木源太郎) 議席番号19番、日本共産党、松木源太郎です。2026年、令和8年第1回定例会に当たり、議案第1号、2026年、令和8年度旭市一般会計予算の採択に反対の討論をいたします。

市長は、新年度の市政運営を「まち・ひと・しごと創生法に基づき、急激な人口減少に歯止めをかけ、地域の活性化を図り、持続可能な社会の実現を目指すものであります。」と書いておりました。さらに「第3期総合戦略」の2年目に入り、SDGsの推進やデジタル技術を効果的に活用しながら、将来都市像である「みんなで創る未来 ず〜っと大好きなまち旭〜健康で心豊かな暮らし “ウェルビーイング” の向上〜」が実現し、市民一人ひとりが健やかで幸せで満足した暮らしを送ることができるよう、全力で取り組んでまいりますと重点プロジェクトを並び上げました。

しかし、将来の特殊出生率を令和4年の1.18から令和5年に1.38に上昇して、令和12年の1.80、国民希望出生率であります。令和42年まで維持するとの望みは、令和6年に1.21となり、夢の仮定の値となりました。

令和8年度の旭市一般会計予算ですが、各種の新しい事業も始まりますが、市民に身近な事業がどのように取り扱われているかじっくりと検討してみますと、十分に検討されて事業が行われているのか、疑問の事業八つを選び、その中身について吟味いたしました。

初めに、1、放課後児童クラブ運営の業務委託事業についてであります。令和7年、債務負担行為の議決は3億2,257万2,000円でした。初年度の委託料、主に保育園を中心としている株式会社アンフィニというところが運営委託を任されて3年間運営しますが、特に職員の手当の問題や指定管理の議案も出さないでどのように運営していくのでしょうか。大変疑問を持ちました。

2番目が、旧飯岡町の生活排水処理施設管理費964万円であります。現在でも年間1,000万円近く費用がかかっていますが、水質は良いというのですが、一時的に濁った水が流れる場合があること、上流部はどのようになっているかを調査しているのか、水質の汚染具合を示すBODが17だそうでありますから、このまま海に流しても海水浴をしないなら問題はないと思いますが、このままいつまでこの処理場を働き続けさせるのでしょうか。

3つ目、廃棄物収集運搬処理委託料、1億8,302万9,000円あります。2者に委託して収

集しているが、収集の方法に大変疑問があります。

ごみのステーションを回るとき、マグネットでつける収集車と分かるプレートをつけるそうですが、有料でゴミを集めている車と間違われたいのでしょうか。大変疑問な点を私は見ております。

4番目、有害鳥獣駆除事業、758万8,000円であります。今まで猟友会にお願いをしていましたが、今年から鳥獣被害対策実施隊員を新設して、わなの見張りなどをしていただくそうですが、費用が2倍になります。この方法は、今日持ってきましたが、山武市の2月の広報に載っておりますが、これと同じ方式をしようとするものです。

わなの見張りなどをしていただくそうですが、費用が2倍になったこの方法をこれからも続けていくのでしょうか。今までの実は事業につきましては、この半額程度でしたが、ほとんど同じような写真が載っていたりして、私はある方に頼まれて情報公開でこんなに資料を取りまして見ました。そういうことを考えると、この事業は何だったのかということを描きたいと思います。

その一方、同じようなものでも大変実質的なものがあります。これは商工振興費の旭市の工業団地周辺の有害鳥獣の駆除で、年間52万9,000円ですが、この鳥獣駆除委託料は大変すっきりしていて中身がよく分かります。つまり、このように市の行政できちっと調べなければいけないことがあるのに、十分やられていないんですよ。

6番目、商工振興費の観光費、長熊釣堀センターであります。ここは、実は平成24年に指定管理にしようとして、議員の中で大激論がありまして、反対と賛成の討論がされております。そして一時、指定管理になりましたが、その後また元の直営に戻っております。

1,590万円、今回はまた指定管理料が計上されております。干潟地域の有名な釣堀です。令和6年度に市外から年間1万907人もの方々が釣りに来ます。1回当たり1,000円でしたが、市外の方は1,300円になりました。ですから、1年間にこれだけで1,300万円の収入がある。恐らく人件費などほとんどんぐらいになるでしょう。

答弁では、ヘラブナが少ないので2.5トン程度を3トンに増やすというお答えがありましたけれども、もっと有用に活用し、干潟地域の発展の柱になるということを思います。

7番目、冠水対策排水整備費、1億4,993万円あります。これは実は、旧海上中学校跡地、民間で何が活用できるかということで、今、調査が始まっております。しかし、ここ旧海上中学校跡地に建物ができてしまうと、また飯岡からの県道が雨の際、雨水がたまってしまうおそれがあります。こういうことを考えないで、この調査を始めるのでしょうか。

8、図書館費、図書購入費が715万5,000円です。県立図書館から建物を引き受けるまでに、一定の図書を増やさなければならぬと思いますけれども、そういう準備はされているようには見えません。

私は、今回の一般会計で、8点ほど公に疑問を呈しましたがけれども、個々の事業についても大変疑問があります。そういうことを含めまして、いい事業はいっぱいやっていることは認めますけれども、今回の議案第1号、令和8年度旭市一般会計予算の採択に反対の立場をもって、討論させていただきました。ありがとうございます。

○議長（宮内 保） 続いて、崎山華英議員、ご登壇願います。

（8番 崎山華英 登壇）

○8番（崎山華英） 議席番号8番、崎山華英です。議案第1号、令和8年度旭市一般会計予算に対し、私からは賛成の立場から討論を行います。

本予算案は、総額328億2,000万円で、前年度比13億8,000万円、率にして4.0%の減少となりました。物価高騰の継続や社会保障関係費の増加など、本市を取り巻く財政環境は決して楽観できるものではありません。

その中で、本予算案は限られた財源をいかに効率的に市民生活へ還元するかを追求した、極めて現実的かつ堅実な編成であると評価いたします。

賛成とする第1の理由は、忖度のない見直しと真に必要な施策への重点化です。具体例を挙げると、本予算案では、長寿祝金支給事業の支給対象年齢や支給額を見直したことで、前年度の約894万円から624万円へと減額を図るとした一方で、高齢者等の移動を支える外出支援サービス事業の需要増加やデマンド交通事業では、物価高騰に起因する委託料の増を見据えた必要な予算措置がなされています。

慣例的な支出を抑え、市民が日々直面する課題解決に資する実益重視の予算配分へとかじを切った点は、持続可能な行政運営の観点から非常に合理的であると考えます。

第2に、将来世代の環境整備に対する着実な投資です。ひかた椿小学校の開校準備や海上地域小学校の整備が着実に進められるほか、近隣自治体に先駆けて導入される5歳児健診や放課後児童クラブの民間委託による充実など、質を重視した子育て支援が随所に盛り込まれている点が挙げられます。

学校給食費については、国・県の補助金を最大限活用できることで、市の負担が大幅に軽減され、これまで定評のあった旭市の給食の質が今後も堅持され、さらなる食育の向上に期待が持てます。

第3に、住民生活に直結する自治体DXの推進です。全公立保育所へ向けたICTの導入、災害時の罹災証明発行を迅速化する被災者支援システム、消防団の運営を支援する情報共有アプリなど、本市DX推進計画の策定が控える中、デジタルの力を事務の効率化だけではなく直接的に市民の安心・安全を高める手段として、全庁横断的に取り組まれることが予算書からも読み取れます。これらは、限られた人的資源の中で行政サービスを維持するために不可欠な取組です。

最後に、将来の負担を見据えた健全な財政規律についてです。新庁舎や広域ごみ処理施設の建設に伴う借入れの償還が開始され、来年度に償還のピークを迎えるという厳しい現実に対し、本市はこれまで積み立ててきた減債基金から初めて5億円を繰り入れることで、財源の平準化を図ります。

さらに、新たな市債の発行額を前年度比で約10億8,600万円、率にして40%の大幅な抑制とする点も含めて、将来世代に過度な負担を残さないための計画的な財政運営の姿勢が現れていると言えます。

本予算案は、単に真新しい新規事業を並べるだけではなく、既存事業の精査と将来のリスク管理を徹底しつつ、米本市長が目指す市民のウェルビーイング向上に向けた土台を固めるものと考えます。

これからの10年、20年先を見据えた持続可能な市政運営に向けた最善の編成であると確信し、賛成の討論といたします。

○議長（宮内 保） 以上で、討論を終わります。

これより採決をいたします。採決は電子表決システムで行います。

議案第1号、令和8年度旭市一般会計予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、令和8年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、令和8年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、令和8年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、令和8年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、令和8年度旭市水道事業会計予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、令和8年度旭市公共下水道事業会計予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、令和8年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 常任委員長報告

○議長(宮内 保) 日程第3、これより各常任委員会に付託いたしました議案第9号から議案第23号までと議案第27号の審査経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員長、常世田正樹議員、ご登壇願います。

(建設経済常任委員長 常世田正樹 登壇)

○建設経済常任委員長(常世田正樹) 建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月12日、午前10時より議会委員会室において議案説明のため、執行部の出席を求め、本委員会を開催いたしましたので、審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

去る2月27日の本会議において、本委員会に付託されました議案は、議案第9号、令和7年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、議案第11号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、市道路線の認定についての4議案であります。

まず、議案の審査結果から申し上げます。当委員会に付託されました4議案については、別紙報告書のとおり全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号の主な質疑について要約して申し上げます。

初めに、鳥獣被害対策実施隊員の報酬は年額2,000円とのことだが安いのではないかとの質疑では、非常勤職員としての身分に基づく報酬であり、近隣自治体における報酬を勘案するとともに、実際の活動に対する日当は旭市鳥獣被害防止対策協議会から別途支払われるこ

とを踏まえての設定であるとの答弁がありました。

次に、議案第18号の主な質疑について申し上げます。

住宅が解体されて更地となると、砂ぼこりなどが飛散するが、団地内の住宅が全てなくなるまでそのままにしておくのかとの質疑では、解体撤去後、更地にして碎石等で飛散防止をする。全体が撤去された場合は利用計画を検討するが、現状では撤去したところだけ飛散防止を行うとの答弁がありました。

また、双葉団地の世帯数は32世帯とのことだが、改正後の36戸との差、4戸は空き家のまま取っておくのかとの質疑では、戸建てだけでなく長屋式の住宅もあり、長屋での空き室もあることから、戸数と世帯数に差が生じている。長屋の一部だけを解体することはできないため、空き室としているとの答弁がありました。

以上のおおりでありましたので、報告いたします。

令和8年3月19日、建設経済常任委員長、常世田正樹。

○議長（宮内 保） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員長、伊場哲也議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 伊場哲也 登壇）

○文教福祉常任委員長（伊場哲也） 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る2月27日の本会議において、本委員会に付託されました議案第9号、令和7年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、議案第10号、令和7年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第15号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号、旭市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号、旭市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定について、議案第22号、指定管理者の指定についての7議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月13日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第9号の1点目として、主な質疑について申し上げます。

中学校施設改修事業について、設計・監理委託料と校舎等改修工事の内容はどの質疑では、中学校5校、体育館への空調設備設置工事に関するもので、設計・監理委託料と工事の内容は足場の設置、室内外機の設置、ボールガードの設置、受変電設備の改修を行うものとの答

弁がありました。

続いて2点目として、空調設備設置工事の中に、断熱工事も含まれているのかとの質疑では、断熱工事は含まれていない。今後、状況に応じて行うとの答弁がありました。

続いて3点目として、空調設備設置工事の設計年度と工事年度はいつかとの質疑では、令和7年度補正予算で計上し、繰越し事業として令和8年度に工事を行うとの答弁がありました。

続いて4点目として、第一学校給食センターと第二学校給食センターの賄材料費について、どういった食材の値上がりによるものか、また何か月分が不足となったのかとの質疑では、食材については、米や野菜の値上がりの影響が大きい。予算としては、3月分の一部が不足となったとの答弁がありました。

次に、議案第10号の質疑について申し上げます。

諸収入の第三者納付金は何件分か、また回収率はどの程度かとの質疑では、3件分で全て回収済みであるとの答弁がありました。

次に、議案第15号の質疑について申し上げます。

まんざい保育所は、統合後どうなるのか、解体して跡地利用する考えはあるのかとの質疑では、旭市学校施設利活用基本方針に準じて、庁内で協議をして決定するとの答弁がありました。

次に、議案第20号の質疑について申し上げます。

青少年問題協議会は、どのような役割を担っていたものなのか、また廃止することで、市民への影響はないのかとの質疑では、青少年問題協議会は、青少年に関する施策について、必要な事項の調査審議や関係機関との連絡調整、意見の具申などを行っていた。ほかの協議会等に役割が引き継がれていることから市民への影響はないとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、付託されました7議案について全員賛成でそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり、報告いたします。

令和8年3月19日、文教福祉常任委員長、伊場哲也。

○議長（宮内 保） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員長、崎山華英議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 崎山華英 登壇）

○総務常任委員長（崎山華英） 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る2月27日の本会議において本委員会に付託されました議案第9号、令和7年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、議案第12号、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号、旭市過疎地域持続的発展計画の策定について、議案第27号、専決処分承認についての7議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月16日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第9号の主な質疑について申し上げます。

1点目として、基金繰入金が減額されているが年度末の財政調整基金はどのようになるのかとの質疑では、今回の補正が可決されると令和7年度末で74億4,145万1,000円程度となるとの答弁がありました。

2点目として、市債について、この時期に約5億円という大きい額の発行に至った経緯はとの質疑では、理由は二つあり、一つ目は国の補正予算による交付金を活用する事業において有利な起債が活用できるためであり、主な対象事業は中学校の屋内運動場空調設備工事である。

二つ目は、令和7年度で終了する合併特例債の発行可能額が残っていることから、令和8年度実施予定事業を前倒しして計上したもので、主な対象事業は消防本部の空調設備の更新であるとの答弁がありました。

次に、議案第12号の主な質疑について申し上げます。

通勤手当の改正について、市職員の通勤方法の割合はどうなっているか、また改正されることでの財政的な影響はどの程度かとの質疑では、通勤方法の割合は自動車が91%、徒歩が5.7%、自転車は2.1%、公共交通機関が1.1%である。自転車や原動機付自転車も普通自動車と同じ区分となるが、割合が少ないため通勤手当に影響はないとの答弁がありました。

次に、議案第13号の主な質疑について申し上げます。

条例改正の内容はとの質疑では、パートタイム会計年度任用職員の報酬に地域手当分を加

算して支給することから、加算する率を改正するものとの答弁がありました。

次に、議案第14号の主な質疑について申し上げます。

国保税の課税限度額について、子ども・子育て支援金はいつ決定するのかとの質疑では、子ども・子育て支援金の限度額は、国民健康保険料では昨年11月に3万円とすることで決定している。国保税は、例年3月31日に国の施行令により決定されるため、保険料と同額であれば3万円となり、専決処分により条例改正を予定しているとの答弁がありました。

次に、議案第19号の主な質疑について申し上げます。

改正後に、サウナの種類が二つとなるがその違いはどの質疑では、一般的にある屋内のサウナのほかバレル型やテント型のサウナが増えてきたことから、国において設置基準を設けた。バレル型などは、熱源機器が6キロワット以下の小さいもので、離隔距離を一般的なサウナの距離に合わせると不都合があるため、緩和処置として一般サウナと簡易サウナを分けたとの答弁がありました。

次に、議案第21号の主な質疑について申し上げます。

過疎地域持続的発展計画はどのようにしてつくったのかとの質疑では、計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定されている市町村計画として策定した。具体的には、これまでの実績や次期5か年で行うべき事業の洗い出しなどを、庁内の関係課と調整し計画に盛り込んだとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げますが、審査の結果、別紙報告書のとおり7議案のうち議案第14号と議案第21号は賛成多数で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決し、その他の議案については全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決、承認すべきものと決しました。

以上のとおり、報告いたします。

令和8年3月19日、総務常任委員会委員長、崎山華英。

○議長（宮内 保） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第4 質疑、討論、採決

○議長（宮内 保） 日程第4、これより議案第9号から議案第23号までと議案第27号につい

て、質疑、討論、採決を行います。

初めに、各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(宮内 保) 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

ここで、松木源太郎議員の討論であります。松木源太郎議員から議案第14号について、討論の通告を取り消したいとの申出があり、これを受理いたしましたので報告いたします。

それでは、討論の通告がありますので発言を許可いたします。

松木源太郎議員はご登壇願います。

(19番 松木源太郎 登壇)

○19番(松木源太郎) 私は、議案第21号、旭市過疎地域持続的発展計画の策定について反対の討論をいたします。

5年ごとに策定する過疎地域持続的発展計画の見直しに当たっては、令和7年12月1日から12月15日まで素案に対する意見を市は募集いたしました。意見は5人いらっしゃって——ここにありますが——意見は10件提出されましたが、いずれも今後の参考にするご意見にお答えするので、意見で修正されたところはありませんでした。

次に、15の項目を市として入れ替えました。令和8年度から令和12年度の計画を策定しております。ところが、私が調べてみますと、令和3年から令和7年までの計画がここにあります。全部読みますと、全く同じところがずっと続いているんです。なぜでしょうか。結局、意見は15日間伺ったけれども、5人で10件、それは全部これには反映しないと言っている。

15の項目を終わったものは終わったと消していく、新しいものを連れていく。これを見てみますと全く同じ内容がずらっと書いてあるわけです。こういう5年ごとの決め方でもって、最初につくった計画をそれだけをチェンジしていくのでは何にも計画で新しく考えることないわけですね。

私は最初の質疑のときにまだこのことを知りませんでしたから、一生懸命読んでこうすればいい過疎地域計画になるだろうということを提案をいたしましたけれども、残念ながら市にはそういう考えがなく、何か同じことの繰り返しをすれば、つまり過疎債を取るためにこれを出せばいいんじゃないかと考えているとしか考えられません。

こういう行政の進め方が、市のいろんな計画を駄目にしていくわけですから、ぜひこの点については意見を述べたいということで発言を求めました。

以上です。

○議長（宮内 保） 以上で討論を終わります。

これより採決をいたします。

採決は電子表決システムで行います。

議案第9号、令和7年度旭市一般会計補正予算の議決について原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、令和7年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、旭市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、旭市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、旭市過疎地域持続的発展計画の策定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号、市道路線の認定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第27号、専決処分の承認について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第27号は原案のとおり承認されました。

◎日程第5 常任委員長陳情報告

○議長（宮内 保） 日程第5、これより文教福祉常任委員会に付託いたしました陳情第1号の審査経過と結果について、委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員長、伊場哲也議員はご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 伊場哲也 登壇）

○文教福祉常任委員長（伊場哲也） 文教福祉常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る2月27日の本会議において、本委員会に付託されました陳情第1号、保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月13日、付託議案の審査終了後、陳情の審査を行いました。審査の中で、法令どおりに保育士の配置が進んでいない状況を踏まえると、施設を運営する側の考えも理解できるといった意見のほか、配置基準について、法令で決まっているものに対して経過措置が設けられているが、それを撤廃することによって保育の改善などが前向きに進むと考え、賛成する等の意見がありました。

審査では、別紙報告書のとおり賛成多数で採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和8年3月19日、文教福祉常任委員長、伊場哲也。

○議長（宮内 保） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

◎日程第6 質疑、討論、採決

○議長（宮内 保） 日程第6、これより陳情第1号について、質疑、討論、採決を行います。

初めに、委員長の報告に対し質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮内 保） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（発言する人なし）

○議長（宮内 保） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

採決は、電子表決システムで行います。

陳情第1号、保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情について、採択と決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数。

よって、陳情第1号は採択と決しました。

会議は途中ですが、ここで11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 7分

再開 午前11時25分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらな

る改善を求める意見書の提出についての1発議案であります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(宮内 保) 配付漏れないものと認めます。

ただいま、発議案に伴う追加日程について議会運営委員会を開催していただきました。その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、島田恒議員、ご登壇願います。

(議会運営委員長 島田 恒 登壇)

○議会運営委員長(島田 恒) ただいま、議会運営委員会を開きまして発議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容についてご報告申し上げます。

本日提出されました発議案は、発議第1号、保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書の提出についての1発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

配付してあります令和8年旭市議会第1回定例会議事日程その2、本日3月19日木曜日、この後、追加日程第1、発議案上程、追加日程第2、提案理由の説明、追加日程第3、質疑、討論、採決。

以上で追加日程の協議についての報告を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長(宮内 保) 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。

発議第1号の1発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮内 保) ご異議なしと認めます。

よって、本発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 発議案上程

○議長(宮内 保) 追加日程第1、発議第1号の1発議案を上程いたします。

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（宮内 保） 追加日程第2、提案理由の説明を求めます。

発議第1号について、伊場哲也議員のご登壇を願います。

（文教福祉常任委員長 伊場哲也 登壇）

○文教福祉常任委員長（伊場哲也） それでは、発議第1号、保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案につきましては、意見書を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書。

保育所は、子育てを支える施設であり、幼い子どもの発達を保障し、命を守るために不可欠な社会的資源になっている。

保育所の機能拡充が進む一方で、職員配置や施設基準の改善は進まず、職員の負担増が深刻になっており、保育所での事故が増大している状況などを踏まえれば、現在の配置基準は不十分であり、子どもの命と安全を守るためにも保育士増員が急務となっている。

2024年4月から改正された児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が施行され、4・5歳児25人に対し保育士1人、3歳児15人に対し保育士1人としたが、経過措置が設けられている。また、1歳児の配置基準引上げの5対1については、法令改定はされず、2025年度予算に加算措置が盛り込まれたが、要件が厳しく対象となる施設が限定されている。

全ての施設において、基準以上の条件での保育を実現するために、1歳児の加算要件をなくした上で、法令改定により基準を引上げること、3歳児、4・5歳児は経過措置を撤廃することで、保育士等職員の負担を軽減し、子ども一人一人に対して丁寧な関わりを保障するとともに、全ての年齢で基準をさらに改善することが、保育現場と保護者の切なる願いである。

よって、国においては、保育士配置の基準引上げの早期完全実施とさらなる改善を実施することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策）、こども家庭庁長官、文部科学大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長宛てでございます。

以上、提案理由といたします。

○議長（宮内 保） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（宮内 保） 追加日程第3、これより発議第1号について、質疑、討論、採決を行います。

それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

暫時休憩します。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時35分

○議長（宮内 保） 再開します。

質疑はありませんか。

戸村議員。

○3番（戸村ひとみ） それではお願いいたします。

この発議案の提案理由を陳情の文面からそのままを提案理由とされました。

そこで、その文面の中から3点ほどお伺いしたいと思います。

保育園での事故が増大しているという文言がございましたが、これは増大というのを漠として分かりません。いつからいつまでの期間でどれくらい事故が増大しているのか、それが陳情のほうにもし、もしというか添えられていたらお願いいたします。

あと、この陳情を審査するに当たっては、恐らくこの事故のこととかも皆さん、委員会でもお考えになっていると思いますので、そのあたりのところをお願いいたします。

それから、配置基準が不十分ということとのこの事故の増大との関連性、つまり配置基準が満たされていれば事故は減るものなのかどうか、事故は限りなく減るものなのかどうか、そこのところのお考えをお願いいたします。

それから、全ての施設の保育状況、保育環境、これが向上するという事は配置基準の引上げによってなされるというような意味合いのことを書かれておりましたが、この配置基準の引上げというのが最重要事項なのか。ほかに保育状況、保育環境の引上げというものが最重要と考えられるようなことがあるのではないかと、そのところのお考えをお願いいたします。

公立では、全てがこういう配置基準とかも満たされる、即座に満たされると思いますが、私立等ではなかなかこういう環境整備とか条件の整備みたいなものは厳しい状況にあると、旭市の中でもそういう状況にあると思われれます。

そんな中で、この配置基準の引上げというのが保育園の保育環境の向上に向けての最重要事項なのかどうか、そのところをお願いいたします。

○議長（宮内 保） 戸村議員の質疑に対し、答弁を求めます。

伊場哲也議員。

○6番（伊場哲也） 戸村議員に対しての、質疑に対しての答弁をさせていただきます。

3点、ございました。まず1点目でございますけれども、事故、増大しているという提案理由の説明中で、いつからいつまでどれくらい増大かという質疑でございましたけれども、これ、陳情でございます。これが1点。

そして、2点目といたしまして戸村議員も文教福祉常任委員会に所属されており、審査に加わっていただきました。その中での意見交換また質疑では出されなかった件ではないかというふうに思います。

これ、皆様ご存じのとおり陳情でございますので、私が戸村議員の質疑の件、いつからいつまでどれくらい事故が増大しているかということについては、個人的な精査もしておりませんし、ですので、個人的な質疑に対しての答弁をすることはできません。ということで、答弁をいたします。

2点目の配置基準が不十分がために事故が減るかということにつきましては、これも私、個人的な見解で答弁をするということになれば、今現在、法令で示されている基準をもって保育所の運営をすれば少なくとも1人の保育士が見る園児の数が減るわけですから、だからといって根拠にはならない点もありますけれども、1人の保育士が25人見るよりは、1人の保育士が、例としてですけれども15人見たほうが、目が行き届くという視点、観点から事故を未然に防ぐことが可能であると、そういう率が高まるというふうに個人的には考えます。

戸村議員の質疑に対しての答弁になっているかどうかは定かではありませんけれども、提案の理由を説明させていただいた責任上、今のように回答をさせていただきました。

3点目のこれが最重要事項であるかどうかということについては、質疑ですから答弁しませんが、逆に戸村議員はそういう経験をおかされてきたわけですので、個人的に後ほど見解をお尋ねするにしても、最重要と言われますと、私自身は、いやそれ以外にも重要な事項はたくさんあるのではないかというふうに捉えます。

ただ、提案理由でも申し述べたとおり、極力、保育所の質、保育士の負担軽減、こういった点から陳情を皆さんに採択いただきましたので、その方向で進めていただきたいというふうに考えて、戸村議員の三つの質疑に対して答弁をさせていただきました。

以上でございます、議長。

○議長（宮内 保） 戸村議員。

○3番（戸村ひとみ） ご答弁ありがとうございました。

委員長のほうから、委員会でのこうしたその事故の増大の件数とかそういうもの、いつからいつまでのその件数、増大、果たして増大しているのかどうかというようなところも質疑がなかったというご答弁がございましたが、私は今回の陳情に関しましては、そういったところも全て、数字から根拠づけをして反対なら反対、賛成なら賛成にしたかったですから、継続審査を望みました。

ただ、意見として継続審査というのはどうかというのを言いましたら、継続はないというふうにお答えがありましたので、そうしましたら反対、賛成か反対かといったら反対するしかないんです。こういった数字の根拠というものが提示されない限り、軽々にちょっと賛成はできません。

しかも、先ほど委員長のほうもありました、私も保育のほうをやっておりましたので、私立……

○議長（宮内 保） 戸村議員、質疑ですからね。討論ではないですから、その辺ご理解していただきたいと思います。

○3番（戸村ひとみ） 分かりました。

ですから、継続審査になった後で、こういった細かいところを全てその次までの間に詰める、詰めていくのが適当ではないかなと私は思いましたものですから、そここのところの質疑はいたしませんでした、細かいところは、ただ意見としては述べさせていただきました、委員会の中でも。

今回の委員長のほうで、これはあくまでも陳情ですからということでしたが、陳情が出されて審査をするのは私たち一人ひとり、議員の仕事でございます。

○議長（宮内 保） 戸村議員、質疑ですからね。質疑をしてください。

○3番（戸村ひとみ） 分かりました。

ですから、そここのところの……

○議長（宮内 保） 簡潔、明瞭をお願いします。

○3番（戸村ひとみ） 陳情というものに対して、これからまた文教に上がってくる陳情とかもあるでしょうから、そここのところの委員長のお考えをお伺いしたいです。

○議長（宮内 保） ただいまの、討論ですから、質疑ではありませんから、答弁する必要はないと思いますので。

質疑ですから。

○3番（戸村ひとみ） 継続にできなかった理由をお伺いしたいです。

○議長（宮内 保） それはできないですから。

これで戸村議員の質疑を終わります。

そのほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮内 保） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（発言する人なし）

○議長（宮内 保） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

発議第1号、保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書の提出について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 松木議員、押してください。

（「白票だな」の声あり）

○議長（宮内 保） どっちかに。白票はないですから。

押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 事務報告

○議長（宮内 保） 日程第7、事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 向後 稔 登壇）

○総務課長（向後 稔） それでは、篤志寄附を受納しておりますので、ご報告いたします。

報告書の2ページをご覧ください。

一つ、金10万5,000円を旭市商工会チャリティーゴルフ大会様より、12月2日受納いたしました。

一つ、テント2張を共和地区社会福祉協議会様より、12月2日受納いたしました。

一つ、紅白まんじゅうを大松治子様より、12月2日受納いたしました。

一つ、精白米粒すけ760キログラムを、ちばみどり農業協同組合様より12月3日受納いたしました。

一つ、金10万円を旭タンカー株式会社様より、12月15日受納いたしました。

次のページになります。

一つ、創立150周年記念ファイルほか記念品一式を共和地区区長会様より、12月19日受納いたしました。

一つ、金10万円を株式会社H a j i m a r i様より、1月30日受納いたしました。

一つ、ランドセル8個を株式会社高野縫製様より、2月5日受納いたしました。

一つ、金10万円を株式会社求人ジャーナル様より、2月27日受納いたしました。

一つ、豚肉206.9キログラムを有限会社ブライトピック千葉様より、3月13日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長（宮内 保） 事務報告は終わりました。

◎日程第8 閉 会

○議長（宮内 保） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて令和8年旭市議会第1回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午前11時50分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 宮内 保

議員 戸村 ひとみ

議員 常世田 正 樹